

令和5年12月第6回人吉市議会定例会会議録（第1号）

令和5年11月27日 月曜日

1. 議事日程第1号

令和5年11月27日 午前10時 開議

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議第 87号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度人吉市一般会計補正予算（第5号））
- 日程第4 議第 88号 令和5年度人吉市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第5 議第 89号 令和5年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議第 90号 令和5年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議第 91号 令和5年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議第 92号 令和5年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議第 93号 令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議第 94号 令和5年度人吉市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第11 議第 95号 令和5年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議第 96号 令和5年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議第 97号 令和5年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議第 98号 令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議第 99号 令和5年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議第100号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議第101号 人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議第102号 人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議第103号 人吉市学校給食費に関する条例の制定について
- 日程第20 議第104号 人吉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議第105号 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議第106号 人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議第107号 人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第24	議第108号	公の施設の指定管理者の指定について	
日程第25	議第109号	市道の認定について	
日程第26	報第 12号	和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について	
日程第27	報第 13号	和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について	
日程第28	議第 73号	令和4年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について（継続）	厚生
日程第29	議第 74号	令和4年度人吉市公共下水道事業特別会計決算の認定について（継続）	
日程第30	議第 86号	令和4年度人吉市歳入歳出決算認定について（継続）	決特委

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり

3. 出席議員（16名）

1番	川 上 紗智子 君
2番	松 村 太 君
3番	徳 川 禎 郁 君
4番	池 田 芳 隆 君
5番	牛 塚 孝 浩 君
6番	宮 崎 保 君
7番	大 塚 則 男 君
8番	平 田 清 吉 君
9番	井 上 光 浩 君
10番	豊 永 貞 夫 君
11番	西 信八郎 君
12番	村 上 恵 一 君
13番	本 村 令 斗 君
14番	田 中 哲 君
15番	福 屋 法 晴 君
16番	宮 原 将 志 君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松 岡 隼 人 君
副 市 長	迫 田 浩 二 君
教 育 長	志 波 典 明 君
総 務 部 長	永 田 勝 巳 君
復興政策部長	浦 本 雄 介 君
復興政策部政策統括監	井 福 浩 二 君
市 民 部 長	松 尾 和 弘 君
健康福祉部長	瀧 上 麻 美 君
復興建設部長	瀬 上 雅 暁 君
復興建設部長 (復興担当)	若 杉 久 生 君
総 務 部 次 長	立 場 康 宏 君
総 務 課 長	那 須 裕 史 君
秘 書 課 長	上 村 英 明 君
会 計 管 理 者	徳 澄 賢 次 君
水 道 局 長	山 本 繁 美 君
教 育 部 長	小 澤 洋 之 君

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局 長	栞 原 亨 君
庶 務 係 長	平 山 真理子 君
議 事 係 長	栗 須 順 也 君
書 記	税 所 昭 彦 君

午前10時 開会

○議長（宮原将志君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより令和5年12月第6回人吉市議会定例会を開会いたします。

なお、溝口経済部長は、別途公務のため欠席されます。

会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付しております議長会の報告、その他の報告につきましては、口頭報告を省略し、書類報告に代えさせていただきます。なお、関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覧いただきますようお願いいたします。

日程第1 会期の決定

○議長（宮原将志君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

本件については、去る11月20日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君）（登壇） おはようございます。

令和5年12月第6回人吉市議会定例会に当たりまして、去る11月20日に議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日11月27日開会、明日28日、復興・安全まちづくりに関する特別委員会、29日から12月4日まで休会、5日、6日一般質問、7日一般質問及び委員会付託、8日予算委員会、9日、10日休会、11日、12日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、13日の午前、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、午後、予算委員会、14日から18日まで休会、19日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

次に、一般質問でございますが、一般質問につきましては質疑を含めた一般質問とし、一般質問の通告は11月30日木曜日午前11時に締め切りまして、登壇順番は抽選にて決定することにいたしております。一般質問は一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇1回、2回目から質問席にて行い、質問時間は50分以内としております。

また、執行部の答弁は自席から行うこととしております。

なお、継続審査となっております議第73号令和4年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、議第74号令和4年度人吉市公共下水道事業特別会計決算の認定

について、及び議第86号令和4年度人吉市歳入歳出決算認定については、本日、委員長報告の上、採決することにいたしております。

また、人事院勧告等に関連して提出されております議第88号から議第93号までの予算案件6件並びに議第100号から議第102号までの条例案件3件につきましては、委員会付託を省略し、本日審議を行い、採決することにいたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） 会期については、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、会期については、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（宮原将志君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に7番、大塚則男議員、8番、平田清吉議員を指名します。

日程第3 議第87号から日程第27 報第13号まで

○議長（宮原将志君） 次に、日程第3、議第87号から日程第27、報第13号までの25件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、おはようございます。

令和5年12月第6回人吉市議会定例会の開催に当たり、市政に対する所信の一端を申し上げる機会を与えていただきましたことに、心から厚くお礼を申し上げます。

近年、日本とアジア諸国との交流が活発化しております。特に九州においては、アジアの玄関口とも言われるように、東アジア諸国とも地理的に近く、特に沖縄県の南に位置する台湾との関係は、お互いの歩んできた歴史や半導体受託生産最大手TSMCの熊本県進出にも代表されるように、そのつながりもますます深化しつつあります。本市におきましても、令和2年豪雨災害時には、当時の台湾福岡総領事からの励ましのお言葉や様々な御支援を賜るなど、おかげをもちまして復旧・復興も順調に進み、現在に至っております。

一方、観光振興や経済交流という側面では、9月22日に、台湾高雄観光圏と人吉球磨観光地域づくり協議会との間で、観光発展及び地域活性化に関する包括連携協定を締結しており、さらには、同じ「幸福駅」という名称の駅があるという御縁から、鉄道による観光交流と相互送客などを通じ、互いの振興と友好を図る幸福駅同駅名友好提携締結式を、11月25日、くま川鉄道株式会社と新北大衆捷運股份有限公司との間で行うなど、両地域の自然、歴史、文化、産業などあらゆる面での結びつきが一層強まってくるものと期待する次第です。国、県

単位で申せば、既に台湾との交流は広く行われているところですが、人吉球磨地域としての本格的な交流は、これからますます活性化してくるものと存じます。今後も、様々な機会を捉え、台湾との関係深化に努め、人的、物的交流などを通じて相互発展に資する取組を推進してまいりたいと存じます。

防災対策関係でございますが、去る10月15日、県、警察、自衛隊、消防、市消防団、医療機関をはじめ、関係団体の皆様などに御参加いただき、大畑小学校をメイン会場に、人吉市総合防災訓練を実施いたしました。御多忙の中、訓練に御参加、御協力いただきました全ての皆様に、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

今回の訓練は、人吉盆地南縁断層付近を震源とするマグニチュード7.1規模の地震が発生したことで、電気・電話・水道などライフラインが一時途絶えるといった状況を想定し実施いたしました。初動対応として、防災行政無線にて緊急地震速報を発した後に、全ての市民を対象にシェイクアウト訓練を行いました。また、地震発生直後の職員の参集・安否確認訓練の後、災害対策本部の運営体制構築等をはじめ、人吉アマチュア無線クラブなどにも御参加いただき、情報伝達訓練並びに災害対応訓練を実施しました。

一方、大畑小学校におきましては、自衛隊などのほか、人吉市建設協会、災害派遣医療チームに御参加いただき、家屋の倒壊、土砂崩れ、落石、バスの転落事故などを想定し、災害時要支援者の搬送訓練や多数傷病者のトリアージ訓練を実施するとともに、新たな取組として、指定緊急病院による負傷病者の受入訓練を実施しております。さらに、大畑町の町内会等による自主防災組織におかれましては、避難行動要支援者の避難誘導や初期消火訓練、避難所運営訓練や、自衛隊と連携した給食訓練などに取り組んでいただきました。担当班を構成され、一人一人が決められた役割を果たしておられる様子を拝見し、「自分の命は自分で守る」「地域の安全は地域で守る」といった意識を、地域全体で共有されているものと、強く感銘を受けた次第です。有事は、いつ、何時襲ってくるか分かりません。日頃からのこのような行動が、もしもの際の的確な行動につながり、ひいては、自分自身、家族、友人、地域の方々の命を守ることに繋がっていくものと存じます。今後におきましても、自主防災組織の取組を、市として積極的に支援してまいります。

新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、令和3年から中止を余儀なくされておりました人吉市消防出初式でございますが、来年1月14日に、中神町のアクアパーク多目的広場で開催いたします。式典会場にて、規律競技、分列行進等を行った後、球磨川の九日町側右岸に移動し、一斉放水を行います。なお、会場変更により、恒例の炊き出しは中止となりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

被災市街地復興推進地域である青井、中心市街地両地区の事業の進捗状況でございますが、青井地区につきましては、公平かつ適正に権利者及び学識経験者から御意見をいただくことを目的とした土地区画整理審議会が、熊本県において開催されており、換地設計基準に基づ

き作成された換地設計案を各権利者に示し、併せて換地の間口や面積等を説明しながら仮換地の指定に向けた協議を進められております。

一方、中心市街地地区につきましても、紺屋町における土地区画整理審議会を開催しており、今後換地を行う際の指針となる換地設計基準等の設定や、仮換地の指定に向けた協議を進めております。また、去る11月17日には土地区画整理事業計画の変更に係る住民説明会を開催し、当初の事業計画から変更となった道路線形や公園及び泉田川の形状等について御意見をいただいております。引き続き、都市基盤の整備等を目的とした都市再生整備計画の策定をはじめ、復興まちづくり推進委員会や地区計画等策定に向けた座談会等を開催し、地域住民の皆様や熊本県と緊密な連携を図りながら、被災された方々の一日も早い生活再建とにぎわいのあるまちの再生に向け、事業の迅速な推進に努めてまいります。

中神地区遊水地関係でございますが、現在、国による用地取得に向けた地権者協議が行われております。また、これまでに開催した説明会等においていただいた御意見、御質問にお答えするため、再度、12月15日に関係者への説明会を開催する予定です。併せて、平時の利活用につきましても、市民の皆様から広く御意見を伺う場を設ける予定です。

大柿地区遊水地につきましては、今年6月から、国による用地調査が実施されております。8月末には、ほとんどの境界立ち合いが完了していることから、年明けに国と市による事業スケジュール等に関する説明会を開催する予定です。今後も引き続き、遊水地整備に関する御理解、御協力を賜りますよう、関係の皆様への丁寧な説明を心がけてまいります。

被災者支援関係でございますが、10月31日現在、調査済みの3,277世帯のうち、再建完了により支援を終了した世帯は2,917世帯であり、支援済みの割合は89.01%に達しております。

一方、今後も継続した支援が必要な世帯は360世帯ございますことから、本市としましては、引き続き、関係機関・団体との緊密な連携のもと、早期の生活再建に向け支援を継続してまいります。

令和2年7月豪雨災害義援金につきましては、受入額が47億1,817万1,437円となっております。10月19日には、2億5,494万4,252円を最終配分し、これまでと合わせて47億1,817万252円を配分いたしました。なお、残額については、人吉市社会福祉協議会へ寄附を行っております。この善意ある御支援に、被災された皆様も大変勇気づけられたことと思います。御寄附いただきました全ての皆様に、この場をお借りしまして心から感謝を申し上げます。

災害公営住宅関係でございますが、相良町に建設中の建物買取型災害公営住宅につきましては、今月30日に整備工事を完了し、来月10日に落成式を行います。なお、入居開始は来年1月からとなりますので、スムーズな入居に向け、被災者の皆方をサポートしてまいります。また、大工町・九日町に整備予定の土地建物買取型災害公営住宅整備事業につきましては、用地取得が完了し、現在、敷地測量等を実施しております。今後は、工事着手に向けた準備を進めてまいります。

一方、建設型応急住宅の利活用関係でございますが、仮設住宅154戸の譲渡に向け、現在、熊本県との協議を進めております。また、利活用予定の6団地につきましては、敷地整備に関する測量設計及び住戸改修の設計を行っております。被災された皆様の一日も早い生活再建に向け、引き続き住まいの確保や住環境の整備に全力で取り組んでまいります。

地域公共交通関係でございますが、人吉市予約型乗合タクシーにつきましては、全5路線のうち、利用者が最も多い下田代線におきましては、多くの要望をいただいた午後4時台の便を、来月1日から追加する予定としております。また、肥薩線の運休により、現在、交通空白地となっている矢岳・大野地区におきましては、新たなコミュニティ交通の導入として予約型乗合タクシーの実証運行を予定しており、地元町内の皆様との話し合いを進め、来年2月1日からの運行開始を目指してまいります。今後も引き続き、多様化するニーズに対応するため、路線の再編、運行形態やサービスの見直しを図るなど、持続的な移動サービスの提供に努めてまいります。

都市計画関係でございますが、人吉市都市計画マスタープランの一部となる人吉市立地適正化計画につきましては、居住誘導や都市機能の誘導を図る区域の設定に加えて、居住誘導区域に残存する災害リスクの回避・低減なども考慮した防災指針について、現在、都市計画審議会策定部会等において審議をいただいております。なお、都市計画マスタープランと立地適正化計画に関しましては、制度の内容について住民の皆様の御理解を深めていただくため、制度概要の説明会を、去る10月12日に開催しており、年明けには各種区域の設定や計画案等に関する説明会を行う予定です。両計画は、20年後の本市を展望し、安全・安心に裏付けされた活力あるまちづくりを目指して創り上げるものであり、今後も世代を超えた多様な皆様の御意見を伺いながら、来年3月の策定に向け事業を進めてまいります。

公園関係でございますが、中川原公園につきましては、今月から市施工による災害復旧工事に着手しております。なお、同公園に隣接する人吉大橋など、児童・生徒の通学路としても利用されていることから、安全面にも最大限配慮しながら、進入路の改修工事などを進めております。

また、中川原公園及び人吉城跡公園の今後の利活用につきましては、「両公園の未来を語る会」と題したワークショップを開催しており、参加者からは魅力ある公園として生まれ変わるためのアイデアなど様々な御意見をいただいております。今後は、両公園の持つ可能性をさらに引き出すための施策を展開しながら、市民の皆様と共に、憩いの場として、また観光や交流の場として、多くの皆様に末永く親しまれる公園を創り上げてまいりたいと存じます。

仮設商店街関係でございますが、モゾカタウン人吉駅前につきましては、今月末をもちまして全ての営業を終了いたします。それに先立ち、去る11月3日、同商店街のクロージングセレモニー及び閉店大感謝祭を開催いたしました。令和3年2月に営業を開始した同商店街

には、これまで延べ25事業者が入居され、仮店舗での営業を行ってこられましたが、11月21日現在、17事業者が再建を果たされ、7事業者が再建を目指して準備を進めておられます。本市といたしましても、人吉商工会議所等の関係機関と連携し、地域経済の本格復興に向けた取組を引き続き支援してまいります。

商工関係でございますが、昨今の電力・ガス・食料品などの価格高騰により生活に影響を受けている市民の皆様への支援及び市内経済の活性化を目的として、10月下旬から1人当たり6,000円の「ひとよし地域応援クーポン券」を交付しておりますが、さらに、一人当たり4,000円のクーポン券を追加交付いたします。追加分については今月23日から順次発送しておりますが、使用期限が来年1月31日までとなっておりますので、利用に際しては御注意くださいますようお願いいたします。

企業誘致関係でございますが、去る11月20日、福岡市に本社を置く株式会社テクノワールドと事業所の新設に係る立地協定を締結いたしました。同社は、労働者派遣事業、有料職業紹介事業、電子機器・電子部品の製造業などを行っている企業であり、本市に半導体製造装置用の部品等の製造工場を新設される予定です。本市といたしましても、雇用創出等、様々な効果が見込めることから、県や関係機関と連携し、同社の事業展開を支援してまいります。

高齢者福祉関係でございますが、去る9月21日、人吉市金婚夫婦表彰式を開催いたしました。今年度は、40組の御夫婦が50年という金婚の節目を迎えられています。当日は、御出席いただいた23組の御夫婦と共に、笑顔あふれる晴れやかな表彰式を執り行うことができました。昭和、平成、令和と、変化の著しい半世紀をお二人で力を合わせ乗り越えてこられたことに、改めまして敬意を表し、心からお祝い申し上げます。引き続き健康に十分留意され、心豊かな人生をお過ごしになりますよう心から祈念申し上げます。

また、高齢化の進展に伴い、認知症と診断される方が増えておりますことから、本市においても認知症対策に重点的に取り組んでおります。その1つとして、「地域でできる、脳内活性化」と題し、認知症予防に地域で取り組んでおられる「脳いきいきサロン」の代表者による活動内容の発表及び株式会社Re学 of the 川畑智代表による講演会を、去る9月22日、カルチャーパレスで開催し、多数の皆様にご来場いただいたところです。このような機会を通じ、今後も、認知症になっても安心して暮らせる地域体制づくりと、認知症を支える人材の育成に取り組んでまいります。

学校教育関係でございますが、子供たちが日頃から疑問に思っていることや思い描く未来など、子供ならではの豊かな感性から紡ぎ出された意見と向き合い、可能な限り市政に反映させる機会として、去る10月16日、中学生による子ども議会を開催いたしました。

当日は、市内3校の中学校から選ばれた3年生の代表8組16人が、「人吉市の未来を考える」をテーマに、市政に対する質問や提言を行いました。「未来を担う子供たちがみんな幸せに、そして責任ある大人になってもらいたい」、「自然がたくさんある人吉市で生き生き

と生活し、自分の可能性を伸ばしてほしい」との願いは、このまちで暮らす私たち大人全てに共通する思いではないかと存じます。子供たちの真摯な意見をしっかりと受け止め、ふるさと人吉を誇りに思えるようなまちを、共に考え、創り上げていくことが、責任世代としての私たちの使命であり、このような機会をいただきました学校関係者や保護者の皆様に感謝を申し上げます。

次に、学力向上の取組についてでございますが、去る11月20日、カルチャーパレスや市内小中学校を会場として「熊本の学び」研究発表会を開催いたしました。本市は、昨年度から2年間、熊本県教育委員会の研究指定を受けており、第一中学校校区の3校で、義務教育9年間を通じた学びの充実に向け研究を進めております。「学びをたのしみ、自らを高め続ける児童生徒の育成」を研究テーマとし、「授業の質の向上」、「学習環境」、「家庭との連携」の3つを柱として、3校の小中学校の先生方が組織的・意欲的に取り組んでこられた研究の成果の一端を、公開授業とパネルディスカッションという形で発信いたしました。当日は、県教育委員会や県内各地の先生方、球磨管内小中学校の先生方が多数参加され、実り多い研究発表会となりました。今回の成果を市内小中学校全体で共有し、さらなる学びの充実に向け、人吉市の小中学校が一丸となった取組を進めてまいりたいと存じます。

また、豊かな心の育成に資する取組として、来月22日、タレントのゴルゴ松本さんをお招きし、市内全中学生を対象とした「命の授業」を実施する予定です。全国的にも、SNS等による様々な事案が発生している現在、自他の命を大切にすることを育み、自らを律する力を高め、適切な言動につなげていけるよう、今後も家庭・地域との連携を推進してまいりたいと存じます。

文化振興事業関係でございますが、芸術の秋を彩る第68回人吉球磨総合美展が人吉クラフトパーク石野公園で開催されました。昨年同様、展示期間を前期、後期の2期に分け、前期は工芸、写真の2部門を、後期は絵画、彫刻、書道の3部門の作品を展示いたしました。期間中は、昨年を上回る約1,600人の皆様に御来場いただき、市内をはじめ、県内外から数多く出品された94点の力作を存分に鑑賞していただけたものと存じます。

また、11月4日、5日の両日、カルチャーパレスにおきまして、人吉文化協会主催による第48回人吉文化祭が開催されました。美術工芸作品展、いけばな展、茶会、盆栽展、舞台芸術祭など、会員の皆様がそれぞれの分野で日頃から研さんを積まれた成果を披露していただきました。御来場の皆様には、心ゆくまで芸術の秋を堪能していただけたものと存じます。

第77回犬童球溪顕彰音楽祭でございますが、去る11月9日、カルチャーパレス敷地内の犬童球溪先生銅像前で碑前祭を行い、その後、スポーツパレス大アリーナにおいて、4年ぶりとなる学校発表会を開催いたしました。発表会では、人吉球磨の小中学校・高校28校から1,400人を超える児童・生徒がステージに立ち、素晴らしい演奏や合唱を披露いたしました。この歴史ある音楽祭が、子供たちの晴れやかな歌声を背景に、これからも続いていくことを

心から願っております。

第6次人吉市総合計画（後期基本計画）関係でございますが、去る10月4日、本計画の策定について人吉市総合計画策定審議会に、また、総合戦略の策定については人吉市デジタル田園都市構想総合戦略審議会に、それぞれ諮問いたしました。

総合計画策定審議会では、「都市基盤・産業」、「教育文化・行政」、「福祉健康・環境安全」の3部会を設置いただき、主に基本計画の部分について、様々な見地から御議論をいただいております。一方、重点的に進めていく施策については、デジタル田園都市構想総合戦略審議会において御議論いただいております。今後は、さらに多くの意見を反映するため、パブリックコメントを実施し、市民の皆様の御意見を頂戴した後、2月上旬を目途に両審議会から答申をいただく予定です。

昨年6月に運用を開始した市公式LINEでございますが、利用者が欲しい情報を選択して受け取る受信設定機能や、オンライン行政手続き、チャットボット機能など新たな機能を付加する予定で検討を進めております。リニューアルは来年1月を予定しており、今年度はイベント等の参加申込みや来庁予約、水道の開栓手続きをはじめ、ごみの分別チャットボットなどの機能を追加する予定です。今後はさらに対象手続きを拡充し、市役所に行かなくても、いつでもどこでも手続きができる「持ち運べる市役所」の構築を目指してまいります。

本来であれば、夏も終わり、本格的な秋の到来となる10月以降の気候ですが、今年は例年にも増して残暑厳しい日々が続きました。二十四節気の上では寒露から霜降の時季であり、俳聖と呼ばれる松尾芭蕉も「あかあかと日はつれなくも秋の風」と、残暑厳しい中にも秋の訪れを感じると俳句に残しておりますが、日本という国を形づくる風土、情景であった春夏秋冬、四季折々の景色の移り変わりというものが年々薄れている、そんな季節感の変化に一抹の寂しさも覚えるこの頃です。このように、時々季節感という意味では秋というものが感じにくくなった時世ではありますが、ここ最近の急激な冷え込みにより、山々や木々は例年どおり色づき、遅ればせながらも秋の表情を見せてくれるようになりました。

このような中、コロナ禍、そして豪雨災害の影響等により、ここ数年開催することができなかった私たち市民のお祭り、人吉温泉まつりが11月12日、九日町・紺屋町、青井阿蘇神社、ふるさと歴史の広場の3か所で催され、多くの人出でにぎわいを見せたところです。行き交う人々、お店などからの威勢のいい掛け声、さらには、人吉のみならず他所からも駆けつけていただいた、人吉よさこい祭りの皆さんの明るく勇壮な踊りも相まって、街中が活気にあふれたその情景に、人吉にもやっと普段の日常が戻ってきたんだなど、改めて万感の思いがいたしました。また、同日夜に行われたスカイランタンフェスティバルでは、予想をはるかに超える方々に来場いただき、夜空に浮かび上がる無数のランタンに、人吉の復興を願い、心を一つにして夜空を見上げた11月の週末でした。

確かにまちは大きく傷つき、空き地に往時のにぎわいを重ねて、まちの将来に思いをはせ

ますが、復興の種が少しずつ実を結び、一日も早く花が咲くことを信じて、それを市の総力をもって取り組み、市民をはじめ多くの皆様に支えていただいていることに感謝をしつつ、新たな年に向かって市政を推進してまいります。

次に、令和6年度予算編成に向け、その方針を定めましたので御報告いたします。

令和6年度の国の予算編成に当たっては、6月16日に「経済財政運営と改革の基本方針2023」が閣議決定され、世界的な物価高騰と、時代の転換点とも言える構造的な変化と課題に直面する中、高い水準の賃上げや企業部門における投資意欲など、新時代にふさわしい経済社会の創造を目指すとしています。また、地方財政においては、DX、GXの推進、子ども・子育て政策の強化、地域づくりの推進、安全・安心な暮らしの実現、人への投資など、活力ある多様な地域社会の実現等にに取り組むことができるよう安定的な税財政基盤を確保し、マイナンバーカードの利活用拡大等による住民サービスの向上のため、地域課題の解決に資する地域DXを推進すると示されています。

また、熊本県は、平成28年熊本地震、新型コロナウイルス感染症、令和2年7月豪雨災害という3つの課題への対応を最優先に、迅速かつ躊躇なく様々な取組を進めてきており、引き続き残る課題へ対応していくとされています。

一方で、令和6年度当初予算の大まかな収支見通しにおいて59億円の財源不足が見込まれており、県債償還においては、熊本地震関連事業分が増大し、今後、豪雨災害関連事業分が本格的に始まる中、中長期的に安定した財政運営を行っていくためには、引き続き財政健全化に取り組み、選択と集中のさらなる徹底と、特に将来負担を意識した予算編成に努めるとされています。

本市においては、令和元年度に人吉市行財政健全化計画を策定し、恒常化する財源不足を解消するための取組に着手いたしました。さらに、令和3年度には災害復旧・復興を最優先事項と位置づけ、第6次人吉市総合計画前期計画における事務事業の見直し方針を策定し、事務事業の休止・廃止、事業縮減などの見直しを実施することで財源の確保に当たってまいりましたが、令和5年度当初予算は、骨格予算にも関わらず財源不足による基金取崩を行うなど、依然として厳しい財政運営が続いているところでございます。

一方で、地域課題である人口減少・少子高齢化に加え、新型コロナウイルス感染症対策とコロナ禍からの経済社会生活の回復、令和2年7月豪雨からの復旧・復興、人件費やエネルギー等の価格・物価の高騰、子ども・子育て政策の拡充、行政のデジタル化のさらなる推進、脱炭素社会の推進、老朽化した公共施設の維持・改修、防災・減災への対応など、取り組むべき課題が山積しているところでございます。

また、災害復旧関連事業における市債の償還も本格化してくる現状を踏まえ、令和6年度予算編成に当たっては、国の予算編成の動向を見極めつつ、引き続き人吉市財政健全化計画に取り組み、歳入予算の財源確保、歳出予算の抑制、地方債の発行の平準化に最大限努める

ことといたしております。

議員各位をはじめ市民の皆様におかれましても、この趣旨を御理解いただき、今後の改革改善に特段の御協力、御協賛を賜りますよう心からお願い申し上げます。

引き続き、令和5年10月に行いました専決処分、並びに提案しております予算案、条例案、及び案件議案につきまして、概要を御説明いたします。

議第87号令和5年度人吉市一般会計補正予算（第5号）は、10月23日に専決処分いたしました補正予算につきまして、議会の承認を求めるものです。

物価等高騰対策に伴い、全市民を対象とした地域振興券事業についての補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ1億4,117万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ226億420万2,000円とするものです。

議第88号令和5年度人吉市一般会計補正予算案（第6号）は、国の人事院勧告に準ずる本市職員等の給与改定に伴う補正でございまして、歳入歳出についてそれぞれ4,373万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ226億4,793万6,000円とするものです。

議第89号令和5年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第2号）は、国の人事院勧告に準ずる職員給与改定に伴う所要額の増額補正で、予備費を同額減額補正するものです。そのため、歳入歳出予算の総額については変更ございません。

議第90号令和5年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第2号）は、国の人事院勧告に準ずる職員給与改定に伴う所要額の増額補正や、後期高齢者医療広域連合からの受託事業に対し発生しました消費税及び加算金に伴う補正などでございまして、歳入歳出にそれぞれ7万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億3,793万1,000円とするものです。

議第91号令和5年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第2号）は、国の人事院勧告に準ずる職員給与改定に伴う所要額の増額補正で、予備費を同額減額補正するものです。そのため、歳入歳出予算の総額については変更ございません。

議第92号令和5年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第2号）は、国の人事院勧告に準ずる職員給与改定に伴う所要額の補正です。収益的収入及び支出につきまして、支出の営業費用を87万円増額し、支出総額を5億18万8,000円とするものです。資本的収入及び支出につきましては、支出の建設改良費を8万3,000円増額し、支出総額を4億326万1,000円とするものです。

議第93号令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第2号）は、国の人事院勧告に準ずる職員給与改定に伴う所要額の補正です。収益的収入及び支出につきまして、支出の営業費用を13万9,000円増額し、支出総額を11億2,444万6,000円とするものです。資本的収入及び支出につきましては、支出の建設改良費を64万8,000円増額し、支出総額を12億581万5,000円とするものです。

議第94号令和5年度人吉市一般会計補正予算案（第7号）は、国・県の補助金交付決定に伴う補正のほか、扶助費、復興関連事業、災害復旧費などの追加補正を行うものです。歳入歳出にそれぞれ19億7,622万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ246億2,415万8,000円とするものです。

議第95号令和5年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第3号）は、職員給与等、及び財政安定化支援事業に係る一般会計繰入金の前補正などございまして、歳入歳出にそれぞれ2,811万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ41億9,398万4,000円とするものです。

議第96号令和5年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第3号）は、人吉市地域包括支援センター業務委託料について債務負担行為の設定を行うこと、及び人事異動に伴う人件費、介護保険制度改正に伴うシステム改修費の前補正などございまして、歳入歳出にそれぞれ557万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億3,441万8,000円とするものです。

議第97号令和5年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第3号）は、漏水の多発に伴う修繕費等の増額や、落雷による蓬莱配水池電気計装設備復旧工事に伴う補正です。収益的収入及び支出につきまして、収入の営業外収益を1,800万円増額し、収入総額を5億4,427万8,000円とし、支出の営業費用を983万6,000円増額し、支出総額を5億1,002万4,000円とするものです。資本的収入及び支出につきましては、支出の建設改良費を1,800万円増額し、支出総額を4億2,126万1,000円とするものです。

議第98号令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第3号）は、人件費及び土地区画整理事業に伴う委託料等の前補正です。資本的収入及び支出につきまして、収入の企業債を450万円、補助金を500万円それぞれ増額し、収入総額を7億6,636万円とし、支出の建設改良費を976万6,000円増額し、支出総額を12億1,558万1,000円とするものです。

議第99号令和5年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算案（第3号）は、地域再生戦略交付金の国への返還に伴う前補正などございまして、歳出につきまして、国庫支出金返還金1億4,071万6,000円を増額し、予備費を同額減額前補正するものです。そのため、歳入歳出の総額については変更ございません。

議第100号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案は、市長、副市長及び教育長の期末手当に関し、特別職の国家公務員に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものです。

議第101号人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案は、議員の期末手当に関し、特別職の国家公務員に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものです。

議第102号人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、職員の給与に関し、人事院勧告に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものです。

議第103号人吉市学校給食費に関する条例案は学校給食に係る学校給食費に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものです。

議第104号人吉市印鑑条例の一部を改正する条例案は、スマートフォン用電子証明書に対応したコンビニエンスストアにおける印鑑証明書交付サービスが開始されることに伴い、条例の一部を改正するものです。

議第105号人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案は、令和5年9月議会で地方税法の改正に伴い一部改正した条例について、国から国民健康保険税条例の変更の通達があったため、条例を改正するものです。

議第106号人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

議第107号人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例案は、令和2年7月豪雨災害に係る応急仮設住宅が、熊本県から人吉市へ無償譲渡されることに伴い、条例の一部を改正するものです。

議第108号公の施設の指定管理者の指定についての案件は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間、人吉市まち・ひと・しごと総合交流館の指定管理者として、一般社団法人ドットリバーを指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものです。

議第109号市道の認定についての案件は、上青井・下青井線ほか9路線について、当該路線の利活用の推進や利便性の向上のため、道路法第8条第2項の規定により、新たに市道として認定するものです。

以上、専決処分並びに、提案しております予算案、条例案及び案件議案につきまして概要を御説明いたしました。詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（永田勝巳君）（登壇） 皆様、おはようございます。それでは、私のほうから議第87号令和5年度人吉市一般会計補正予算（第5号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元の専第11号、予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては事項別明細書により御説明をいたします。

6ページをお願いいたします。歳入につきまして御説明申し上げます。16款県支出金、2項県補助金、5目商工費県補助金1億2,117万3,000円の増額補正は、物価高騰対応生活者支援交付金の増でございます。20款、1項、1目繰越金に、前年度繰越金として2,000万円を

増額補正しております。

次に、歳出でございます。7ページをお願いいたします。7款、1項商工費、2目商工業振興費1億4,117万3,000円の増額補正は、12節委託料の地域振興券事業業務委託料（物価等高騰対策）でございます。地域振興券事業の第2弾として、市民1人当たり4,000円のクーポン券を交付し、物価高騰に対する生活者支援及び経済対策に資するものでございます。

以上で、議第87号令和5年度人吉市一般会計補正予算（第5号）の補足説明を終わります。

続きまして、議第88号令和5年度人吉市一般会計補正予算案（第6号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

この補正予算は人件費の補正でございます。予算の説明に入ります前に、今回の人事院勧告の概要と本市の対応につきまして御説明をさせていただきます。

まず、国の動向でございますけれども、人事院は民間給与との格差0.96%を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げるとともに、職員の期末勤勉手当の支給月数を民間に見合うよう0.1月分引き上げるなどの勧告を行っております。本市の人事院勧告による給与等の取扱いにつきましては、これまで同様に国の方針に準ずることといたしております。この勧告に準じて実施を予定しております。給料月額につきましては、令和5年4月1日に遡及し、給料表の改定を行うこととし、併せまして本年度12月期からの期末勤勉手当を、一般職が0.1月分、再任用職員が0.05月分の引き上げ改定を行うものでございます。会計年度任用職員の給与改定におきましては、一般職同様、令和5年4月1日に遡及し、期末手当を0.05月分の引き上げ改定を行うものでございます。

市長、副市長、教育長及び市議会議員につきましては、特別職の国家公務員に準じまして、期末手当を本年度12月期分から0.1月分引き上げる改定を行うものでございます。

それでは、予算案の説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、概要を事項別明細書により御説明いたします。

予算書の7ページをお願いいたします。歳入について御説明いたします。20款、1項、1目繰越金、1節前年度繰越金に4,373万4,000円を補正いたしております。

8ページをお願いいたします。歳出でございます。1款議会費から10款教育費まで、款項目ごとに人件費に係る補正額を計上してございまして、これはただいま御説明いたしました人事院勧告に伴うものでございます。補正の内訳としまして、報酬が938万6,000円、給料が1,373万8,000円、期末勤勉手当等の職員手当が1,710万円、共済費が343万7,000円、繰出金、これは後期高齢者医療特別会計への人件費の繰出金でございます。7万3,000円の計4,373万4,000円の増額補正となっております。なお、款項目ごとの説明は省略させていただきます。

以上で、議第88号令和5年度人吉市一般会計補正予算案（第6号）につきまして、補足説

明を終わります。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時08分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（永田勝巳君）（登壇） 引き続き、私のほうから議第94号令和5年度人吉市一般会計補正予算案（第7号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により、第2条の繰越明許費につきましては、第2表繰越明許費により、第3条の債務負担行為の補正につきましては、第3表債務負担行為補正により、第4条の地方債の補正につきましては、第4表地方債補正により、それぞれ御説明いたします。

5ページをお願いいたします。第2表繰越明許費でございます。8款土木費、2項道路橋梁費、道路新設改良事業大畑清水第1号線1,080万円は、測量設計等委託におきまして、関係機関との協議に時間を要することから、年度内の完了が困難なため、全事業費を繰り越すものでございます。

その下、都市防災総合推進事業薩摩瀬湯の本線ほか2億2,100万1,000円は、避難路整備に向けた用地測量や建物調査委託などございまして、関係機関との協議に不測の日数を要しますことから、年度内の完了が困難なため、全事業費を繰り越すものでございます。

その下、無電柱化推進事業青井地区2,550万円は、無電柱化に伴う設計業務委託料で、関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため、全事業費を繰り越すものでございます。

その下、都市防災総合推進事業瓦屋4号橋ほか4,250万円は、橋梁設計委託におきまして関係機関との協議に時間を要することから、年度内の完了が困難なため、全事業費を繰り越すものでございます。

3項住宅費、木造仮設利活用住宅整備事業西間第一団地ほか1億9,232万円は、建設型応急仮設住宅を市営単独住宅とするための改修工事費等ございまして、工事設計や開発行為許可申請に不測の日数を要し、年度内の竣工が困難なため、事業費の一部を繰り越すものでございます。

4項都市計画費、都市防災総合推進事業村山公園2,400万円は、村山公園避難地の排水測量設計委託におきまして関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内の完了が困難なため、事業費の全額を繰り越すものでございます。社会資本整備総合交付金事業下林柳瀬線3,350万円は、詳細設計委託におきまして、都市計画道路事業認可までに不測の日数を要し、年度内の完了が困難なため、事業費の全額を繰り越すものでございます。被災市街地復興推進事

業7,615万5,000円は、測量設計委託や側溝改修工事などにおきまして、他事業との設計調整や関係機関との協議に不測の日数を要するため、事業費の一部を繰り越すものでございます。

11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、現年発生補助林業施設災害復旧事業吸川線2,774万6,000円は、本年6月の大雨に伴う林道の災害復旧事業におきまして、関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内の竣工が困難なため、全事業費を繰り越すものでございます。

次に、第3表債務負担行為補正の追加でございます。議会だより印刷製本費から、5つ下の宿日直等業務委託料までと、一番下の市県民税特別徴収に関する綴印刷製本費と、次のページの、上から2段目の農地地図情報システムリース料から、一番下の学校給食配送等委託料までの15件につきましては、主に令和6年度の業務委託などにつきまして、年度内に準備行為、入札等を実施するために債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

なお、5ページの下から2番目、人吉鉄道ミュージアム管理委託料は、令和6年4月から人吉鉄道ミュージアム全体を管理する指定管理委託の導入に向け、6月市議会定例会におきまして債務負担行為を設定させていただき、その後、公募を行いましたところ、応募者がなかったことから、指定管理導入を一旦見合わせ、これまでどおり管理業務として委託することとし、次年度に向け、本年度中に契約の準備等を行う必要がありますことから、債務負担行為を設定するものでございます。

また、6ページの一番上の児童福祉等相談業務パソコンリース料は、令和6年4月からこども家庭センターを設置するに当たり、必要となります相談業務用パソコンのリース料につきまして、本年度中に契約を行う必要がありますことから、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、債務負担行為の廃止でございます。人吉鉄道ミュージアム指定管理料は、先ほど御説明いたしましたとおり、応募者がなかったことに伴い廃止するものでございます。

7ページをお願いいたします。第4表地方債補正は、追加が2件、変更が11件でございます。

まず、追加でございます。くま川鉄道災害復旧資金貸付事業債は、くま川鉄道株式会社の災害復旧事業に伴う資金繰りの支援に対する起債でございます。充当率が100%の10億円を計上いたしております。その下、就学前教育・保育施設整備交付金事業債は、令和5年度から令和6年度にかけ、保育施設を移転新築されますひまわり保育園に対する令和5年度分補助金に伴う起債でございます。充当率が100%の570万円を計上いたしております。

次に、変更でございます。大柿地区移転団地整備事業債から現年発生単独災害復旧事業債までの11件は、事業費の増減による限度額の変更でございます。

次に、歳入の主なものにつきまして御説明いたします。10ページをお願いいたします。1款市税、1項市民税、1目個人8,130万8,000円の増額補正は、1節現年課税分で、個人所得

割の調定見込額の増によるものでございます。2項、1目固定資産税5,157万8,000円の増額補正は、1節現年課税分で、土地、家屋及び償却資産の増によるものでございます。6項、1目都市計画税160万3,000円の増額補正は、1節現年課税分で、土地評価額の確定による増でございます。

11ページをお願いいたします。14款使用料及び手数料、1項使用料、6目土木使用料540万7,000円の増額補正は、2節住宅使用料で、災害公営住宅相良団地の供用開始に伴う市営住宅家賃の増でございます。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金8,689万5,000円の増額補正は、1節社会福祉費負担金で、障害者支援に係る自立支援給付費負担金や、3節生活保護費負担金の増などでございます。

12ページをお願いいたします。2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金2,603万8,000円の増額補正は、1節社会福祉費補助金で、認知症グループホーム等防災改修等支援事業の活用を計画されていまして事業申請者の交付金申請取り下げに伴う地域介護・福祉空間整備推進交付金の減や、2節児童福祉費補助金で、放課後児童健全育成事業などに伴う子ども・子育て支援交付金の増、及びひまわり保育園の移転新築に伴う就学前教育・保育施設整備交付金の増などでございます。4目土木費国庫補助金1億324万3,000円の増額補正は、2節住宅費補助金で、木造仮設利活用住宅整備事業に伴う社会資本整備総合交付金や、3節都市計画費補助金で、都市防災総合推進事業に係る社会資本整備総合交付金の増でございます。6目災害復旧費国庫補助金1,387万2,000円の増額補正は、林道施設災害復旧事業に伴う現年災林業施設災害復旧費補助金の増でございます。

13ページをお願いいたします。16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金4,398万3,000円の増額補正は、1節社会福祉費補助金で、高齢者施設における新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金や、2節児童福祉費補助金で、乳幼児医療費補助金の増などでございます。

14ページをお願いいたします。8目教育費県補助金92万5,000円の増額補正は、3節社会教育費補助金で、被災文化財の復旧支援に係る球磨川流域復興基金交付金の増でございます。18款、1項寄附金、6目衛生費寄附金74万8,000円の増額補正は、健康増進事業に対する寄附金の増でございます。7目土木費寄附金138万円の増額補正は、道の駅防災備品購入に対する寄附金の増でございます。

15ページをお願いいたします。19款繰入金、2項基金繰入金、7目新型コロナウイルス感染症経済対策資金利子補給等基金繰入金162万3,000円の増額補正は、コロナ禍における資金借入を活用した事業者に対する借入利子の補給金でございます。20款、1項、1目繰越金、1節前年度繰越金を2億9,000万円増額補正いたしております。21款諸収入、4項、2目雑入5,080万8,000円の増額補正は、2節民生費雑入で、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金返還金や、高齢者施設の廃止に伴い発生します国庫補助金の返還金、地域密着型サービ

ス拠点等施設整備補助金返還金の増などでございます。

16ページをお願いいたします。22款市債につきましては、第4表地方債補正で御説明いたしましたので省略させていただきます。

次に、歳出でございます。17ページをお願いいたします。歳出の各款、項、目の中の職員手当等、共済組合負担金などの増減につきましては、人事異動等に伴うものや時間外等勤務手当につきましては、人事院勧告に伴う影響額などを計上いたしております。また、国・県支出金などの精算金は、前年度の事業精算に伴うものでございまして、説明を割愛させていただきます。

それでは、歳出の主なものにつきまして御説明いたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費9億9,921万1,000円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、新たに大野線矢岳線を追加することに伴う予約型乗合タクシー運行補助金の増や、20節貸付金で、くま川鉄道災害復旧資金貸付金の増などが主なものでございます。

18ページをお願いいたします。7目企画費807万1,000円の増額補正は、16節公有財産購入費で、大柿地区移転団地造成に係る用地の追加購入に伴う増などでございます。2項徴税費、2目賦課徴収費325万6,000円の増額補正は、12節委託料で、令和6年度法改正に伴う森林環境税に対応するためのシステム改修委託料の増などでございます。

20ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費3,150万4,000円の増額補正は、27節繰出金で、国民健康保険事業特別会計に対する財政安定化支援事業繰出金の増などでございます。2目心身障害者福祉費1億1,065万7,000円の増額補正は、19節扶助費の自立支援給付費の増などでございます。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費2億8,314万8,000円の増額補正は、次のページになりまして、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、認可保育所等に対する延長保育促進事業補助金や、市単独で実施しております軽度障害児保育事業補助金、市内13か所の学童クラブへの放課後児童健全育成事業補助金、それからひまわり保育園の移転新築に対する就学前教育・保育施設整備交付金事業補助金などの増でございまして。

24ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費160万9,000円の増額補正は、14節工事請負費で、田野活性化センタートイレ改修工事や、18節負担金、補助及び交付金の交付金で、新たに有機農業を開始する農業者を支援するための有機転換推進事業交付金の増などでございます。5目農地費1,865万6,000円の増額補正は、12節委託料で、県営土地改良事業の事業申請に必要となる農地試掘業務委託料や、18節負担金補助及び交付金の負担金で、県営上原田地区土地改良事業に伴う県営事業負担金の増などでございます。

25ページをお願いいたします。7款、1項商工費、4目石野公園運営費464万4,000円の増額補正は、14節工事請負費で、物産館の空調設備改修に係る石野公園施設設備改修工事の増

や、17節備品購入費で、道の駅防災対策寄附金に伴う石野公園備品の増などがございます。

26ページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費2,925万5,000円の増額補正は、12節委託料で、道路新設改良事業に係る市道大畑清水第1号線や、都市防災総合推進事業に係る市道薩摩瀬湯の本線に伴う用地測量委託料などの増でございます。5目橋梁新設改良費4,255万3,000円の増額補正は、12節委託料で、瓦屋4号橋ほか1橋に伴う橋梁設計委託料の増などがございます。3項住宅費、2目住宅建設費1億5,434万8,000円の増額補正は、次のページになりまして、14節工事請負費で、あやめ広場団地及び西間第一団地の建設型応急住宅を、市営単独住宅として整備するための木造仮設利活用住宅改修工事の増などがございます。4項都市計画費、3目公園整備費362万3,000円の増額補正は、12節委託料で、石野公園のり面排水設備に係る測量設計委託料の増でございます。5目土地区画整理費13万9,000円の減額補正では、予算の組み替えを行っておりまして、14節工事請負費に紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業に伴う側溝改良工事費を増額しております。

28ページをお願いいたします。9款、1項消防費、5目災害対策費684万1,000円の増額補正は、17節備品購入費で、球磨川水系防災減災ソフト対策等補助金を活用し、消防団用無線機を整備するための災害用備品の増などがございます。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費231万7,000円の増額補正は、17節備品購入費で、学校技術員の作業用具購入に係る学校管理用備品の増などがございます。

31ページをお願いいたします。6項学校給食センター費、1目学校給食センター運営費779万4,000円の増額補正は、10節需用費で、燃料高騰等に伴い、学校給食センターの運営経費を増額するものなどがございます。11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、1目農地災害復旧費3,650万円の増額補正は、14節工事請負費で、令和2年7月豪雨に伴う七地地区の単独事業、過年災農地等災害復旧工事の増でございます。

32ページをお願いいたします。3目林業施設災害復旧費2,774万6,000円の増額補正は、14節工事請負費で、本年6月の大雨に伴う林道吸川線に係る現年災林業施設等災害復旧工事の増でございます。3項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費395万6,000円の増額補正は、12節委託料で、本年7月の台風6号の影響に伴う大塚桑木津留線道路災害復旧事業に係る用地測量委託料の増などがございます。4項文教施設災害復旧費、2目社会教育施設災害復旧費1,072万3,000円の増額補正は、17節備品購入費で、現在建設中の西瀬コミュニティセンターの令和6年4月供用開始に向け、施設運営に必要な備品類の購入費の増などがございます。

33ページをお願いいたします。14款予備費を31万4,000円減額いたしております。

以上で、議第94号令和5年度人吉市一般会計補正予算案（第7号）につきまして、補足説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）（登壇） 皆様、こんにちは。それでは、私のほうから報第12号及び報第13号について、説明をいたします。

まず、報第12号和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告についてでございます。お手元の議案書33ページをお願いいたします。これは、地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年11月14日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告をするものでございます。

専決処分の内容について説明いたします。議案書は34ページをお願いいたします。件名は損害の賠償についてでございます。賠償の理由でございますが、令和5年8月24日午後5時10分頃、市公用車が熊本市中央区の県道28号線を水前寺方面から水道町方面へ走行中、右折待ちの車両が停車していたため、車線変更をしようとしていたところ、後方から走行してきた相手方車両と市公用車前方が接触し、双方の車両が損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

損害賠償の額は93万6,452円。賠償（和解）の相手方は、熊本市西区島崎2丁目8番13-504号、上田健太様でございます。

和解事項でございますが、紛争を将来に残さないため、当事者双方は示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認するとしております。

引き続きまして、報第13号和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告についての説明をいたします。

議案書は、35ページでございます。これは、地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年11月14日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告をするものでございます。

専決処分の内容について説明いたします。議案書は、36ページをお願いいたします。件名は損害の賠償についてでございます。賠償の理由でございますが、令和5年8月6日午後9時頃、市営原田団地5棟2階のトイレロータンクから、同棟1階に居住する相手方の部屋に漏水が発生し、相手方が所有する家財が汚損した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

損害賠償の額は30万9,643円。賠償（和解）の相手方は、人吉市下原田町字荒毛1160番地原田団地5棟1階1号、豊永チエ子様でございます。

和解事項でございますが、紛争を将来に残さないため、当事者双方は示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認するとしております。

以上で、報第12号及び報第13号の説明を終わります。

○議長（宮原将志君） 以上で、議第87号から報第13号までの提案理由の説明は全部終了いたしました。

日程第28 議第73号及び日程第29 議第74号

○議長（宮原将志君） 次に、議会運営委員長から報告がありましたとおり、継続審査となっておりました決算の認定等について、本日、委員長報告を受け、順次採決を行います。

まず、日程第28、議第73号令和4年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、日程第29、議第74号令和4年度人吉市公共下水道事業特別会計決算の認定についての2件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君）（登壇） 令和5年9月第5回人吉市議会定例会において、厚生委員会に付託されました日程第28、議第73号令和4年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、審査の経過と結果について御報告いたします。

委員会は3回にわたって開催し、まず水道局長、上水道課長から前年度要望事項に対する経過説明と決算内容の説明を受け、引き続き監査委員から審査意見書に基づく説明を受けた後、審査を行いました。

当年度は、前年度と比較して総収益が0.6%増の5億4,513万7,588円（税抜額）に対し、総費用が1.7%増の4億6,344万1,017円（税抜額）で、純利益が前年度より5.2%減の8,169万6,571円となっております。総収益が増額になった主な理由は、物価高騰対策に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増などによるものです。なお、令和4年度もコロナ禍において物価高騰等の影響を受ける全ての市民及び事業者に対し減免措置を行った結果、給水収益は減額となっています。投資された事業の主なものとしましては、土手町配水管改良工事や井ノ口第2水源地ポンプ盤切替及びその他の工事などが実施されています。

給水戸数は前年度より110戸増加、給水人口は446人減少し、給水区域内人口に対する普及率は99.48%となっております。年間総配水量は前年度より1.0%減少、年間総有収水量は1.1%減少しております。有収率は85.57%で、前年度より0.08ポイント減少しております。

審査では、委員から、導水管及び送水管の使用材質と更新状況について質疑があり、埋設されている管路の材質、更新基準年数、延長（割合）や使用年代についての資料提出があり、予算の範囲内で計画的に更新を行っているとの答弁がありました。また、現在使用されているダグタイル鑄鉄管模型を用いて耐震管の仕組みや施工方法についても説明を受けました。

また、水道料金の徴収について不納欠損の状況と他部署との連携について質疑があり、不納欠損は34件で内訳は居所不明27件、死亡5件、破産・倒産2件で、合計額が12万4,085円である。居所不明については市民部と連携をして調査を行っているとの答弁がありました。

さらに、令和4年度に物価高騰対策として実施された水道料金減免についてはその効果を検証し、今後、同様の事態が生じた際に、検証結果を踏まえて効果的な対策が実施できるようにしてほしいとの意見や、各申請手続事務における市民負担の軽減・効率化を図ってほし

いとの見がありました。

水道事業においては、人口減少や節水意識の高揚などにより、今後も給水収益の減少が予想され、費用の面では、施設の維持管理や、給水開始から約60年を経過した老朽管の更新及び管路等の耐震化等に多額の出費が見込まれています。

本委員会としましては、以上のことを踏まえながら、水道事業の経営については、「人吉市水道事業ビジョン」及び「アセットマネジメント計画（資産管理）」に基づき、引き続き公営企業の原則である経済性と公共の福祉増進に沿って経営の効率化、健全財政及び収益性の向上を推進されることはもちろんのこと、本市の将来を見据えた計画的で確実な事業の実施、さらには大規模災害を視野に入れた危機管理能力に優れた組織体制づくりの構築に努め、将来にわたって低廉で清浄かつ豊富な水の安定供給ができるよう要望するとともに、下記事項についても重ねて要望を行いました。

記

- 1 水道事業の健全運営の維持及び水源地を含めた安全性の確保を図るため、引き続き職員の技術力維持・向上及びIT化に伴うスキルアップといった人材育成を強化するとともに、大規模災害など、不測の事態に起因する断水等への迅速な対応、また安心・安全な市民生活への速やかな対応ができる適正な職員配置を行い、体制の強化を図ること。
- 2 耐用年数を経過し老朽化した水道施設及び管路の更新については、「人吉市水道事業ビジョン」及び「アセットマネジメント計画（資産管理）」に基づき計画的に行い、今後も国庫補助や起債等の有利な制度を積極的に活用するとともに、水道料金が水道事業の重要な財源になっていることを利用者に周知し、さらなる水道料金の収納率の向上など財源の確保に努め料金の適正化を図るとともに、財源不足に起因する料金の改定など市民の急激な負担増にならないよう適正運営にも配慮すること。
- 3 未収金については、負担の公平性の観点から、安易に不納欠損の措置をとることがないように、債務者に応じた適正な管理を行うとともに、関係部署との連携及び情報共有の強化を図り、早期解消に向けた努力をされること。

以上、厚生委員会に付託されました議第73号令和4年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定については、慎重審査の結果、全会一致で原案可決及び認定することに決しました。

それでは、引き続きまして、令和5年9月第5回人吉市議会定例会において、厚生委員会に付託されました日程第29、議第74号令和4年度人吉市公共下水道事業特別会計決算の認定について、審査の経過と結果について報告いたします。

委員会は3回にわたって開催し、まず水道局長及び下水道課長から前年度要望事項に対する経過説明と決算内容の説明を受け、引き続き監査委員から審査意見書に基づく説明を受けた後、審査を行いました。

当年度は、前年度と比較して総収益が13.2%増の12億3,275万1,055円（税抜額）に対し、総費用9.6%増の13億5,653万9,547円（税抜額）で、純損失が16.7%減の1億2,378万8,492円となっております。総収益が増加した主な理由は、物価高騰対策に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの増によるものです。投資された事業の主なものは、ストックマネジメント計画に基づく宝来町雨水ポンプ場改築工事委託や人孔蓋取替、公共枘設置等が実施されております。

下水道接続済世帯数は前年度より43戸増加、水洗化済人口は100人減少し、下水道普及率は74.8%、水洗化率は94.6%となっております。年間汚水処理水量は前年度より19.8%増加、年間有収水量は0.7%増加しております。有収率は71.84%で、前年度より13.59ポイント減少しております。

審査の過程で、委員から使用料滞納者への対応における他部署との連携についてはどのようなになっているのかとの質疑に対し、居所不明者に関しては市民課や税務課と連携して取り組んでいるとの答弁がありました。

また、職員の技術の継承のためにどのような取組をしているのかとの質疑に対し、県内の担当者会議及び国等によるウェブ研修会への参加や他市町村での下水道業務経験者を任期付職員として雇用するなど、様々に取り組んでいるとの答弁がありました。

また、人孔蓋取替、公共枘設置等については計画的に実施されているが、路面との凹凸などが発生すると危険であるため他部署とも連携し点検や維持補修を強化してほしいとの意見や、各申請手続事務における市民負担の軽減・効率化を図ってほしいとの意見がありました。

公共下水道事業については、今後、人口減少や節水意識の高揚などにより、下水道使用料の減少が予想されることや、本市においては令和2年7月豪雨に伴う災害復旧事業の完了に併せ「人吉市下水道事業経営戦略」や「ストックマネジメント計画」の見直しを行い経営環境の整備を行うことが今後の重要課題として捉えておく必要があります。

本委員会としましては、以上のことを踏まえながら、今後の公共下水道事業の経営については、「人吉市下水道事業経営戦略」、「ストックマネジメント計画」に基づき施設等の維持管理に努めるとともに、経営の効率化、健全化の推進、収益性の向上を図りつつ、持続可能な事業運営に努められ、さらなる市民サービスの向上を図られるよう要望するとともに、下記事項についても重ねて要望を行いました。

記

- 1 「人吉市下水道事業経営戦略」に基づき、公営企業会計として可能な限り経費削減及び各種業務の民間委託などによる事務効率化に努めること。
- 2 激甚災害をはじめとする有事に際しても、市民に対し下水道サービスの機能停止を最小限に抑えられるよう適正な職員配置、技術者育成及び組織体制の強化に努めると同時に、浸水対策として雨水排除等の整備にも努めること。

3 下水道使用料の徴収については、さらなる収納率向上に努めること。下水道区域内の非接続世帯の解消に努め、受益者負担についても収納率の向上に努めること。未収金については負担の公平性の観点から、安易に不納欠損の措置をとることがないよう、債務者に応じた適正な管理を行うとともに、関係部署との連携及び情報共有の強化を図り、早期解消に向けた努力をされること。

以上、厚生委員会に付託されました議第74号令和4年度人吉市公共下水道事業特別会計決算の認定については、慎重審査の結果、全会一致で認定することに決しました。

以上、報告いたします。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議第73号について、原案のとおり可決及び認定することに、また、議第74号について、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第73号は、原案可決及び認定することに、議第74号は、認定することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第30 議第86号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第30、議第86号令和4年度人吉市歳入歳出決算認定についてを議題とし、決算特別委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。平田清吉議員。

○8番（平田清吉君）（登壇） 皆さん、こんにちは。令和5年9月第5回定例会において、決算特別委員会に付託されました日程第30、議第86号令和4年度人吉市歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告いたします。

委員会は、5回にわたって開催し、まず監査委員から審査意見書に基づく説明を受け、その後、各部・局から前年度の要望事項に対する対応及び資料の説明と各会計ごとの説明を受

け、審査を行いました。

一般会計の実質単年度収支は、令和3年度においては4億8,381万9,000円の赤字でありましたが、令和4年度においては7億8,606万9,000円の黒字となっております。また、一般会計から特別会計への繰り出しは、12億5,706万9,000円となっております。

普通会計における財政力指数は0.439で、前年度と比較すると0.002ポイント低くなっており、実質公債費比率は6.9%で、前年度に比べ1.3ポイントの増、経常収支比率は94.7%で、前年度に比べ2.4ポイントの増となっております。令和4年度の一般会計決算は、新型コロナウイルス感染症対策及び令和2年7月豪雨に伴う災害復旧・復興経費が落ち着きを取り戻しつつあることで、令和3年度一般会計決算総額を大きく下回る結果となりました。

歳入につきましては、令和4年度の歳入総額は約228億4,064万円で、前年度より約96億403万円の減となっています。主なものは、令和2年7月豪雨に伴う災害復旧・復興関連で、復旧作業の収束に伴い、災害救助関連を主とした国・県の支出金が大幅な減となっております。長期的には、生産年齢人口の減少に伴う市税の減収、物価高騰による経済への影響が今後も懸念され、特に歳入一般財源の安定的確保は厳しいと予想されることから、国・県の動向に対し注視が必要です。

歳出につきましては、歳出総額が約217億340万円で、前年度より約102億8,071万円の減となっています。行政分野ごとに見ていくと、令和2年7月豪雨関連で、復旧作業の収束に伴い、衛生費のうち塵芥処理費が大きく減となっています。長期的には、復興事業の具体化に伴う事業開始や、高齢化等による扶助費の増加、公営事業会計などへの繰り出しの増加、及び各公共施設の老朽化対策を余儀なくされる状況で、新庁舎建設や災害復旧に関する公債費の償還も始まり、広域的な負担も含め、今後も財政需要が増大し、長期化すると予想されます。

よって、今後の財政運営に当たっては、人吉市復興まちづくり計画を核として被災者に寄り添った災害復旧から復興事業への取組に努めながら、引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進するとともに、財政状況をより正確に把握・分析し、歳入の最大限の確保及び、歳出全般にわたる徹底した見直しによる歳出総額の抑制と、集中と選択による重点化を進め、効率的で持続可能な財政運営を行われるよう要望します。

なお、個別の指摘・要望事項は次のとおりです。

- 1 令和2年7月豪雨による災害からの復旧・復興を推進するため、国・県の財政措置の積極的な活用も含めた歳入の最大限の確保に努めること。また、行財政健全化のため、既存事業の検証・見直しを徹底し、歳出全般にわたり抜本的な改革となるよう重点的事項として挙げられている投資的経費の抑制、公債費の平準化、公共施設管理コストの縮減、事務事業の見直しに引き続き取組を進め、併せて効率的な人員配置に努めること。
- 2 市営住宅家賃の未収額が大きく、対策が必要であるが、その他の税・使用料・負担金の徴収について、収入未済額は市税等を中心に努力の成果が表れ減少しており評価できる。

今後、新たな収入未済の発生防止と未収額の縮減に向け、市民の利便性向上のためコンビニ収納やスマホ決済などの収納方法の多様化をさらに推進し、歳入の確保に努めること。また、負担の公平の見地から、不納欠損の判断は法令に基づき慎重に行い、かつ全庁を挙げて連携を図り、徴収業務を行うとともに適正な債権管理に努めること。

3 国民健康保険事業、介護保険、後期高齢者医療特別会計については、各種事業の周知に取り組みられた結果、市民健診、特定健診及びヤング健診受診率の向上や介護予防事業の推進等成果が上がっているところではあるが、将来予想される高額な保険給付圧縮のため、引き続き効果的な予防事業の推進、サービスの質の向上やさらなる医療費及び介護費の適正化を図り、健全な財政運営に努めること。

4 市の重要施策や市独自の物価高騰等対策事業において、事業内容を十分に調査・分析し、その後の成果や費用対効果を検証すること。

以上、4点の指摘・要望事項を付し、本委員会に付託されました議第86号令和4年度人吉市歳入歳出決算認定については、慎重審査の結果、賛成多数で認定することに決しました。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

ここで、本件については討論の要求がっておりますので、これより討論を行います。

13番、本村令斗議員の発言を許可します。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君）（登壇） 議第86号令和4年度人吉市歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論を行います。

私がこの決算に反対するのは、3つの理由があります。1つ目の理由は、総務費の中に川辺川ダム建設促進協議会負担金が含まれているからです。蒲島知事が川辺川への流水型ダム建設を容認してから3年が経ちました。11月21日の熊日新聞には、「流水型ダム消えない懸念」という記事が載っており、「国内最大となる流水型ダムが環境に与える影響は未知数で、住民らの懸念は消えていない」と報じています。山形県新庄市に事務局を持つ最上小国川の清流を守る会は、流水型ダムである最上小国川ダムによって濁りが増え、河川環境に変化があったとする調査結果を、2022年4月に公表しています。

元国土交通省防災課長の宮本博司さんは、「地方から政治を変える」という本に、自然災害を防がず、しのいで住民の命を守るという講義録を載せており、その中でこのように述べられています。「ダムというのは自分が得意とする洪水というのがあって、その洪水が来たら力を発揮できますが、洪水の規模がそれよりも小さければダムは要らないわけで、反対に大きくなると水がたくさん溜まってダムは機能できなくなるのです。もう1つ、当然のこと

ですが、ある町の上流にダムを造ったとして、ちゃんとダムの上流で雨が降ればダムは機能を発揮します。ところが、違う場所で雨が降ったら、そのダムは機能しません。ダムというのは効果を発揮できるストライクゾーンが非常に狭いということです。」というものです。環境に悪影響を与え、ほとんど役に立たないダムを促進するのは止めるべきだと思います。

2つ目の理由は、土木費に土地区画整理事業を推進するための歳出が含まれているからです。事業地区内にお住まいの方から、土地区画整理事業には協力したくないという声が聞かれます。今後、換地と減歩がなされた土地が示されますが、納得されていない方が大変な思いをされたり、事業が進まず復興が遅れたり、長期の仮住まいに耐えられず町内から出ていく方も生まれることが考えられます。

3つ目の理由は、総務費にスマートシティを推進するための歳出が含まれているからです。日本のスマートシティ構想は、日本を中国のような監視社会に導き、個人のプライバシーと権利を侵害する重大な危険性があります。

以上のような見地から、私はこの決算に反対します。

○議長（宮原将志君） 以上で、討論を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は起立採決といたします。

お諮りします。議第86号について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（宮原将志君） 起立多数。

よって、議第86号は認定することに決しました。

○議長（宮原将志君） 続きまして、日程第4、議第88号令和5年度人吉市一般会計補正予算（第6号）、日程第5、議第89号令和5年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、日程第6、議第90号令和5年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、日程第7、議第91号令和5年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第8、議第92号令和5年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第9、議第93号令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第16、議第100号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第17、議第101号人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第18、議第102号人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての9件につきまして、委員会付託を省略し直ちに審議、採決いたします。

ただいまの9件に対しまして、質疑はございませんか。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）
7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 議長、確認ですが専第11号はよかったですか。（「違います」と呼ぶ

者あり) 違いますか。失礼しました。

○議長(宮原将志君) 質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。

これら9件につきまして、委員会付託を省略し直ちに採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮原将志君) 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し直ちに採決をすることにいたします。

採決は、条例案件を先に行い、続いて予算案件を行います。

それでは、採決いたします。議第100号から議第102号までの3件について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮原将志君) 御異議なしと認めます。

よって、議第100号、議第101号、議第102号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第88号から議第93号までの6件について採決いたします。これら6件について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮原将志君) 御異議なしと認めます。

よって、議第88号、議第89号、議第90号、議第91号、議第92号、議第93号は、原案可決確定いたしました。

○議長(宮原将志君) 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後1時17分 散会

令和5年12月第6回人吉市議会定例会会議録（第2号）

令和5年12月5日 火曜日

1. 議事日程第2号

令和5年12月5日 午前10時 開議

- 日程第1 議第 87号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度人吉市一般会計補正予算（第5号））
- 日程第2 議第 94号 令和5年度人吉市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第3 議第 95号 令和5年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議第 96号 令和5年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議第 97号 令和5年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議第 98号 令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議第 99号 令和5年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議第103号 人吉市学校給食費に関する条例の制定について
- 日程第9 議第104号 人吉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第105号 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第106号 人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第107号 人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第108号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第14 議第109号 市道の認定について
- 日程第15 報第 12号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について
- 日程第16 報第 13号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について
- 日程第17 一般質問
1. 村 上 恵 一 君
 2. 田 中 哲 君
 3. 池 田 芳 隆 君
 4. 本 村 令 斗 君
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり

・追加日程

議第110号 令和5年度人吉市一般会計補正予算（第8号）

議第111号 財産の取得について

3. 出席議員（16名）

1番	川上	紗智子	君
2番	松村	太	君
3番	徳川	禎郁	君
4番	池田	芳隆	君
5番	牛塚	孝浩	君
6番	宮崎	保	君
7番	大塚	則男	君
8番	平田	清吉	君
9番	井上	光浩	君
10番	豊永	貞夫	君
11番	西	信八郎	君
12番	村上	恵一	君
13番	本村	令斗	君
14番	田中	哲	君
15番	福屋	法晴	君
16番	宮原	将志	君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡	隼人	君										
副	市	長	迫田	浩二	君									
教	育	長	志波	典明	君									
総	務	部	長	永田	勝巳	君								
復	興	政	策	部	長	浦本	雄介	君						
復	興	政	策	部	政	策	統	括	監	井	福	浩	二	君
市	民	部	長	松	尾	和	弘	君						
健	康	福	祉	部	長	淵	上	麻	美	君				
経	済	部	長	溝	口	尚	也	君						
復	興	建	設	部	長	瀬	上	雅	暁	君				

復興建設部長 (復興担当)	若杉久生君
総務部次長	立場康宏君
総務課長	那須裕史君
秘書課長	上村英明君
水道局長	山本繁美君
教育部長	小澤洋之君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	栗原亨君
庶務係長	平山真理子君
議事係長	栗須順也君
書記	税所昭彦君

午前10時 開議

○議長（宮原将志君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

それでは、議事に入ります。本日は、さきに決定されましたとおり、質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程の追加について

○議長（宮原将志君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

一般質問の前に、議第110号令和5年度人吉市一般会計補正予算（第8号）、議第111号財産の取得についての2件を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、これら2件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 議第110号及び議第111号

○議長（宮原将志君） 執行部へ提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、おはようございます。

ただいま追加提案いたしました予算案及び案件議案につきまして御説明いたします。

議第110号令和5年度人吉市一般会計補正予算案（第8号）は、歳入では国庫支出金の追加を、歳出では低所得世帯を支援する物価高騰対応重点支援給付金事業に伴う追加補正を行うものです。歳入歳出にそれぞれ3億4,243万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ249億6,659万2,000円とするものです。

議第111号財産の取得についての案件は、買取型災害公営住宅土地建物提案型整備事業により民間事業者からの提案で、大工町及び九日町に建設される人吉市災害公営住宅附帯工作物等を完成後に買い取ることについて、予定価格が2,000万円以上となるため、人吉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものです。

以上、提案しております予算案及び案件議案につきまして概要を御説明いたしましたが、詳細につきましては所管の責任者から御説明させていただきます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（永田勝巳君）（登壇） 皆様、おはようございます。私のほうから議第110号令和5年度人吉市一般会計補正予算案（第8号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元の予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては事項別明細書により御説明をいたします。

6ページをお願いいたします。歳入でございます。15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金3億4,243万4,000円の増額補正は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増でございます。

7ページをお願いいたします。歳出でございます。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費3億4,243万4,000円の増額補正は、電力・ガスをはじめとするエネルギー、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得者世帯で要件を満たした世帯に対し、1世帯当たり7万円を給付する事業でございます。18節負担金、補助及び交付金の給付金に3億3,474万円を、1節報酬から12節委託料までに、給付金給付事務に係る人件費や事務費を計上いたしております。

以上で、議第110号令和5年度人吉市一般会計補正予算案(第8号)につきまして補足説明を終わります。

○議長(宮原将志君) ただいま説明がありました議第110号、議第111号に対する議案質疑は、明後日、7日の一般質問終了後に行いますのでよろしくお願いいたします。

質疑を含めた一般質問

○議長(宮原将志君) それでは、ただいまから質疑を含めた一般質問を行います。(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

12番。村上恵一議員。

○12番(村上恵一君)(登壇) 皆さん、おはようございます。12番議員の村上恵一でございます。久しぶりに初日の一番を務めさせていただきます。

昨日、防災行政無線で、宝来町の高齢者の女性の方が行方不明という報を知りました。非常に冷たい雨の中、もう三日間ということで、大変心配しております。また、捜索に出られた関係者の皆様方に、本当に御苦労されていると思いますので、大変感謝申し上げます。早く見つかることを念じております。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。今回は、業務改善と効率化、AIの活用についてと、土地利活用問題、所有者不明の土地建物についての2項目を通告しております。

まず、はじめに、AI、人工知能の活用についての質問を行ってまいります。

県内では、熊本市が、6月から8月までに対話型AI、チャットGPTを使った実証実験の結果、10月から既に業務に本格導入しております。職員の利用者アンケートでは、68%の方が「作業効率が向上した」と回答しております。約9割が継続利用を希望し、新たな視点やアイデアが得られるなどの意見があつております。また、全国で多くの自治体が導入をし

始めております。

そこで、最初の質問ですが、これまでに本市はA I、人工知能の活用導入の検討会等を行ったことはあるのでしょうか。お聞きいたします。

○復興政策部政策統括監（井福浩二君） 皆様、おはようございます。お答えいたします。

A Iに関する本市の取組といたしましては、今年3月に策定しましたスマートシティ推進計画において、国の自治体D X推進計画についても併せて取り組むこととしており、その中に自治体のA I、R P A等の利用促進を掲げているところでございます。

具体的には、A I、R P A、R P Aとは、パソコンで行っている事務作業を自動化できる技術のことでございますが、これらを活用しシステムへのデータ入力やデータ確認作業など、職員の仕事の効率が上がることで、市民との相談や地域との対話、企画立案等の業務に専念できる環境を整備する取組を進めることとしております。

A I活用導入の検討会等につきましては、今年度、全庁的には実施できておりませんが、D Xを所管する情報政策課を中心に、スマートシティの推進のためA I活用導入について、先行事例を研究しながら取組を進めている状況でございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番。村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） なるほど、分かりました。ただし、横文字が多すぎて、この質問のやりとりを見ている方にはどういう論戦をやっているのか、全く分からないんじゃないかなど、特に高齢の方はですね、と思う次第でございます。ということで、できる限り理解できるように、私自身も努力したいと思います。

まず、スマートシティという言葉、これもまたよく分からないんじゃないかなど。野村総合研究所が出しているものが一番分かりやすく、簡単に説明してありました。デジタル技術を活用して、都市インフラ施設や運営業務等を最適化し、企業や生活者の利便性・快適性の向上を目指す都市と、これが一番分かりやすかったと思ってます。チャットG P Tに聞いたら、かなり長い文章になったものですから、こちらの方を私は利用させていただきました。議会中継でも編集作業を本当はテロップがほしいところですね、何々は何々という説明がですね。と言ったら、議会事務局の事務作業が増えてしまいますので、これはここでとどめておきますけども。

そこで、2回目の質問になりますが、先行事例の調査または勉強会を行う予定はあるのでしょうか。

○復興政策部政策統括監（井福浩二君） お答えいたします。

先行事例の調査につきましては、国におきましても、A Iの導入を検討している自治体向けに実証実験の知見や先行団体の導入事例等に関する調査等を踏まえた、自治体におけるA I活用導入ガイドブックを公開しておりまして、業務改善の所管課である行財政改革課や、

D Xの所管課である情報政策課において、先行事例の情報収集等を行っているところでございます。

また、勉強会につきましては、今年度、熊本県が、D Xの所管課を対象に市町村D X研修を開催しております。「行政におけるA I利活用を探る」をテーマに、自治体で使えるA Iツールとして、オープンA I社のチャットG P Tに代表される生成A Iの概要、活用時の留意事項などの説明を受けたところでございます。今後も引き続き、まずは行財政改革課、情報政策課を中心に、A I活用に関する各種研修会の参加、勉強会の開催など、A I導入に関する調査研究を進めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番。村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） 行財政改革課と情報政策課が参加したということなんですけれども、できれば各種研修会、勉強会であった情報等、また結果を全庁内でシェアできるようなこともしていただきたいと思っております。

そこで、ここで質問ですけれども、A I、人工知能を導入するメリットとして、どのような点が期待されるのかお聞きいたします。

○復興政策部政策統括監（井福浩二君） お答えいたします。

A Iを導入するメリットといたしましては、職員の業務効率化の実現によって市民サービスのさらなる向上が期待されることであると考えております。先行事例によりますと、A Iの導入により多くの時間と労力が割かれる議事録等の書き起こし作業など、これまで手作業で行われ職員の負担となっていた転記・入力等の単純、定型業務の大規模処理の自動化が図られることが確認されております。また、A Iは大量のデータを高速かつ正確に分析することができるため、例えば挨拶文などの文章作成やレポート作成など、これまで人が対応してきた高度な判断や新たな課題分析を行うなどの業務の高度化に寄与していることも把握しているところでございます。

以上、述べましたように、A Iを導入することで職員が単純事務作業などをする必要がなくなり、その空いた時間を、職員でなければできない市民サービス業務に集中する時間を創出できる可能性が大いにあると考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番。村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） いろんな質問に答えてくれて、人間のような自然な会話ができるオープンA I社の対話型A I、チャットG P Tは有名でございますけれども、A Iとはそれだけではないですよね、様々な分野で蓄積されたビッグデータを読み込んで人工知能に質問したら様々な問題を予測してくれるというA Iもあります。むしろ、このような専門分野で活用ができるプログラム生成A Iが業務改善に大きく寄与してくれるのではないかと考えており

ます。総務省のガイドブックの中に全国の事例が20、載っております、この中にAIを活用した総合案内サービス、これは愛知県内の39市町村です、それとAIによる保育所入所選考の自動化、これはさいたま市、AIによるケアプラン作成、豊橋市、あるいはリアルタイム議事録、これは青森県、これはアプリがあります、私もアプリを入れていますので、実際会議の録音をそのまま文字にデータ化できるようなシステムがあります。AIを活用した漏水箇所の検知、愛知県豊田市、これは今回、厚生委員会が先月視察した朝来市と同じようなAIになります。ということで、かなりいろんなところで活用が既に進んでおります。

そこで、次の質問ですけれども、AI、人工知能の導入において課題や障壁はあると思いますか、いかがでしょうか。

○復興政策部政策統括監（井福浩二君） お答えいたします。

AIの導入における課題や障壁といたしましては、取り組むためのコストが高額なものもございまして、導入するに当たりまして費用対効果の十分な検証が必要であることや、取り組むための人材が不足していることなどが挙げられます。また、特に全国的にも多くの自治体が利活用に踏み切っている生成AIについては、国から「チャットGPT等の生成AIの業務利用について」という通知が発出されておまして、行政分野での利活用を推進するには、機密情報の取扱い、個人情報や著作権の保護といった課題が指摘されている中、その利活用の仕方によってはリスクが生じることもございますので、これらを踏まえて適切なルールを検討することが重要とされ、情報セキュリティ対策に万全を期すことが求められております。そのようなことが課題等と認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番。村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） ぜひ、課題等を乗り越えて前に進んでいってほしいと思っております。もちろん、お金のかからないAIもあれば、プログラム生成AIはどうしても予算が必要になってくると思っております。しかし、それ相応に成果が期待できることから、かなり業務の省力化になると思っております。ただ、やっぱりデータのセキュリティーやプライバシーの問題、あるいは情報のリテラシーの問題はあると思いますので、その辺も乗り越えなければならない課題かなと思っております。

この案件に関しまして、最後に、AI、人工知能の導入について、市長のお考えを聞きたいと思えます。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

AIの技術は飛躍的に進化し、私たちの日常生活やビジネスに革新をもたらし、私たちの働き方を大きく変える可能性があると考えます。特にチャットGPTに代表される生成AIの出現は、ソフトバンクグループ会長兼社長の孫正義氏に「使っていない人は人生を悔い改めたほうがいい」と言わしめるほどであり、本市におきましても、業務改善及び事務効率化

に向けた手段の一つになり得ると期待しているところです。

本市におけるA I導入の検討状況としましては、まずは職員の業務改善及び事務効率化を検討するに当たり、現状分析として、令和3年度に全ての部署を対象に業務量調査を実施し、市民窓口などを含めた年間の事務作業時間などを把握したところです。その中で、保健センターにおける保健師の業務改善の観点から、今年度、民間事業者と事業化に向けた検討を進めております。具体的な内容としましては、保健師が非常に多くの時間を要する特定健診結果のデータ分析などを、A Iを活用したビッグデータで分析することによって、保健師業務のD X化、効率化を図り、増加する医療費を抑制することはもとより、市民の皆様への対応時間の確保を目指すというものです。

今後につきましても、業務量調査の結果に基づき、従来の工程の見直しやA I、R P Aを導入することにより業務改善、事務効率化に資するものを費用対効果の観点からブラッシュアップし、最善のタイミングで導入できるように取り組んでまいりたいと存じます。

一方で、A Iの利活用には留意点もございます。特に生成A Iについては、私も使用したことがあります。事実と違う内容が一部記載された文書が生成されるというケースも存在します。また、生成A Iに個人情報や重要な行政情報を入力した場合、入力した情報が生成A Iのレベルアップのための学習に使われるため、情報漏洩につながる可能性も指摘されています。

このような留意点を踏まえ、本市における業務改善と効率化を進めるためには、生成A Iを活用する上でのガイドラインの策定などをはじめ、生成A Iによって作成された文書などを正しく修正できる職員の人材育成も必要であると認識しており、併せて取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番。村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） もう既に動き出しているような御答弁でございました。最善のタイミングで導入できるように調査研究を進めるということですから、どこの自治体でも調査研究を終わって導入段階に来ているんじゃないかと思うんですよね。本市でも、もう既にチャットG P Tを使って実証実験をしていると思います。予算の必要のないところから前向きに取り組んで、人吉モデルを構築していただきたいと思っております。この質問に関しては、これで終わります。

続きまして、土地利活用問題、所有者不明の土地建物についての質問を行います。

相続等の際に、土地の所有者について、登記が行われないなどの理由によって不動産登記簿を確認しても所有者が分からないという土地がございます。または、所有者が分かっても所在が不明で、所有者に連絡がつかない、確認がつかないという土地。土地建物の所有者が分からない状態が続きますと、周辺の環境や治安の悪化を招き、近隣住民に不安を与えるこ

とになります。

そこで、最初の質問ですが、相続未登記によって放置された土地建物は、本市では全体の何パーセントぐらいを占めるのかお聞きしたいと思います。

○市民部長（松尾和弘君） 皆様、おはようございます。お答えいたします。

相続未登記の土地建物の状況でございますが、人吉市に土地建物を所有されている方には市外住民の方もいらっしゃいますので、正確には把握できませんが、固定資産税の納税通知書を、登記簿上の所有者でない相続未登記の方に送付しているのが13%でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番。村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） 約13%ということでした。政府の広報からの情報によりますと、日本国内で所有者が不明の土地の面積は九州よりも広い、国土の約22%に上ると、これは平成29年度の国土交通省調べということです。結構多いなど、約5分の1が未登記、不明だということになります。

土砂崩れ防止の対策が必要な場所の場合は、所有者不明のために工事を行うことができない、危険な状態が続くという状態があります。また、市街地開発のための用地買取り交渉ができない、土地の有効活用の妨げになったりしております。

そこで、質問ですが、本市において所有者不明の土地が原因で公共事業の事業着手が困難になった事例はありますか。また、その場合、相続人の居所を探し出す方法はどのような方法がありますか。お聞きいたします。

○復興建設部長（若杉久生君） 皆様、おはようございます。お答えいたします。

本市がこれまで施工した道路等の公共事業において、事業実施困難となった具体的な件数までは把握できておりませんが、令和5年9月議会で田中議員から御質問いただきました市道瓦屋川村線整備におきましては、未改良区間内にある民有地の中に複雑な相続や所有者不明がある土地の存在により改良計画が実施困難となっております。

また、近年の事例といたしましては、避難路整備事業として計画しております市道城本山王線整備におきまして、令和4年度に測量設計は完了いたしましたものの、所有者不明土地などの存在により用地取得が困難なことから、設計方針が限定的となった事例がございます。

以上のように、公共事業で道路等を整備する場合は、必要な用地を取得することが絶対条件となりますことから、現在取り組んでおります避難路整備事業については、あらかじめ用地の事前調査を実施することにより、所有者不明等の用地取得が困難な土地をできる限り回避しながら、各路線の設計を進めているところでございます。なお、現在実施しております紺屋町地区の土地区画整理事業の区域内にも所有者不明の土地がございますが、直接買収方式ではなく、換地という手法を用いて宅地を再配置し、道路や公園などの必要な公共施設を整備するため、事業を迅速に進めることができております。このことが、本地区整備に当た

って土地区画整理事業を採用した理由の一つでもございます。

次に、相続人の居所を探す方法でございますが、道路等の公共施設を整備する際には、まず、事業に必要な土地の登記簿を調査し、登記簿記載の所有者について相続が発生している場合は、戸籍法第10条の2第2項の規定による公用請求により、被相続人の出生から亡くなるまでの全ての戸籍謄本の取得を行い、戸籍の内容を確認し相続人を特定いたします。その後、特定した相続人ごとに、本籍地のある自治体へ住民基本台帳法第20条第2項の規定による公用請求を行い、戸籍附票を取得することにより相続人の居所または住所情報等を取
得しております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番。村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） 非常に御苦労されるケースがあるんじゃないかなと思います。避難路整備事業においては、可能な限り用地取得が困難な土地を回避しながらということですから、非常に御苦労されているなど感じる次第でございます。

今度は別の視点から質問いたしますけれども、相続人の居所不明によって固定資産税が未収になるケースはあるのでしょうか。また、そしてその金額はどのくらいあるのか、そしてまた、その場合、相続人の居所を探し出す方法も、先ほどの方法と一緒にのかなのかお聞きしたいと思います。

○市民部長（松尾和弘君） お答えいたします。

固定資産税の納税義務者の相続人居所が各種調査を行っても不明の場合、固定資産税の納付書は地方税法の規定により公示送達を行っております。

相続人居所不明による公示送達は、直近の3年間で、令和3年度は3件、未収額が5万6,500円、令和4年度は2件、未収額が4万8,900円、令和5年度は1件、未収額見込額が4万1,300円でございます。

なお、固定資産税の納税義務者である登記名義人が亡くなられた際には、地方税法及び市税条例の規定により、相続人がその土地家屋を現に所有するものとして申告しなければなりません。しかしながら、申告がない場合につきましては、戸籍調査や市町村への実態調査を行い相続人の居所の特定を行っております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番。村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） 未収額は意外と少ないんですね、10万円にも満たないですから。私はもっと多いのかなと想像していたものですから。そこで、調べたところ、所有者不明土地の問題を解消するために、令和3年4月、「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が成立、公布されたと情報があります。そして、今年の4月から段階的に施行されているようですが、不動産登記法改正の内容とは

どのようなものなのか教えてください。

○市民部長（松尾和弘君） お答えいたします。

令和3年4月に不動産登記法が改正され、令和5年度から順次施行されておりますが、主なものを御紹介させていただきます。

令和6年4月1日より、相続登記が義務化されます。これは、相続人がその相続を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならず、正当な理由がなく申請を怠った場合は10万円以下の過料に処されます。また、DV被害者等の保護のため、登記事項証明書の記載事項の特例が開始されますので、委任を受けた弁護士事務所等の所在地が所有者の住所に代わり記載されることとなります。さらに、令和8年4月1日からは、所有者の住所変更登記等が義務化されます。こちらは、変更日から2年以内に変更登記申請をしなければならず、正当な理由なく申請を怠った場合には5万円以下の過料に処されます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番。村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） やはり今まででもかなり困っていたんでしょうね。特に国土交通省等も困っていたんじゃないかなと思います。でも、動きが遅かったなど、もうちょっと早くこういう法律が改正されたほうがよかったんじゃないかと思います。罰金刑もあるということですから、早めに改正すべきではなかったかと思っております。

登記が適切に行われるようにするために、不動産登記制度の見直し、それと、相続等により取得した土地を手放すための制度、相続土地の国庫帰属制度、それと、土地利用に関する民法のルールの見直しも行われたということなんですけれども、民法において隣地を円滑に、適正に使用できるように相隣関係に関するルールの様々な見直しがされたということですが、その詳しい内容を教えてください。

○市民部長（松尾和弘君） お答えいたします。

民法の改正につきましては、令和5年4月1日から施行されており、主なものを申し上げます。

まずは、隣地使用权の内容に関する規律が明確化されました。これまでは、隣地から越境してきた枝については自分で切ることはできませんでしたが、所有者に枝を切るように催告したにもかかわらず切らない場合や、その所有者が分からない場合については、自ら処理することができるようになりました。

このほか、他人の土地を使用しなければ水道等のライフラインを引き込めない場合、必要な範囲内でその土地に設備を設置する権利も明文化されております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番。村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） 人吉市内全域、どこの町内でも、隣の土地から樹木の枝が伸びてきて

困るといった苦情等は非常に多かったと思います。ところが、民法の改正によってかなり改善されたということでうれしく思っております。

そこで、大きな法改正が行われた情報を、土地建物所有者が死亡した場合、相続人に今回の法改正の内容をどのようにしてお知らせするのかお聞きいたします。

○市民部長（松尾和弘君） お答えいたします。

不動産登記法改正の周知方法につきましては、法務局が主体となって各種媒体を用い広報されておりますが、本市におきましては、法務局の依頼により、固定資産税納税通知書や納税義務者が亡くなられた際に相続人に送付する文書に、不動産登記法改正のチラシを同封いたしております。また、市広報やポスター掲示による周知も図っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番。村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） できる限り、多くの市民の方の目につくような手法をとっていただきたいと思っております。

先ほどの相続人登記の未登記の問題ですが、既に3年以上経過している場合はどうなるんですか、法改正から3年なのかどうなのか。令和6年4月1日までに変更登記をすれば、罰則の対象にならないということなのかお聞きしたいと思います。また、法改正以前に所有者不明であった土地建物はどう対応するのか、その辺もお聞きしたいと思います。

○市民部長（松尾和弘君） お答えいたします。

今回の不動産登記法改正による相続登記の義務化につきましては、施行日以前に相続等が発生したケースについても、3年間の猶予期間はありますが、義務化の対象となっているようでございます。本市におきましては、先ほど述べました、相続人等の調査を十分に行い、法務局と協力し、所有者が不明にならないよう、不動産登記法の改正について周知に努めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 12番。村上恵一議員。

○12番（村上恵一君） 分かりました。やはり対象になるということで、猶予期間はあるけれどもということですね。しかし、先ほどの隣地の問題も含めまして、今回の法改正の内容をもっと市民に知らせてほしいと思っております。そして、今後は、所有者不明の土地にならないためにも、土地建物をお持ちの単身高齢者の方にリバースモーゲージ制度、リースバック制度の周知も必要ではないかなと思います。

リバースモーゲージ制度は、自宅を所有しているが現金収入が少ないという高齢者の世帯が住居を手放すことなく収入を確保するための手段です。これは金融機関が既に導入しております。自宅を担保にして銀行などの金融機関から借金をして、その借金を毎月、あるいは毎年ということで年金という形で受け取る。その方が、もし亡くなられたら、この土地はそ

の金融機関の持ち物になるという制度です。リースバックも似たような制度なんですけれども、恐らくこの制度を皆さん、知らないのではないかなと、私は十数年前にこの一般質問をしたことがあるんですけど、この制度ももっと幅広く知らせる必要があるのではないかと、そんな制度は知らなかった、早く知ればよかったという方もおられるんじゃないかと思しますので、併せてこういう制度の周知も行っていただきたいという要望を入れて、私の一般質問は全て終わります。コンパクトな質問になりました。ありがとうございました。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時58分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）
14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君）（登壇） 皆さん、おはようございます。14番議員の田中哲でございます。今回の質問は3項目を通告しております。

今年も、あと三日もすると日本の運命、歴史を大きく左右することになった12月8日のあたかもパールハーバーを思い出します。そのことと関連もいたします1項目の戦没者慰霊碑についてお尋ねいたします。

さきの大戦でなくなった戦没者を追悼する慰霊碑、場所によっては忠霊塔あるいは忠魂碑などと呼ばれております。この慰霊碑が老朽化し、維持管理が難しくなっております。高齢化が進む遺族に任せるだけでは風化は避けられなくなってきております。経年劣化した慰霊碑を放置すれば、災害時に倒壊する恐れもあります。誰が、どのように維持管理していくのか、遺族が健在のうちに方針を決めておくことが必要であるという観点からお尋ねいたします。

まず、慰霊碑は、忠霊塔あるいは忠魂碑として市内に点在していると思いますが、現在、人吉市に何か所で、どこにあるのかお尋ねいたします。また、地域の遺族会に尋ねましたところ、会員も高齢化し少なくなって、草取りなどの管理もできないという声を聞いております。そこで、各地域の戦没者慰霊碑の維持管理状況はどうなっているのかお尋ねします。また、各地域の慰霊祭はどのように継承されているのかもお尋ねいたします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） 皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。

戦没者慰霊碑の場所と数につきまして、各校区の遺族会役員の皆様方、市の学芸員、図書館など多方面にお尋ねしましたところ、中原校区と西瀬校区の各1か所にございまして、そのほかの校区内には確認できておりません。なお、慰霊碑等に係る文献はなく、個人で建立されているものもございまして、その数も把握できておりません。

中原校区と西瀬校区の2か所につきましては、御遺族の方々が献花や清掃を行うなど、大

切に管理されているようでございます。また、中原校区では、春と秋に慰霊祭が挙行されておりましたが、現在は令和2年豪雨災害やコロナウイルス感染症拡大等の影響を受け、休止されているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 人吉市が建立した人吉城跡の忠霊塔に関し、令和元年6月議会の一般質問で、豊永貞夫議員から忠霊塔の汚れや破損が目立つ、早急な対応をとということで、また、史跡人吉城跡整備基本方針では、忠霊塔はどのような位置づけかとの質問がっております。当時の答弁としては、安全対策として、階段部分の手すりの付け替え、忠霊塔の入り口のドアのさび止め、階段の部分補修、周辺の雑木の伐採等を行っており、遺族会が年に三、四回、周辺の草払い、清掃、献花を行っているとの答弁がっております。また、忠霊塔は近代・現代の構築物であるので、史跡として本質的な価値を有しないと位置づけていますが、建てられた経緯や関係者の皆さんの心のよりどころであり、心情を酌んで、慎重かつ大切に取り扱うべきものと、答弁がっております。関係者、遺族会の意見というより、まさに市の立場を考慮したような答弁でっております。

ところで、人吉市遺族会は、令和2年1月の総会で、人吉城跡の忠霊塔に対する要望の中で、「傷みがひどい」、「遺族は高齢化して、高台にあることで参拝に苦慮している。候補地はないが、移転を考えてほしい」との要望書を人吉市に提出されております。人吉市遺族会の要望に対しての回答はどうなっているのかお尋ねいたします。

また、史跡人吉城跡整備基本方針では、先ほど申しましたように、忠霊塔は近代・現代の構築物であるので、史跡としての本質的な価値は有さない建造物の一つと位置づけられております。これは、文化庁や県の指導の基に、学識者の意見、それにパブリックコメントに寄せられた市民の声を基に作成された基本方針であります。また、基本方針の関連計画となります保存計画書第2版において、本質的価値以外の構築物を地外へ移転する基本方針を定めているとの考えを述べられております。このことから、人吉城跡の忠霊塔を人吉市遺族会と協議検討され、早急に参拝に無理のない低地、例えばカルチャーパレス等に移転を考える時期に来ていると考えますが、忠霊塔の移転について、どうお考えなのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

忠霊塔は史跡人吉城跡整備基本計画において、議員から御説明いただきました位置づけがなされているところでございます。本来であれば移設すべきであることは重々承知しているところでございますが、移設の経費につきまして、当然のことながら高額となることが予想され、復旧・復興を重点施策としている現在の状況を鑑みますと、慎重な対応を取らざるを得ないことを御理解いただきたいと思います。

要望書の提出があつてからすぐ、豪雨災害が発生しておりますことから、要望に関しまし

ては検討中としておりまして、遺族会役員の皆様にはその旨をお伝えしているところでございます。

忠霊塔の現状を見てみますと、老朽化が進んでおりまして、また、遺族の方々も高齢となられ、高台にある忠霊塔に参拝されることが困難な状況にございますことから、老朽化対策に加え、参拝の方法等についても、遺族会と協議していかなければならないと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいま、洲上部長の答弁で経費の問題で慎重にならざるを得ないと答弁でございます。これを聞いておりまして、昔はやりました「それを言っちゃあおしめえよ」との言葉を思い出しました。しかし、洲上部長も答弁されましたように、遺族会とも十分な協議をしていただきますように、この点についてお願いをしておきます。

次に、遺族会や自治体が建立した忠霊塔や忠魂碑等の戦没者慰霊碑は、国に殉じた方々の魂を慰霊するわけでございますので、維持管理が難しくなった戦没者慰霊碑は、当然、国の関与があってしかるべきと思っております。

そこで、このような問題については、国はどのような考えなのでしょうか。また、自治体による戦没者慰霊碑の移転や補償費用の一部を国が補償する制度もあると聞いております。それはどのような場合に該当するのか、人吉市の忠霊塔の移設には該当しないのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（洲上麻美君） お答えいたします。

まず、慰霊碑に関する国の考え方でございますが、民間等で建立された戦没者の慰霊碑等の維持管理は建立者等自らが行うことが基本とされています。しかしながら、時間の経過によって建立者が不在となるなど、維持管理が困難な状況になっていることから、国では、建立者等が不明で適切な維持管理が行えておらず、倒壊等の危険がある慰霊碑について、自治体が独自事業として移設等を行う場合の補助事業、具体的には補助率が2分の1で、上限額が50万円でございます、が平成28年度に創設されております。また、令和元年度から、建立者等が不明に準ずる状態、建立者等が明らかではあるが、高齢のため建立者等自らが維持管理を行うことが困難であると認められる状態を指します、も対象となるよう範囲が拡大されております。

次に、どのような場合に該当するかという御質問でございますが、例えば、慰霊碑が経年劣化により一部が破損し、付近は地元児童等の通学路や遊び場であり、損壊により児童や近隣住民へ被害が及ぶ恐れがある場合などが想定されております。その慰霊碑を管理する遺族会会員の高齢化等により管理する者が存在しない場合に、移設、補修または埋設等に対しまして補助金を利用できる制度となっております。また、本市が建立しました忠霊塔につきま

しては、経年劣化による危険性が考えられますが、遺族会の御協力を得て本市が管理を行っておりますことから、この補助制度には該当しないものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 次に、各地元に点在します遺族会建立の慰霊碑を維持管理面から、人吉市の忠霊塔と一緒に整理・統合していただけないかという地域遺族会の声がございます。将来の維持管理を考慮したときに、戦没者慰霊碑の整理・統合を考える時期に来ていると思っておりますが、考えをお尋ねいたします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

戦没者の慰霊碑につきましては、その当時、建立に当たって御尽力いただいた方々や御遺族の思い、また人吉城跡に建つ忠霊塔が市内全域における戦没者の御霊を慰霊することを目的とするものであることを考えますと、慰霊碑の整理・統合につきましては、より慎重な対応が必要であろうかと考えております。

今後、国や県に対し、補助制度の拡充をお願いするとともに、人吉市遺族会及び地域遺族会の御意見を頂戴するために話合いの場を重ねてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 戦没者慰霊碑の整理・統合については、慎重な対応が必要との答弁でございます。この問題は、地域の遺族会からの要望でございます。放置すれば、管理不十分で不測の事態も考えられます。このことに関しても、人吉市遺族会、あるいは地域の遺族会とも十分に意思疎通を図っていただきたいと思っております。

また、戦没者慰霊碑の管理の問題は、全国的な問題でもございます。この問題に先進的に取り組んでいる自治体もあるようでございますので、今後検討するに当たっては、参考にさせていただくようお願いをしておきます。

次に、近年、関係者や遺族会の高齢化のため、人吉市主催の戦没者追悼式も参加者が少なくなってきました。戦没者追悼式を継承していくために、今後どのような方法と開催時期を考えておられるのかお尋ねいたします。

また、参加者を増やす工夫として、小学校では修学旅行などで平和学習に取り組んでいるので、学習したことを発表してもらうなどの協力は得られないのか、学校教育との連携はできないのかとの人吉市遺族会の要望に対し、以前、教育部と調整しているとの答弁もあっておりますが、その後の対応はどうなっているのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

戦没者追悼式につきましては、平成28年度以前は4月中旬の平日に開催しておりましたが、平成29年度からは10月の第一土曜日に開催をしております。人吉市遺族会では、高齢化によ

り年々参加者が減少していく現状と、戦争体験の継承が必要という考えの基に、追悼式典に子供の参加を促し、その中で平和への願いを発表するなどの活動が重要ではないかと考えられております。それを受けまして、学校教育担当部署と協議を重ね、学校行事等を考慮した結果、10月が適当ではないかと決定したものでございます。

平成29年度から、戦没者御遺族のお孫様等が発表されておりましたが、令和2年度以降は豪雨災害や新型コロナウイルス感染症等の拡大状況から、やむなく式典を中止または縮小して行っておりまして、子供による作文発表はできていない状況でございます。

来年度以降におきましては、遺族会の御意向に沿った形で式典を執り行うことができるよう検討してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 国のため、郷土のために命を落とした人たちの存在を記録にとどめることは、国の、また自治体の大切な責務であると思っております。そのためにも、人吉市遺族会や地域の遺族会から要望の出ています戦没者慰霊碑の整理・統合や移転問題、また、戦没者追悼式の在り方についても早急に取り組んでいく必要があるかと私は思っております。松岡市長も、毎年、戦没者追悼式の式辞の中で、常にさきの大戦で亡くなった方々への尊崇の念、あるいは哀悼の誠を捧げておられます。

そこで、健康福祉部長への質問と重複しますが、地域遺族会建立の慰霊碑を人吉市建立の忠霊塔に整理・統合することと、人吉市遺族会からも要望が出ていますように、カルチャーパレス等のような平坦な場所、市民みんなが気軽に参拝できる場所への移転について、どう考えておられるのか、また、今後の戦没者追悼式の在り方についてどのように考えておられるのかをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

各校区の遺族会で建立されました慰霊碑の維持管理が難しくなっている状況は、大変重要な課題であると認識をしております。今後、慰霊碑の経年劣化が進みますと、災害時に倒壊する恐れも考えられます。将来にわたり、誰が、どのように維持管理していくのか、遺族会と協議の上で早急に方針を固めることが大切であると考えております。

また、人吉城跡に建立した忠霊塔につきましても、老朽化していること、御遺族の方々も参拝に苦慮しておられることは承知しているところでございます。戦没者追悼式につきましても、御遺族の高齢化が進み、参列者が少なくなっている状況でございます。

今後は、さきの大戦の記憶を風化させることなく、次世代に引き継いでいくための取組が大切であると認識をしております。いずれにいたしましても、遺族会から御意見をいただきながら、関係各課で対応を検討してまいりたいと存じます。

近年、戦争や紛争による世界情勢の悪化は、目を覆いたくなるような惨状を呈し、特に、

次の時代を引き継ぐべき多くの子供たちが犠牲となっている報道を目にしますと、悲壮感と同時に、今現在、平和を享受している我々の役割や将来について、なお一層考えていかなければならないと感じているところでございます。戦後78年経過し、私を含め戦争を知らない世代が大多数を占める現代においては、凄惨な戦争の記憶を風化させることなく平和の尊さを語り継ぐことが、未来永劫平和な社会を築き上げるためにも重要な方策であると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいま、松岡市長の答弁をいただきまして、遺族会とよく話し合いながら、各課、全庁を挙げて前向きに検討していくということでございますので、よろしくお願いたします。現在の日本の平和は、人吉だけでも千数柱の国に殉じた戦没者の犠牲の上に成り立っていることを、人吉市民一人一人が重く考える必要があるかと私は思っております。事実を伝え、記憶を風化させないためにも、遺族会と意思疎通を図り、国の動向、あるいは県の意見等も参考に、戦没者慰霊碑の整理・統合、あるいは移転を前向きに検討していただきますようお願いをしておきます。

2項目めの、校庭あるいは球場等の危険物（くぎ）についてでございます。

全国的にグラウンドに打ったまま放置されたくぎで子供が引っかかり、大けがをする事故が起きているということでございます。新聞報道等によりますと、4月8日、愛知県西尾市のある公園の多目的広場で、ソフトボールの練習で滑り込みをした小学4年生の男子児童が、ベース付近から突き出ていたくぎで左足を十数針縫う大けがをしたとあります。また、同じ13日には、東京都杉並区立小学校の校庭で、児童が膝を十数針縫った。ラインの目印として打ったくぎが原因だったということでございます。

そこで、まず、人吉市内の小中学校のグラウンド、あるいは野球場、公園で、報道等によるようなくぎによる負傷者の発生はないのかお尋ねいたします。事故を受けて文部科学省は、今年5月に、都道府県の教育委員会に運動場の確実な点検を要請、運動会シーズンに入る9月にも安全管理の徹底を求めたということでございます。また、この事故を受けて、愛知県では目視や金属探知機による点検が各地で実施され、西尾市管理のグラウンドや公園など19か所でくぎなどが1,000本以上、小牧市の小中学校24校で計5,133本が見つかったそうでございます。杉並区も小中学校の校庭など68か所を調べ、何と1万2,778本を確認したということでございます。

そこで、このくぎの使用目的、どんな種類が使用されているのか、また、くぎを打った位置図等が把握できているのか、また、小中学校のグラウンド以外の野球場、公園等にはくぎの使用はないのかということでお尋ねいたします。

○教育部長（小澤洋之君） 皆さん、おはようございます。それでは、お答えいたします。

学校の管理下では、通学や体育の授業など様々な状況において子供たちがけがをする場合がございます。ただ、現在のところ、小中学校のグラウンドでくぎによる負傷の報告はあっておりません。また、野球場や公園などの公共施設におきましても、現在のところ、くぎによる負傷の報告はございません。

なお、子供たちが学校の管理下でけがをした際には、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を利用して、保護者に対して給付金が支払われるといった制度がございます。

それから、学校でのくぎの使用目的、また、どんな種類が使用されているか、位置図等で把握できているのか、また、小中学校のグラウンド以外の野球場や公園にはくぎの使用はないのかという御質問でございますが、市内の小中学校では、主に運動会の準備の際にポイントとして長さ10センチメートルほどのくぎを使用しておりますが、行事終了後には撤去されております。また、中学校では、部活動で常設のポイントとして使用している箇所がございますが、各学校におきましては毎日点検を行い、ポイントの出っ張りがないかを確認され、子供たちのけがを未然に防ぐため、安全点検に取り組まれております。

しかしながら、学校のグラウンドは整備した当時にかなり長いくい等を埋め込んだところがあるとお聞きをしております。各学校のグラウンド整備のための当時の使用者や位置図等につきましては、令和2年7月豪雨災害時、被害に遭っておる場所もありまして、はっきり確認できない状態でございますので、議員御指摘の、位置図等での把握はできていないという状況でございます。

また、小中学校以外の野球場等のグラウンドとしましては、川上哲治記念球場や第一市民運動広場などがございますが、教育委員会や指定管理者である人吉市体育協会がグラウンドの管理上、くぎを必要としている施設はございません。ただ、第一市民運動広場におきましては、施設を利用される団体の方が大会運営上、あるいは会場設営の必要上、目印としてリボンなどを付けたくぎを使用される場合があるようですので、そうした目印につきましては、大会等の終了後に撤去していただくよう、利用者に周知徹底をいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 文部科学省は、都道府県教育委員会に、運動場の確実な点検を要請したとありますが、人吉市の教育委員会には、いつ、どのような要請が来たのか。また、野球場などの指定管理者である人吉市体育協会には要請を行っているのかお尋ねいたします。

○教育部長（小澤洋之君） お答えいたします。

熊本県教育委員会から、各市町村教育委員会に対しまして、令和5年5月18日付と、令和5年9月28日付の2回、校庭等における危険物の確認、除去等についての依頼がっております。

内容でございますが、議員おっしゃいました、国内で体育の授業中に転倒した児童が、校

庭に放置されたくぎで裂傷を負うという事故が発生したことから、校舎等の外も含めた安全点検の確実な実施についての依頼でございます。

各学校では、これまでも校庭を含めた安全点検を実施されておりますが、各学校に対して教育委員会から、校庭も含めた学校の安全管理を適切に行うよう改めて周知したところでございます。

なお、今回の通知は、学校の校庭等の安全管理の徹底を促すものとして、いわゆる学校安全の所管課であります学校教育課のみに届いておりましたので、野球場など一般市民が利用する体育施設等を管理する人吉市体育協会に対しましては、その時点では要請は行っておりません。しかしながら、同様の事故を防止する観点から、市体育協会へは所管する社会教育課のほうから、後日、安全管理の徹底を依頼したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 人吉市では、いつ、どのような点検を、誰がどのような方法で行い、記録簿あるいは点検帳などの作成を行っているのかお尋ねいたします。

○教育部長（小澤洋之君） お答えいたします。

各学校におきましては、安全点検実施計画を策定されまして、日常の安全点検はもちろんのこと、安全点検の日を設けるなど、組織的に実施されております。

学校でのグラウンドの安全点検の方法でございますが、主に教職員による目視での点検を行っております。また、教育委員会からは、点検項目や点検の種類などをお示した学校用の点検チェックリストを学校に配付しておりまして、子供たちが安心して活動するために、校庭も含めた安全管理につきましては適切に行われていると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 指定管理者でございます人吉市体育協会が管理します野球場で、球場内にありますくぎなどによるけがが発生した場合の補償は、使用者責任か、あるいは管理者責任になるのかお尋ねいたします。

○教育部長（小澤洋之君） お答えいたします。

人吉市体育協会が管理する野球場等でけがが発生した場合の補償につきましては、利用者の不注意によるけがの場合につきましては補償の対象となりませんが、施設の設置及び管理に瑕疵がある場合、それから職員の業務遂行に起因するけが等の場合には、市体育協会が加入しております施設管理者賠償責任保険等により補償をすることとなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 先進地では、目印を設置する場合は、ゴムなどを使ったもののみを使

用し、位置図を図面に記録するように運用を決めたところもあるそうでございます。人吉市の小中学校のグラウンドは、私の記憶では平成10年頃、集中的に整備されまして、年月も経ち、目印の消失、露出したくぎも出てくるのではなかろうかと思っております。

そこで、人吉市も計画的に鉄製のくぎをゴム製等に代替する必要があると思っておりますが、今後の対応についてお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） 皆さん、おはようございます。私のほうからお答えいたします。

ただいま教育部長がお答えいたしましたとおり、各学校では、日々、子供たちの安全を確保するために献身的な取組が行われております。学校の安全を一義的に担うのは教職員でございますが、日頃から安全点検を実施しているとはいえ、くぎの抜き忘れによる事故はどの学校でも起こりえるという意識を持って対策を行うことが重要だと考えております。

子供たちが一日の大半を過ごす学校の安全を確保することは、当然必要なことでございますが、全てを教職員に任せましては、業務の負担がさらに増えることも懸念されます。教育委員会といたしましては、国・県・市からの文書等を各学校へ通知して意識の高揚を図るとともに、学校任せではなく、教育委員会による学校訪問等を活用した安全点検など、予算措置も含めた学校の安全確保を指導するべきであると考えておるところでございます。

議員御指摘のとおり、本市の小中学校のグラウンドは整備から相当期間が経過しており、今後、くぎによる事故が発生する可能性もございますことから、これからは危険性の少ない樹脂製やゴム製のマーカーなどに変更していただくよう、市内校長会で理解を求めてまいりたいと考えております。

また、目視が困難な、地中に埋まっているくぎを金属探知機で調査するなどの対策も必要であると考えております。このような学校の環境整備や学校現場の支援こそが、教育行政が担う大きな役目ではないかと考えているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいま教育長の答弁で、金属探知機で調査するなどの対策を打つ必要があると答弁でございましたが、金属探知機導入を考えておられるということでしょうか、お尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えいたします。

学校におきまして児童・生徒が安心して活動するためには、校庭も含めた安全管理を適切に行うことが重要であることから、金属探知機を導入して確実な調査をしていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいま答弁のように、金属探知機の導入となりますと、全国的に先

進的・画期的なことではないかと私は思っております。ぜひ、金属探知機の導入をお願いしておきます。

私の記憶では、平成10年頃、ある小学校のグラウンドの整備に関わったことがございます。当時は、グラウンドの目印となるマーカーを取り付け、そして、安易に抜けないように、30センチメートル以上もある金属製のくぎを専門業者が埋め込んでいた記憶がございます。大きなけが等が発生しないように、早めの対応をお願いしておきます。

次、3項目でございます。

今月21日より、恒例の全国年末年始の交通事故防止運動が展開されます。交通事故が多発する時期でもございます。防災無線などを利用し、市民の交通事故防止に対する啓発を周知徹底していただきたいと思っております。私は、今年3月議会で、市の財政上の経費削減の観点や、人吉市の交通指導員の定員の充足率の不足の観点から、各種イベントでの業務の民間への業務委託、また、人吉地区交通安全協会との合併統合についてただしております。当時の答弁では、関係機関、団体と緊密な連携を図りながら、交通事故のない安全で安心な人吉市を実現していただくための組織づくりを早急に調査すると答弁をされております。

そこで最初に、現在、人吉地区交通安全協会とはどのように話合いが済んでおるのか、いつ頃までに新しい組織づくりを目指しておられるのかお尋ねいたします。

○市民部長（松尾和弘君） お答えいたします。

人吉地区交通安全協会と人吉市交通指導員会との新たな組織づくりについての御質問でございますが、それぞれの組織の交通指導員の数が、新規加入者の減少や高齢化などの理由により減少傾向にございます。そのため、それぞれの組織が衰退することなく組織の強化を目的とし、より一層の交通施策の推進を図るため、組織の統合・合併について検討を重ねているところでございます。

具体的には、昨年末から本市交通指導員の人吉地区交通安全協会への移籍について、事務局レベルでの協議を進めているところでございまして、今後、双方の交通指導員への説明を行っていく予定としております。なお、統合・合併の時期でございますが、双方の合意に至れば、協議状況等を踏まえて改めて御報告申し上げます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） また、今後の交通事故防止の観点から、各種イベント、あるいは街頭活動、交通教育の活動など、どのように民間業者と人吉地区交通安全協会へ委託あるいは依頼していくのか、今後の方向性をお尋ねいたします。

○市民部長（松尾和弘君） お答えいたします。

まず、現在の各種イベントの対応についてでございますが、小中規模なものには人吉市交通指導員会のみで対応しております。また、人吉花火大会等の大規模なイベントにつきまし

ては、各大会の事務局から、人吉市交通指導員会のほか、人吉地区交通安全協会や民間の警備業者へ出動依頼があつているところがございます。

次に、交通安全教室などの交通教育の活動におきましては、幼稚園や保育園、学校などのほか、老人クラブなどからの開催依頼を受け、人吉市交通指導員会のほか、必要に応じ、人吉警察署、人吉地区交通安全協会の御協力のもと、それぞれの年齢層に応じて交通教室を行っているところがございます。

今後、人吉地区交通安全協会と人吉市交通指導員会が統合・合併で新たな組織となった場合、小中規模なイベントにおきましては人吉地区交通安全協会へ協力依頼し、大規模なイベントにつきましては、人吉地区交通安全協会への依頼のほか、民間の警備業者への委託の拡大を、大会事務局等をお願いしてまいりたいと存じます。

交通安全教室等の交通教育の活動につきましては、引き続き、人吉警察署の御協力のもと、人吉地区交通安全協会へ実施のお願いをしてまいりたいと存じております。なお、これまで人吉市交通指導員会のみで対応しておりました小中規模なイベント等での経費の負担につきましては、統合・合併と併せ、現在、人吉地区交通安全協会と協議中でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番、田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいま答弁いただきまして、私は市の財政面あるいは交通指導員の充足率の問題もあるかと思いますが、現在、交通安全の環境が変化してきております。従来
の組織体制では対応できないような状況が出てきているのではなかろうかと思っております。

そこで、一刻も早く、市民の交通安全の環境整備に早急に取り組んでいただきますようお願いしておきます。

以上をもちまして、私の一般質問を終了いたします。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君）（登壇） 皆さん、こんにちは。4番議員、池田芳隆でございます。通告に従いまして一般質問を行います。今回は、関係機関との連携によるまちづくりについて、災害公営住宅の運用と被災者支援について、市職員の採用について、以上、3項目について質問を行います。なお、議長の許可を得ましたので、3番目の市職員の採用についての質問の中で、「受験生」という表現をとっておりますけれども、これは「受験者」ということでの変更をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

では、質問に入りたいと思います。

まず、関係機関との連携によるまちづくりについてということでお尋ねをいたします。

J R肥薩線の復旧に伴う関係自治体とJ R九州との連携ですけれども、先般、J R肥薩線再生協議会に、地元がどのようにまとまったのかお話を伺いたしたいと思います。

○復興政策部長（浦本雄介君） 皆様、こんにちは。それではお答えいたします。

先月24日に開催されました第5回J R肥薩線再生協議会では、上下分離方式を想定した場合の災害復旧費、及び復旧後の運行経費に関する地元自治体の費用負担の在り方について協議がなされたところでございます。

地元市町村が、J R肥薩線の復旧、さらには将来的な存続に向け、広域的かつ主体的に取り組むことを前提に、熊本県から市町村負担の軽減となる支援策について御説明をいただき、熊本県及び沿線及び非沿線自治体における費用負担の方向性について確認したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） これは、俗に言う川線という八代一人吉間の問題の計画だと思うんですけども、人吉から吉松まで運休状態となっております山線についての協議状況はどのようなになっているのでしょうか。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

肥薩線の復旧方法や、その在り方などについて検討することを目的に設置されております肥薩線検討会議におきまして、まずは甚大な被害を受けた八代一人吉間の復旧、そして持続可能な鉄道の在り方について協議検討を行っているところでございます。

この八代一人吉間、通称、川線の鉄道復旧に向けた方向性が決まった後に、人吉－吉松間、通称、山線と呼ばれる区間の協議が行われていくと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 本来でしたらば、川線、山線と同時進行で復旧を行っていかねばならないと思うんですけども、皆さん御存じのとおり、先般のニュースでJ R九州の社長が、肥薩線復旧のことについてコメントを述べられております。読み上げさせていただくんですけども、復旧費と復旧後の維持費に関する熊本県など地元の支援枠組みが固まったことについて、J R九州、古宮洋二社長は、30日の記者会見で、J R九州の費用負担が圧縮されたからいいという話ではなく、持続可能性で判断しなければいけない。復旧に対して、慎重な姿勢を示した。県と地元で復旧費約235億円のうち、実質的な地方負担分を県が負担をするということで200億円の分は国と県で負担しますということになったときに、200億円という公費をかけて復旧したとしても、利用客が少ない状況でいいのか。維持費の地元負担に

についても税金を使う、200億円自体が国、県の税金を使うということであるのならば、もうちょっと物事を考えていかなければならないのではないかとことを記者会見の場で述べられております。これは私もちょっと驚いた発言ではあります。

踏まえて、これはちょっと話がずれてしまうんですけども、宮崎県知事が、今回の議会の前に、新幹線ルート九州東側の新幹線ルートではなくて、選択肢として八代から直接宮崎方面に抜くというのも一つの選択肢ではないかという話が出ているわけです。県知事が言ったものだから、やはりこれは大きな話だと思っております。こうなってきた場合、高速バスすら人吉市を通過せずに動くと、これが10年後なのか20年後なのか分かりませんが、取り残しが起きてくると思うんです。いろんなことを踏まえていくと、JR九州自体が、実際、山線を走っていた「いさぶろう・しんぺい」については、名称を変えて別のところを走らせます、「かんぱち・いちろく」という名前で改造してから走らせると、「いさぶろ・しんぺいう号」も取ってしまったている。もちろんSL人吉も走らせません。今、「やませみ・かわせみ」が残っていますけれども、これも別のところで走らせています、阿蘇のほうで走らせている。どんどん、JR側はマイナスな発言をしている。肥薩線を復旧するときに、防災の意味でダムを造ったらばという発言があっていた時期に、ダムができればという話で、今、人吉球磨のダムの推進協で動いて造る方向で話が出ていますけど、その別問題としてそういうふう動いている最中に、今度は別問題で、JR復旧については走らない、JRの復旧は考えている。この状況で、今、人吉の盛り上がりはあるんですか、誰が必要としているんですか。動かない状況に200億円もの金をかけていただいてやっていく。ある意味、税金の無駄遣いと言われても仕方がないところなんです。市長の御判断が、やはり盛り上げて造っていかうということを考えていると思うんですけれども、いろんな諸条件が発生した中で、市長としては、造った後に、もちろん今の造る状況においてどのようなお考えを持って肥薩線の復旧には臨もうと思っていらっしゃるのか、御意見を頂戴したいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

さきのJR肥薩線再生協議会におきまして、会長である田嶋副知事から、JR肥薩線の鉄道復旧に向けた費用負担に関し、熊本県から大変力強い支援策をお示しいただきました。

財政基盤が脆弱である地元自治体に取りましては、非常にありがたく、復旧に向けて主体的に取り組める環境が整ったと受け止めたところでございまして、八代、芦北、人吉球磨地域が一枚岩となり、これから強固に連携を図っていく起点ともいえる協議会となりました。

復旧後のJR肥薩線の将来的な存続に向けましては、JR肥薩線復興方針案に基づき、我々地元自治体が、今後いかに覚悟を持って主体的に、また復旧後の持続が可能となる施策を着実に実行していけるかが肝要となってまいります。

同じく、被災したくま川鉄道におきましては、令和7年度中の全線開通に向け着実に復旧工事が進んでおり、球磨川第四橋梁も新たな橋が架かるなど、目に見える形で復旧が進んで

おります。令和3年11月の部分運行開始の際には、地元からの熱烈な祝福と感謝の声をいただいたように、全線運行再開の際にはより一層の盛り上がりを見せるのではないかと思います。

このように、鉄道というものには、地元を含め多くの人々に感動を与え、また、人々を引きつける不思議な魅力があると考えておりますので、地域住民、さらには全国の肥薩線ファンを巻き込んだ形で、魅力ある鉄道の復活・再生に地域一体となって取り組んでいく必要があります。私もこれまで、JR肥薩線の復旧なしには人吉球磨地域全体の本格復興、地域活性化は成し得ないと繰り返し申してまいりました。今後におきましても、最大の受益地としての覚悟を持ち、引き続き、熊本県、地元自治体と連携を密にし、本市の責務を果たしてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 今、覚悟を持ってと言っていたきましたが、ただ、その覚悟がJRに対して届いていない。向こうは、次に、次に打っているわけです、もう走りませんよと言いたいがために。ですから、覚悟を、言葉だけではなくていち早く、どういう覚悟があるのかと見せていただく必要があるのかなど。これは2019年以前の話になりますけども、前期のときに西洋子議員が言われたかと思うんですけど、何人乗りましたか、この議場にいらっしゃる方が1年間に。よく言われるのが、本社に、または熊本支社に陳情に行かれる際、どういう形でいかれるか、首長さんたちが、車ですよ。それが覚悟なのか。きちんと覚悟を持ってと言うのであるならば、これから先もJR側に対して自治体がどういう覚悟を持ってお願いしていくということにしていかなければならないと思っています。市長は重責を取られたと思います、代表を取られているわけですから、頑張ってください、この答弁は求めませんけども、いずれ、どういうことで私はこの覚悟だと示してください。そうしないと最悪の選択肢の一つを選ばざるを得なくなる可能性が十分にあると思います。多くの方が望まれているのかもしれませんが、そこに使い方を考えていかないと、大変なことが起きるのかなと思っています。

続きまして、まちづくりの中で重責を担う一つのところが、人吉球磨観光地域づくり協議会だと思っています。先般、金子代議士に申入れをされたということが新聞報道で出ておりますが、人吉球磨観光地域づくり協議会がどういう形の申入れをされたのか、また、人吉球磨観光地域づくり協議会の事業との整合性についてもお尋ねをしたいと思います。

○経済部長（溝口尚也君） 議員の皆様、こんにちは。それでは、お答えをいたします。

議員がおっしゃいましたとおり、去る11月27日に、一般社団法人人吉球磨観光地域づくり協議会の民間の若手メンバーと衆議院議員、金子恭之氏との対話が行われております。その中での申入れ、いわゆる要望事項でございますが、大きく5点上げられます。

1点目は、熊本県の最南端という立地上の課題解消。2点目は、地域ブランド人吉・球磨風水・祈りの浄化町の国・県・市町村の一体的広報展開。3点目は、ブランドを形成する自社の観光資源化に向けた支援。4点目は、人吉球磨観光地域づくり協議会への財政支援の継続。5点目は、観光地域づくりに向けた関係省庁との意見交換会の開催。以上の5点でございました。

これらの要望は、これまで人吉球磨観光地域づくり協議会において取り組んできた経験から、今回の要望に至った内容のほか、同協議会で活動されている民間事業者に個別に意見を求めたものとのことでございます。

また、この意見要望の収集に当たりましては、協議会の事業に限らず、観光振興について広く意見を募られたと聞いておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 地元の若手の御意見を聞いて動かれているということで、私みたいな観光に対する素人の人間がものを言うのは大変おこがましいのかもしれませんが、人吉球磨観光地域づくり協議会自体がきちんとまとまりがついているのかという心配がございます。人吉球磨観光地域づくり協議会は最終的には多くの方々に来ていただくための広報活動であったり、まちづくりであったりということになるんでしょうけれども、その手段が目的になってきてしまっているのではないかなと心配するところがございます。

それを考えたときに、人吉球磨観光地域づくり協議会が広域連携のまとめ役になっているのか。ほかの自治体はほかの自治体でどう思っているか分かりませんが、人吉市と人吉球磨観光地域づくり協議会の連携がきちんと取れているのかと思うところがございます。いかがでしょうか。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

まず、広域連携のまとめにつきましては、毎年春と秋のお彼岸に行われる三十三観音巡り、また、今年度におきましては、アニメ「夏目友人帳」のアニメ化15周年事業など、人吉球磨の10市町村で取り組む事業において、各自治体の要望を基に人吉球磨観光地域づくり協議会が主体となって広域誘客事業を実施していただいております。特に三十三観音巡りにつきましては、当市農業振興課が実施するくまろんフェアと連携をしたり、あるいは法印帳や紙のマップの作成のほか、グーグルマップを活用したおすすめ順路を作成するなどの取組をしていただいております。

また、今後も、人吉球磨を代表する観光の一つとして継続していくためにも、人手不足など諸課題について、相良三十三観音協議会と協議を重ねるなど、密に連携を図っていくことが肝要であると協議会から伺っているところがございます。

次に、人吉市をはじめ、各自治体との連携につきましては、地域ごと、またカテゴリーご

とに設置しているワーキンググループがございまして、その会議に、当市の職員を含めまして自治体職員が参加をし、情報を共有するとともに、イベントや催事などで協働をしているところがございます。また、課長級の会議も実施され、お互いの意思疎通や情報交換を継続していくこととしておられるところがございます。このような場を通じまして、自治体とも意思疎通、連携を図っているという状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 先ほど、手段が目的になってしまって、そこで完結しているのはいかど話をしましたけれども、2年前につくられました人吉球磨観光地域づくり協議会が作ったユーチューブの広告、ものによっては視聴ゼロというものがあります。多いものに関しても、100とかそのレベルです。だから、きちんと人吉球磨観光地域づくり協議会がやっている事業が推進されていっているのかと思うところが心配です。去年でしたか、業務執行理事、佐藤執行理事が来られて、議会に対しても説明をされて、一生懸命まちづくりをやるんだとおっしゃっていました。僕も共感いたしました。子供たちのために町をつくるんだということをおっしゃっていたんですけれども、空回りしていないのかと心配です。人吉市も1,000万円以上の補助金を出して、お願いしているところがございます。補助金です、きちんと結果を、少なくともコロナが終わって明けたときに、興味を持っていただくようなまちづくりが必要になってくるのかなど。一生懸命、ユーチューブに関しては人吉高校生であったり、観光団体が作っているユーチューブのほうが視聴率が高いという残念な結果。結果をいうならば、周りすら見ていない。それから更新はされていないので、今一生懸命考えていらっしゃるんでしょうけど、まとめ役として頑張ってくださいとエールを送りたいと思いますし、また、そこに関しましては商工観光課を中心として、どういうことが今望まれているのかという協議をやっていただければと思います。1,000万円、確か、以前、温泉祭をやったときには予算がそれぐらいだったんです、1本やるために。それぐらいの予算を人吉市からお願いし、また、ほかのところからもお金を預かっていらっしゃるわけだから、無差別にどうぞというわけではないと思っています。地域として方向性を一緒になって示していただければと思うところがございます。

そこで、今度は、人吉球磨観光地域づくり協議会とくま川鉄道、似て非なる活動をされているんですけれども、きちんと連携が取れているのかお尋ねをしたいと思います。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

まずもって、くま川鉄道株式会社は、人吉球磨観光地域づくり協議会の理事であり、社員総会、理事会にも御出席いただいているところから、当然に同協議会の運営にも関与いただいております。また、個別事業でも連携されておりまして、具体的な事業としましては、人吉球磨観光地域づくり協議会が所有する電動アシスト付き自転車、いわゆるE-バイクで

ざいますが、これをくま川鉄道株式会社を通じてレンタサイクルとして貸し出し、広域周遊のための利便性向上に取り組むとともに、相互の収益向上を図っておられるところでございます。また、同協議会の来年度事業におきましては、くま川鉄道全線再開に向けた二次交通PRツール作成を予定されておるようでございます。

さらに、先般の人吉球磨観光地域づくり協議会と台湾高雄観光圏との協定締結におきましては、同社から同協議会へ助言をされるなど、相互に連携をして観光地域づくりに取り組んでいただいております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 中に理事として入っていらっしゃる協力体制でいろいろやられているということなんですけれども、逆に、くま川鉄道は学生のための生活鉄道、生活交通機関でもあるんですけれども、子供たちが減少しているのであるなら行き詰まりが発生している部分もあるのかなど。全線開通をしたとしても、これから先、どうなるのか分からないということで、よく言われますけれども観光資源としての活用、球磨川くんだり株式会社もよく言われています。人吉球磨観光地域づくり協議会において、走っていないのは水上村と球磨村、全部が全部走っているわけではないんですけれども、くま川鉄道を観光資源として地域づくりは、どのように人吉球磨観光地域づくり協議会の中では位置づけとされているのか御説明をお願いします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

人吉球磨観光地域づくり協議会におかれては、くま川鉄道を広域周遊のための貴重な移動手段であるとともに、人吉球磨の大切な観光資源と位置づけておられると考えております。

また、先ほど述べましたとおり、くま川鉄道は同協議会の理事団体であり、当然に協議会の中で意見交換をなさいますし、先ほど申しましたように、協議会と同社と連携した事業を通じて観光地域づくりに取り組んでいただいているところでございます。

一方で、くま川鉄道株式会社独自におかれましても、例えば、令和5年5月5日を記念した麒麟切符、あるいは毎年発行されている、人吉花火大会のポスターデザインでの夏目友人帳祈念乗車券のほか、湯前線100周年記念事業など、様々に独自の誘客事業を実施していただいております。

さらに、去る11月25日には、台湾新北MRTとくま川鉄道との間で、幸福の付く同駅名の友好提携を締結されるなど、コロナ前から展開されていた台湾向けのPR活動も再開されておりまして、インバウンド対応にも積極的に取り組んでおられます。

今後、令和6年3月30日で湯前線100周年、そして令和7年度の全線開通に向けて、この貴重な観光資源であるくま川鉄道独自の誘客事業を、広域観光推進組織である同協議会におかれましても、地域の観光資源として活用・連携しながら、鉄道利用のツアーの商品化など

を通じて観光地域づくりを進めていくことが必要となってまいります。同協議会の事業として、当然にそのような取組がされていくものと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） ここで、くま川鉄道が観光施策の一つの基本的な考えということで言われているのが、皆さん、多分御存じかと思うんですけども確認をしておきたいと思えます。人生に必要な徳の成就のために、人はこの世に生まれ、学び、勤労に励み、財と家庭を築き幸を得る。この「徳」というのが青井阿蘇神社、五穀豊穰、子孫繁栄と、この地の長い歴史の影響をもたらした守護神としてのもの。この世に生まれるということで、潮神社、御存じかと思えます、別名おっぱい神社です。子宝を授かりたい方、安産を祈願される方、そして母乳が豊富に出るように望まれる方々の神社。学び、勤労に励み、十島菅原神社、学問の神様として知られる菅原道真を祭神とした神社。今度、くま川鉄道は川村駅から十島神社のほうに駅の位置を移動させるということも考えていらっしゃるとお伺いしております。財をなす恵比寿神社、福利・獲物を司る神、商業の発達とともに複利の神として広く信仰を納める神社、多良木町にあります。そして、幸を成すあさぎり町の岡留熊野座神社です、別名、幸福神社です。難を留めて幸せを持たらす神社ということで、くま川鉄道にある沿線のことを題材にし、観光資源として頑張ろうと言われております。もともと御利益めぐりということで今から二十数年前に青年会議所が、人吉球磨にある文化財を活用したものをやりましょうということで一時期されていたことがあるんですが、多分、若い方は御存じないと思うし、この会場の中でも知っていらっしゃるの、私が記憶する限り、1名、2名かなと思うところなんです。

そういうふうに歴史あるものをくま川鉄道は頑張っていこうとされている。要はつなぐ歴史です。ものの中には、つなぐ歴史とつくる歴史とあるんですけども、もう少しつなぐ歴史を考えたまちづくりが、昔から言われている「らしさ」というところだと思いますので、ここは人吉球磨観光地域づくり協議会と連携を取りながらやっていただければと思うところでございます。

以上、まちづくりに関する質問については終わりたいと思えます。

続きまして、災害公営住宅の運用と被災者支援についてということでございます。これにつきましては、先般、相良地区の災害公営住宅を内覧させていただきました。大変ありがとうございました。なかなか見る機会がないなと思っていた矢先、実際の内覧会よりも先に見せていただいたことを大変感謝申し上げます。

実際の相良団地なんですが、私が聞いた話ですが、キャンセルが発生していると、入りたけれども、様々な事情で入ることができないということで空きが出始めたということなんです。よその自治体では、災害公営住宅は造ったけれども空きが出てしまって、最終的には

もぬけの殻ではないですけれども、利用者がいなくなるという状況が出ているとも聞いています。人吉市の場合は、すぐすぐそういうことはないと思うんですけれども、現在の段階として、キャンセルが出て、被災者が九日町を希望していた、または別の団地を希望していたけれども、やっぱりあそこがいいので、空いているなら入りたいとか希望が出たときに入居はできるのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） では、お答えをいたします。

災害公営住宅につきまして、入居予定をしておられた方のキャンセル等により空室が発生した場合、災害公営住宅の入居要件に該当する被災者の方であれば、入居可能となっております。

入居要件につきましては、5つございます。

1つ目は、罹災証明書の判定が全壊または半壊以上の世帯で、家屋を解体または解体予定の世帯であること、また、罹災証明の判定が半壊以上で、住んでいた借家から立ち退きを命ぜられた世帯であるということでございます。

2つ目は、仮設住宅や避難先に居住するなど住宅に困窮していることが明らかなことでございます。

3つ目は、被災者生活再建支援制度の加算支援金等、自宅再建に係る支援金や助成金を受給していないことでございます。

4つ目は、地方税等の滞納がないこと。

5つ目は、暴力団員でないことでございます。

以上の要件を満たしていらっしゃる被災者の方であれば入居可能となっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 少しでも空きがないように、運用については的確にしていきたいと思いますんですけれども、災害公営住宅も、いずれは一般住宅化するというところで言われておりますけれども、すぐすぐ空くかどうか分かりませんが、やはり見られて、ああいいところだよなど、ここに住みたいなと思う方が出た場合、例えば、別のところの団地を希望しているけれども、やっぱりこっちのほうがいいと希望し直した方などがあると思うんですが、一般の方々ですね、被災していない方々が、先々入居の申し込みが可能になる時期は、もう設定をされているのでしょうか。お願いいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） では、お答えをいたします。

災害公営住宅につきましては、空室が発生して入居の募集を行うということになった場合、まずは被災されて再建ができていないの方々を取り残すことがないように、被災者の方を対象として、ホームページや広報などで募集を行うということを予定しております。

被災者の希望がないことを見極めた後に、その後、市営住宅と同様に、被災されていない一般の方々の入居の申し込みを可能とするということを予定しているところでございます。

時期につきましては、令和6年度の冬頃と考えているところでございます。被災された皆様の再建を最優先に、今後も各部署間で連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 被災者優先ということで、十分に御検討いただきたいと思います。私も被災した地域に住んでいる人間なんですけれども、実際、この団地を希望したんですけれども、様々な理由によって、今回、団地に入居をすることができなかった。本当に様々な理由のためなんですけれども、そういう方は、結果、災害がまだ終わっていないんですよね。多分、別のきちんとしたところに住んだとしても、心残りがあっていろんなわだかまりがあると思います。自分がしていた計画と全く違うところ、3年たって目標値が決まっていたところに、全然違うところが着地点だったというのは、本当に心残りだなと思うんです。そういう方々も、最終的に拾い上げられるように時期を見ながら、被災者支援は長くなるのかなと思います。建設部の方、福祉の被災者支援、大変かと思いますが、そういう方も含めて復興かと思しますので、どうぞ御努力くださいとお願いしたいと思います。この件につきましては、質問を終わりたいと思います。

最後の質問でございます。市職員の採用についてということで質問をさせていただきます。

まだまだ公務員はなり手が多いとかいう話もありますけれども、これも熊本日日新聞の記事で出ていたものでございますが、県庁で4割、応募者が減っている。熊本市に至っては半分減っているという記事が出ておりました。公務員は仕事はハードではあるんですけれども、優良企業ということで、皆さん羨まれるところの仕事かと思うんですけれども、毎回、毎回追加募集をしていかなければならない状況というのは大変残念なことだと思います。民間との競争、そして他自治体との競争、公務員希望は、やはり他自治体の競合があって優先されるところがそっちという場合も多々あるかと思えます。私自身も公務員を受けたときに複数箇所受けて、最終的にはここしか受からなかったので入らせていただいたんですけれども、複数箇所受かった方でどこに行こうかと悩まれたという話も当時から聞いているところです。

そこで、選ばれる職場、やっぱりここがいいんだよねという職場はあると思うんです。もちろん、ああいう町だからこそ住みたいな、だから、そこで仕事を勤めたいというものがあるのかなと思います。今までのまちづくりの話の流れにもなってくるのかと思うんですけれども、市長が考えられるまち、受験者から選ばれるようなまち、または職場はどのように考えていらっしゃるでしょうか、お答えください。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

まず、本市の職員採用試験の受験者の状況を見てみますと、10年前の平成26年度の105人から、今年度は48人と減少している状況であり、やはり少子化などの影響として、他自治体と同様、本市においても受験者が減少しているところでございます。

そのような状況の中で、本市の将来を担う市職員を確保する観点での御質問であろうかと存じます。私は、一言で申し上げるならば希望と魅力ではないかと考えております。人吉市で働きたいと思ってもらえる希望のあるまち、魅力あるまち、これは市役所に限らず民間企業も含めてのことになりますが、生きていく上で働く方たちが生活しやすい、働きがいがあると実感できることは極めて重要であると考えます。私も、かつて進学の時期にふるさとを離れ、結婚、子育てを契機にこの地に帰ってまいりました。生まれたところを離れて分かった、人吉球磨の自然や人の温かみといった魅力を再認識する一方で、活気が失われていくふるさとを、地域の人々や仲間と一緒に活性化させる、そういった希望が、今も私の政治活動の原点であり、また原動力ともなっています。

都市機能が充実したところで働き、暮らすことを望む方には、生活する場所として選んでいただけないかもしれませんが、自然や歴史、風土といった風光明媚な環境の中で人間らしく、意欲と能力を十二分に発揮し活躍しながら、余暇を過ごすことを望む方もおられるものと思います。そういった方々が、この地で新たなことに果敢にチャレンジし、多様な人材として活躍できる風土を醸成し、そして、企業等におきましても、そういった人材を育成し、活躍できる場を提供する企業等が数多く存在するまちではないかと考えるところです。

また、公務員という職業につきましても、その魅力の一つとして、地域住民の皆様と直結した、地域に貢献できる仕事ということが上げられます。現に働いている市職員の方々も、採用試験に合格し、初出勤したときの高い志を忘れず業務に励んでおります。また、令和2年7月以降は、豪雨災害から本市の未来型復興として、恐らく後世に残る重要な事業にそれぞれが携わっております。その中で、ときには住民の方々から厳しい御指摘をいただいたり、短期間で膨大な業務を処理するなど、全てが順調に進むことばかりではございませんが、私は、市役所の強みは、組織として多様な人材が幅広い年代で構成されていることにあると思っています。若手職員の自由な発想と経験豊富な40、50歳代の職員の知見が組み合わせることで、困難な課題に対しても力を合わせて克服し、実施する施策が住民生活向上や地域振興に結びつくことで、ひいては職員のやりがいなどにもつながっていくものと考えております。近者説遠者来の言葉ではありませんが、ここに暮らす、働く私たちが、生きがいややりがいを持って生活し、活気を織りなすことで、高度に発達した現代の情報化社会においても、地域の魅力発信など無限の広がりが期待できます。人吉市はおもしろそうだ、暮らしてみたい、働いてみようかと、多くの人たちの目が人吉市に向くような、希望のあるまち、魅力のあるまちを、職員の方々はもちろんのこと、市民の皆様と共につくってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 市長は旗振り役として重責を担われていると思います。職場400人のトップ、また3万人のトップとして、まちを引っ張っていかねばならない立場ですので、かなりの重責だとは私も思うところです。

全ての責任を市長にかぶせるつもりもございません。やはり共になって頑張っていかなければならないと思います。あるローカルの市長が言われたのが「地方は便利なまちをつくるのには限界がある。でも、住みたいまちをつくるのには限界はない。好かれるまちをつくるのには限界はない。」と言われます。JRの話もしました、便利なまちというのはかなりハードルが上がるかと思います。でも、住みたいまちをつくるのはみんなと一緒にやっていければと思いますので、今言われました言葉に頑張っていただければと思うところがございます。

最後に、1点だけ市長にちょっと残念だった話をさせていただければと思います。これは答弁等々ではございません。御存じのとおり、広報ひとよしで見られたというのが正しいと思うんですけども、第14回ロケーションジャパン大賞のノミネートが「夏空ダンス」と地域が人吉市ということでされたんですけども、できれば施政方針の一番最初にでも言ってほしかったです。かなり有名な映画の中に、短編映画としてぽつんと入っているんです。これは、もちろん内村氏の努力もあるし、当時、一緒に頑張っていた商工観光課のスタッフの方の努力もあるし、もちろん市長も一生懸命アピールをされた努力でノミネートされたと思います。でも、残念ながら一言も言われなかったということが悲しい限りでございます。投票につきましては、12月10日までが投票ということになっておりますので、やはり私たちができることというのは、そういうところに投票をしていただいて、項目が4つありますので投票だけでどうなるというわけではないんですけども、やはり私たちの思い、よかったねという皆さんの思いが、そこにつながっていくのかと思います。まちづくりというのは、そういうところにも、端々に引っかかってくるのかなと思うんです。人の頑張りに対して応援をしていくということが。ですので、まだまだ大変な時期ではございますが頑張っていきましょう。年の瀬も近づいてまいりました。皆さん、健康に注意しまして頑張っていきましょうということで、私の一般質問を終わりたいと思います。お疲れさまでございました。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午後1時47分 休憩

午後2時02分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）
13番、本村令斗議員。

○13番（本村令斗君）（登壇） 皆さん、こんにちは。13番議員の本村令斗です。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行ってまいりたいと思います。

内容としましては、1点目にプロポーザル方式で、活用状況と情報公開について。2点目に人吉市城見庭園で、市民の思いに沿った活用について。3点目に中心市街地復興まちづくりで、官民連携について。4点目に子供の就学前施策で、本市の障害児保育事業と軽度障害児保育事業の継続について、並びに一時預かり事業について質問をしてみたいと思います。

では、まず、1点目のプロポーザル方式についてです。

東校区に建設予定の災害公営住宅においては、業者の選定がプロポーザル方式で行われたことに市民から多くの疑念が持たれています。そのうちの1つは、やらせたい業者に確実に受注させるためにプロポーザル方式を利用しているのではないかという疑念です。インターネットで、建設業界、産業廃棄物業界、行政などのニュースを発信している「KYOTO SEIKEI（京都政経）」は、設計プロポーザル、発注者によっては都合がよいという記事の中でこのように述べています。「このプロポ方式は、発注者が委託しようとする相手方を最初から決めて選定を進められるとも解釈できる。それは発注者が複数の設計者から、対象プロジェクトの設計業務に対する設計体制、実施方法、プロジェクトに対する考え方などについての具体的な設計案を求めることはせず、図形表現はイラスト、イメージ図程度までで、必要に応じてプレゼンテーションやヒアリングを行い、設計者を選んでいる。初めから選定者ありきで進めていけるところに不透明性が指摘されるゆえんでもある。」というものです。プロポーザル方式というのは、以前はあまり聞かれなかったように思います。しかし、令和4年度決算特別委員会において資料を要求したところ、令和4年度には14の事業がプロポーザル方式で業者選定が行われたことが分かりました。市民の中からは、松岡市政のもとで市が思う業者に受注させるために、プロポーザル方式を濫用しているのではないかという声も聞かれます。

そこで、松岡市政が始まった平成27年度から令和3年度までで、プロポーザル方式によって業者選定が行われた回数の推移はどのようになっているのかお伺いします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

最初に、プロポーザル方式は、契約の手法としまして、価格だけではなく対象業務に対する発想、課題解決方法、取り組み体制等の提案を審査し、市にとって最も適切な創造力、技術力、経験などを持つ事業者を選定する方法としまして近年取り入れているところでございます。

平成27年度から令和3年度までにプロポーザル方式によって業者選定が行われた事業につきましては、平成27年度が7件、平成28年度が8件、平成29年度が7件、平成30年度が11件、令和元年度が10件、令和2年度が4件、令和3年度が12件でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） お答えになりましたけど、令和2年度は水害があつて減ったのがあると思うんですけども、やっぱり全体的に見ると増えていると思うんですね。市長が1期目のときの最後の年が増えている。それから令和2年を除けば二桁をずっと維持していますから。確かにいろんな手法も、そのときでよく使われることは分かりますけど、増えていることに対してはやっぱり市民の方からも疑問が出るのかなという気はいたします。

それで、別の点からお伺いしてまいりたいと思います。本年6月議会においては、私が国土交通省のガイドラインを示して、プロポーザル評価表を公表すべきではないかと質問したのに対して、瀬上部長は、ガイドラインにつきましては平成27年に策定されているものでございまして、本市のプロポーザルに関する指針というものは、その前の平成18年に策定しているところでございます。それ以来、改定をしておりませんで、決まりというか基準というものができていないところでございます。」と答弁し、「今後、ガイドラインに沿うように指針の改定等につきましても検討してまいりたいと考えているところでございます。」と答弁しております。

そこで、池田議員が「この見直しというのはどのタイミングで、どの期間やられるのでしょうか。」と質問したのに対して、永田部長が「その時期につきましては、次年度からの事業実施に向けて進めてまいりたいと考えております。」と答弁し、さらに池田議員が「遅すぎません。」と質問すると、永田部長は「時期につきましてはなるべく早くということで対応してまいりたいと思います。」と答弁しています。さらに、大塚議員が指針について「非公表とうたっていないから公表してもいいんじゃないですか。」と質問すると、瀬上部長は「今議会中に公表できますよう努めてまいります。」と答弁し、実際、そのようになりました。すぐに指針の見直しができることが明らかになったと思います。そうすると永田部長が次年度からと言ったのは、本年度中に業者選定が行われる事業の中にプロポーザル評価表を公表したくないものがあるのではないかと思う市民もおられると思います。

そこで、本年度は、これまでどのような事業がプロポーザル方式によって業者選定が行われたのか、また、これから行われようとしているのかお伺いします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

先ほど、6月のときのやりとりを議員のほうで御紹介されたかと思いますが、プロポーザルの指針につきましては、おっしゃったように国のガイドラインに沿ってということで、私のほうはしっかりと改正をすると、期間を取って申し上げましたけれども、その後、いろいろ議会の中の御意見等も聞いて、速やかに改正をするべきということで改正をいたしまして、その改正内容に沿って、今、公開等を行っているということでございますので、そのあたりのことはお答えをさせていただきたいと思います。

それでは、今年度の事業についての御質問であったかと思えます。12月5日現在で、14件をプロポーザル方式により業者選定をしております、人吉市復興まちづくり事業推進業務委託などの復興関係が2件、第6次人吉市総合計画後期基本計画等策定支援業務委託などの計画策定関係が4件、人吉市LINE公式アカウント機能拡張システム構築・運用業務委託などのシステム構築関係が6件、それからひとよし地域応援クーポン券業務委託、人吉市まち・ひと・しごと総合交流館指定管理業務委託などがございます。また、今後、業者選定を予定している事業が4件ございまして、内部情報システム再構築等業務委託、人吉市地域福祉計画・地域福祉活動計画等策定業務委託、第3期人吉市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務委託、人吉城歴史館展示設備基本設計業務委託がでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 本年度になると、また増えているというのが気になるところです。市民の方が、どうこれを捉えるかというのがあるとも思います。やっぱりプロポーザル方式は随契にも当たりますので、1件、1件がきちんと採用した説明責任を果たさなければいけないとなっておりますし、1つ、1つが適正なものかどうかというのも非常に議会としてもその辺も今後注視していかなければならないと感じております。

次に、情報公開を聞いてまいりたいと思います。インターネットで自治体を調べていくと、東校区の災害公営住宅における業者選定のために行われたプロポーザル方式について、住民説明会などで市民から、どのような理由で業者が決まったのか全く分からないし、情報公開で資料を要求しても真っ黒塗りで、市は十分に情報を公開しない。まさにブラックボックスだという怒りの声が上がりました。

人吉市情報公開条例の前文には、市が保有する情報は市民の共有の財産であり、市民によって広く適正に活用されることにより豊かな地域社会の形成に役立てられるべきものである。この情報の公開は、市民の市政の信頼を確保し、開かれた市政を推進していく上でなくてはならないものである、と書かれています。私は、市民からブラックボックスだという声が上がったことは、市政に対する信頼が失われていっていることへのあかしであり、大きな問題だと思えます。市民からこのような声が上がったことについて、大きな問題であるという認識はありますか。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

プロポーザル方式の事業につきましては、本市のプロポーザルの実施に関する指針や、業者募集時に係る実施要項に基づき、公表可能な事項について公表をしているところでございます。

また、国におきましても、運用ガイドラインの中で情報公開についても示しております、これについては先ほど議員のほうから御紹介がありましたような経緯で、本市のほうの改正

ができておりませんでしたので、今年度速やかに改正をいたしまして、その内容につきまして、東校区の災害公営住宅につきましても適用し、公表等はさせていただいたというところでございます。

情報公開につきましては、プロポーザル方式の事業にかかわらず様々にお問合せや御意見をいただくことがありますことから、公開の有無も含め、状況の説明には努めているところでございます。引き続き丁寧な説明、対応に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 丁寧な説明と言われましたので、次につながっていくと思うんですけど、インターネットで自治体を調べていくと、情報公開を少しでも進めようとしている自治体が見られます。横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準を見てみると、運用基準様式1の、評価委員会開催経過及び評価結果には、評価委員がそれぞれの業者に合計で何点付けたか明記するようになっていきます。この様式は、評価委員会から業者選定委員会の報告用ですが、評価結果の公表のための添付資料として適宜修正の上、使用することができるようになっていきます。実際に横浜市保土ヶ谷区が行ったほどがや市民活動センター管理運営業務委託契約の契約結果が、インターネット上で公開されており、評価委員の名前は伏せてあるものの、それぞれの委員が各業者に何点を付けたのか知ることができます。また、東京都葛飾区は、プロポーザル方式による業者選定経過に係る情報公開基準を設けており、そこには、1、目的のところでのこのように書かれています。「この基準は、葛飾区プロポーザル方式による業者選定実施要項第17条に定める業者選定経過に係る葛飾区情報公開条例に基づく情報公開の基本的な取扱いを定めるとともに、業者選定の一層の透明性を確保し、区民に対する説明責任を果たすことを目的として定める。この基準の運用に当たっては、業者選定に応募する者に事前に該当内容を周知し、了解の上、応募することを条件とする」というものです。そして、4、公開対象文書及び公開基準を見てみると、契約締結後に選定委員会の議事内容の記録が公開となっていることが分かります。人吉市では、ある方が選定委員会の議事内容の記録を、情報公開条例を使って出してもらおうとしたところ、なかなか出してもらえずに、11月になってやっと出してもらえたというふうに聞いていますが、葛飾区ではすぐに出してもらえることは明らかだと思います。

私はこの2つの例を見つけたんですけど、いろんな自治体でプロポーザル方式に関しても情報公開を進めていこうと努力しているのがもっと出てくるんじゃないかと思います。市民からの信頼を得るためにも、人吉市でもプロポーザル方式における情報公開を進めるべきではないかお伺いします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

情報公開につきましては、全体の流れとしまして開示していく方向にあることは、市とし

まして認識をしているところでございます。ただいま議員から、いろいろな市の取組等も御紹介をいただきましたけれども、やはりそういった部分も参考にしながら、今後、プロポーザルの実施に関する指針につきましても、改正等が必要となれば改正を行い、今後、事業を実施します際に作成します実施要項につきましても、その時々状況に応じ、公開の趣旨に沿った内容を記載し、運用を行っていくことになるものと理解をしております。

また、契約事務におきましては、機会均等、競争性、公平性、経済性及び透明性の原則を図っていく必要がございますので、これにつきましても国の考え、他市の状況等も参考にしながら対応していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 今御答弁いただきましたので、やっぱり、いろいろほかでも多分プロポーザル方式に対する市民から苦情とか、いろいろ問題にされたところもあるんじゃないかなと思うんですよ。その中で、やはり各自治体でいろいろ情報公開を進めるところもあると思いますので、人吉市としても、ぜひ、いろいろほかの自治体など研究しながら情報公開を進めていただきたいと申し上げまして、次の質問に移ってまいりたいと思います。

次は、城見庭園についてです。ある会議の中で、人吉市が東校区の町内会長に、城見庭園にコミュニティ施設を建設する考えを説明したことが話題になりました。何のために城見庭園にコミュニティ施設を建設しようと考えたのかお伺いします。

○復興政策部政策統括監（井福浩二君） お答えいたします。

11月16日に行われました東校区町内会長の定例会におきまして、コミュニティ施設の整備に向けた市役所内部における現時点での検討状況を説明申し上げ、今後の進め方について相談させていただいたところでございます。

城見庭園につきましては、復興まちづくり計画を策定する過程で実施しました地区別懇談会における御意見等を踏まえまして、HASSENBAから城見庭園にかけての一角が、地域住民や観光客の皆様が、球磨川と触れ合い、交流するための活動拠点となるまちづくりを目指して検討を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 今、経過と理由が分かってきたところです。それで、先ほど述べました会議の中では、東西コミセンがあるので必要がないと思うという声がほとんどでしたが、本当にコミュニティ施設の建設を進めようと考えているのかお伺いします。

○復興政策部政策統括監（井福浩二君） お答えいたします。

現在、復興まちづくり計画に基づき、コミュニティ施設の整備を含め検討を進めているところではございますが、城見庭園が市民、来訪者の皆様から親しまれ、憩い・交流の場所と

なるように施設整備の在り方、機能、利活用等も含め、市民の皆様と意見交換を行いながら検討を進めていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 検討の途中と捉えるといいのかなと捉えたところです。これを調べている中で、ちょっと気になるものがあるので1点聞いておきたいんですけど。令和4年度決算特別委員会に出してもらった令和4年度プロポーザル方式で行われた業者選定についてという資料の中に、城見庭園利活用検討業務委託があることを思い出しました。コミュニティ施設については、この業務委託の中で提案されたということも考えられます。城見庭園利活用検討業務委託の内容はどのようなものか、お伺いします。

○復興政策部政策統括監（井福浩二君） お答えいたします。

城見庭園における利活用検討業務でございますが、施設整備の検討を進めるに当たっては、城見庭園における課題分析や条件整備、それに伴う図面の作成等、技術的な支援が必要となることから、専門的な知見を有するコンサルタントへ業務を委託し、検討を進めているところでございます。

業務の主な内容といたしましては、関係者の合意形成等に向けた意見交換会の開催支援、イメージ図の作成、敷地の有効活用検討、整備に伴う概算事業費の試算等が主な業務内容となります。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 今あったように、いろんな説明資料を作るときの業務委託と分かったところです。私としては、ここから先ほどのコミュニティ施設が出てきたのではないかと、そうすると、市民の意見を中心に考えなければいけないと思うと、ちょっと逆になるというので危惧したので聞いてみたんですけど、そうではないということは分かりました。

それで、次に、城見庭園の活用については市も苦慮しているようにも感じます。そこで、多くの方から活用のアイデアを出してもらうことも考えるべきではないかと思えます。とりわけ城見庭園は、人吉城を間近に見渡す、大変景観がよいところなので、広範囲の市民の方が活用に対する意見を持っておられるようです。人吉城跡公園についてはワークショップが行われていますので、この中でやってもよいと思えますし、単独でやってもよいと思えます。城見庭園の活用に関して、市民が意見を言える場を設けるべきではないかお伺いします。

○復興政策部政策統括監（井福浩二君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、城見庭園から望む球磨川や人吉城跡の景観は大変すばらしく、ロケーションの良さは誰もが認めるところでございます。この場所に対する地域住民をはじめ、市民の皆様の思いは十分承知しているところでございます。

繰り返しになりますが、今後、施設整備の在り方、機能、利活用等につきまして、市民の皆様との意見交換の場を設けさせていただきながら、これからも多くの方に愛される城見庭園となるよう検討していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） いろんな市民の方の意見も聞きながらということで、全体的な論議になっていない感じもちょっとしましたので。東校区の町内会長に説明するのは分かります、経過的に。やはり意見は多くの方に、市民の皆さんの公園になるためにも聞いてほしいと思います。そのように答弁されましたので、ぜひ、そのように進めていただきたいと思います。

次の質問にまいりたいと思います。次は、中心市街地復興まちづくりについてです。11月17日に、紺屋町被災市街地復興土地地区画整理事業の事業計画変更案等に係る説明会が、午後3時からと午後6時から開催されたので、どちらも傍聴しました。

午後3時からの説明会には、質疑応答において質問はありませんでしたが、午後6時からの説明会には質問が出されましたので、その中で中心市街地復興まちづくりにおいては官民連携での事業も模索するような内容の説明がありました。私が所属する経済建設委員会は、10月4日に官民連携で行われている、岩手県紫波町のオガールプロジェクトの行政視察を行いました。このプロジェクトで建設されたこの施設には、令和4年度には約81万7,000人の方が訪れ、令和3年度は5億1,921万円の売上を出しています。うまくいった官民連携の事業では確かに効果があることが分かりました。

その一方で、周りから失敗だと言われる官民連携の事業では、悲惨な状況も生まれています。私は官民連携の事業を行うことについては慎重に進めるべきだという思いから、この質問を行います。

まず、確認のために、中心市街地復興まちづくりにおいては、官民連携での事業を行う可能性があることに間違いはないかお伺いします。

○復興建設部長（若杉久生君） お答えいたします。

鶯温泉周辺につきましては、令和4年3月に策定されました人吉市復興まちづくり計画に、鶯温泉周辺の整備構想案として、一時避難やにぎわいにつながる公園やオープンスペース等の整備、回遊性を持たせる歩行者の東西方向の通り抜け空間の確保、鶯温泉を活用した地区内外との交流を促進する拠点施設の整備等が位置づけられています。加えて、人吉市まちなかランドデザインでは、公園、図書館、文化センター、温泉センターなど、人が集まれる場の形成に取り組むこととされているところでございます。

このことから、中心市街地地区の将来像に、交流文化の場と位置づけ、中心市街地復興まちづくり推進協議会において検討を進めておるところでございまして。併せて、本市役所内に関係課によるプロジェクトチームを立ち上げ、必要な機能等の整理を行っているところでござい

ざいます。

加えて、本年5月から7月に実施しました、鶯温泉周辺の地権者を対象とした土地活用に関する意向調査において、対象者17件のうち13件の方々から、事業についての協力意向を確認できましたことから、来年度は、まずは広場等の整備に向けて用地や建物等の調査を実施し、その後に用地買収等の交渉に入りたいと考えております。また、並行して、鶯温泉周辺で、民間事業者の方々とも連携した社会実験等を実施し、にぎわいの創出に向けて、今後どのように整備し、活用していくのか、幅広く検討を進めることを想定しております。このような観点から、官民連携の可能性は十分あると存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） いろんな考え方も示していただきましたし、官民連携の可能性は十分あるということが確認できたところです。

官民連携の中で主に上げられるものはPFIですが、この制度は英国に似た制度があり、経済界が強く要望してつくられました。この制度を用いると、国や地方自治体の事業コストが削減できるとか、より質の高い公共サービスの提供ができるなどと主張されてきました。しかし、実際には多くの問題があり、英国では新規には行えなくなってきています。日本においても、契約が解除されたり、中止されたりする例が出てきています。

10月8日に、NPO法人くまもと自治体研究所主催のくまもと自治体学校が益城町で開催されました。分散会では、荒尾市の市議会議員の報告による旧競馬場跡地に計画された道の駅に関する分散会に参加しました。このような報告がありました。荒尾市では旧競馬場跡地を開発するための計画を立てることになり、道の駅が計画されました。この計画に対しては、道の駅への出荷を希望する農家数が少ない。近隣には、新鮮、安売りをセールスポイントとしたスーパーや産直が多数立地している。周辺の自治体には特色を生かした道の駅が多数立地し、道の駅のそばにはディスカウントショップが出店予定となっている。年間利用者数や売上、売場面積などの想定規模が大きすぎなどの理由で、採算見通しがあるのかと多くの市民から疑問の声が寄せられました。しかし、荒尾市はこの計画を進め、当初は独立採算であり、道の駅の物販施設と飲食施設の建設費相当分を事業者から、施設使用料として徴収し減価償却を行い、投入した税金を100%回収する予定でした。しかし、初回の事業者募集に応募は全くなく、当初計画した施設使用料を、再公募時に大幅減額するということが行われました。当初の計画では、施設使用料の固定費が39年間で5億2,400万円だったものが、変更後は全て免除となりました。また、当初計画では、施設使用料の変動費が年間売上の1%以上だったものが、変更後は5年間免除し、6年目から年間売上の0.5%となりました。これによって、39年間で6億5,000万円を減額することになり、その分は全て市の負担になるということです、というものです。

私は、人吉市でもそのような負担を新たにしなければならなかったと考えると、恐ろしくなりました。インターネットで「官民連携失敗」、「PFI失敗」などで検索すると、福岡市のタラソ福岡、神奈川県茅ヶ崎市の柳島スポーツ公園、大阪市の水道事業、高知市の病院などが、住民やオンブズマン、マスコミなどから失敗だと評価されていることが分かります。このように、官民連携の事業について、住民やオンブズマン、マスコミなどから失敗したと言われている自治体があることを認識しているかお伺いします。

○復興建設部長（若杉久生君） お答えいたします。

昨今の全国の自治体を取り巻く背景にある少子高齢化に伴う人口減少や、公共施設の老朽化、施設の余剰といった課題等に対して、持続的に公共サービスの提供を行うため、行政だけでなく民間のアイデア、活力を導入することを目的とした官民連携の取組が、多くの自治体で展開されております。

議員御指摘の、第三セクターによる運営の事例や、PFI事業等のスキームを利用した事例の情報は、様々な媒体を通じて承知しているところでございます。様々な事例の中では、民間活力を生かして維持管理費等が削減された成功事例がある一方で、行政と民間との合意形成が不十分であった事例、リスク分散がうまくいかず経営破綻した事例等も見受けられております。全国の自治体においては、試行錯誤を繰り返し、様々な官民連携のスキームを検討され、施設等の運営を展開されているものと認識しております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 私が申した事例があるということは承知しておりますということですので、官民連携の事業に取り組んだがために、人吉市が大きな損失を出し、市民から失敗だったと言われるようなことがあってはいけないと思います。官民連携の事業を行うかどうかについては、失敗したと言われている事業を含め、これまで行われた事業等を研究しながら慎重に行うべきではないかお伺いします。

○復興建設部長（若杉久生君） お答えいたします。

町の魅力は、単に道路や公園等を整備する公共空間だけではなく、公共施設に隣接する商店や事業所など町並みを形成する民有空間の魅力・活気が一体となって形作られるものだと感じます。このことから、本事業を進めるに当たっては、官民が連携して取組を進めていくことが特に重要であると認識しております。また、町の魅力をつくりあげるには、一過性に終わることなく継続して取組を進めていくことも重要です。

そこで、行政主導で関与する仕組みではなく、住民、事業者等を主体とする、いわゆるエリアマネジメントの考え方を取り入れ、開発、つくることだけではなく、その後の維持管理、運営、マネジメント、育てることまで考え、施設の整備だけではなく、その周辺地域も含めて取組を推進することが、将来的には地域の良好な環境や地域の価値を維持・向上させるこ

とにつながるものと考えます。

近年、このエリアマネジメントの手法を取り入れている市街地開発の事例においては、持続的な町並み景観の誘導や地域美化、さらにはイベントの開催、広報等の地域プロモーションの展開等に発展した取組も事例として見受けられます。本市としましては、議員から御指摘がありました他自治体の先行事例や、今後、実施を予定しています実証実験等の結果も参考としながら、本市の実情に合った官民連携の手法等について、地域の主体である住民、事業主、地域の地権者の方々等と一緒に検討を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） いろんな事例を調べていかれることだったと思いますけど、私が思うのは官民連携に関しては、人によっては非常にバラ色みたいなもので、どんどんやれという方もおられるものですから、私としては失敗した事例もありますから特に慎重にやってほしいと考えておりますので、ぜひ、いろんな事例を調べながら、どうするかも含めて考えてほしいと思います。

最後に、4点目の質問です。子供の就学前施策についてです。11月7日の人吉新聞に、「就学前施策、将来に不安」というタイトルで、人吉市保育園連盟と人吉市保育連盟保護者協議会が人吉市に要望書を提出した記事が載っていました。私は子供の就学前施策は大事だという思いから、この質問を行うものです。この記事の中では、平成24年度に断行された子ども・子育て支援事業に係る補助について書かれています。私は、このとき補助の見直しが行われたと聞いていますが、見直しはどのようなもので、なぜ見直されたのかお伺いします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

平成24年度に、障害児保育事業、軽度障害児保育事業の2つの補助の見直しを実施しております。この2つの事業は、障害児の保育に当たる職員の加配に係る人件費の費用の一部を補助し、障害児の処遇の向上を図るものでございまして、見直しの1つ目は、軽度障害児保育事業の支給対象児童要件の市保健センターの保健師による判定から、療育センター等の専門機関の判定に変更したものでございます。2つ目は、職員の加配要件の追加でございまして、具体的には、障害児保育事業につきましては、4人までの対象児童に対し保育士1人、軽度障害児保育事業につきましては、8人までの対象児童に対し保育士1人を加配するとしたものでございます。

見直しを行った理由につきましては、補助金支出の基準を明確化する必要があったものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 状況は分かりました。これについても抑えておかないといけないと思

ったので質問をしたところです。

子供の就学前施策について、ある保育園関係者にお話を伺うと、このように話されました。要望書の中でとりわけ重要だと思うのは、軽度障害児保育事業の継続です。近年、発達障害の子供が増えており、その割合は1割ほどになっているとも言われています。そのような子供たちを健全に育てていくためには、子供に対する保育士の数を減らさないことが絶対に必要である。ところが、人吉市が出した行財政健全化計画には、中長期的な視点に立って、障害児保育事業や軽度障害児保育事業の補助金見直しが書かれている。これらの事業は後退させないでほしいというものです。

障害児保育事業や軽度障害児保育事業の重要性について、市はどのように認識されているのか、また、これらの事業は後退させないようにすべきではないかお伺いします。

○健康福祉部長（**淵上麻美君**） お答えいたします。

近年、発達障害のある児童数が増加傾向にあることから、障害児保育の必要性・重要性は高まっております。そのような中、保育士を加配して受入れ体制強化を促進することは、就学前保育の事業の中でも重要な施策であると認識しており、障害のある児童が保育所に入所することで、集団生活を通じて心身の健全な発達を促す効果を図ることができるものと捉えております。また、障害のある児童を持つ母親の就業率が低いことから、子育てと仕事の両立支援を図る上でも重要な施策であると認識しております。

令和元年度に策定いたしました人吉市行財政健全化計画の中で、事業等の縮小・廃止の観点から、中長期的な視点での見直しが必要な事業として、障害児保育事業、軽度障害児保育事業補助金の見直しが上がっておりますが、国も、障害児保育等の拡充を推進しておりますし、担当課におきましても、その重要性は十分認識しているところでございます。したがって、その事業の新たな財源につきまして、国・県に要望し、事業の継続を図るよう努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（**宮原将志君**） 13番。本村令斗議員。

○13番（**本村令斗君**） 事業の継続を図るよう努めたいということで、ぜひ、そのようにしていただきたいと思います。

次に、一時預かり事業について質問していきたいと思います。家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、認定こども園、幼稚園、保育所などで一時的に預かる事業です。先ほどの保育園の関係者に、こう言われました。「保育者が病気になったときなどに子供をどうするかということは大きな問題で、戸惑う方も結構おられると思われる。そのようなときに、一時預かりをしてもらうことは本当に助かるのは間違いない」と言われました。

一時預かりの事業は、これも重要であると認識しているかお伺いします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

現在は、市から補助は実施しておらず、保育園、認定こども園等で自主事業として実施していただいております。一時預かり事業は、保育所等を利用していない家庭においても、保護者の病気や冠婚葬祭など日常生活上の突発的な事情や、保護者の育児に伴う心理的な負担等により家庭保育が困難であるときなどに預かりを行うサービスでございますので、育児についての負担感、不安感を感じる保護者の負担軽減のために、子ども・子育て支援環境の整備の上で重要なサービスの一つであると認識しております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） これも重要なサービスだと認識されていることは分かりました。

そこで、市長に質問してまいりたいと思うんですが、先ほどの保育園の関係者の方は、人吉市のように一時預かりの事業を取り入れておらず、保育園の補助がないのは、全国でも少ないと言われました。人吉市でも保育園などによる一時預かりの事業を行うべきではないか、お伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先ほど健康福祉部長が答弁いたしましたとおり、一時預かり事業につきましても重要な施策であることは、私も認識しております。市が実施するあらゆる施策を検証し、新たに取組む事業の優先度を見極めながら、実現可能性も含めて検討してまいりたいと存じます。

少子高齢化が進む現状において、未来を担う子供たちが愛情あふれる家庭と豊かな地域社会の中で心身ともに成長できるように、国の少子化対策の戦略と歩調を合わせながら、私の3期目のマニフェストに掲げている子ども・子育て支援に係る施策についても実現できるように市政運営を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君） 検討していきたいという答弁をされましたし、市長の思いも語られましたので、ぜひ、この一時預かりについても実現していただくよう頑張ってくださいと申しまして、私の質問を終わります。

○議長（宮原将志君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時52分 散会

令和5年12月第6回人吉市議会定例会会議録（第3号）

令和5年12月6日 水曜日

1. 議事日程第3号

令和5年12月6日 午前10時 開議

- 日程第1 議第 87号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度人吉市一般会計補正予算（第5号））
- 日程第2 議第 94号 令和5年度人吉市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第3 議第 95号 令和5年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議第 96号 令和5年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議第 97号 令和5年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議第 98号 令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議第 99号 令和5年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議第103号 人吉市学校給食費に関する条例の制定について
- 日程第9 議第104号 人吉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第105号 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第106号 人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第107号 人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第108号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第14 議第109号 市道の認定について
- 日程第15 報第 12号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について
- 日程第16 報第 13号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について
- 日程第17 一般質問

1. 牛 塚 孝 浩 君
 2. 豊 永 貞 夫 君
 3. 徳 川 禎 郁 君
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（16名）

1番	川上	紗智子	君
2番	松村	太	君
3番	徳川	禎郁	君
4番	池田	芳隆	君
5番	牛塚	孝浩	君
6番	宮崎	保	君
7番	大塚	則男	君
8番	平田	清吉	君
9番	井上	光浩	君
10番	豊永	貞夫	君
11番	西	信八郎	君
12番	村上	恵一	君
13番	本村	令斗	君
14番	田中	哲	君
15番	福屋	法晴	君
16番	宮原	将志	君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡	隼人	君
副市	長	迫田	浩二	君
教育	長	志波	典明	君
総務部	長	永田	勝巳	君
復興政策部	長	浦本	雄介	君
復興政策部	政策統括監	井福	浩二	君
市民部	長	松尾	和弘	君
健康福祉部	長	渕上	麻美	君
経済部	長	溝口	尚也	君
復興建設部	長	瀬上	雅暁	君
復興建設部	長	若杉	久生	君
（復興担当）				
総務部	次長	立場	康宏	君
総務課	長	那須	裕史	君

秘書課長	上村英明君
水道局長	山本繁美君
教育部長	小澤洋之君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	栗原亨君
庶務係長	平山真理子君
議事係長	栗須順也君
書記	税所昭彦君

○議長（宮原将志君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

それでは、議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き、質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（宮原将志君） それでは、これより質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君）（登壇） 皆さん、おはようございます。5番議員の牛塚孝浩でございます。

本日は、1点目に地域公共交通施策とライドシェアについて。2点目に町内合併についての2項目を通告しておりますので、早速一般質問をしてみたいと思います。

1点目でございますが、地域公共交通施策について今、日本は大きな転換期に直面していると思っております。そこで、ここ最近、まあ二、三か月の間だと思えますけれども、大変よく耳にすることが多くなってまいりました、ライドシェアについて、公共交通施策への影響も含めて伺ってまいります。

このことについては先月も岸田内閣総理大臣が言及されており、政府でも導入へ向けての検討が開始されております。また、新聞などでもよく取り上げておりますが、全国の9割に当たる44都道府県では、未だに検討にさえ入っていないということもまた事実のようでございます。

しかし一方で、京丹後市の一部では、ウーバーのアプリを活用した運用が実施されておりますし、本県でも上天草市で運用例があるということが過日の新聞に出ておりました。また神奈川県ではライドシェア以外にも相乗りという仕組みも取り入れた地域限定神奈川県版ライドシェア構想を出しておられます。そして地域に応じた一番なじむ政策を業界の意向もくみながら練り上げていきたいとしておられるようです。このような背景を元に質問をさせていただきます。

まず初めに一般的な交通弱者、交通難民、移動難民とも言われておりますけれども、そういう方については、通院以外に一つの参考事例としてわかりやすい買い物支援事業を利用されている方の利用実績についての動向を伺います。

○復興政策部長（浦本雄介君） 皆様、おはようございます。

それでは、お答えいたします。

お尋ねの買い物支援の利用実績でございますが、買い物支援事業を実施されております人吉市社会福祉協議会によりますと、令和2年度末の登録者数が155人でありまして、延べ558人の利用で1,871回の宅配、令和3年度末の登録者数が170人、延べ677人の利用で2,255回の宅配、令和4年度末の登録者数が163人、延べ701人の利用で2,237回の宅配が実績ということになりました。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番。牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 答弁いただいた結果でございますけれども、例年ですね増加をしているということがわかりました。令和4年度は163名の登録者で、令和3年度より7名減ったにも関わらず、利用実績数が令和3年の677人から701人に増え、配達件数は2,237件であったということになりました。

このような買い物難民に代表されるような免許証の返納者であるとか、交通難民、移動難民と言われている方たちのためにも公共の交通施策の充実、そしてその促進は大変重要であるというふうに存じます。あわせて全国的に問題となっているこのタクシー運転手の不足については、本市でも例外ではなく国の動向を注視しつつ今後の交通政策に対しての協議検討は常に重ねておく必要があると思っております。

しかし、この問題は、本市だけで改善されるということでもございません。またライドシェアが検討されている背景には、インバウンドの増加によるオーバーツーリズムの解消であるとか、シェアリングエコノミーという新たな考え方にも起因をしていると認識はしているところでございます。

このことを踏まえて次の質問になりますが、本年3月に策定された人吉市地域公共交通計画の大綱とはどのようなもので、それは圏域である人吉球磨の公共交通計画とどのような連携になっているのか伺います。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

本年3月に策定いたしました人吉市地域公共交通計画でございますが、基本方針に誰もが暮らしやすい都市の実現、希望ある復興を支える基盤として、持続的な移動サービスの提供に向けた地域公共交通の構築を地域一丸となって目指しますと掲げております。目指す地域公共交通の将来像を居住地エリアから市街地エリアへの移動手段として地域の実情に応じた持続的な移動サービスを提供し、市街地エリアにおいては拠点間を連絡する移動サービスの利便性等を考慮し提供することで、誰もが暮らしやすい都市の実現を目指しております。本市が抱える課題を整理し方向性ごとに目標を定め、目標達成に向けて実施する施策事業をまとめた計画となっております。

次に、令和4年3月に策定されました人吉球磨地域公共交通計画でございますが、将来像の一つに地域の各拠点が地域公共交通ネットワークで結ばれた状態としてございますので、

本市計画におきましても拠点の定義やそれぞれの拠点間を結ぶ地域公共交通ネットワークを同様に整理いたしまして関連性を確保しているというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番。牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） ではですね、その計画の実行性についてどう思うのか、ちゃんと成果を出せるのか、協議会の会長でもある副市長に伺います。

○副市長（迫田浩二君） 皆さん、おはようございます。

それでは、御質問にお答えいたします。

本市の公共交通のマスタープランとなります人吉市地域公共交通計画におきまして、先ほど部長から答弁しました基本方針と将来像を定めたところであり、設定した目標達成のため具体的な施策や事業を今後展開していくことといたしております。

今後5年間における計画となっておりますので、施策事業につきましては、適宜その効果や課題などをこれはしっかりと検証し、その結果を踏まえた改善を行ってまいりたいと存じております。

そのほか、毎年度事業の進捗状況のモニタリングを実施するなど利用状況の把握や、利用者、関係機関の意見を収集しながら、目標達成に向けまして行政のみならず関係機関とも連携協力のもと取り組んでまいる所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番。牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） ありがとうございます。人吉市の地域公共交通計画の中にある拠点の定義ですね、そこと地域公共交通ネットワークの定義にJR肥薩線の駅が記載されております。くま川鉄道につきましては、令和7年度中という近い将来に全線復旧がかないますので計画については理解をできるところでございますが、この肥薩線についてはいまだに未来像がはっきりしておりません。そのような状況におきまして先ほど答弁いただきましたが、まさにこの計画は絵に描いた餅ではないかと思うところでございます。具体性に欠けると思っています。

肥薩線の復旧に向けては去る11月24日、肥薩線再生協議会が開催をされ、熊本県から提案された新たな支援について承認をされたということでございますので、今後は良き流れになるものと期待をしておりますが、昨日も池田議員が詳しく御紹介をされておりましたように、先日の新聞で持続可能性で判断しなければならないという大変厳しいものでございました。そして、事実現時点では何も決まっていないという状況であります。復旧がもしくなつたとしても運行の再開までは相当な時間を要すものだと想像ができます。人吉市地域公共交通計画書には、人吉球磨が目指す地域公共交通の将来像として、一つ目に先ほど圏域計画との関連性について答弁をいただきましたけれども、地域の各拠点が地域公共交通ネットワークで

結ばれた状態を目指し、広域拠点として人吉駅、人吉温泉駅、人吉インターチェンジの3つが上げてあります。そして地域拠点としては、産交バス人吉営業所や医療センターなどの市内中心部が担っていると記載をされておりました。そして二つ目に地域公共交通体系が持続可能に再編された状態として、将来くま川鉄道が全線開通したときに、五木線などとバスを対象としたコミュニティ交通への見直しなどが位置付けられているというふうにございます。なぜこれからの計画であるにも関わらず現時点で再建が決まっていない肥薩線の駅が重要拠点となっているのか。再建が決まっているのであれば理解もできますけれども、この辺の計画の作り方、在り方について伺っておきたいと思います。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

現計画の前の計画となります人吉市地域公共交通網形成計画におきましても、拠点として肥薩線の駅を位置付けていたところをございます。バスやタクシー、鉄道、自家用車、自転車、徒歩といった様々な交通手段が集中する場所であることはもちろんのこと、移動等を目的として地域の内外から多くの人々が集まってくる場所のことを拠点として捉えております。

肥薩線が運休している状況ではございますが、人吉駅は多様な交通手段が結節し、本市における交通の拠点であることに変わりはなく、また熊本県と地元自治体が一体となって肥薩線の鉄道での復旧を目指している状況でもあることから、今回の計画でも重要な広域拠点、交通拠点として位置付けているところをございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番。牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） わかりました。たとえ今現在、鉄道が遮断をされていても交通拠点としての要であるからということで確認をし、理解をしたところです。

また、今の答弁を聞いて絶対に肥薩線は復旧、復興するという強い意志もこの計画から感じました。であれば、人吉球磨圏域での鉄道という見方をしたときに、くま川鉄道を渡駅まで運行させることはできないのかという意見が実際に市民の声としてございます。この辺についてどのようにお考えなのかを伺っておきたいと思います。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

J R肥薩線が復旧するには、相当の期間が見込まれます。復旧までの期間においてくま川鉄道の機能の充実、さらなる利活用策の一つとして渡駅までの延伸案もあろうかと存じますが、くま川鉄道の肥薩線の乗り入れということになれば、J R九州や渡駅のある球磨村など関係機関において十分な協議が必要かと思ひます。

本市としましても同様の御意見、御要望はお聞きしているところをございますので、くま川鉄道並びに沿線自治体と共に利用促進の観点からも様々に検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番。牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 車も家もそうですが、使用しないと非常に傷むのが早いですね。線路や駅舎を劣化させないためにも、また再建後すぐに運行できるようにするためにも、有益で有効な手段だと考えますので、その辺の検討もよろしく願いしておきたいと思います。

次にコミュニティ交通として位置付けてある、まめバスと乗合タクシーこの2つを合わせた利用者の数値目標であります。令和9年度に1万3,000人以上を目標としてあります。これは令和2年7月豪雨災害以前、令和元年度の実績を目標とされているようです。が、しかし令和2年度は8,637人、令和3年度が7,880人、令和4年度では7,523人なんですね。毎年減っております。人口も減少しておりますし、これからも減少していきますね。本当に単純にこの数値の目標だけでいいのかなと思うわけでありまして。ちょっと違うのかなと私は思っておりますので、関連しておりますので、この数値目標についても算出にいたる根拠、これを伺っておきたいと思います。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

人吉球磨地域全体の計画でございます人吉球磨地域公共交通計画では、市町村が運行する地域コミュニティ交通の年間利用者数を人口減少が進む状況にはございますが、令和2年豪雨災害以前の水準を維持することを目標に掲げておりますことから、整合性を図るため先ほどお示しいただいた目標値を本市の計画でも設定しているところでございます。コロナ禍による影響もあり、利用者が減少している状況ではございますが、このたび乗合タクシー下田代線で1便の増便を行い、また新規路線として大野、矢岳地区にも乗合タクシー実証運行を来年2月から予定しております。今後もこのような取組を重ね、利用実態や地域の実情に応じて見直し等行うことで利便性が高いコミュニティ交通となるよう改善を図り目標達成に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番。牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 算出の根拠というか、単純に人吉球磨地域公共交通計画に準じているというふうに私は理解をしました。少し厳しい言葉にはなりますが、立派な言葉で立派な計画を文字に起こすだけでは、何年も改善はされないと思います。矢岳町と大野町に予約型乗合タクシーの運行を来年2月から始めるということでございました。先ほど答弁いただきましたし、11月29日には新聞にも掲載をされておりました。このように具体的にどこで何を誰がどのようにするのか、そのことで何がどのように改善をされどんな効果、成果が出せるのか、これこそが計画だと思います。具体的にわかりやすい取組をしていただきたいと思えます。

さて、公的施設や医療機関、教育施設や経済活動圏などの立地、人口の推移そこへ観光需

要などの外的要因が絡んでいるものが公共交通だというふうに思っておりますが、そこで利用者の一番身近にあるものがやはり地方ではバスとタクシーの2種類かと思うところでございます。そこでまずは現状認識として、まめバスの令和4年度利用実績は513人でピーク時と比べまして、およそ3分の1に減っております。予約型乗合タクシーについては、平成29年がピークの2万664人でしたが、令和4年度は7,010人まで減少しています。こちらもおよそ3分の1になっております。令和4年度総計での輸送人員12万4,098人に対する補助金の支出額については、7,203万1,000円であります。今後はこのような支出に対しても厳しい費用対効果の精査が必要だと思います。この数字は本市のものですが、全国的にも多くの自治体が同じような問題を抱えていると思われまます。ライドシェアの導入については政府も前向きな議論を始めておりますが、このライドシェアに対する認識を、本市はどのように持っておられるのか伺います。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

ライドシェアは直訳いたしますと、「ライド」が乗る、「シェア」が共有するというところで、一般的には相乗りとされているところでございますが、一般ドライバーが個人として自家用車に有料で乗客を乗せることという認識でございます。岸田内閣総理大臣が地域交通の担い手不足や移動の足の不足といった深刻な社会問題に対応しつつ、ライドシェアの課題に取り組んでまいりますと表明されたところでございますが、今現在、政府内でも議論が進んでおまして、年内にもその方向性について示されるのではないかと聞き及んでおりますし、その推移を見守りたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番。牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） はい、ありがとうございます。認識がわかりました。その後ですね、内閣府の規制改革推進室の委員会などでは様々な協議が進んでいる状況であります。去る11月5日、1か月ほど前です。活力ある地方を創る首長の会主催で、「ライドシェアの最新状況と今後の対策」と題した緊急意見交換会がZoomを介して開催されております。その中で頻繁に出てきたこととは、今回の件では道路運送法第78条の2号自家用有償旅客運送制度と3号の公共の福祉を確保するための二つの合わせ技をもって実現したいということでございました。かつ既存のタクシー・バス会社との連携をしつつ、利用者の安心・安全を担保できる仕組みを作りたいというものであります。

このことについては、法の解釈や規制緩和などで利用者や事業者の範囲をどこまでカバーできるのかという話になるんですが、その辺の議論は置いて、もしも国策としてやるとなった場合に備えて、本市ではどう取り組むのかという部分に関しては検討しておく必要があると思えます。

そこで、あくまで特区的にまめバスも来ない、近くにバス停もない、あるいは遠い、乗合

タクシーでも不便であるなどの限定的な地区に限ってやってみるというものはどうなのかなというふうにも思っています。その場合、まず顔の見える関係ですね、近所の誰々さん、何々ちゃんみたいな関係から実証してみてもどうかと思うところがございます。家族間で送り迎えをする発想ですね、その辺を町内会ぐらいの単位まで広げるというイメージです。そうすることで逆にタクシー利用者も増えていくんじゃないかというふうに私は思います。なぜならこの場合、通勤時には乗せていけても帰りの時間が合わないの、ほぼ片道切符になるわけですね。必然的にタクシーとかバスの需要拡大にもつながると思うところがございます。そこで、事業者への補助あるいはタクシーなどを利用される方へタクシーチケットを配付するとか、何らかの支援をしていただければ利便性はぐんと上昇すると思うわけです。このような取組は可能かどうか見解を伺っておきたいと思えます。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

自家用有償旅客運送につきましては、まず道路運送法の許可を受けたバス・タクシーといった既存の交通事業者の活用を十分に検討した上で、その対象地域で既存の輸送サービスの提供が困難な場合、その地域の実情に応じて、関係者による十分な協議を経て適切な役割分担のもと実施することとなっております。

議員がおっしゃいます限定的な地区と位置付けた上での実証的な取組につきましては、現行では先ほど説明した制限等も関係するところがございますので、特区的な取扱いについては調査研究が必要かと存じます。また、目的地への移動あるいは帰りの移動に関し、その一方が確保できない場合の対応に関しましては、既存の輸送サービスがある場合は不便と思われる点を改善することで利便性の向上を図り、交通空白地におきましては、新たなコミュニティ交通の整備を優先して検討していくべきと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番。牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） その制限についてを、正に今協議されているところでございます。

またコミュニティ交通の整備で足りない部分ですね、これを補完するものという認識で私は質問をしております。

そして国内では、安全性の担保や事故やトラブルなどが発生した場合の責任の所在など不安材料についても議論をされている中で、アメリカのウーバーテクノロジーは日本でライドシェアが解禁された場合、より多くの移動手段があることは社会にとっても有益であるとして当然算入するという意思を表明しております。タクシー運転手の不足や様々な社会的要因に伴う問題から急浮上してきたライドシェア解禁議論ではございますが、地方では現実問題、先ほども触れましたが、公共交通網を補完する仕組みとしても整備、議論しておく必要があります。

なぜなら、まめバスや乗合タクシーだけでは、限界があると思うからであります。が、し

かし、そのままのシステムを活用するということについては、やはり不安を拭えないわけ
ありますので、日本独自の地域独自の仕組みを考えておくべきであると思っています。地域
版ライドシェアの先進事例を具現化できれば、人口減少化社会、少子高齢化社会の中で福祉
と介護のサービス向上や部活の社会移行に伴う送り迎え、買い物や通院など行きたいときに
行きたい場所へ行ける多様な移動手段の選択による利便性の向上が図れ、地域ニーズの解消
のみならず、地域経済の発展や観光事業に対しても良い影響をもたらすと思います。本市の
見解を伺います。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

新型コロナの影響や高齢化等の理由による離職により全国的にタクシー運転手が不足して
いる背景があることから、ライドシェアの導入をめぐる国等で議論されているところでござい
ますが、議員御指摘のとおり社会環境の変化、移動手段として求めるニーズの多様化もある
ことから、ライドシェアは地域公共交通を補完し、地域経済の活性化を促す仕組みの一つに
なる可能性があるかと認識しております。

一方でライドシェアにつきましては、安全面に対する懸念など検討すべき課題もあり、そ
の導入につきましては、しっかり検討していくべきと考えることから、引き続き国における
議論や他の地域における動向を注視しながら、まずは市民の皆様にとってより利便性が高く
持続的で安全・快適な移動サービスの提供が実現できるよう交通事業者、関係機関の皆様と
議論を重ね、現在の公共交通の質の向上を目指してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番。牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 以前ですね、4年前になりますけど、ドアツードアの運行再開を要望
したことがございましたが、かないませんでした。利便性の向上とは、行政サービスの向上
とは何なのか、今回の議論が交通弱者対策の突破口になるようにですね、今一度、課題解決
へ向けた取組をお願いしておきたいと思います。

地域の公共交通機関やタクシー業界との共存共栄、効果的な調和が大前提ではありますが、
日本版ライドシェアというか、新たなその地域にあった独自の取組は、視点を変えれば災害
時の緊急輸送ネットワークとしても機能する可能性を持っていると私は思っています。様々
な視点、観点からの持続可能な交通インフラの構築は、住民の生活を向上させる効果がござ
いますので、地域公共交通とのシンクロについては、慎重にかつ大胆な発想で検討いただき
たいと思います。

最後に市長に伺っておきたいと思います。御存じだとは思いますが、以前、公共交通施策
について質問した際、その答弁の中でM a a S（マース）について——モビリティ・アズ・
ア・サービスの頭文字をとった造語ですね——様々な交通サービスを一つのサービスとして
捉え、新たな移動の概念として紹介をさせていただいております。今そのマースがフィンラン

ドのヘルシンキで実現化をされ進化型のウィム——Whimと描くそうです——と呼ばれているそうです。Whim（ウィム）とは造語ですが、一つのアプリでバス、タクシー、自転車シェア、カーシェアなど様々な交通手段を組み合わせ、最適な移動体験を提供する世界初の交通サブスクリプションモデル、定額制が特徴だそうです。交通手段の優先順位としては、順に最初1番目からいきます。歩行者、そして自転車、路面電車や鉄道、バスやタクシー、5番目に商用車、6番目に自家用車であり、移動という概念において人類史上での大転換となりうる可能性が示唆されているようでございます。まさに以前から本市が目指しているスーパーシティ構想の一端を担うものではないだろうかと思うところでございます。このように目まぐるしく変化、進化するスピード社会の中で、今後の公共交通体系の在り方に対して市長の方針を伺っておきたいと思っております。

○市長（松岡隼人君） 皆様、おはようございます。それでは、御質問にお答えいたします。

目まぐるしく変化する社会環境にあわせ、公共交通に関する分野でも官民間問わず様々な場所で、新しい技術等に関する調査、研究が進み、今はまだ実用段階にない技術も数年後、数十年後には当たり前のもので日常生活に取り込まれていくというのは、想像に難くありません。

それは都市部に限った話ではなく、むしろ交通弱者の問題など日常生活の様々な場面において、課題に直面している地方においてこそ、先進的に取り組んでいかなければならないと認識しており、重要なのはいかにその新たな技術を地域の実情に適したものと、将来的に持続可能なものにするかだと思っております。

議員がおっしゃいますように、先例に捉われない実証的な取組も今後は必要であると考え、一方で、一時的なものではなく、将来にわたって持続していけるような取組にするため十分な議論の上で進める必要があると考えます。市内には路線バスやじゅぐりっと号、予約型乗合タクシーが運行しており、タクシー事業者も市内全域を対象エリアとして運行していただいている現状がございますので、事業者の方との協議や住民の方の御意見を伺うのはもちろんのこと関係機関や学識経験者などからもアドバイスをいただきながら、市民にとってより利便性が高い地域公共交通を構築することで、誰もが暮らしやすい都市の実現に向け取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番。牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） ありがとうございます。タクシー運転手の不足についてはですね、業界から2種免許を取りやすくすれば解決に向かうという話も伺っております。

また、ライドシェアを巡った議論では、あくまでタクシーやバスなどがベースロードであり、副業としてそれらの需要に対する不足を埋めるものであるという意見もございます。

本市におかれましても、国や他県の動向を注視しつつ、業界も利用者も双方にとってウィ

ン・ウィンの関係になる移動手段の仕組みを確立していただきますようお願いをしてこの質問を終わります。

次の質問でございますが、令和4年3月に行った一般質問では、本市には91の町内会が存在し、将来的に統合の可能性もあるということについて触れております。当時可能性の話としてございましたが、その2か月後に令和4年5月ですね、上原田町6町内、尾曲、馬草野、牛塚、菖蒲、尾崎、上原でございますけれども、上原田活性化センターを核として共同で運営されていた活動について、今後の地域課題である人口減少、高齢化などを見越し合併する決議をされました。

その後協議会を立ち上げられ、毎月議論をされておりましたが、各町内がそれぞれに抱えている問題や課題は多様であり、なかなか協議が進展をせず、市への協力依頼も進まないままに1年以上が経過しています。

このような現状を踏まえての質問になります。昨年の答弁で市長は、今後町内会の合併が実現した場合については、強力にバックアップをしていくと発言をいただいております。しかし、具体的にどうバックアップしてもらえるのか、その辺が出てこないことには何をどのように議論をして、要望につなげていけばよいのかが、なかなか町内からは妙案が出てきません。住民がより幸福に暮らせるようにするためには、十分な合意形成が欠かせないわけでございますが、そのためには行政側からも一歩踏み込んでいただき、音頭をとっていただきたいと思っています。

そこで町内の合併に当たって、本市で想定されている問題、課題というものは、どのようなものを想定されているのか伺います。

○市民部長（松尾和弘君） 皆様、おはようございます。

お答えします。少子高齢化や人口減少が後継者不足などにより町内会運営に多大な影響を及ぼしております。また、近年ですと、コロナ禍や令和2年7月豪雨災害により、地域の交流行事等の減少によるコミュニティ自体の希薄化が危惧されているところでございます。

御質問の合併に際しての課題としましては、町内会費や会則、建物や土地の財産、町内会行事などの取り扱いに関する合意形成が課題と認識をしております。特に預貯金や公民館などの財産につきましては、町内会員の皆様の十分な理解が必要となっております。法人化をしている町内の合併におきましては、総会において会員総数の4分の3以上の同意が必要となり、総会に至るまでに会員への十分な説明、合意形成に注力することが必要不可欠ではないかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番。牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） そうなんですよ。財産の処分という部分についてもそうなんですけれども、何よりもまず一番大切なことが、会員である町内の住民の方への十分な説明ではな

いかと感じています。

事実昨年の総会で決議された案件であるにも関わらず、会員の方からの不安の声というのが今回このブレーキをかけているという現実がございますので、合併協議会へはこの辺の進め方についてのアドバイスもいただけないかというふうに思っています。

その辺も含めまして、次に答弁いただいたそれぞれの課題に対して、支援が可能なものとはどのようなものがあるのか伺います。

○市民部長（松尾和弘君） お答えします。

合併する際は、隣接した町内会同士であっても運営方法が大きく異なる場合がございます。町内会同士の合併に関しては、双方が納得して合併していただくための協議が必要となりますので、市としましては必要に応じ、その協議の場に立ち合い、情報提供や助言などの支援を行ってまいります。

また今後合併などの事例が増えてくれば、先ほどあげさせていただきました課題以外にも様々な課題が見えてくるかと存じますので、取りまとめを行い、マニュアルの作成を進めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番。牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 具体的な支援としてはまだ確立をされていないので、今回のような事例を基にですね、マニュアル化をしていきたいという認識でよろしいですか。はい、これまで一つの町内会として運営をされてきたわけですが、公共施設、公民館などですね、のあるなしこれも違いますし、町内会としての維持管理経費、町内会費、行事、人口規模や年齢層など、その全てにおいて違いがあるわけですね。町内会として運営上理想とされる人口であったり、そういうものについて何か定義みたいなものがあるのか伺っておきたいと思えます。

○市民部長（松尾和弘君） お答えします。

自治会とは地方自治法で町、または字の区域、その他市町村内の一定区域に住所を有するものの地縁に基づいて形成された団体と定義されております。

また、活動としましては、区域内の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な協同活動が行われているところでございます。

総務省の報告によると、全国で約30万の自治会、町内会が存在し、活動実態や加入率、会員数なども多種多様となっております。議員御質問の運営上理想とされる町内会人口というものにつきましては、定義付け等は行われていないようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番。牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 定義がないということはわかりましたが、これまでは人口が増えてき

たという時代背景がございました。今回はこれまでと真逆で人口が減少していているという時代に突入をしています。そういうわけでありますので、これまで各町内でそれぞれあったことが、おおよそ一つに統一をされて、円滑に町内会活動が実施されるまで財政的な支援はしばらく必要であると考えます。

例えば町内会長としての報酬であるとか、町内会への補助金であるとかは、町内会長が例えば班長的な存在に変わったとしても継続してできるのかということであります。この辺についておおむねできるようであれば何年ぐらいはできるのか。それはまた可能なのか。この辺について伺っておきたいと思います。

○市民部長（松尾和弘君） お答えします。

財政的支援ということでございますが、合併されその後の円滑な町内会活動が実施されるまで、行政としまして何らかの支援が必要ということは認識しているところでございます。今後町内会の合併が増えていくと予想される中、合併事例も少ない状況ではございますが、合併後の町内会の規模や活動体系にあわせどのような援助が必要なのか、市としてどういった支援ができるのか、どういった手段が有効なのかということ支援する年数を含めまして、市全体で本格的な議論を加速させていただきたいと存じます。

以上、お答えします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番。牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 事例が少ないため効果的な手段は、これから本格的な議論を加速したいというふうにお答えいただきました。議論とあわせて、具体的な財政支援ができるかできないか、残された公民館、要するにこれまで各町内会で管理した公民館のことなんですけれども、そういったものの維持管理費についてや、そこをどういうふうにご利用できるか、そういった事例についてそれぞれ紹介をしていただくなど、協議も含めて支援はいただけないか。ここちょっとはつきりとお聞きしたいと思います。

○市民部長（松尾和弘君） お答えします。

公民館の維持管理につきましては、人吉地区公民館等整備費補助金として財政支援を行っているところでございます。合併後、合併前の町内会で所有していた複数の公民館を町内会の財産としてご利用される場合、登記を行っていただくことは条件となると存じますが、新しい事例となりますので、必要に応じご利用の協議の場はもちろんのこと、既存の補助金で活用できるものがないかなど町内会と一緒に検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番。牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 新しい事例となるわけでございますので、交付の要綱の見直しをするということでございます。ということは、前向きに受け止めたいと思います。

地域の独自性を尊重をし、地元住民の歴史、文化、伝統などを尊重し残すことは非常に大

事なことだと思えます。そのためにも、当面は先ほど述べましたように財政的な支援は絶対に必要であります。また合併による地域経済の強化と効果を促進するためにも、また新しい組織で取り組む新しい事業、行事に関してもしばらくの間は支援の体制が必要であると考えます。1町内としての管轄範囲や管轄人口も増えるわけでありまして、医療や交通、教育環境や人手不足改善など多岐にわたっての取組についても、これまで以上に支援が期待できるのかという部分について伺っておきたいと思えます。

○市民部長（松尾和弘君） お答えします。

町内会の統合を進めていくためには、地域住民の親睦や共通の利益、町内会としての目的、今後の在り方等を繰り返しになりますが、住民の皆様が議論され、納得されることが非常に重要と考えております。新たな町内会による医療や交通、教育などの取組につきましては、他の部局との関連もございますので、支援方法などにつきましては、今後全庁的に検討を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番。牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 住民自体で議論することが重要であると。また今後全庁的な検討をするということでございますので、できましたら、一体的に将来は一つの窓口で完結できるような仕組みも併せて協議いただければと思えます。

町内合併に関して質問させていただきましたが、今後も同様のケースが考えられます。時勢によっては支援の在り方も変化すると思えますし、マンモス町内会ができたり、また範囲は広いが人数は少ないという町内会など格差も広がる可能性が当然ございます。今後良い意味で、将来を見越して町内合併を実施した場合の時限的な合併特例みたいなものを作成しておくことも大事ではないかと思うところでございますが、最後に市長に見解を伺っておきたいと思えます。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

少子高齢化、人口減少が叫ばれる昨今、地域コミュニティの希薄化は全国的な課題となっており、本市も例外ではなく町内会組織の存続は喫緊の課題と捉えており、町内会の合併を含む再編につきましても真剣に協議する段階にあると認識をしております。既に各町内会が抱えておられる問題に加え、合併の協議で見えてくる問題があることも事実でございます。それぞれの地域の歴史的な背景や伝統的な行事、地域への思い入れや愛着などもあるかと推察いたしますが、それぞれが手を携えて将来を見据えて話し合い、一つ一つ課題を解決していくことが最も重要ではないかと考えます。

私も町内会の合併に関しましては、総論としては賛成の立場です。しかしながら町内会員の皆様の合意形成には時間が必要なこともまた事実でございます。議員御提案の時限的な合併特例につきましては、その内容、その期間等について、市内の町内会全体の課題として今

後全庁的に検討を重ねてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番。牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） はい、ありがとうございました。合併に伴う地域環境の変化、影響についてはきちんと評価をされて、対策を検討して縮小化社会にあっても地域全体が発展し、行政サービスの向上や福祉の向上が図れるように進めていただきたいと切望して、私の一般質問を終わります。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）
10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さん、おはようございます。10番議員の豊永貞夫でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

今回通告は3項目。1番目に認知症支援について。2番目に子ども議会について。3番森林環境税と緑の少年団についてであります。要旨に従って一般質問を行います。

まず初めに認知症支援についてです。2023年6月認知症基本法案が参議院本会議を受け可決、成立し6月16日交付されました。正式な法律名は共生社会の実現を推進するための認知症基本法で、施行自体は1年以内に施行するとなっています。

目的は簡単に言いますと、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう認知症施策を総合的かつ計画的に推進、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進するとなっています。

全国的に認知症高齢者が増えていくと言われている2025年には、65歳以上の認知症患者数は約730万人に達し、5人に1人が認知症になると予測されています。これは誰もが認知症になる可能性があり、誰もが介護をする側、される側になるという極めて身近な問題だと思います。来年からの第9期人吉市介護保険事業計画を策定中であろうと思いますが、認知症支援についても何点かお尋ねします。

まず、現在本市の認知症の方が何人いらっしゃるのか、実感がわからないと思いますので、正直なところ本市の認知症の方の人数について、まずお尋ねします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） 皆様、おはようございます。お答えいたします。

認知症の人の人数を正確に把握することは困難でございますことから、後期高齢者被保険者のうち認知症と診断がある方を年度ごとに人数でお答えをさせていただきます。

この人数は各種データを利活用して、統計情報や個人の健康に関するデータを作成するための国保データベースシステムから抽出しております。令和元年度1,529人、令和2年度1,509人、令和3年度1,482人、令和4年度1,440人でございます。

高齢者数は増加しているにもかかわらず、認知症の診断を受けている人数は減少していることとなりますが、認知症に限らず県内の後期高齢者全体の医療費の推移を見てみますと、令和2年度及び令和3年度におきましては、令和元年度と比較して減少しております。これはコロナ禍による受診控えが推測され、実際の認知症の方の人数とは若干異なるのではないかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 答弁でも人数的には少なくなっているようでございますけれども、減少といっても1,500人前後の患者の方がいらっしゃいます。コロナの影響もあるようですが、これから高齢者数も増加していきますので、認知症患者数も増えてくると思われれます。これからこの認知症基本法に沿って認知症対策が進められますが、国においては認知症施策推進基本計画の策定に当たっては、認知症の人及び家族等により構成される関係者会議を設置し、意見を聞くことを義務付けされていますが、都道府県、市町村は、それぞれ都道府県計画、市町村計画を認知症の人及び家族等の意見を聞いた上で策定することを努力義務とされています。努力義務となっていますが、本市は計画を策定する考えはあるのかお尋ねします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

現時点で国は、介護保険事業計画をはじめ、ほかの計画と一体的に定めることは可能であると解されると見解を示しているところでございます。このことから、現在の介護保険事業計画にも認知症施策の推進につきましては、定めてきたところでございますが、令和6年度からの計画となっております、第9期計画におきましても一体的に策定をしていくこととしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） これまでの介護保険事業計画にも定めていたけれども、第9期人吉市介護保険事業計画、高齢者福祉計画の中に一体的に策定していくとありました。

今回、認知症基本法が成立したことで、来年度からの第9期人吉市介護保険事業計画の策定内容に影響はあるのか。認知症の人の社会参加の機会の確保など、新たな基本施策も出てきていますが、現在策定中だと思いますが、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

国は認知症の基本的施策として8つを示しております。その中で認知症の人に関する理解など5つの施策につきましては、既に本市の第8期介護保険事業計画で内容を定めているも

のでございます。社会参加機会の確保や意思決定支援や権利利益の保護、研修等の推進の3つの施策につきましては、第9期計画の中に新たに盛り込む必要がある施策でございます。

従いまして、第9期計画におきましては、認知症基本法に定める基本的施策を踏まえ、関連計画や施策との整合性を図りながら、改めて認知症施策の推進を盛り込んだ計画を策定しなければならないと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 第9期は今策定中ですので、あまり内容は聞くことはできないと思いますが、認知症基本法の内容を踏まえ、第9期計画を策定していくという答弁でございました。

現在、第8期でございますけれども、第8期計画の中の認知症に対するニーズ調査で、これは令和2年の調査だと思っておりますけれども、認知症に関する相談窓口を知っているかについて34.6%が知っているという回答されています。約3割しか知らない状況は非常に少ないと思っております。認知症は早期発見、早期対応、早めに気づいて、早めに相談が大事だと思っております。第9期を策定中であろうと思っておりますけれども、ニーズ調査をされていると思っております。相談窓口について8期よりも周知改善はされたのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

認知症の相談窓口の認知度につきましては、議員御指摘のとおり34.6%でございましたが、令和4年度の調査では、32.6%となっており、後退をしております。

相談窓口は、令和2年度から社会福祉協議会に委託をしております、地域包括支援センターとしていただいておりますが、今回のニーズ調査の結果からも相談先の周知ができていないことが明らかとなりました。今後広報ひとよしや公式LINE、ホームページ等への掲載やパンフレットの整備などを行い、関係機関の協力を得ながら、相談窓口をはじめとする認知症に関する情報の周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 32.6%と前回よりも後退しております。理由としては、やはりコロナと水害が大きかったのかなと思っております。今後は先ほども述べましたけれども、早期発見、早期対応、早めに気づいて、早めに相談が大事だと思っておりますので、今回は9期の3年間、ぜひ周知のほうよろしく願い申し上げます。

第9期計画策定中でもありますので、内容については計画が完成してから取り上げたいと思っております。

次に、認知症トラブルについてであります。全国的に認知症高齢者による事故やトラブルが増加している中、認知症患者が近隣で損害を起こした場合、監督責任がある家族が損害賠

償を求められる場合があります。2007年12月愛知県で、要介護4の認知症患者の男性が徘徊し、線路内で立ち入って電車にはねられて死亡する事故がありました。この事故の賠償としてJR東海がその男性の遺族に720万円を請求する訴訟を提起して民事事件になりました。最高裁の結審まで約10年かかり、賠償は免除になりましたけれども、思わぬトラブル、事故、事件に関わり、損害賠償を求められることがあります。本市でこれまで損害賠償に関する相談などの事例はあったのかお尋ねします。

○健康福祉部長（**淵上麻美君**） お答えいたします。

認知症の相談窓口であります地域包括支援センターでは、委託前に直営で高齢者支援課が担当していた時期も含めまして、現在までに損害賠償に関する相談をお受けした事例はございません。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（**宮原将志君**） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（**豊永貞夫君**） 事例はないということで、ないにこしたことはないんですけども、全国では認知症の人が日常生活における偶然の事故で、他人の身体または財産に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任が発生するケースがあります。それに対応するために、認知症の高齢者及び若年性認知症の人とその家族に対する個人賠償責任認知症保険制度を実施している自治体が増えていきます。保険加入料は認知症高齢者等見守りネットワークへ登録していることが条件で、市が全額負担しているという自治体もあります。保険も様々タイプがありますので、その1例として認知症の診断なしでも加入することが可能、認知症になってからも加入が可能。保険料は年間で約2万円。月々1,900円の掛金で、保障プランも500万円、1,000万円とあるようでございます。ネットで調べますと認知症保険事業をはじめている自治体が増えていて、保障内容も様々あるようでございます。

本市でもこういった認知症保険制度を取り組むべきではないかと思っておりますけども、本市の考えをお尋ねします。

○健康福祉部長（**淵上麻美君**） お答えします。

議員から御紹介いただきましたように、認知症高齢者の事故やトラブルで家族が賠償責任を問われたり、家族など法定監督義務者が存在しない認知症患者が事故を起こした場合に被害者が救済されない可能性がある中、認知症となっても安心して暮らせるまちづくりのために、民間の保障を導入する自治体もあるようでございます。掛金の個人負担や保障内容など他自治体の動向を注視してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（**宮原将志君**） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（**豊永貞夫君**） いろんな情報を収集しながら認知症患者が増えていきます。私たち身近なところでも増えてくるかもしれません。私もなる可能性もありますので、そういったと

ころでいろんな保険の制度については情報収集していただきたいと思います。認知症支援については終わります。

次の子ども議会についてです。本年10月16日、人吉市子ども議会が開催されました。新庁舎になってから2回目の開催です。旧麓庁舎カルチャーパレスの仮本庁舎でも実施され、これまで多くの提案や要望を本市にいただいたと思います。広報ひとよし12月号にも様々な観点から質疑をされている模様が掲載されていました。これまで子ども議会でもいただいた要望や提言の数についてお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） おはようございます。では、お答えをいたします。

これまでの要望や提言の数ということでございますが、平成29年度に実施いたしました、小学校6年生を対象といたしました子ども議会では、10組18項目の提案等をいただいております。翌年度の平成30年度からは中学校3年生を対象として、継続して行っておりまして、豪雨災害が発生しました令和2年度を除き、本年度までの5年間で43組101項目の提案等をいただいております。

提案内容もまちづくりや教育、防災、観光と市政の全般的に渡って小学生、中学生、それぞれの発達段階における柔軟な発想で、新たな気づきをいただく機会となっております。

以上、お答えをいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 平成29年、小学生の18項目、中学生においては101項目の提案がされたということでございます。本年に開催された子ども議会、私は傍聴する機会をちょっと逃しまして、内容的には聞いておりませんが、聞かれた方においては、非常に内容が濃い内容だったと。すばらしい質疑だったということ聞いております。その提案項目のその後の取り扱いはどうなっているのか。提案内容別に各部署での精査はされているのかお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

子ども議員からいただいた御意見につきましては、担当部署におきまして、それぞれ事業化の実現性や費用対効果など総合的に勘案し、誠実に対応しているところでございます。本年度の子ども議会におきましても、第三中学校の子ども議員のほうから、これまでの実績等について御質問いただいたところでございます。教育委員会といたしましては、これまでの質問項目に対する各部署の対応状況を確認したところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 総合的に勘案して対応されているということでございます。これまで提案された中から実現した数、提案がもとで事業化した数をお尋ねいたします。また提案された学校へその実現した内容等についての報告はされているのか、併せてお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

実現された数につきましては、一つの質問内容についても複数の部署に関連するものや細分化されるものがございます、件数で申し上げることは難しいところでございますが、ここでは実現された事例を幾つか紹介をさせていただきます。

まず平成30年度、第一中学校から本市の観光産業の活性化策として、インスタグラムの活用を御提案いただきました。この内容につきましては、議会終了後、すぐに取り組み、現在はフェイスブックやLINEなどと同様に、SNSを活用した本市の情報発信手段の一つとして機能しております。

次に、令和元年度、第二中学校からALT、これは外国語指導助手のことでございますが、ALTを活用したイベントや英会話教室の御提案をいただきました。これを受け、ハロウィンの季節にあわせ、人吉市国際交流協会主催による親子ものづくりスクールを開催しております。ALTを講師として、親子でものづくり体験を通しながら、異文化に対する理解と多文化共生の地域づくりの推進につながっております。

また昨年度、第三中学校から統一性のある町並みづくりの一つとして、空き家の利活用の御提案がございました。現在は災害からの復興もあり、新しいまちづくりが多方面から進んでおりますが、市内の中心部では、民間事業者様が国の補助金を活用し、空き家店舗をリノベーションしたカフェを開設されております。

この他鉄道の復旧や福祉を交通の視点から見た意見、人吉球磨地方が一体となった観光施策、食の交流や、人吉ならではの特産品のPRなどを、これまでの子ども議会で御提案いただいた御意見を参考にさせていただきながら、鋭意進めている事業もございます。

また、事業化に向け検討を行っているものもございます。なお実現された項目の各学校への報告につきましては、実施していないというところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 実現した項目も結構あるようでございます。ただ、実現した内容を報告はしていないということでございました。ここにいる私たち議員も一般質問で提案した案件が実現すると非常にうれしく思います。そういった観点から見ますと、今回中学生の方も調査して提案された内容でございますので、そういったこと実現した内容というのは報告することで非常に私たちもモチベーション上がりますので、同じ状況じゃないかと。そういった意味ではぜひ報告をしていただきたいと思いますと思うんですが、報告していただけるかどうか、どうですか。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

確かに学校に報告し、子供たちにそれが伝わるということは、子ども議員の達成感や意欲とも関係してきますし、次の年の子ども議会のさらなる充実につながるかと思っておりますので、

報告をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 報告することで非常にですね、生徒さんもモチベーションも上がり、その中から将来の市議会議員が誕生するかもしれませんので、是非よろしくお願ひいたします。

子ども議会の名称についてお尋ねいたします。子ども議会という名称ですが、以前小学生も含めての子ども議会という名称なのかもしれませんが、現在の子ども議会は中学生がメインのように感じております。であるならば、中学生議会という名称に変更してもいいんじゃないかと思います。調べてみますと、八代市でも中学生議会という名称で実施されています。ほかにもあるかもしれませんが、模擬議会といえども、議場に立つということは執行部と対等な立場ですので、子ども議会という名称はいかがなものかと思います。名称変更についてお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

子ども議会は回を重ねるごとに子供たちの現状認識と課題の抽出の精度が上がっていると感じております。また、子供たちが郷土人吉のことを自分ごととして真剣に考える場ともなっていることから、次年度以降も継続してまいる予定でございます。

「子ども」という言葉が少し幼稚さというものを印象づける部分もあるかとは思いますが、ただ、子ども議会、議員言われましたとおり、しっかりと子供たちも取り組んでおりますし、こちらのほうも誠実に対応してまいっておりますので、名称の変更につきましても関係者だけでなく、市民の皆様にもわかりやすい名称となるため今後検討させていただければと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） ぜひ名称変更については、御検討していただきますよう要望しておきます。

最後にもう一つ提案でございます。子ども議会は生徒が議員の立場で提案や要望をしますが、立場を変えて、もし私が市長になったらこんなことをしてみたい、こんな人吉市にしたいという、もし市長になったら実現したい人吉のまちづくりなどの作文募集をしてみたいかと思っております。埼玉県新座市では未来の市長作文募集をされています。未来を担う子供たちのユニークな意見を市政の参考にするのと同時に、市に対する子供たちの関心や愛着を深めるため作文を募集されております。募集資格は小学4年生、5年生、6年生となっておりますのでございます。本市でも子ども議会が中学生対象ならば、未来の市長作文募集を小学4年生、5年生、6年生、この辺は決まりはございませんけれども、対象に募集をしたらと

思います。そういった提案でございますが、この件については市長の考えをお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

豊永議員からの御提案は、小中学校でのキャリア教育の一環として大変有意義な取組であると思います。この町の未来を担う子供たちが、自ら考え、調べ、本市の現状や課題を見だし、自分たちが思い描く未来の人吉市をつくりあげるための意見などを発信することは、大変重要なことであると認識をしておりますし、議員がおっしゃいましたことも含めまして、子供たちの創造性を育む取組について今後も教育委員会と一緒に考えてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） ぜひ検討していただきますよう、これも要望をしておきます。

最後に3番目の森林環境税と緑の少年団についてでございます。令和6年度から導入される森林環境税は、令和元年度から始まった森林環境譲与税の財源となります。森林環境税のその税収はいったん国に回収され、そして全額を国が森林環境譲与税として都道府県、市町村へ譲与する仕組みとなっています。人吉市の森林率は75%であり、360度見渡す限り山に囲まれ、人吉盆地は自然豊かな森林に囲まれた地域です。今年度まで森林環境譲与税を財源に森林整備及びその促進に関する費用として事業を実施されてきたと思います。

まずは森林環境税と森林環境譲与税の概要についてお尋ねします。

○経済部長（溝口尚也君） 皆様、おはようございます。お答えをいたします。

森林環境税及び森林環境譲与税についてでございますが、平成30年5月に成立をいたしました森林経営管理法を踏まえ、国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたということでございます。

その概要でございますが、森林環境税は、議員がおっしゃいましたように令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として一人年額1,000円を市町村が賦課徴収するものでございます。また森林環境譲与税は市町村による森林整備の財源として、令和元年度から市町村と都道府県に対して私有林、人工林面積、林業従業者数及び人口による客観的な基準で按分をして譲与されているものでございます。なお、森林環境譲与税につきましては、法律に基づき、市町村においては、間伐等の森林の整備に関する施策、人材育成担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林の整備の促進に関する施策に充てるということとされており、また都道府県におきましては、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てることとされておるところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 一人当たり1,000円ですね、答弁にあった森林環境譲与税は、市町村においては間伐や人材育成、担い手の確保、木材の利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てるとありましたけれども、森林環境譲与税の事業内容、これまでの効果についてお尋ねします。また、人材育成についてはどのような事業をされていたのかをお尋ねします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

本市における事業内容でございますが、まず森林経営管理制度について説明をさせていただきます。この制度は手入れの行き届いていない森林いわゆる放置林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は、地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理するというものでございます。

この制度の実施について、本市は令和2年度に立ち上げました、人吉市森林経営管理協議会が取り組んでおり、当該協議会において、手入れの行き届いていない森林所有者を対象とした調査を行っております。これまで約650件の森林所有者に対し調査を実施しており、そのうち約200件の森林所有者から経営管理の委託を希望する旨の回答を得ているところでございます。その森林につきまして現地調査を実施し、林業経営に適しているか否かを判断し、地域の林業経営者に再委託をするか、あるいは市町村が公的に管理するかを見極める作業が現在行われているところでございます。

この事業を通じまして、これまで1件の森林所有者と市が経営管理する集積契約を締結しておりまして、引き続き未調査エリアの調査を進めるとともに、管理の委託を御希望される森林所有者と今後の対応につきましてやり取りをさせていただいているところでございます。

以上が、森林環境譲与税を活用した事業として、市町村に期待される主要な事業とされているところでございます。

次に、その他の主な取組につきましては、先ほど議員のほうからもお話がありました間伐等の森林整備や木材の利用普及啓発、最後に人材育成事業となっているところでございます。この人材育成事業につきましては、人吉市森林経営管理協議会の事業としまして、市内の小・中学校高学年を対象とした林業教室を実施しております。これは2時限分の時間をいただきまして、1時限目を林業とは何かと題しまして、人吉球磨中央森林組合の職員が講師となり座学を実施し、その後木工体験として椅子づくりなどを行うものでございます。今年度も11月に人吉西小学校、東間小学校で実施しており、年度内にその他の小学校でも実施する予定となっておりますところでございます。この件につきましては、児童や教員の皆様からも好評を得ていると聞いているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） これまで様々な事業を実施されていることがわかりました。人材育成事業では林業教室を実施されて好評を得ているということでございます。

現在、森林の機能と林業が抱える課題としては、後継者不足、林業就業者の高齢化といった問題があり、こういった人材育成が将来の林業の活性化につながると思われます。今後も継続して実施していただきたいと思います。

次に緑の少年団についてですけども、数年前まで本市で活動されていた緑の少年団についてお尋ねします。緑の少年団は解散されたと認識していますが、解散の要因は何だったのかお尋ねします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

人吉市緑推進協議会というものがございまして、これは平成30年度に解散したことを契機としまして、同じく平成30年度をもって活動を終了しております。当時の状況としましては、県内でも、本市におきましても、緑の少年団が学校単位での運営をされている中で、それぞれ児童数の減少により団員の確保が困難になるなど、緑の少年団の存続が厳しい状況となっていたところでございます。

そこで、森林環境譲与税を財源として、令和元年度を準備期間、令和2年度を募集実施期間という計画のもと学校単位ではなくて、市内の6つの全ての小学校から団員を募り、新たな形の人吉市緑の少年団の新設を予定することで中原小学校、当時ありました中原小学校、東間小学校にありました緑の少年団につきましては、最終年の解団式をもって活動を終了する運びとなった経緯がございました。

以上、お答えをいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 解散の経緯は理解いたしました。

確認ですけども、緑の少年団のこれまでの活動内容と一人一人に制服があったと思います。その制服は現在どうなっているのかお尋ねします。また、活動としては、緑の羽根募金をされていたと記憶していますが、そのほかの活動はどうだったのかお尋ねします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

緑の少年団の活動としましては、熊本県内で実施される全県緑の少年団交流集会への参加及び先ほど議員からおっしゃいました人吉産業祭等イベント会場内での緑の募金活動などを行ってまいりました。

また制服、これは団服と申しますが、の有無についてでございますが、人吉市緑の少年団団服貸与規定に基づき中原小学校と東間小学校に貸与してまいりました。本規定では3年間の貸与期間が満了しても使用の見込みのある貸与品については引き続き貸与期間を延長できるものとされておりましたので、そのまま各学校で管理をしていただき、平成30年度の少年団の解団、活動終了後におきましても、それぞれの学校に保管をしていただいております。

活動終了から5年を経過しておりまして、中原小学校では現在も保管されておりますが、東間小学校におかれましてはカビ等が発生し、着用できない状況であったため昨年廃棄をされているというような状況でございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 先ほどの答弁で森林環境譲与税を財源として緑の少年団を新設する予定であったとありました。調べますと平成31年2月の地元新聞に人吉市緑推進協議会を解散の記事があり、その記事に青少年緑化活動促進事業の森林環境整備に係る人材育成及び普及啓発の一環で同市執行として実施、市内の小学校から少年団を募集し、人吉市緑の少年団を新設する予定という記事がありました。それから新設されておられませんけれども、新設できなかった要因についてお尋ねします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

議員おっしゃいましたとおり、新聞報道等でも市内の全小学校から団員を募り、新たな形での人吉市緑の少年団の立ち上げを目指して、令和元年度準備期間、令和2年度募集実施期間とする計画を定めておりましたが、令和元年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延、令和2年度は、令和2年7月豪雨災害により被災した状況におきまして、計画どおり実施できなかったものでございます。なお、その後の令和3年度から本年度5年度の期間につきましても令和2年7月豪雨災害による災害復旧等が喫緊の課題になる中におきましては、残念ながら取組ができなかったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 実現できていない理由というのは分かりました。実は県内14市の中で11市に緑の少年団があります。ないのは人吉市を含めて3市だけです。私は小学生の頃から森林について勉強し活動することで、将来の林業後継者につながるのではないかと思います。これまでの答弁で人材育成の観点、財源の観点、またコロナや豪雨災害の課題もクリアできていると思います。私は新設して欲しいと考えますが、人吉市緑の少年団新設について本市は新設するのか、新設しないのか。新設する場合の時期についてお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

学校や教育委員会、保護者等の御意見を踏まえながらではございますが、当初の計画どおり市内の全小学校から団員を募る新たな形での人吉市緑の少年団の立ち上げにつきまして、令和6年度を準備期間とし、令和7年度以降を募集実施期間として定め、設立に向けて準備を進めていきたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 答弁で新設するとありました。新設するに当たって学校には負担がかからないようにぜひお願いしたいと。また専門家の方も外部の方にもいらっしゃると思いますので、その辺について指導する方も厳選していただければと思います。

これで今回提案ばかりでございましたけれども、一般質問を終わります。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時44分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君）（登壇） 皆様、こんにちは。3番議員の徳川禎郁です。

通告に従いまして、一般質問を行います。

今回の質問は高齢者の支援についてと人吉市図書館についての2項目です。それでは、早速質問に入らせていただきます。

先の11月8日秋晴れのもとに開催されました、人吉市高齢者並びに交通安全推進グラウンドゴルフ大会へ、今年は厚生委員会でチームを作り参加してまいりました。2時間ほぼ小走り状態です。参加者の皆さんは生き生きとボールを追いかけられ、とてもとても私がかとうような点数ではありませんでした。いかに日々の練習、活動が大切か、また皆さんが大会後の祝勝会をどんなにか楽しみにされている様子を拝見し、コミュニケーションの大切さを改めて感じたところです。

では、人吉市いきいき高齢プラン（第8期人吉市介護保険事業計画・高齢者福祉計画）の中から質問していきます。先ほど豊永議員の一般質問の中でもありましたように、令和6年度から第9期に入る事業計画です。次年度へ向けての準備の最中かと思えます。

では、まず本市における高齢者同居世帯、夫婦世帯またお一人暮らしの世帯数についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

厚生労働省が介護保険に関する情報を一元化して掲載しているウェブサイト、地域包括ケア「見える化」システムにより国勢調査が行われました令和2年度の数値が最新の値でございましたので、その数値でお答えをさせていただきます。

65歳以上の高齢者を一人でも含む世帯の数は、7,017世帯で施設入所や学生寮などの世帯を除きます、一般世帯数1万3,236世帯に占める高齢者を含む世帯数の割合は53%でございます。高齢者を含む7,017世帯のうち若い世代と同居の世帯は3,106世帯、23.4%、高齢者独居世帯は2,193世帯で16.6%、高齢者夫婦のみの世帯が1,718世帯でございまして、一般世帯数に占める割合は13%という状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） この人吉市いきいき高齢プランの情報によりますと、平成7年から平成27年まで全体の世帯数はほぼ変わりありませんが、高齢者のいる世帯となると、5,432世帯から10年間で約2,000世帯も増えています。高齢者単身世帯となると2,950世帯から約900世帯も増加しています。

今の部長答弁では、それからさらに5年が経過したデータで、高齢者のいる世帯はあまり変わりありませんが、高齢者夫婦世帯が100世帯ほど減っているのに対し、高齢者単身世帯は117世帯も増えているという状況です。水害後またこの数字がどのように変化をしているかは想像できるように思います。

このような勢いで高齢者単身世帯が増えている中、やはり先ほどお話しましたグラウンドゴルフの参加者の皆さんのように、いかに健康で元気に過ごすかということを考えなければなりません。市長の施政方針でも話されておりましたが、地域でできる脳内活性化法の講演会に私も参加いたしました。川畑先生のお話はとても楽しく、また超高齢社会と言われる現代においてすぐに役立つ情報が満載でした。実際その講演会の中で簡単なテストがありました。私もなかなか怪しく、MC Iと言われる軽度認知障害の仲間入りなのかと思う場面もあり、先生のパズルを購入しなければと思っているところです。

施政方針の中で、認知症になっても安心して暮らせる地域の体制づくりと認知症を支える人材の育成に取り組んでいくとありました。認知症サポーターとは、養成講座を継続的に年間最低3回実施をする方をキャラバン・メイトとし、全国キャラバン・メイト連絡協議会に研修、開催者を通じて登録された方のことで、キャラバン・メイトのホームページの情報によりますと、本市の認知症サポーターの受講者数は令和5年9月時点で、9,771人の登録がされています。高齢者一人当たり1.2人のサポーターがいる計算になります。すごい人吉市は温かい、認知症の方にとっては温かいまちだなと思います。このように認知症の方が住みやすい人吉市は私も誇りに思います。

では、次に認知症にならない、寝たきりにならないために、介護予防サポーターのいきいきサポーターの講座が毎年開催されていますが、それぞれの受講者数、またサポーターの活動状況、さらにデイサロンやいきいき100歳体操、様々な講座が開催されていますが、本市が把握されている通いの場への参加の状況についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

通いの場とは、地域の住民同士が気軽に集い、一緒に活動内容を企画し触れ合いを通して生きがいづくりや仲間づくりの輪を広げる場所であり、また地域の介護予防の拠点となる場所のこととございまして、令和4年度に本市が把握しているのは101か所でございます。

通いの場への参加高齢者の人口比率でございますが、本市の高齢者人口に対する通いの場

への参加人数の割合で算出しており、令和4年度の実績が8.9%でございました。なお、介護保険事業計画における令和4年度の目標値を9%としており、おおむね達成している状況であると考えているところでございます。

続きまして、各サポーターに関する状況でございますが、本市では介護予防のための知識や健康体操を学び、介護予防の取組を地域に広げる介護予防サポーターと認知症に対する正しい知識や予防法を学び認知症予防の取組をサポートする脳いきいきサポーターを養成し、それぞれ養成講座を受講後、サポーターとして登録し活動していただいております。

今年度までの受講者数の御質問でございますが、介護予防サポーター養成講座は、平成24年度から、脳いきいきサポーター養成講座は令和3年度から実施しておりまして、それぞれのサポーター養成講座の受講終了者数は、介護予防サポーター養成講座が120名、脳いきいきサポーターの養成講座は64名の方が受講終了者数でございます。

活動状況としましては、介護予防サポーターは、市が社会福祉協議会へ委託し実施しております、デイサロンや介護保険制度の事業として実施している通所型サービスなどの補助スタッフとしての活動や、地域住民が主体となり実施するサロンに出向いて、介護予防の体操を広げる活動を行っていただきます。

また脳いきいきサポーターは、脳いきいき教室やデイサロンなどで実践的に活動を行っていただいているところでございます。加えまして、地域や食育などサポーターの身近なところで、認知症の人やその御家族に対しまして、できる範囲で手助けをしていただくことを期待するものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 101か所というのに驚きましたけど、通いの場に参加できる人は毎回参加できる。しかし車の免許証を返納してしまったり、歩いての参加が難しい方などはまだ様々に理由があるのでしょうか、お住まいの地域や各家庭の状況に関わらず、平等に支援やサービスを受けることができるということが重要と考えます。これらの通いの場101か所に対して、8.9%の参加がこれによしとするのかというところです。

それでは介護予防サポーター、脳いきいきサポーターの方々の今後の地域との関わり、またサポーターの位置付けについて本市のお考えをお尋ねいたします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

高齢者がいきいきと暮らしていくためには、高齢者自らが健康づくり、介護予防活動に取り組める環境を身近な地域の中で整えていくことが必要であると考えております。住民が主体的な地域サロン等で介護予防や認知症予防について取り組んでいただくための支援活動が、介護予防サポーターや脳いきいきサポーターの役割でございますことから、サポーターの位置付けとしましては、地域に暮らす高齢者の支援者と考えているところでございます。今後

もサポーターの皆様のお力添えをいただきながら、地域での介護予防活動を広げることにより自立した生活を送ることができる高齢者が増えていくことを期待しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 答弁の中で、高齢者が自ら健康づくりや介護予防活動に取り組める環境、身近な地域の中で、さらには住民が自主的なサロン等で取り組むための支援活動、自ら身近、地域、自主的という言葉がありました。厚生労働省の介護予防の取組の強化推進のための市町村マニュアルに通いの場というのの重要性が強く書いてあります。

一つだけ紹介しますと、愛知県の武豊町というところで、住民参加の社会活動の場のサロンということで、人吉と同じですかね、平成17年からそのサポーターの養成に取り組まれているんですけども、平成19年には500メートル圏内、徒歩約15分圏内にサロンを設置するという目標を順次増設されていて、今もどんどんサロンが増設されているんですけども、その中で興味深く思ったのが、第一号被保険者における要介護認定率の推移というのが示されています。全国の平均が、平成13年から24年までの11年間で、大体要介護が5%増えているのに対して、武豊町については約半分、2.8%ほぼほぼ横ばい、のような状況が示されています。この小さなサロンが幾つもある。そして誰でも歩いてだったり、ちょっと介添えがあれば参加ができるということが有効なのかなというふうに思います。

またこの介護予防サポーター事業が始まってから10年が経っているということですけど、この10年間、また脳いきいきサポーターはまだ3年ですが、住民自らが取り組む方法への達成度という、本市が目標においた達成度というのはどれくらいでしょうか。また令和6年度から第9期介護事業計画にどのように組み込まれていくのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（渚上麻美君） お答えします。

平成24年度から身近な公民館等での介護予防事業運営をサポートしてもらえる人材育成を図ることを目指して、第5期介護保険事業計画に定め、介護予防サポーター養成の取組を開始したところでございます。

令和3年度からの3か年計画でございます第8期介護保険事業計画におきましては、指標を介護予防サポーター養成講座を受講された人数から、実際に介護予防活動ができる方の登録者数に変更しております。令和4年度は目標値110人に対しまして、実際登録者数は71人でございます。登録者71人のうち40人のサポーターが通所型サービスや地域でのサロンで活動していただきましたが、養成講座を受講された方の中には、お仕事の都合や家族の介護、あるいは御自身の加齢による体力の低下などの理由により、地域での介護予防活動ができなくなっている方もいらっしゃる状況でございます。

介護予防サポーターが活動されている地域サロンの具体例としましては、去る9月22日に

カルチャーパレスで開催いたしました、地域でできる脳内活性化と題した講演会で活動状況を発表していただきました。下原田町字堀や下薩摩瀬町のニコニコサロンなどがございます。

本市としましては、今後も介護予防の推進を図るため、令和6年度からの第9期介護保険事業計画にも引き続き介護予防サポーターの養成について定め、地域における介護予防の担い手、協力者を養成することにより、通いの場を支える人材育成に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 通いの場の人材育成、サポーターが増えるということは、すごく人吉市の地域にとってありがたいことで、でも我が家でその介護予防サポーターで得た知識を活用されるというのもまた一つの方法で、これは人吉市にとっても大事なことかなとも私は思っています。それがさらに地域でその力を発揮していただけるというようなことになると、なおありがたいので、人吉市もそのバックアップ、サポーターのサポーターというか、支援をしていただきたいというふうに思っています。

人吉市いきいき高齢プランの中で、生きがいのある安心安全な暮らしの実現というのの中に生き甲斐づくりの推進とあります。その中には、生涯学習の充実としてシニアいきいき講座を引き続き開催します。健康づくり、介護予防の学びの充実及び世代間交流を含めた幅広い生き甲斐づくりのため、新市庁舎完成後の公共施設再編成計画と併せて高齢者の生涯学習の機会を再編を検討しますと書いてあります。

つい先日、11月28日にいきいき講座の閉校式が行われました。これは閉校式というよりも終了式、終講式というような意味合いがあるんですが、高齢者の方にとって居場所を再構築することが困難なことは一目瞭然です。ましてやコミュニケーションが絶たれてしまうことが、先ほどの豊永議員の御質問にもありましたように、認知症やまた引きこもりなどに直結しているといっても過言ではないかと思えます。高齢者の生き甲斐づくりを今後いきいき講座が終了してしまった後、市としてどのように支えていくのか本市の考えをお尋ねします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

今年度までを計画期間としております、第8期介護保険事業計画を推進するための施策として、議員おっしゃいましたように生き甲斐づくりの推進を定め、生涯学習の充実に取り組むといたしまして、シニアいきいき講座を実施してきたところではございます。今回閉校となりましたシニア講座の今後の受け皿と支援の方法でございしますが、高齢者を対象に実施してまいりました、シニアいきいき講座は終了いたしますが、生涯学習の場といたしましては、各校区の公民館、コミセン講座としての多数の講座が行われております。

このことから先日開催されました校区公民館長会議におきまして、校区公民館講座としての受け入れの検討をしていただきたい旨、御相談をさせていただいたところでございます。

また自主サークルとして活動を継続していただくことも可能ではないかとも考えております。この場合はスムーズに活動が実施できるように、活動場所に関する情報提供や会場の申請方法などでお困りごとがある場合は御支援をさせていただきます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 必ずお一人も取り残すことがないように、手厚い御支援をお願いいたします。

では次に、第8期の計画のとき、これは令和3年から令和5年までの計画ですけど、この計画の素案に対しての市民意見提出手続き、通称パブリックコメントと申しますが、意見の提出はなかったとの記載があります。その反省を踏まえて、第9期の計画策定の際にはパブリックコメントの周知方法など再検討の必要があるかと思いますが、第9期の素案の作成時のパブリックコメントの周知方法についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（淵上麻美君） お答えいたします。

第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の素案に対するパブリックコメントの募集方法といたしましては、本市ホームページ上での募集のほか市役所庁舎、カルチャーパレス、スポーツパレス、コミュニティセンター5か所に素案を設置することを検討しております。

さらに介護保険事業所に対しましてスタッフや利用者、利用者家族等への周知につきまして協力依頼を考えております。

提出方法といたしましては、各会場に設置している募集箱へ投函していただくほか、郵送やFAX、電子メールでの提出も受け付けることを考えております。このほか今回から公式SNS等有効な実施方法を追加する方向で検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 本計画は市民の皆様の生活に直結する計画であること、市民のための政策であること。きちんと周知することが重要で、答弁にもありましたように、またSNS等新しい手法を活用しながら、第9期人吉市介護保険事業計画・高齢者福祉計画がまたいきいき高齢プランとして素晴らしい計画になることを期待しています。

それでは次の質問に移ります。次は人吉市図書館について質問をしてまいります。

今朝の熊日新聞の記事にわくわく味わう場にて、来春開館の「こども本の森」の記事がありました。昨日12月5日に、宮崎美子さんが名誉館長に就任されたという記事が載ってありました。その中でとても興味深いことを宮崎美子さんがおっしゃっているんですけど、紙の本を手にするときの重さや匂い、開くときのわくわくを味わえて、子供たちが新しい世界が始まるという感動を体験できる場所にしたいというお言葉がありました。これはデジタルでは味わえない図書館、本の醍醐味じゃないかと思いました。

それでは質問してまいります。人吉市公共施設等総合管理計画が平成29年に策定され、本年令和5年3月に、改訂版及び個別施設計画が策定されました。拝見しますと、平成29年版には記載されていた図書館の文字が、改訂版には図書館に関する記載は見つけれませんでした。図書館は条例も制定されている施設なのになぜだろうと図書館の文字を探し、この2冊を隅から隅まで読みました。これですね、平成29年版と改訂版が出ています。この平成29年版の公共施設総合管理計画における公共施設の整備方針分析案の一覧表の中に、図書館は大分類の中では社会教育系施設、中分類には図書館と位置付けされ、主な施設の欄にも図書館と記載されています。整備の方向性（選択肢）としては、人吉市カルチャーパレスの一部の施設として検討の上改修等と書いてあり、さらに今後の課題、将来構想等の欄には新たな図書館の整備と記載されています。

では、令和5年の改訂版と人吉市公共施設個別施設計画の社会教育系施設の中に図書館を入れておくべきではないかと考えますが、なぜ盛り込まれなかったのかお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） 皆様こんにちは。では、お答えいたします。

人吉市公共施設等総合管理計画は、本市の公共施設の現状と課題、施設の改修、更新に係る将来コストを分析し、長期にわたる総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を示すものでございまして、建物等の施設は、新規整備の抑制、施設の統廃合及び複合化等により将来の工賃費用の抑制、縮減を目指すこととして、平成29年3月に策定をしております。

この計画における図書館の位置付けとしましては、先ほど議員からも御紹介ありました公共施設等総合管理計画における施設の整備方針分析案におきまして、人吉市カルチャーパレスの一部施設として検討の上改修等したところでございます。

今回令和5年3月に改訂しました、人吉市公共施設等総合管理計画の改訂版及び人吉市公共施設個別施設計画の改訂の趣旨は、総務省の公共施設等総合管理計画の策定指針の変更に伴うものでございまして、図書館は社会教育施設ではありますが、人吉市カルチャーパレスコミュニティー棟の中にありますことから、改訂前の計画のとおり、市民文化施設のカルチャーパレスの整備と合わせて検討する内容としております。

現在のカルチャーパレスと図書館の状況は、施設の観点からしますと、複合施設でございまして、これは今後公共施設が集約化、複合化に向かうことからしますと、先を捉えた形とも言えるものと思っております。両施設につきましては、今後カルチャーパレスの更新計画や機能性を検討していく中で、図書館の在り方につきましても方向性を検討していくことになるものと認識をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） この計画は施設の改修や更新に係る将来のコストなど、平成27年から40年にわたる計画だということは理解しています。図書館が現に、カルチャーパレスの一部

施設であることももちろん理解しています。第6次人吉市総合計画の中には、社会教育の充実のところに図書館利用促進事業と位置付けてあります。

また図書館法の第1条にこう書いてあります。この法律は社会教育法（昭和24年法律第207号）の精神に基づき、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とするとあります。

また、文部科学省の日本図書館協会資料にも、日本国憲法の関係でみれば学習権、教育を受ける権利、学問の自由、生存権、表現の自由と知る権利等を保障する機関である。つまり日本国憲法、教育基本法、地方教育行政の取組及び運営に関する法律、社会教育法、図書館法という法体系の中で位置付けられる教育機関であると記されております。

この計画はあくまで施設の改修更新に係る計画だということはわかりますが、市民文化系施設であるカルチャーパレスと社会教育系施設とはやはり分けて考える必要があるのではないかと私は思います。何卒今後も図書館の在り方整備等については、社会教育施設として引き続きよろしく願いいたします。

それでは次に「地域の知」知るということです。の案内人とも言われる図書館の機能についてお尋ねいたします。「地域の知」とは地域の状況や人々の暮らし方などに関わる情報、知識、そして知恵という意味だそうです。それでは、本市の図書等購入に係る備品購入費の予算が、この3年間を見ても毎年400万円となっています。予算の根拠と人口に対しての図書購入費としての基準を満たしているのかお尋ねします。

また、司書という専門の職員が会計年度任用職員の一人だけのようなのですが、文化課のように学芸員のような専門職員が必要ではないかと考えますが、本市のお考えをお尋ねいたします。

○教育部長（小澤洋之君） 皆様こんにちは。それでは、お答えいたします。

図書等購入に係る備品購入費400万円の根拠といたしましては、本市と同程度の人口規模の市町村図書館の予算等の状況を参考にして定めております。また、本市図書館は延床面積が狭く、開架冊数も限られていることから、厳しい財政状況を鑑みながら予算を設定しているところでございます。

それから国の図書館の設置及び運営上望ましい基準に数値基準はございませんけれども、図書館資料の収集等につきまして、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとなっておりますので、限られた予算・スペースの中で、利用者のニーズにあった蔵書を整備し、満足していただけるよう努めてまいりたいと存じます。

それから専門的職員につきましては、図書館の設置及び運営上望ましい基準にある職員の配置等につきまして、市町村教育委員会は市町村図書館長としてその職責に鑑み図書館サービス、その他の図書館の運営及び行政に必要な知識、経験と共に司書となる資格を有するも

のを任命することが望ましいこと。また、専門的なサービスを実施するために、必要な数の司書及び司書補を確保するようその積極的な採用及び処遇改善に努めることと規定されております。

また本市図書館設置条例施行規則第1条の2に司書、司書補は置くことができるというふうに規定しておりまして、いずれにしましても専門的職員の配置につきましては、努力義務となっているところでございます。本市図書館といたしましては、引き続き会計年度任用職員募集の際に司書及び司書補となる資格を有するものの積極的な採用に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 予算の根拠として延床面積が狭く、財政が厳しいことはもちろん承知しておりますが、延床面積が狭く開架冊数も限られているというところ、ここが市民サービスにそれが反映してしまっているのかなというふうに思います。これからの図書館は、市民の居場所へと変わっていかねばならないと思います。そのような時代の流れにおいて、とても温かみのある「こども図書館」の増設は本当にうれしくありがたいものでした。

一方で、やはり図書館の役割としては生涯学習施設であり、市民一人一人の自己判断による決定、選択と、そのことに対する自己責任が求められる傾向が強くなってきている時代の潮流を見極める必要もあるかと考えます。

ユネスコは1994年の公共図書館宣言において、社会と個人の自由、反映及び発展は人間にとっての基本的価値である。このことは十分に情報を得ている市民が、その民主的権利を行使し、社会において積極的な役割を果たす能力によって初めて達成される。建設的に参加して民主主義を発展させることは十分な教育が受けられ、知識、思想、文化及び情報に自由かつ無制限に接しうることにかかっている。地域において知識を得る窓口である。公共図書館は個人及び社会集団の生涯学習、同時に意思決定及び文化的発展のための基本的情景を提供するとしています。

やはりこの制限なく情報に接する機会があるということが、市民にとってはとても今必要なことではないかなというふうに思います。となれば、歴史や専門書も必要ですし、また市民からの様々な要望に応えることができる司書の存在も大きいと考えます。ただ単に書籍の貸し出しをする図書館の機能だけでは不十分です。蔵書数が少ないということは水道管が3日に1回しか流れない、流れてこないのに等しいという話も聞いたことがあります。予算を図書館機能としての生きた活用がなされるようお願いいたします。

また文部科学省の日本図書館協会の資料の中に、専門性の確保の重要性から市町村教育委員会は市町村立図書館の館長として、その職責に鑑み、図書館サービスそのほかの図書館の運営及び行政に必要な知識経験と共に司書となる資格を有するものを任命することが望まし

いとあります。望ましいなので、しなければならぬわけではないですが、資格取得のための財政措置が望まれるとあります。一般行政職員や情報技術専門職員として採用されたものであっても、図書館に配置する場合には司書講習を受けさせるべきであると書いてあります。研修の実施を含めさらなる司書の拡充を要望いたします。

では、次の質問に移ります。子育て支援や子供たちの教育的支援の拡充は当然ですが、これからは社会的弱者に対する図書館機能を使っての支援が重要になってきます。令和元年6月28日に、視覚障害者の読書環境の整備の推進に関する法律、通称読書バリアフリー法が施行されました。それを受けて令和2年6月の定例会において、私は本市の対応について一般質問をいたしました。その際の答弁に、この法律の施行を受け、新たに開始したサービスはないが、引き続きこの法律に基づき国、県さらには福祉部局と連携を図りつつさらなる利便性の向上を図ってまいりますという答弁をいただいております。それではその後の読書バリアフリー計画の現状をお尋ねいたします。

○教育部長（小澤洋之君） お答えいたします。

読書バリアフリー計画につきましては、令和元年6月に読書バリアフリー法が成立後、令和4年6月に熊本県読書バリアフリー推進計画が策定されております。本市におきましても、読書バリアフリー計画の策定を検討しているところでございまして、来年度の策定を目指し準備を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） あれから3年経ったんですが、確かに令和2年6月の定例会直後に7月の豪雨災害となってしまったわけで、それどころではなかったということは十分理解しています。このときの一般質問の中でも紹介した話ですが、東日本大震災の4日後には、岩手県北部の3市町村が図書館を一部開館。その後次々と開館されたということがあります。発災から19日後に開館された気仙沼図書館でのコメントの中に本はご飯です。ご飯と同じくらい必要なものと記されておりました。

また熊本地震の後に、平成30年3月に出版された熊本地震を経験した育児中の女性へのアンケートの報告書の中に、子供に関する施設、図書館の復興に力を入れて欲しいとの意見が書かれています。読書、本というものが、どれほど市民にとって大切なものかというのが分かります。熊本県の推進計画が策定され、いよいよ本市においても策定へと進められるとこのことで楽しみにしております。計画策定の際には、必ず当事者の御意見を聞いて人吉市ならではのオリジナルな読書バリアフリー推進計画となりますように切に要望いたします。

熊本県読書バリアフリー推進計画を読みますと、計画策定の趣旨に、本県においても障害の有無にかかわらず、県民が等しく読書を通じて文字活字文化の恩恵を受けることができる社会の実現を目指し本計画を策定したとあります。

また基本理念の冒頭には、文字・活字文化振興法（平成17年法律第91号）では、全ての国民が居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず等しく豊かな文字、活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として行わなければならないことを基本理念と謳っていると書いてあります。

住む地域などに左右されず、誰でもが等しく恩恵を受けられるということがやっぱり重要です。そこで超高齢社会における図書館の役割についてお尋ねいたします。生涯学習の場としての図書館の役割の本市での現状はどうなっていますでしょうか。また本市のホームページにおいて、移動図書館車の利用団体の募集がされていますが、高齢者施設やデイサロン等の通いの場への対応も必要と考えます。本市の現状と今後のお考えをお尋ねいたします。

○**教育部長（小澤洋之君）** お答えいたします。

図書館が生涯学習の場として幼児期から児童、青少年期の読書習慣による豊かな心の育成や高齢者や障害者等に対する図書館機能による支援が重要であるというふうに認識しております。

しかしながら本市図書館の現状といたしましては、小さい字が読みづらい方への大活字本や朗読のCD等の配架が十分とは言えず、また体が不自由な方へのバリアフリー対策も不十分な状況であるというふうに認識しております。従来の図書館のサービスである資料や情報の提供だけでなく、超高齢社会にも対応したサービスが求められていることから策定を予定しております、本市の読書バリアフリー計画にしっかりと位置付け対応してまいりたいと存じます。

また移動図書館車の現状といたしましては、市内の保育園、幼稚園、こども園、小中学校、授産施設を主に循環しております。令和2年7月豪雨災害後は、災害公営仮設住宅も巡回しているところでございます。議員御提案の高齢者施設への対応も図書館の役割として必要であるというふうに認識しておりますので、移動図書館車による巡回や団体貸し出しに対応してまいりたいと存じます。

今後につきましては、施設や蔵書量の充実もさることながら、図書館サービスの質の面も重視をいたしまして、市民が満足し地域に役立つ施設となるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○**議長（宮原将志君）** 3番。徳川禎郁議員。

○**3番（徳川禎郁君）** 図書館は高齢者の方々が社会とつながりを持つための場所でもあります。特に認知症の方には、多岐にわたる図書館サービスから得る利益は大きいということが言われています。瀬戸内市立図書館では、高齢者施設に本を届ける移動図書館サービス。利用される方が受け取るときだけ市が補助をして、返却のときは利用者が負担するというような方式だったり、いろんな方式をとられているんですけども、宅配だったり郵送だったり。

すごくこれはいい方法だなというふうに思いました。そのサービスにあわせて昔の生活用具などを使って記憶を引き出す心理療法、回想法というものをお年寄りを対象に実施されていて、大きな効果が得られているそうです。回想法とは記憶を呼び覚まして、脳を活性化させる療法で、1960年代にアメリカで始まり、認知症の予防や進行の抑制に効果があるとされており、例えば古い調理器具だったり、おひつとか昔の教科書だったり昔の工具、大工道具だったり、そういうものを利用して会話をするというような療法の方法です。図書館がただ本を貸して、返してという場所ではなくなってきたということがこれで分かると思うんですね。図書館の役割というのがですね、やっぱり多岐にわたって、情報だったり、また高齢者への対応だったりという役割も担っていかなければならないのかなというふうに考えます。

これからの図書館の役割としては、高齢者のための図書サービスから高齢社会の図書館サービスへと変わる必要があるかと思います。そのためには図書館だけでなく先ほど部長もおっしゃいましたが、福祉課や他部署間との横断的な連携が必須になります。人吉市地域福祉計画の中にここに大きく書いてあります。「お互いさまの心で支え合うまち人吉」すごくいい言葉だなと思います。「お互いさまの心で支え合うまち人吉」として、これからも誰一人取り残さない人吉市となりますように切に要望し、これで私の一般質問を終わります。

○議長（宮原将志君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後1時50分 散会

令和5年12月第6回人吉市議会定例会会議録（第4号）

令和5年12月7日 木曜日

1. 議事日程第4号

令和5年12月7日 午前10時 開議

- 日程第1 議第 87号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度人吉市一般会計補正予算（第5号））
- 日程第2 議第 94号 令和5年度人吉市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第3 議第 95号 令和5年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議第 96号 令和5年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議第 97号 令和5年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議第 98号 令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議第 99号 令和5年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議第103号 人吉市学校給食費に関する条例の制定について
- 日程第9 議第104号 人吉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第105号 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第106号 人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第107号 人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第108号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第14 議第109号 市道の認定について
- 日程第15 報第 12号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について
- 日程第16 報第 13号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について
- 日程第17 一般質問
1. 川 上 紗智子 君
 2. 松 村 太 君
 3. 井 上 光 浩 君
- 日程第18 議第110号 令和5年度人吉市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第19 議第111号 財産の取得について
- 日程第20 委員会付託

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（16名）

1番	川上	紗智子	君
2番	松村	太	君
3番	徳川	禎郁	君
4番	池田	芳隆	君
5番	牛塚	孝浩	君
6番	宮崎	保	君
7番	大塚	則男	君
8番	平田	清吉	君
9番	井上	光浩	君
10番	豊永	貞夫	君
11番	西	信八郎	君
12番	村上	恵一	君
13番	本村	令斗	君
14番	田中	哲	君
15番	福屋	法晴	君
16番	宮原	将志	君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松岡	隼人	君
副 市 長	迫田	浩二	君
教 育 長	志波	典明	君
総 務 部 長	永田	勝巳	君
復興政策部長	浦本	雄介	君
復興政策部政策統括監	井福	浩二	君
市 民 部 長	松尾	和弘	君
健康福祉部長	渕上	麻美	君
経 済 部 長	溝口	尚也	君
復興建設部長	瀬上	雅暁	君

復興建設部長 (復興担当)	若杉久生君
総務部次長	立場康宏君
総務課長	那須裕史君
秘書課長	上村英明君
水道局長	山本繁美君
教育部長	小澤洋之君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	栗原亨君
庶務係長	平山真理子君
議事係長	栗須順也君
書記	税所昭彦君

○議長（宮原将志君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き、質疑を含めた一般質問を行い終了後、議第110号、議第111号に対する議案質疑を行います。その後、委員会付託をいたします。

また議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（宮原将志君） それでは、これより質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君）（登壇） 皆さん、おはようございます。1番議員の川上紗智子でございます。今日の質問項目は4つです。2番目の通学路の整備、安全対策についてのこの項目は議長の許可をいただきましたので、割愛させていただきます。

よろしくをお願いします。

子供たちの命を奪うな、イスラエルによる大規模なガザ攻撃を何としても止めたいと抗議する動きが、高校生や大学生にも広がっています。その動きに参加した、ある大学生の言葉です。「私には5歳の弟がいます。まだまだ大人の手を借りなきゃいけない年齢です。だから、ガザの子供たちを見ると胸が痛み、自分がその立場だったらと思うと本当に恐いです。」高校生や大学生でも毎日のテレビや新聞などで見るガザの様子、本当に胸を痛めています。小学生、中学生の子供たちも決して無縁ではないと思います。やっぱり平和でなきゃいけない、そう思います。この日本の子供たち、熊本の子供たち、人吉の子供たちが平和で安心して未来に希望を持って生きられる。しかも自分らしく成長していけるようなそんな人吉、熊本、日本になればいいなと思って、今日はそう思いながら質問させていただきます。

それでは通告に従って質問いたします。

文部科学省の発表によりますと、全国的に子供の不登校の増加が止まりません。昨年度の小中学校の不登校児童数は前年より約5万4,000人増え、30万人に迫りました。そこで、人吉市の不登校児童生徒の現状とその対応についてお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） おはようございます。

不登校の児童生徒数とその対応についての御質問でございますが、本年度の9月議会で松村議員から同様の質問もいただいておりますので、重なるところもあるかと存じますが、お答えをさせていただきます。

文部科学省による不登校の定義、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため、年間30日以上欠席したもののうち病気や経済的な理由によるものを除いたものについて、令和4年度の児童生徒数は、83人でございます。令和5年度は11月末現在で84人でございます。

教育委員会といたしましては、定例の校長会議等の機会を捉えまして、国や県の方向性を踏まえながら、指導助言を行うとともに、各学校及び関係機関と連携しながら、不登校の未然防止と解消及び学習機会の確保に向けて取り組んでいるところでございます。学校教育課に子供子育て相談員を2名配置し、家庭訪問や登校支援等を行っております。さらには教育支援センターを開設し、学校支援アドバイザーをかがやき教室に2名、中学校に3名配置し、登校できない児童・生徒や教室に入れられない生徒の学習の場を提供しているところでございます。各小中学校では、未然防止対策といたしまして愛の1・2・3運動+1に取り組んでおりまして、担任をはじめとした教職員による電話連絡や家庭訪問、外部専門家の活用に継続的に取り組んでおります。またスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等も活用した教育相談やケース会議等も開催しております。なお、1人1台配布しておりますタブレット端末を活用した学習機会の確保も一部で取組が始まっているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 今お答えいただきましたスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーは、何人ぐらい配置をされているのか。それぞれ担当はどのくらい持っていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

県の事業といたしまして、スクールカウンセラーが第一中学校を拠点校といたしまして、人吉東小学校と東間小学校を対象校として配置をされております。また第二中学校を拠点として、小学校は人吉西小学校と中原小学校を対象校として1名配置されております。また、それ以外の学校につきましては、教育事務所に配置されておりますスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの申請ということで活用をして対応していただいております。

以上、お答えをいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） それでは、全国的に教員不足が言われておりますけれども、人吉においては教員の未配置など不足している実態はあるのでしょうか。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

昨年度は相当数の未配置がございましたが、本年度につきましては、非常勤等の対応も含めまして、現在未配置は出ていないところでございます。ただ、教育委員会といたしましては、教員不足からの未配置のときの対応にしっかり準備しておく必要があると考えて

いるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 文部科学省が11月24日に開いた自殺対策会議の資料によると、自ら命を絶った小中高生の人数が増加を続けているというふうにありました。県内及び人吉でもその傾向はあるのでしょうか。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

傾向があるかどうかということにつきましては、個別の事案にも関係してきますので、お答えは控えさせていただきたいと思いますが、尊い命が失われること、これはあってはならないことだと考えておりますので、絶対にそういうことがあってはならないという強い覚悟をもって、様々な視点から取組を進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えをいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 先ほど不登校の実態とそれから教員の実態ということでお答えいただきましたけれども、不足はしていないというのは分かりましたが、余裕を持って動いている状況なのかどうか。少し抽象的なんですけれども、それをなぜ聞きたいかと言いますと、不登校の子供たちも早めに対応するのがいいと言われておりますが、そうなれば担任の先生も含めて先生に余裕があることは必要だろうと思うんです。それと先ほどお答えいただきましたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーですね、この配置もどれくらいの頻度で学校を訪れていらっしゃるのか聞いておりませんが、ずっといらっしゃるわけではないというのはお聞きしたことがあります。どれくらいの時間、担当の学校に行かれるということになっているのでしょうか。おおよそのところを教えてください。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

議員言われましたとおり、毎日県からの配置のスクールカウンセラーが学校のほうにいるわけではございません。それぞれ年間300時間ほどのカウンセリングを行うということになっておりまして、そのような対応をしていただいております。

以上、お答えをいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 私が知らなかったからなんですけれども、初めて学校にスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーが配置されるって聞いたときに、良いことだなと思いました。もちろん先生方もそれぞれの子供たち、特に課題のある子供たちは、注意深く見守っていらっしゃると思うんですけれども、その中で専門の方が学校にいれば子供たちのことを見る目がまた増えますよね。だからいいなと思ったんですが、今、年間300時間ということでカウンセリングをする時間、子供たちとお話をする時間とかそういうことだと

思うんですけども、先生ともですね、やっぱり少ないかなと思います。これだけ不登校の児童生徒が増え、そして悲しいことに自ら命を絶つ子供も出てきている中で、例えば少人数学級、中学校は中学1年生までが35人学級と聞いておりますが、中学2年、3年も35人学級にすれば学校にいる先生の数は増える。この専門家のソーシャルワーカー、スクールカウンセラーについても、人材を作りながらもっと厚く配置していくことがやっぱり必要ではないかなと強く思っています。

ですので、子供たちのためにも、そして本当に忙しく働いていらっしゃる先生方のためにも、もっと先生を増やして欲しいということを県や国にぜひ要望していったほうがいいんじゃないかなと思います。私たちもぜひ要望していきたいと思いますが、その辺のところはいかがでしょうか。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

議員言われましたとおり、より一人一人の子供たちの状況ごとに、しっかり対応していくためには、教員の人数を増やしていくと同時に、それがしっかりと見える質ということも関係して教員の資質向上を高めていくことも必要かと思えます。

そういう中で、今学校のほうは、産前産後休暇であるとか、育児休業また突発的な病気等の休職による未配置となる場合がございます。産前産後休暇や育児休業等については制度に基づき臨時的任用教職員等の充当をいたしますが、病気休暇等につきましては、長期の病気休暇となることが確定しない限り初期の段階では学校組織内で対応しております。

また、学校のほうでは先生方の健康状態につきまして、日常的に観察し定期的に安全衛生委員会等開いて先生方のサポートの対応をしております。またそもそも教員の未配置とか教員不足ということにつきましては、臨時的任用教職員の不足により代替措置ができない場合というものがございます。それを受けまして熊本県の教育委員会では、ペーパーティーチャーの掘り起こしや研修会等を実施しております。また退職者の再任用や教員免許資格者及び新卒者に向けた教員採用選考考査への受講啓発など積極的に行われております。

本市といたしましても、県の教育委員会や管内の市町村との連携を図って、教員免許保有者の情報収集を行っていらっしゃるところでございます。教員不足の解消ということは非常に大きな問題でございます。働きやすい職場づくりを重点取組事項に掲げまして、様々な業務改革にも努めていかなければならないと考えているところでございます。

そういう中で、地域では小学生を対象といたしました学習会の講師を高校生に依頼するなど学生さんのほうに教師の魅力を少しでも伝えられるようにしてはどうかということで取組を進めているところもございます。今後議員が言われましたとおり、しっかりと都市教育長会等もございまして、そういう組織の中から国や県に対して要望を引き続き行ってまいりたいと思っております。

以上、お答えをいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 次の項目に入ります。

ダムによらない治水対策についてということで、お尋ねをいたしますけれども、私は6月議会、9月議会とこの問題について質問をしまいいりました。また同じような質問をしてると思われる方も多々あるかもしれませんが、なぜ私がこだわっているのか、まずそれをお話ししたいと思います。

この間、治水対策の問題では、球磨川水系緊急治水対策プロジェクトというのに取り組んでいる。流域治水ということで取り組んでいるということで、お答えをいただいております。例えば河道掘削や遊水地など作った場合に、どれだけの水位を下げる効果があるのかとお聞きしたときに、ダムも含めての数字しか示せないということでお答えをいただいております。

私は今度の質問を準備するときに、はたと思いました。緊急治水対策プロジェクトと聞いたなら、私も含めて恐らく市民の方々はあのひどい災害があった後だから、同じようなことが起こっても被害が少なく済むように急いでやってくれるもんなんだろうなと思ってらっしゃるんじゃないかと思うんです。私はそう思っていました。

ところが、必ずその様々な遊水地にしても河道掘削にしても、ダムができてこそ完成するって答えてくださってます。それって緊急治水対策ではないんじゃないか。ダムができるまでの間に何かあったときに同じような水害が起こったときに、ちゃんと対応できることをやるのが緊急治水対策ではないかと思ったんです。ダムをそこに入れたら緊急にはならないと。今私がこんなこと言ってもそれで進んでいるわけですから、どうにもならないかもしれませんが、けれども、その文言にこだわらず、今必要な対策、令和2年7月4日に起こった豪雨災害と同じような災害に対応できる対策をたてようって考えて、市としてもやっていかなきゃいけないんじゃないか。国はやることは決めてるかもしれない。それで十分なんだろうか。十分じゃないですよ。もう分かっています。ダムができることを前提に河道掘削もしてきてるし、遊水地のこともしているし、全てダムができることが前提です。それも市房ダムの再開も前提です。そしたら水害が起こったとき、またですよ。大きな被害が出ることに誰が責任をもってやるんだ。何もしてなくてひどい災害になったときに誰が責任をとるのかという話にも。責任をとって人の命が戻ってくればいいですけど、そういうことにならないのでやることはやるって市長もずっと言ってらっしゃいますけれども、そのやれること、やらなきゃいけないことをもっと考えていただけないかなと思って3度目に挑戦をいたします。それで1番目ですけど、人吉の治水安全度を上げるために河道掘削、遊水地、堤防嵩上げを国に要望すべきではないか。まずお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） 皆様、おはようございます。それでは、お答えいたします。

球磨川水系流域治水プロジェクトでは、川辺川における流水型ダムのほか市房ダムの再開や遊水地、河道掘削等を実施することで、令和2年7月豪雨と同規模の洪水に対して本市

区間においては越水による氾濫防止を図ることとしており、現在の国において河道掘削や遊水地整備などが進められております。本市としましても同プロジェクトに位置付けられております河道掘削、遊水地等の着実な推進が必要不可欠であると考えております。そのため本年8月には、国土交通省及び熊本県選出国會議員に対しまして、球磨川水系流域治水プロジェクトの着実な実施、特に河道掘削など治水安全度を高める対策の実施をお願いしたところであり、実施に当たっては魚類等の生息環境や景観、水辺空間の利活用等に配慮した上での実施をお願いしたところでございます。

また、市長が副会長を務めております九州治水期成同盟連合会におきまして、7月から10月に国への要望を3回実施し、また市長が会長を務めております球磨川上中流改修期成会におきましても、10月に国への要望を2回行っております。いずれも球磨川流域治水プロジェクトを強力に推進することなどを要望してしております。市民の生命財産を守るために今後も引き続き国への要望活動を行ってまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） その緊急治水プロジェクトの中には堤防の嵩上げは入ってませんよね。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

本市区間におきましては、河道掘削、遊水地整備並びに・・・・・・・・堤防の整備が予定されているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君）

○復興政策部長（浦本雄介君）

.....（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君）

○復興政策部長（浦本雄介君）

.....
.....
.....
.....
.....

.....（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君）
.....今要望しているということをおっしゃったのは、あくまでもダム前提のダムも含めてのことだと思えるんですけども、ダムを賛成しようが、反対しようが、とにかくダムができるまでどうするかということが大事になってくると思えるんですけども、本当にそこは市として考えなくてもいいのでしょうか。その間はどうかやって人吉市民は洪水被害から免れるようにしようというふうになっているのでしょうか。何回も聞いてますが改めてまたお答えください。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

当然ダムができるまでの期間と申し上げておまして、10年かかるというふうなかたちになるかもしれません。その間ですね、市としてできること、氾濫をできるだけ防ぐ減らすための対策というかたちで下水道施設等のハード整備等もあるかと思います。ただそれだけでは防げない可能性もございますので、これまでも再三申しましたとおり、水害リスクや避難に必要な防災情報の周知、それと避難訓練の実施、そういったソフト対策を通じまして避難、逃げるというかたちで命を守る行動をとっていただく。そういったかたちでそれぞれの対策、できることを進めていきたいと、そういうふう考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 次の問題を聞いてまたお尋ねしたいと思いますけれども、中川原公園について。これも3回目ですかね、中川原公園については完全撤去した場合の検証を国に求め、その結果を公開して市民に判断を求めるべきではないのかと思いますが、改めてお伺いします。いかがでしょうか。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） 皆さん、おはようございます。お答えをいたします。

中川原公園の復旧につきましては、令和5年度の9月議会でも申し上げましたとおり、治水効果、観光資源としての役割、中心部に位置する中川原公園の歴史、将来にわたる公園の在り方など総合的に勘案して決定をしたものでございます。

検討においては橋脚保護部を残した上で、被災前の公園地盤高から約4メートル地盤を掘り下げ、公園を廃止する案も比較検討した中で、約2メートル地盤を掘り下げるかたちが最

良と判断をしております。このことにつきましては、これまでも広報ひとよしなどにより市民の皆様へ周知しており、利活用につきましても中川原公園の未来を語る会と題しましてワークショップを開催し、住民の皆様からアイデアなど御意見をいただいております。

中川原公園の未来を語る会につきましては、あさって12月9日、9時半からこの市役所の201会議室で行う予定としておりますので、ぜひ議員のほうも御参加いただいて市民の御意見を聞いていただければと思っております。

また、球磨川・人吉地区かわまちづくり協議会の中でも、中川原公園復旧後の利活用策についても議論をしているところでございます。このような状況の中で現在市として令和5年度から令和6年度にかけて、公園復旧に向けて工事を進めているところでございまして、さらなる掘削を行う必要はないと判断をしております。

以上、お答えをいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 中川原公園を低くしたときの効果は何回も答えてもらっているんですけど、それはあくまでもダムができてそうなるっていうことでの理解でいいのでしょうか。ダム関係なくでしょうか。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） ダムと関係なくでございます。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 先の9月議会で、私は九州の直轄河川でダムのような水を溜める構造物に溜める水の量と、それから川に流す量がダムに溜める量のほうが多い河川はあるのかって聞きました。そしたら九州では、川辺川ダムだけになるというふうにお答えをいただきました。

それは専門家によると九州で一番危ないダムになると。川になるということだと言うんですね。例えば下流のこれは八代だと思えますけど、横石という地点では、ちなみに人吉の九日町の付近で最大の計画高水流量は、4,000トンです。8,200トンのうち4,000トン流せるというふうになっています。横石というところではなんと1万1,500トン流れるというふうになります。基本高水流量というのは計算されているんですけど、そのうち8,200トンを川に流すと。72%の水を川で流すと言ってるんですね。人吉では8,200トンのうち4,000トンしか流さないわけですから、わずか49%しか流せないと言われております。

渡が狭くなっているからあそこはという話はよく聞きますけど、実は球磨川でも人吉地点が一番河道が狭く危険だということになっているんです。九州で一番危険なところが球磨川の人吉地点ということになります。中でも九日町が最も危険だということ国土交通省の資料の中で確認することができます。それは上流から下流に向かって、こういうふうにいけばいいんですけど、九日町の大橋のところ溜まりますからね、こうなるわけですから、で、こう

下がるわけですね。こうなるところ、ここんところが問題なわけで、この問題を解決することをしない限り、九日町で溢れることはもう必須ということになります。

実際、人吉地点の治水安全度は3年に1回溢れる、もしくは5年に1回溢れる、数年に一度は氾濫すると国土交通省自身がこの間の中の会議の中で説明をしています。それはなぜかというやっぱり河道の断面積が狭いからです。広げようと九日町側に広げよう、お城のほうに広げよう、いろいろ方法はあると思うんですけど、一番河道の断面積を遮っているのが中川原になる。客観的にはですね。私は客観的に遮っているものがある。例えば瀬戸石ダムですごい下流ですごい被害が起きました。瀬戸石駅は粉々になりました。それは瀬戸石ダムはずっと開けていたと電源開発は言っていますが、開けていても建造物がありますから、球磨川の幅はこれだけあるんだけど、いろんな建造物の部分を除くとこだけしかない。狭くなっているわけですよ。狭くなっているから、上から溢れたり横から溢れてどどんいっただということが言われています。それと同じではないですけど、中川原も同じような役割を果たしていることが考えられるんですね。そしたら完全撤去をした場合どうなるのか。という検証をしないで私にも参加してくださいとおっしゃいましたが、どう利用するかというのは確かに最終的に残すんだったら、どう利用するかは大事だと思います。だけでもやっぱりちゃんと検証してやるべきじゃないかと思うんですよ。そうしないと唯一できることです。人吉市で水位を下げるために効果があるとすればですよ。このことを私言ったら、前回は前々回もそうだったと思うんですけど、いろんなことが予想されるって、瀬がなくなって球磨川下りができなくなるとか、いろいろ言われました。でもいろいろ言われましたけど、それは検証して言ってらっしゃることではないですよ。今川辺川ダムのダム本体の非常に大規模な模型を使って五木村の人にいろんな説明をしているというのが人吉新聞に載ってました。そんなことができるんだったら、この中川原を中心として山田川も胸川も含めて模型を作ってもらって、どうなるのかという実際に検証してもらいべきじゃないかと思うんです。それだけ重要なところだと思います。中川原公園がネックになっているんだということぜひ一度考えてみてもらえないでしょうか。

改めて検証を国に求めて欲しいと思いますが、いかがでしょうか。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

これまでの答弁の繰り返しになりますけれども、検証につきましては、熊本大学のほうの協力を得まして、200分の1スケールの模型を作りまして、4つの案を水利実験で検証しているというところがございます。そのうちに先ほども申し上げましたけれども、2メートルの掘削それからさらに4メートル掘削、4メートル掘削というのはほぼ水面高というところがございます、もとの河原に戻すというところがございます。その際に2メートルと4メートルの掘削の差が2センチメートルしかなかったというところがございますので、この2メートルの掘削でも十分な効果があるということを判断いたしまして、今の公園を残したか

たちで復旧していくということを決めているところでございますので、これ以上私どもとしては、国のほうに要望していくという考えはございません。

以上でございます。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 水面と同じ高さにすると、完全撤去というのはですね。その検証もしないでそれやってないんですよ。やってなくて、今のが最良だっていうのが、どうして言えるのかって思うんですけども、第4案は平らになるということではなかったと思いますけど。完全撤去というのは兩岸があって、そして川があってこうなっているわけですよ。中川原のところは高くなっている。その中川原のところをほぼ今の平水まで平らにきってしまうと。そしたらもう公園としては使えません。そこを検証してなぜやらないのかというのが、それで本当に責任持てるんですか。無責任じゃないですか。もし国がやらない。どうしてもやらないと市がいろいろ言ったけどやらないって言ったら、また話は別ですよ。だけど市としてはやって欲しいということなぜ言えないんですか。なぜ言ってくれないんですか。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

すみません、また繰り返しになりますけれども、4つの案をシミュレーションとして水利実験をしていただいているというところでございまして、今やろうとしているのは2メートルの盤下げ。それから4つ目が公園を廃止するというので、今よりさらに2メートル盤を下げまして、ほぼ水面と同じくらいの高さまでもっていくというところのシミュレーションはしております。その結果2センチメートルの差しかなかったということでございますので、現在考えております2メートルの盤下げでも十分な効果があるという判断をしたところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） そう言わないでぜひやって欲しいと思います。私は。

次にまいります。大柿、中神の遊水地についてです。今堀込方式になっております。中神も大柿も。中神は3メートル、大柿は8メートルということになっておりますけれども、これ全部堀込方式から地役権補償方式、いわゆる普段は農地として使い、万が一洪水があった場合はそこに水を溜め、そこでもし農地として使えないような状態になったら、もとに戻す、それは国が戻すと。地役権、遊水地としても貸してもいいよという人については、売買価格の3割程度のお金を払うということも聞いております。ぜひそのように変更すべきじゃないかって思うんですよ。

なぜそう思うかということ、これはそもそもどれくらいの効果があるかというのは、この間の質問でもあまりよく分かりません、私は。そんなに8メートルも掘る必要があるのかというふうに素人ながら思います。それに加えて今錦町で、遊水地の問題説明をされお願いをし

てもらっています。けれども、あそこは堀込じゃありません。地役権補償方式とって、要するに掘らないでやるってことです。農地としても使えるという方式で提案されているにも関わらず、いややっぱ農地をそういうふうには使えないとって反対をしてくる人もいます。みんな農業をやっている人はそう思われると思うんですよ。なんで、大柿ばかりでこんなに負担をしなきゃいけないのか。もっと広い範囲で遊水地をして、薄く広くじゃないけど、大柿以外の地域でもですね、やるっていうような方法がとれないだろうか。というふうに思いますが、変更するよう国に要望していただけないでしょうか。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えします。

国が大柿地区及び中神地区で計画しております遊水地については、測量や地質調査並びに本市が実施いたしました意向調査の結果等踏まえまして、必要な洪水調節容量を確保するため堀込方式が採用されたと認識しております。市としましても中神地区におきましては、整備後の利活用についても検討を行っているところでございますので、地役権補償方式への見直し要望を行う予定はございません。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 大柿地区も同様ですか。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

大柿地区も同様でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 次にいきます。

先ほども最初に申し上げましたように、国のやっている緊急治水対策プロジェクトでは、予定にないもの、宅地の嵩上げとか高台移転のことなんですけれども、逃げろっていうのもそら逃げたほうがいいと思います。だけれども宅地の嵩上げなどをしてできるだけ被害を少なくするっていうことは考えられないのでしょうか。全くそういう要望はでてこない。きてないのでしょうか。お尋ねします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お尋ねは宅地の嵩上げの要望があっているかどうかということとよろしいでしょうか。

○議長（宮原将志君） ただいまの反問の要求についてはこれを認めます。

○復興政策部長（浦本雄介君） ただいまの御質問につきましては、宅地嵩上げの要望につきまして、本市のほうに要望があっているかということにお答えすればよろしいということとでございますでしょうか。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 宅地の嵩上げを国に要望する気はあるかということと、住民から要

望はあるか2つお願いします。

○復興政策部長（浦本雄介君） それでは、お答えいたします。

まず嵩上げの要望これにつきましては、私は直接はお聞きはしてないというところがございます。国に対する要望等でございますけれども、先ほど答弁いたしましたとおり、治水プロジェクトに位置付けられた取組を行うことで、令和2年7月豪雨と同規模の洪水に対しましては、越水による氾濫防止など流域における浸水被害の軽減が図られるものと認識しておりますので、本市におきまして宅地嵩上げあるいは先ほどございました高台移転そういったものの計画はございませんので、要望を行うつもりはございません。

本市としましては、下水道等の排水施設の整備や雨水貯留、雨水浸透施設の整備等を行いまして氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策を行っているところでございます。また、水害リスクや避難に必要な防災情報の周知を行いまして、避難訓練の実施などソフト対策も並行して行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） その下水道の云々というところですけど、それをやれば被害は少なくてできるんですか。下水道等の排水施設の整備や雨水貯留、雨水浸透施設の整備等を行えば氾濫防げるんですか。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

このような取組は少しでも川に直接流れ込む時間的なそういった差を見込むために貯留とかたちで逃げる時間とかも確保する。そういったあらゆるかたちで内水氾濫対策というかたちで市としてできることをやっているものでございますので、氾濫が防げるか。これにつきましては、なかなか一言で答えるわけにはいけませんけれども、あらゆる対策の一つとして少しでも川に流れ込む時間等を確保する、そういった観点で進めるべき対策ということで認識しております。

以上でございます。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） ありがとうございます。市長にお伺いしたいと思います。

私が宅地嵩上げや高台移転のことを市としてやれることはやるべきじゃないかってなぜ言ったかという、堤防の嵩上げをするのは国の仕事ですよ。市がやるわけにはいかない仕事だと思っています。前回ですね、九日町のあゆの里のところの堤防を15センチメートルとか30センチメートルとか上げられないかっていう話をしたときに、上げたらかえって水害がひどくなるというふうに答えてもらいました。それは国がそう言ってるんですよ。そういう国に堤防上げろって言っても上げてくれないでしょうから、じゃ堤防よりも外側、人吉市が管轄している宅地の嵩上げに市が補助をする。そして国からも補助をもらえるものだった

らもらう、そうやって少しでも川のそばに、もしくはですね、川のそばとか川があふれた、被害があったところについてそういうことをやるっていうのを考えたほうがいいんじゃないかと思って私は質問をしました。

その9月の答弁に対して言うことで恐縮ですけど、上げたら水害がひどくなるっていうのは、堤防を造るなっていうことを国は言ってるんでしょうか。実際今度の水害では、本川から溢れましたけど、市街地の堤防は崩れてませんよね。高くしたら崩れる。崩れるというか壊れるというようなこともあるからという話も聞いてますけど、なぜ高くすれば水が超えるのを止められるのに、なぜそれもしないのかって思うんです。特に人吉市のその区間ですね、何もそういうことしない。さっき、やれることはとにかくやらなきゃいけないからって言って下水道等の排水施設の整備なんかをやるんだと。それは全然悪いとも思ってませんが、もっとやることがあるんじゃないですかって私は言いたいんですけど、市長今のまま国が言っていることだけやって、市民の命と安全、財産を守ることが本当にできるんでしょうか。何とかもう少ししてもらえないかって心から思いますがいかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

川上議員おっしゃいますように、球磨川の治水安全度というのは全国にある1級河川と比較いたしまして、3分の1、5分の1という話が出てきましたが、かなり安全度の低い川でございます。

これまで歴史的にも治水安全度を上げようと、様々な計画、取組がなされてきたものと認識しております。ダムによらない治水を検討する場におきましても、様々な計画が立てられてきて、それを一つ一つ実行されてきたというような経緯がございます。

令和2年7月豪雨発災後におきましては、国のほうでしっかりと検証がなされており、その報告書も示されております。また、我々も何度も会議に参加をいたしまして、先ほどからおっしゃっておられます、緊急治水対策プロジェクトが策定を迅速にされまして、予算のほうもしっかりとお約束をされた中、治水対策が進んでいるものと認識をしております。さらに加えて、これまでございませでした球磨川の河川整備計画が作成をされております。本川におきましては、国が、そして支川におきましては、県が具体的にどこで何をするかという計画はしっかりと示されており、今それを1日も早く実行するべく国のほうから予算付けがされて取組が進んでいるものと理解をしているところでございます。

我々も議員と同じ思いで、あれだけひどい被害にあった洪水が二度と起こることがないようにということで、国、県、流域、沿線自治体、今力を合わせて全力で取り組んでいるところでございます。何度も何度も申し上げておりますが、我々もですね、ハード面もソフト面もできることは全てやると捉えております。ぜひ計画だったりとか、科学的な検証だったりとか、これまでの取組だったりとか、そういったことを御覧いただきたいと思いますし、御不明な点等ございましたら、ぜひ我々にもお尋ねいただければしっかりと詳しくお答えを

させていただきたいと思っております。

市長といたしまして国、県と一緒にやること、頼るべきことそういったことも務めながら、また特にソフト面、住民の方々と直接接しているのは我々自治体のものですから、ソフト面に関しましては、しっかりと命を守る行動をとっていただくような取組、こういったものを充実をさせてまいりたいと思います。私も川上議員と同じような思いで治水安全度の向上に向けては引き続き責任を全うしてまいる所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） ありがとうございます。ハード面についてはやっぱり足りないと思います。よく皆さん考えてください。今やっていることは、ダムを前提にしてダムができたからこんくらいでいいっていうところで工事をやっているんですよ。ダムができないうちに豪雨がきたら、それはどういうことになるかというのは誰が考えても分かると思うんですよ。それなのに、ダムができたときの前提で全てやっている。でいいのかって私は思うんです。大坂間の悲劇って御存知ですか。ダムによらない治水対策ということで話し合いがずっと繰り返されてきましたが、実際大坂間の嵩上げはダムを前提にした高さまでしか嵩上げしてなかったんですね。ですから、令和2年の豪雨災害で新築したばかりの家が流され犠牲者が出ました。同じことを繰り返していいの。ちょうど10年ぐらいですよ、だから同じことが起こるんじゃないかって思いますから、今のままでいいの、避難は大事です。でもハードの面でやることあるんじゃないかっていうのを私はまだ考えているということを発言してこのテーマを終わります。

最後の項目になります。カルチャーパレスの大ホールの改修についてです。私は初めて犬童球溪の顕彰の学校発表会というのに参加しました。スポーツパレスでしたから、2階の観覧席で聞きましたけれども、あの条件の悪い中、本当に一生懸命演奏し、歌って素晴らしい発表会だったなと思っています。だけれども、これがホールだったらもっとすばらしかったんじゃないかということも思いました。何よりもその発表会に向けて、それぞれがどれだけ頑張ってきたかというのを一言ずつ歌う前に演奏する前に、代表者の人がお話をされるんですけど、子供たちが。それを聞いていると一生懸命練習してきたんだなというのをすごく実感しました。歳末助け合いの議長も出られたやつですね、初めてこれも私参加しました。小ホールで券もなかったみたいですけども、いっぱいでした。これもまたすごいなと思いました。ホールは少人数で歌ってもものすごく迫力があるんですね。一人で歌ってももちろんそうですけど。やっぱり違うと。体育館とああいうホールは違うとつくづく思いました。子供たちは合唱大会とか学校でやると思うんですけど、そのときは、学校は体育館しかないから体育館でやりますよね。せつかくの自分たちの発表会がやっぱりきちんとしたホールでやられないというのは、やってあげられないというのは本当に残念だと思いました。

そこで、カルチャーパレスの大ホールの改修についてですけれども、吊り天井が落ちてこないようにネットを張って1日も早く使えるようにしてほしい。6月に陳情も出ておりました。趣旨採択になりましたけど、これをどうしていくかっていうのは大きな課題になっていると思います。私としては1日も早く使えるようにしてほしいと思っていますが、いかがでしょうか。

○教育部長（小澤洋之君） 皆さん、おはようございます。

議員おっしゃいましたカルチャーパレスを支える会からの陳情でございますが、おっしゃいましたとおり、本年9月議会において趣旨採択とされまして、私どもとしましても大ホールの再開につきましては、非常にカルチャーパレスが抱える大きな課題として認識しているところでございます。

現在、人吉カルチャーパレスに関する改修の今後の方向性といたしましては、平成29年に作成をいたしました人吉市公共施設個別施設計画により進めてまいりましたけれども、本年度はこの計画の第2期の3年度目に当たりますが、現在第3期の計画期間に向けての見直しを行っているところでございます。その中で優先すべきものとして、次の事柄を重点事項とし計画に盛り込むこととしております。

まず、改修が行わなければ施設の使用ができないもの、もしくは使用できなくなる恐れのあるものとして、低濃度の処分に伴う機器交換工事があげられます。これはポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法によりまして、PCBの処分期限が令和9年3月末期限とされているために、PCBを含む機器の処分をこの期限までに必ず処分しなければならないというものでございます。

それから施設を安全に利用するために欠かせないものとして、非常用電源設備、蓄電池交換、これは停電時に避難誘導灯を点灯させるものでございまして、蓄電池の交換推奨時期を越えているため早急に整備を行う必要がございます。

それから3点目でございますけれども、利用に支障を来す恐れのあるものとして、図書館の空調設備の交換、それから小ホール音響装置更新、これらにつきましてもこれらはカルチャーパレスの建設当時から使用しているということもございまして、使用できなくなることにより、施設が利用できず利用者の方々に多大な御迷惑をおかけすることとなりますので、こちらも早急に改修を行う必要がございます。

いずれの改修につきましても、事業の優先度を鑑みながら、過疎対策事業債などの起債により事業を進めていくこととなると考えております。

さて、大ホールの利用再開でございますが、こちらは特定天井問題の解消のみで解消できるものではなく、個別施設計画にもあげられておりますが、舞台床の磨き上げなど計画の前倒しが必要となる各種設備の改修や交換等同時に進めていく必要もございます。

一方でカルチャーパレスの目標利用年数を60年と想定しておりますけれども、そのうち残

り20年となった中で、今申し上げた改修も含め議員がおっしゃいます大ホールのネット施工による天井落下防止の改修、こういった改修も含めてどこまで手を入れながら施設の長寿命化を図るか、または早期のカルチャーパレスの建替えを目指すのか。いずれにしても相当の事業費が見込まれますので、幅広い議論が必要であると認識しておりますし、またその判断は、もうあまり時間が残されていないというところでございます。多くの人員を収容でき、広い舞台を有する大ホールの再開につきましては、各方面から御要望をいただいておりますことを真摯に受け止めております。カルチャーパレスの今後につきましては、市民にとって最良の方法を模索選択し、計画を立ててまいりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） ありがとうございます。本来なら豪雨災害が起こって、本当にみんなの精神的に落ち込んでいるときとか、いろいろあったと思うんですけど、そういうときにこそ歌とかお芝居とか、いろんな文化芸術を味わうということはとても大事なことだと私自身すごく感じています。無意識に大変なときはみんな緊張して、本当は疲れているのに疲れも感じないぐらい頑張っている。そんなときにくっと息を抜ける瞬間があるっていうのは何よりも大事なことだと思っています。

ですから、できるだけ早くそういう経験をたくさんの方がしていくことができるように、1日も早くそういう場所を作って欲しいと思います。今お答えにありましたように、市民にとって最良の方法でやっていきたいということでございますので、ぜひその辺も十分に汲んでいただきまして、早くどうするのかということを明らかにしていただくようお願いして私の質問を終わります。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時25分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番、松村太議員。

○2番（松村 太君）（登壇） こんにちは。2番議員の松村太です。

今回は人吉市復興計画について。避難路整備について。そして市有墓地についての3項目について通告をしております。各項目とも市民としっかり情報を共有し、市民に高い安心感と確かな未来をお届けしなくてはなりません。そこにはしっかりとした目的や意義を共通理解し共有することが欠かせません。よく言われるのが、知っていることと分かってやれることは違うということです。

先日議員研修でハラスメントについて講義を受けました。これまでも多くの報道で取りざ

たされていて何が問題で悪いかは知っている、そう思っていました。講義を聞いていてもそりゃそうだという内容で、今さら聞くまでもないとも思っていました。講義半ばで行った、たった6問の小テスト。なんと私が正解したのはたったの1問でした。今まで知らず知らずのうちに御迷惑をおかけした皆様、申し訳ありませんでしたと心で叫びました。これは議員としてかなり冷や汗ものでした。一つお断りできるならば、ハラスメントではないものをこれはハラスメントだと答えて不正解というものもありましたので、ある意味意識が高い部分もあったのではないかと自負しております。

とにもかくにも知っているということと、分かっている理解できているということが全く別物であることをその講義で再認識することができました。そこで冒頭に述べました今回の3項目について、市民の思いと行政のやろうとしていることの共通理解のその出来具合と方向性の再確認をしていきたいと思えます。

まず初めに、災害直後、減災避難対応として多くの皆様に活用を呼びかけたマイタイムラインの現在の取組についてお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） 皆様、こんにちは。お答えをいたします。

マイタイムラインにつきましては、市内小中学校におきまして防災教育の一環として取り組んでいただいております。取組内容としましては、児童・生徒の通学路の危険箇所確認や学年に応じた教科指導、さらには保護者との連携としまして、災害時を想定した児童の引き渡し訓練なども実施していただいております。

また独自に学校版タイムラインを作成し、高校生による地域の防災についての講座などに取り組まれている学校もあるところでございます。市内高等学校におきましては、進学を機に通学路が大きく変わることから、1年生在学時に作成し、3年生では進学や就職の進路が決定した生徒について、卒業後のマイタイムラインの作成などにも取り組まれているとお聞きをしております。

次に地域におけるマイタイムラインにつきましては、現在、国や県と連携して小学校区ごとで開催しております、地区防災計画の策定検討会の中で、個人が作成されていますマイタイムラインを基礎として、各町内において災害が起きる前に何ができるかということを検討し、地区防災計画の作成を進めているところでございます。マイタイムラインや地区防災計画の内容につきましては、御家庭で常日頃から目に付く場所へ掲示し、御家族ともその内容を共有して大雨などの際の行動指針として活用していただきたいと思いますと考えております。

今後につきましては、小中学校、高等学校におきましては、毎年、進級進学がありますので、防災教育の向上の一つとして継続的に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。地域におきましても、町内での取組としまして、人的な被害を事前に防ぐための大変重要なところの自助共助を含めまして、地区防災計画の作成支援を通じ地域における防災意識の啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 高等学校におかれましては、継続して進学等に合わせてマイタイムラインをその都度作成されているということで、非常に継続性の高い取組を行われていることに大変感謝をしておきたいと思います。

マイタイムラインは行政からの情報を基に、自ら行動していただくための避難スイッチの役目があると思います。行政と個人との間の情報共有ツールではありませんが、災害の非常時に必ず役立てていただく必要があり、それはマイタイムライン作成という作業と、もう一つ実効性のある活用に関わっています。いかに災害時にマイタイムラインを思い出して活用いただくのか、日頃から認識を持っていただく必要があります。

例えば命のバトンという高齢者の御家庭で御利用をいただいているものは、高齢者の皆様に御記入をいただいて、いざという時速やかに必要な情報が共有できる、そういった仕組みを持った施策でございます。民生委員の皆様の日頃の活動でも度々耳にする情報共有ツールでございます。市民の皆様のうちで活用されている御家庭も多いことと思います。この命のバトン同様マイタイムラインも各御家庭で、いざというときすぐに活用いただけるよう啓発を強化する時期ではないでしょうか。災害から3年で転居された方も多くいらっしゃると思います。今一度再確認の意味で、年末の大掃除のときにマイタイムラインを目立つ場所に来年のカレンダーと一緒に貼り付けていただくようお願いして、次の質問に移ります。

これまで市民の皆様への何らかの意向を知るためには、アンケート調査を利用することが多かったと思います。逆に本市からの情報発信は、月に1回発行の広報誌、ホームページ、またはSNSを活用していくと、今回の同僚議員の質問への答弁でも何度も繰り返し出てきております。このホームページで便利な機能としてページビューというものがあり、そのページが何度閲覧されているかを確認できます。そこで人吉市復興計画、人吉市復興まちづくり計画のホームページで、ページビューが多かったものすなわち市民の関心が高かったものは何のページなのかお尋ねいたします。またそのページは事業として、広く市民の皆様にお伝えしたかった本市の意向とマッチした結果になっているか。または本市の予想外な意外なページが注目されているのか。それらの結果から何か対応しているのかお尋ねいたします。

○復興政策部政策統括監（井福浩二君） 皆様、こんにちは。お答えいたします。

人吉市復興計画、復興まちづくり計画関連のホームページの項目において、11月末現在で集計した結果、球磨川流域の復興に向けた国、県、市の取組状況をお知らせします。の記事が3,462回で最も多く見られており、市民の関心が高いことが分かりました。

高い理由を推察しますとこの項目には、市民からの要望が多い、河道掘削等に係る情報が含まれており、市としましてもその進捗状況等を知っていただくために毎月ホームページの更新、掲示物等の更新を行っており、また更新するたびにトップページに表示されることも

要因であると思われます。

次に多いのが、紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業の区画整理だよりの発行についての記事が2,579回でございまして、こちらも今年度5回更新しております。

続いて、人吉市買取型災害公営住宅（土地建物提案型）整備事業（東校区地区）の参加事業者の評価結果の公表についてが2,294回と続く状況でございます。

これまでこのような視点での検証は行っていなかったため、今回市としましても重点を置いている項目が多くみられている状況が確認できたところです。今後とも市民の皆様にお知らせしたいことができるだけ多くの方々に届くよう、市広報やSNS等も活用しながら丁寧な情報発信に努めてまいりたいと存じます。

なお、参考までに申しますとホームページ全体で表示回数が最も多い記事は、これ私も予想しておりましたが、御利用は1月末まで人吉地域応援クーポン券を配布しますの記事で表示回数は1万1,474回でした。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 私の質問した人吉市復興計画や復興まちづくり計画においては、流域の復興に向けた国、県、市の取組状況、そこに一番注目が集まっているということでございます。やはり治水安全度の変化もしくは工事の進捗というものは、市民の皆様にとりましてとても身近なもので関心度が高いということが理解できたところでございます。

また図らずもクーポン券への市民の皆様の待望していた思いが断トツの数字となっているように思っております。関連しまして、クーポン券がなかなか届かないという御不安が多かったこともあったのではないかと思います。SNSの活用の中でツイッター現在エクスと言うんですが、現在人吉市の公式エクスとは別に例えば「ヒットくんのつぶやき」といったような設定のエクスを作成して今回クーポン券について3万人分、1万5,000世帯宛でのクーポン券の封入作業での非常に気を遣う間違いがあってはならない慎重な作業の1日の現状や、投函数などの進捗状況などを、そちらでつぶやいて情報発信をして頑張って発送作業している様子など市政の裏話的なものを発信していくと、公式発表とは別のゆるりとした情報共有が市民とできていいのではないかなと今回のこのページビューの数そういったものを見て思いました。

ただ、よく世間で炎上するとかそういうことがありますので、ヒットくんの中の人はとても大変なことになるかと思えますけれども、そういったゆるい情報発信も必要なのではないかなと思った次第です。

本題に戻りますが、ページビュー、ページの閲覧回数は本市のお届けしたい情報のページとほぼ合致していて、それなりに多い数だったということで、情報共有の効果がホームページで効果が出ていると確認ができました。またページビュー意外にも、そのページを見てい

る時間の長さやどのリンクのボタンが多くそこからクリックされているかなど、検証の余地は多々あるかと思っておりますので、これからさらに市民のニーズとマッチした発展的な情報共有につながることを期待しております。

次はネットではなく実際に対面での共通理解や情報共有につながるについてお尋ねします。復興計画、復興まちづくりにおいて復興デザイン連続講演会の参加者を募集されていますがその目的と参加状況、申し込み状況はどうでしょうか。11月20日に実施した「第1回まちの今とこれからの伝える方法」での意見にはどんなものがあったのか、それをどう活用するのか、期待した成果が出ているのか、それと中川原公園の未来を語る会と人吉城跡公園の未来を語る会の参加者数、そのとき出た御意見の活用方針についてお尋ねいたします。

○復興政策部政策統括監（井福浩二君） お答えいたします。

復興デザイン連続講演会は官民間問わず本市の復興まちづくりに関わるあらゆる主体が一同に介して、全国の先進事例を学び今後の復興まちづくりに活かすことを目的に開催しているものでございます。

11月20日開催の第1回は全国の自治体でまちづくりの企画や情報発信に取り組まれております t a r a k u s a 株式会社代表取締役の柿原様をお招きし、「まちの今とこれからの伝える方法」というテーマで御講演をいただきました。開催に際し、市としまして復興まちづくり事業に市民の意見を積極的に取り入れ、さらには市民と共にまちづくりを行っていきたいという思いから市ホームページ及びSNSへの掲載や民間の関係団体にもお声をおかけしまして、広く参加者を募集し、市民の方を含め49名に御参加いただきました。時間の関係もございまして意見は特にございませんでしたが、この講演に私も参加いたしまして、市民の皆様は将来のまちづくりのイメージをどうやって伝えるか、観光面でも世界中の人たちに人吉という町をどのように発信したら興味を持っていただけるのか。SNS等の情報発信のやり方で大きく変わってくるということを気づかされる機会となったところでございます。

来週12日に開催予定の第2回では、「暮らしを支える公共投資のトリセツ」というテーマで、愛知県岡崎市の職員及び市と連携して民間の立場でまちづくりに取り組まれている方をお招きする予定で、11月30日現在で47名の方にお申込みをいただいております。

また、来月16日に開催予定の第3回では、大阪府大東市の公民連携関係の会社の代表をお招きする予定で、こちらも49名の方にお申込みをいただいております。申し込み締め切りまでもうしばらく期間がございますので、引き続き参加者の募集を続けてまいります。

この連続講演会を通して、本市のまちづくりに足りない視点や手法を再認識し、ほかの事例の良い点は本市にフィットする形で取り入れながら、復興まちづくり事業の推進に取り組んでまいります。

なお、公園関係につきましては、都市計画課で開催しました10月28日の中川原公園の未来を語る会は13名、11月11日の人吉城跡公園の未来を語る会は11名御参加いただいております。

こちらにつきましても市民の皆様と議論を重ねて、整備イメージや活用案をまとめ利活用方針を具体化してまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 実際にもう既に行われた講演につきましては、将来のまちづくりのイメージをいかに伝えるか、人吉市をどのように興味を持っていただけるか。情報発信のやり方で大きく変わってくるということを学ぶことができたということですので、ますますの情報発信と市民の方への確かな情報共有ができるような形で、それが具現化されることを願っております。積極的に復興の足掛かりとなるものをインプットし、学ぼうとする方が多く講演会に参加されている。そしてその講演会自体が有意義であるものになっていると確認ができました。中川原公園と城跡公園の未来について語る会もアウトプットをしていただくことを増やす努力がもう少し欲しいところです。ぜひこういった関連する講演での学びを実践に表していただける連携した事業になるように期待をしたいと思います。講演会の第2部としてですね、学んだことを各都市公園の未来を語る会というふうなかたちのグループワークにして、参加者の方に学んだことを実践するような、お互いその考えを共有できて、発展的な意見交換ができるような、そういった連携をしていただくとともに語る会自体にも多くの方が参加されて、より発展的な意見交換ができるようになるのではないかなと答弁をお聞きしながら思いました。

実際の対面での活用も活発なようですので、またちょっとホームページに関連する質問に戻りますけれども、これまでの主な手法であるパブリックコメント、これの効果検証について、これまでに行われたパブリックコメントの件数と市民からいただいた意見はどれくらいあるのか、そしてそれはどのように活用されてきたのかをお尋ねいたします。

○復興政策部政策統括監（井福浩二君） お答えいたします。

令和3年度及び令和4年度に行ったパブリックコメントは、全部で14件で、内訳は令和3年度が5件、令和4年度が9件でございます。そのうち御意見をいただいたものは9件、令和3年度が3件、令和4年度が6件でございます。令和3年度に10人、令和4年度に14人の合わせて24人の方から、また令和3年度が12件、令和4年度が39件の合わせて、51件の御意見をいただいております。

いただいた御意見のうち計画に反映されたものが4件、令和3年度が1件で令和4年度が3件でございますが、今後の参考、検討とさせていただいたものが47件で、令和3年度が11件、令和4年度が36件となっております。

市としましては、復興まちづくり計画をはじめ多くの復興にかかる計画など、広く市民の皆様のお意見をお聞きし、計画に反映するため住民座談会、説明会等を開催しアンケートを実施するなど市民協働による計画策定に努めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 御丁寧にですね、令和3年度、令和4年度それぞれのパブリックコメントを募集した事業数とそれにいただいた件数、そして実際に投稿いただいた人数、そしてその御意見の件数を表していただきました。ありがとうございました。

数字自体が決して人吉市民全体からすると多いとは思いませんけれども、単に数字が多ければいいというようなものでもない。パブリックコメントはですね。そういうふうにももちろん思っておりますので、いろんな参考や検討させていただいたり、計画に反映されたものが実際あるということは、非常にパブリックコメントの有効性が現れているのではないかと思います。ただただ、突き合わせていけば、意見がゼロのものもあるということですので、それについては関連のある方々への御意見募集の周知、そういったものがもう少しあればよかったかなと思うところです。昨日同僚の徳川議員からもパブリックコメントについてお尋ねがあり、私が今言いました周知についても改善の方向を御答弁されておりましたので、ぜひ多くのパブリックコメントについて、現場の声とさまざまな事業を享受する市民の声としていろんな声を多方面から受け入れられるような情報の周知を行っていただければなと重ねてお願いを申し上げたいと思います。

それと同時にですね、同じく昨日の豊永議員の子供議会の質問の活用の報告を学校にしているのかというお尋ねで、これからそういった学校への報告も考えていきたいというふうなお話もございました。この私が今日お尋ねしているパブリックコメントについても、本市への御意見への答え、リアクションとして意見をいただいた方の手応えとか満足感を高めるためにも何らかリアクションを示せないかなと。示していただけないかなと思います。ホームページというのは固い情報発信になりますので、先ほど申し上げましたヒットくんのようなエックスがもし設定できれば、そういった御意見への返信だったり、まるまる事業についてパブリックコメントをいただいた皆様へというかたちでどういった御意見があり、どういったことを活用していきたいと受け取ったのか。そういったことをオンタイムでキャッチボールできると、市民の理解と次も何かあったときにはぜひ意見を出したいというふうな意欲向上にも行政への関心の高まりにもつながるかと思っておりますので、そういった視点での検討もまたしていただければと思います。

多くの方法で市民とコミュニケーションをとっていく一方、復興計画での市民同士、そして市民間の地域コミュニティの活動拠点の再生支援、これの進捗状況また地域コミュニティの再構築に向けた支援の内容と進捗はどうなっていますでしょうか。地域ごとの復興まちづくり計画策定の進捗、それぞれの施策の期待値と現在の成果をどう考えているかお尋ねいたします。

○復興政策部政策統括監（井福浩二君） お答えいたします。

まず地域コミュニティの活動拠点の再生支援の進捗状況でございますが、被災した自治公民館など住民の活動拠点の早期再建につきましては、22町内会で公民館の復旧が完了しており、みんなの家整備事業により4か所、5町内会の整備が完了し、被災27町内会全てにおいて地域コミュニティの活動拠点の再生が完了しております。

併せまして、地域コミュニティの場としての心の拠り所である地域の神社やお堂、祠など被災した未指定文化財等につきましては、復興基金を活用し、これまでに8か所延べ14事業の復旧が完了しております。自主復旧等を含めると、さらに多くの未指定文化財が復旧している状況です。

しかしながら、現在も費用工面の課題や方針決定等に苦慮され、復旧業務の着手が困難な地域もございますことから、情報発信に努め、個々の地域に寄り添い、コミュニティの核となる未指定文化財の復旧支援に引き続き取り組んでまいります。

続いて地域コミュニティの再構築に向けた支援の進捗状況でございますが、まず復興まちづくり計画の策定につきましては、重点8地区のうち大柿地区を除く7地区におきまして、令和3年10月に策定し、令和4年3月に改定を行っております。

また、生活支援体制整備事業につきましては、被災により活動拠点や地域づくりの柱となる老人クラブ、地域サロンの活動が休止したところもございましたが、活動拠点の再生に合わせて、現在は事業を再稼働することができている状況です。シニアクラブは活動拠点である老人福祉センターが被災したことにより、一時活動拠点を民家の借家に対応されておりましたが、令和4年9月からは、事務局をカルチャーパレスに移転配置し、活動を継続されております。

応急仮設住宅における孤立等の防止やコミュニケーションの場の確保につきましては、地域支え合いセンター相談員がみんなの家等を拠点に、毎月オープンカフェや何でも相談会を開催しております。また介護予防活動といたしまして、リハビリテーション専門職の支援のもと運動教室も実施し、入居者同士のコミュニケーションを図り、孤立等の防止につなげています。併せて住民主体の自主活動で生け花教室や陶芸教室、ラジオ体操などの交流活動も行われているところでございます。さらには年が明け1月からは相良地区災害公営住宅への入居が始まりますので、今後は災害公営住宅内の自治組織と地元町内会とのコミュニティ形成を支援し、地域での孤立等の防止につなげてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 人吉市復興計画での活動拠点の再生支援については、ほぼほぼ被災27町内会全てにおいて、活動拠点の再生が完了している。心の拠り所である町の神社やお堂や祠やお堂そういったものもほぼほぼ事業が完了しているということでした。被災地域や被災者の皆様への次は、地域コミュニティの再構築に向けたそういった活動はまさに今御

紹介いただきましたように多種多様で、かなり進んでおり活発であることがよく分かりました。今後についても公営住宅の場合、新しい災害公営住宅の自治組織と地元町内会の融合、コミュニティ形成を支援していくと御答弁をいただきました。ただ、地域での孤立などは被災者だけの問題ではなく、コロナ禍以前、水害以前から地域に存在する問題でもあります。地域共生社会というキーワードも今回の一般質問で何度か出てまいりました。それぐらい本市にとりまして地域共生社会を目指すことは、これから必然であるもの、そのように思っております。

その中で町内会の組織の役員さん方の長期間の役職の負担感の増加、高齢化のみならず、老人会、子供会の存続も不安視されています。共生を維持するためにも多世代連携だけでなく各世代の中でも地元町内でのコミュニティ構築が急務だと考えます。それについてどうお考えになられているか、具体的な施策は何かあるのか、お尋ねいたします。

○復興政策部政策統括監（井福浩二君） お答えします。

現在、少子高齢化や人口減少、さらにはコロナ禍や令和2年7月豪雨災害等により町内会組織をはじめ、子供会がこちらは令和元年度には57団体ありましたが、令和5年度は43団体に減少し、また老人会でも令和元年度は56団体でございましたが、令和5年度は45団体となっております。様々な団体の活動継続や組織の存続が危惧されていることは、本市としても認識をしているところでございます。

総務省におきましても、町内会組織に限定したものではありませんが、令和4年度に出されました地域コミュニティに関する研究報告書の内容において、自治会等の担い手不足についても研究がなされており、全国的な課題とされているところでございます。

このような状況のもと現在策定中である復興計画を包含した、総合計画後期基本計画の中に自分たちの町は自分たちでつくるという機運と地域への愛着心を高め、それぞれが役割を果たすことによって、市民の力や地域の力が十分に発揮できる環境づくりに努めることを盛り込む予定としており、今後とも市民と行政の協働により持続可能な地域コミュニティの構築を目指してまいります。この秋はコロナ禍が終わり、各校区の運動会が4年ぶりに開催されております。そこでは地域の子供たちからお年寄りまで各世代が協力し、町内のコミュニティ単位で競技に取り組む姿が見られました。また夏祭りや十五夜等の催しを復活する町内も増えてまいりました。このように人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることが地域共生社会の実現に向けての第一歩であると存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 実際ですね、子供会、老人会もかなり減少が目立っている状況ではないかと思っております。ただ、総合計画後期基本計画の中で、自分たちの町は自分たちでつくるという機運を高めていきたいと市民の力や地域の力が十分に発揮できる環境づくりに努

めていくということを盛り込む予定ということでしたので、ぜひ復興計画の地域コミュニティの再構築に向けた支援、それをきっかけに、これまでも本市全域での課題であったコミュニティ再生にもつながることを切に願っております。

実際、校区運動会でもグラウンドゴルフだけでなく、西校区の場合、ペタンクも競技に加えていただき、両方を同時開催して、誰でも経験がなくても子供でも参加しやすく、楽しめるそういった工夫をされて、それが実際参加された皆さんからも大変好評で、ペタンクってのは面白いなど。ただボールの転がりやボールの硬さとかそういったもので全然違うもんですから、「松村君、体育館の床がおかしいんじゃないか」って。「次大会があるまでに体育館の床張り替えといてくれよ。」というようなことまで言われるぐらい皆さんが悪戦苦闘しながらペタンクという競技を楽しんでおられました。

町内での各伝統行事等もお堂や祠などの再生をしていただくことで、単に文化の伝承にとどまらず、それを中心として世代間のつながりを構築できるものであるということも改めて水害後の復興を通じて認識を深めたところでございます。

またそういった地域コミュニティの再生に対して各校区の役員さん方の努力の賜物でコロナ禍で失われていたそういった地域コミュニティの再生につながるそういった息吹を感じることができたので、これからも発展的なコミュニティ再生が進んでいくことを期待しております。

また、昨日牛塚議員から町内会合併によるコミュニティ再生についてつぶさに質問があり、その実現の可能性を見いだせたと思います。その中でも、まずは現在の各町内の中で理念や目的の共有、そしてその共通理解が必要であると答弁されておりました。昨日市民部長がおっしゃった町内での課題と現状の認識の共有が全市的に早急に必要であると私も考えます。復興計画とはまた違う角度で事業化を進め地域コミュニティ再生を加速していただけたらと改めて思っております。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時07分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） では、次の項目、避難路整備について質問してまいります。まず初めに青井地区紺屋町の土地区画整理事業の進展の中で、事業推進に御理解と御協力いただく住民の皆様に敬意を表したいと思っております。

また、その難しい事業に取り組む職員の皆様にも同じ気持ちでいっぱいです。さらに自らも住民でありながら行政と住民の間で御苦労された町内の役員の方にも敬意を表したいと思

います。

では改めて、避難路整備計画の事業の優先順位について市民からの御意見等はあるのか、避難路整備について地元との意見形成は十分に行われているのかお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） それでは、お答えをいたします。

人吉市復興まちづくり計画に掲げております、災害に負けないまちづくりを柱といたしまして、市内で22か所、26路線の市道について避難路整備事業に着手しているところでございます。

御質問の優先順位に対する住民の皆様の反応でございますが、現在地域や路線ごとに避難路整備に関する地元説明会を開催しており、優先順位を踏まえた実施時期についても説明しておりますが、優先順位の低い路線に該当する住民の方からは、もう少し早く着手できないか、地権者の合意が図られている路線から先に着手できないかなどの御意見もいただいているところでございます。

今後事業を進めるに当たりましては、様々な課題をクリアしていく必要もあり、優先順位のとおりに進捗を図れないことも出てくるのではないかと思慮しているところでございます。

従いまして、今後の進捗を見定めながら、必要に応じ各路線の着手時期の再検討も視野に入れ進捗管理に努めてまいります。

次に地元住民など関係者との検証や、意見交換など十分に行われているかという御質問でございます。今回の避難路整備のプロセスといたしましては、豪雨災害後に重ねて開催してまいりました地区別懇談会などで出された意見、避難時に露呈した既存道路の脆弱性や課題などを踏まえ整備要望が出された候補道路を基に復興まちづくり計画との整合性、避難場所との位置関係や災害時の不通リスクなど総合的な観点から評価させていただき整備路線の選定をしております。

従いまして、住民の皆様の意見を反映した上で、専門的見地からの検証に基づいた整備計画であると捉えております。現在行っております地元説明会におきましても、整備内容のスケジュール等について地域住民の皆様と意見交換をさせていただきながら進めさせていただいております。引き続き住民の皆様とコミュニケーションを大切にしながら、丁寧な対応に努めてまいります。

以上、お答えをいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 土地区画整理事業をはじめ、昨日のお話の中でもいろんな土地の権利関係等々で事業が停滞する場合もあるというふうなことでしたので、様々な課題をクリアしながら、住民の皆様の意見を反映し、専門的見地で市民の皆様の有益な避難行動等に資する避難路整備を引き続き行っていただきますようお願いしたいと思います。地元との意見交換

も十分になされているというお話で、それに基づいた計画立案ということで本当しつかりとしたものができることを願っております。

水害発生時にその道路の現地で一体何が起きていたのか。刻々と変化していく中で、どういった状況の変化があったのかということは、やはり地元の方がつぶさに自分の命を守る行動のために、自分の近辺は観察をされていたと思いますので、十分御配慮いただきながら計画のほう立案していただければと思います。

今回は側溝も含めて、道路整備をなされるということですが、出来上がる避難路には水害から市民が避難するに当たり、安全にかつ有効な避難誘導につながる整備が同一に行われるのか。何かされるのか、その辺をお尋ねしたいと思います。また大雨時になりますと、初期と段々雨の雨量によりますと刻々と変化していく浸水状況をリアルタイムで市民の皆様にお伝えできる、もしくは市民の皆様が確認できる状況判断の材料になるそういった対策についても行われるのか。その有効性や必要性をどう考えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

避難誘導に有効な整備や対策でございますけれども、議員から大雨での浸水等への対策などの御紹介もありましたが、現在市では避難路整備に着手していますものの整備には相当な時間を要しますことから、ソフト対策を中心に現在事業を進めているところでございます。

その一つが、人吉市防災ポータルサイトでございます。こちらは被害が発生した箇所や危険箇所を写真で投稿できる機能がございます。市職員や消防団が投稿でき、これまで防災訓練等でも投稿訓練を実施しまして、昨年からの災害対応としまして運用を開始しているところでございます。市内の浸水状況などにつきましては、現段階ではリアルタイムに把握する仕組みや対策はございませんけれども、まずは情報発信ツールのこの防災ポータルサイトにおきまして危険箇所等の情報を有効に発信していくなど、機能充実に努めてまいりたいと考えております。

また、先ほどマイタイムラインに関する御質問いただきました。やはり住民の方々の意識としまして、災害が発生する前に避難を行うという意識を醸成する必要があると考えておりまして、5月に実施します自主避難訓練などを通じまして、身近なところの危険箇所を把握していただき、御自身の避難行動を考えていただく取組も進めております。

市としましてもその時々々の天候や雨量により、被害が起きる場所を的確に予測することは困難でございますことから、災害に巻き込まれることのないよう早めの避難行動の呼びかけに努めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 避難行動についてですけれども、やはりこれまでここ数年ですね、ずっと繰り返してこられていますし、我々もそういう認識でおりますけれども、早めの避難に

勝る避難行動はないということを、改めて市民の皆様にも共有していただきたいと思います。

それと防災ポータルサイト、こちらもリアルタイムで被災状況が追記できたり、画像が確認できるなど、非常に市民にとっても被災状況の変化を身近で確認できるとても有効な手段だと思います。緑の流域治水の進捗にもよるといいますし、水害の可能性のある台風や線状降水帯の発生状況にしても、発生時刻、曜日、季節、降雨量、風量など、何一つ同じ災害はないものと思っています。それと同じように避難する側の市民も早期の事前避難ができない方やどうしてもされない方がある程度いらっしゃることは否めません。

避難路と銘打って整備する計画が、あくまでも早期避難のみを前提しているかのような整備計画では避難路として十分ではないと私は思います。またその都度刻々と変化する被災状況の中で、全市的に避難する市民を安全に避難誘導するために職員を配置することも不可能なことは経験から分かっていることだと思います。予測できない浸水被害の中で事前に安全に配慮した避難誘導対策をとっておくことは、災害時の市民の安全を確保するために必要なことではないでしょうか。併せて職員の適正な配置と集中に人数を確保でき、職員の負担を少しでも減らすことにもなります。御答弁にあったポータルサイト対策にも不安がないわけではありません。浸水エリアという面的被害地域をそのポータルサイトの画面上に表記できるのか。ポイントごとの表記でどういった広さが浸水しているかということの確認がとれるのか。そもそもスマホを持っていらっしゃらない方は、オンタイムでどうやって被災状況を確認しながら避難するのか。大きな災害の場合、通信環境自体が不能になった場合、どういったバックアップを予定するのか。そういったものが補完されるそのためにも物理的かつ人の手を必要としない避難誘導対策は、広域災害には有用だと思います。改めて避難路の避難誘導整備についてお考えをお尋ねします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

先ほど避難に関しましては議員のほうからもお話ありましたように、早めの避難、明るいうちの避難ということで、こういったところ徹底をして基本的に早く避難行動に移すということは、今後の対策としましても基本的な形で進めていくことになろうかと考えております。

しかしながら避難の実態としまして、そのタイミングで全ての方が避難されている状況ではなく、例えばその後も雨が降り続くことで土砂崩れや道路冠水などにより避難が困難になる可能性があることにつきましては、私たちも十分理解をしているところでございます。

議員御質問の避難誘導に関する整備につきましては、浸水想定区域における全ての道路路線で例えば水位センサーなどの対策をとることは現実的に困難であるかと思っております。つきましては現在進めております、避難路の主要路線となります避難路整備に併せて、道路改良と一体となってどのような対策が可能か、効果的であるかそういったところを財政面も含めまして今後検討できればと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 既にですね、避難路整備計画は令和6年3月の策定に向けて着々と進んでおります。現時点で避難誘導対策を付加した避難路整備計画であってもしかるべきではないかと私は思っております。こうした避難路の対策案を今日初めて申し上げるものではなく、十分に誘導設備や仕様を検討する期間はあったのではないかとというふうにも思っております。防災、減災の観点から今一度避難誘導に対する安全性の確保について検討する必要があると考えますので、速やかに協議を進めていただくようお願いをしたいと思います。

令和2年7月豪雨災害以降、多くの機会を捉えて早期避難を市民の皆様にお呼びかけしてきております。訓練等を通じて認識の向上と再確認を繰り返してきております。そうした中、最終的に避難行動を起こしていただくのは、市民お一人お一人の避難スイッチによるところが大きいと思います。心理学的行動原理に正常性バイアスという特性があるそうです。自然災害時など自分にとって都合の悪い情報を無視しがちになったり、自分は大丈夫、まだ大丈夫など過小評価するなどの心理になり、逃げ遅れの原因になる心理現象のことだそうです。これまでの施策はこういった正常性バイアスを超えて、きちんと市民の避難行動につながるようなそういった啓発として届いているのか、そこをどう考えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

災害時における正常性バイアスについての御質問でございますけれども、まずはそれぞれの住民の方々がお住まいの地域の特性を知ることが極めて重要かと考えております。先ほどの答弁と重なる部分がございますけれども、地域における危険な場所を知り、その場所の情報を地域住民が共有し、災害が起こった場合、どのような状況になるかを予見することが必要であるかと思っております。各町内の自主防災組織では、危険が及ぶ恐れのある場所を地域の方々に確認、共有していただいているところでございまして、その状況を踏まえた上で町内独自の避難訓練を行っていただくなど、住民が身近なところで防災に関する正しい知識を共有する取組を進めていただいているところでもございます。

災害に関する正常性バイアスの中に同調性バイアスという言葉がございます。これは集団の規範に従ってしまう錯誤だそうで、周りが避難しないから、自分も避難しなくて大丈夫だと思ってしまう状態を指すそうでございます。令和2年7月豪雨を経験しまして、各町内会長さんをはじめ住民の方々の中にも災害に対する危機意識をお持ちの方は大勢いらっしゃるものと思っております。市としましても先ほどお答えしたような地域の取組を支援することで、防災意識を高め地域住民が声を掛け合い、助け合いながら自発的に避難できる環境を構築してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 今まで避難路整備についていろいろお尋ねしてきました。ハード整備、ソフト整備、最終的にやはり地域のコミュニティーの中でのしっかりとした危機意識、連携した避難活動、共助というものが重要である。地域のコミュニティーの連携の重要性が改めてこの質問の中でも浮き彫りになったのではないかと思います。しっかりと両方が融合して誰一人避難することで危険や取り残されることがないようにしっかりと施策を、一つ一つ吟味しながら進めていっていただければと思います。しっかりとそこはお願いをしておきたいと思えます。

では、次の質問に移ってまいります。市民課にお尋ねしたところ、人吉市で一番人数の多い世代は70代だそうです。人数で、4,807人いらっしゃるそうです。2番目は、60代で4,661人となっています。これは10月31日、もちろん今年の10月31日現在の人数でございます。年齢が下がるに連れ減少していき、0歳から9歳と9年間ではなくて0歳も含めますので、同じく10年間の世代は、一番多い70代と比較して44%の2,131人しかおりません。100歳以上と90代その次に少ない世代が0歳から9歳というのが今の人吉市の現状でございます。諸先輩方には大変失礼ですが、80代の方々よりも0から9歳までの世代の方のほうが少ない。そういう今人口構成になっております。ちなみに私の属している50代でも3,714人しかいなくてですね、一番多い70代と比較して77%しかおりません。2世代超えただけで25%近く人数が減っているそういった状況でございます。

コミュニティーの再生と再構築は、町内にとりましても、防災、減災に先ほど御答弁いただきました減災にとりましても待ったなしの問題であり、その対応について考察を深めなくてはいけないというのは、こういった人口構成からも考えられることでございますので、コミュニティーの再生については、より緊密な連携を各町内ととっていただいて、各分野から御支援いただきながら次世代の町内会、子供会、老人会が活発な活動になるように御支援をお願いをしておきたいと思えます。

年代の話の後にですね、この流れで意図したものではないのですが、市民の方から市有墓地の管理や運営の方針についてお尋ねがありました。事前に少しお尋ねをしたときに、かなり多くの課題が市有墓地についてはあると。なかなか先に進まないということは公共工事の進捗の内容とあまり変わらないことございました。市民の方から市有墓地の管理や運営の方針について個別でもお問い合わせがあっているということですのでけれども、広く市民の方とそういったことについて共有する意味も込めて、市有墓地の現在までの問い合わせ数や利用申し込み、または墓じまいなどの件数がどれくらい現在あっているのか。そのときの対応はどういうことになっているのか。そして運営状況はどういうふうにお考えなのかをお尋ねします。

○市民部長（松尾和弘君） 皆さん、こんにちは。お答えします。

市有墓地は、願成寺墓地や瓦屋墓地など市内に14か所ございます。新規申し込みのお問い

合わせにつきましては、年間二、三件いただいております。また市有墓地全体の墓じまい申請件数につきましては、令和4年度が13件、令和5年度が11月末時点で10件でございます。

次に、市有墓地の運営状況につきましては、使用者から管理料をいただかず、無償で貸与してきたことから、御自身の墓石やその周辺の管理につきましても御協力いただいております。市では各市有墓地の支障木の除去や願成寺墓地公園及び駐車場の維持管理を行っているところでございます。

なお市有墓地の運営に係る新規受付につきましては、現在行っておりません。これまでも市有墓地の管理運営に関しては、検討してまいりましたが、新規受付を行う場合には事前に空き区画の整備を必要とし、その整備に多額の経費がかかります。またその経費の捻出のために管理料を使用者から徴収するとなりますと、こちら墓地には無縁墓地や管理者不明の墓地などが多く、墓地使用者の費用負担の公平性を保つのが非常に難しい問題となっております。実現には至っていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 無縁墓地や管理者不明のそういった課題も地縁や血縁の希薄化が要因かと思えます。この問題についても、コミュニティーが人吉市からどんどん広がっていくと言えいいんですが、薄まっていくということがこういった管理の問題、運営の問題として今出てきているんだというふうに思いますし、私の家のお墓も願成寺墓地で大変お世話になっているところなんですが、黒土の土壌で非常に脆く崩れやすい場所がございます。シラスばかりじゃなくてですね、区画を整理するのも恐らくかなり大変だろうなというふうなのも推測できるところでございます。それぞれ違う視点から今回3項目について質問をしまいましたが、いずれにしても地域コミュニティーの力が重要であることにたどり着きました。裏を返せば地域コミュニティーの再生がなったときには、人吉の未来は明るくなっていくということだと思います。1年の計を立てるには25日ほど早いんですが、来年は地域コミュニティー再生を旗印に、私も駆け上がっていきたくと抱負を述べて私の質問を終わりたいと思います。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午後1時56分 休憩

午後2時28分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ここで執行部から発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） 答弁の一部取り消しをお願いいたします。

本日の川上議員の一般質問のダムによらない治水対策についての項目の中の緊急治水対策

プロジェクトに関する御質問への答弁の中で、「遊水地整備並びに」の後から「堤防の整備」の前までの発言とその後のこれに関する川上議員への2回の答弁の削除をお願いいたします。

○議長（宮原将志君） 次に1番川上紗智子議員から発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 本日の私の一般質問、ダムによらない治水対策についての項目の中の緊急治水対策プロジェクトに関する質問についての浦本部長の答弁を受けての私の質問と、2回目答弁の後の私の発言の「今要望しているということ」の前までを削除していただきますようお願いいたします。

○議長（宮原将志君） ただいま浦本復興政策部長と川上議員から発言の一部取り消しの申出がありました。

お諮りいたします。申出のとおり許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、発言の一部取り消しの申出は許可することに決しました。

引き続き一般質問を行います。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番、井上光浩議員。

○9番（井上光浩君）（登壇） 皆さん、改めましてこんにちは。9番議員の井上光浩でございます。予定通り一般質問をさせていただきたいと思っております。

今回は2点通告をしております。行政施策よりコンパクトシティ構想から。市民の声から人吉市地域公共交通計画から乗り合いタクシーについてお尋ねをさせていただきます。

1項目のコンパクトシティ構想と言われますけれども、人吉市の本市の復興施策、事業の際に執行部よりコンパクトシティ構想を用いて説明をされる機会がありました。その点につきまして二、三お聞きをしておきたいと思っております。

質問に入る前にコンパクトシティとは何ぞや。コンパクトシティの考え方は、1972年ヨーロッパで発表されました。成長の限界という研究の本が始まりだと言われております。そこで今回の質問の一丁目一番としまして、これまで人吉市が進めてきましたコンパクトシティ構想、また事業はどのような推進をされてきたのか、お聞きをしておきます。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） それでは、お答えをいたします。

コンパクトシティ構想の推進状況についての御質問でございますが、本市におきましては平成15年3月に策定いたしました、都市計画マスタープランで中心市街地を核にコンパクトにまとめた市街地の形成といった土地利用の基本方針を掲げ、快適な市街地環境を実現するために、都市計画道路や公園、下水道等の都市基盤整備に取り組んでまいりました。

市営住宅等の長寿命化や将来計画についても、そういう観点を含めて検討してきたところ

でございます。

このコンパクトシティという考え方は全国的な潮流として取り組まれたものですが、本市でも中心市街地活性化への動きが活発化し、市議会でも先進地これは青森市でございますが、公園の御視察をいただいたり、主なものとして鍛冶屋町の町並み環境整備の本格化や人吉駅前広場の周辺整備、都市計画道路の見直しと整備、さらにはその後の人吉市グラウンドデザインや景観計画にもつながってきたものと認識をしております。

また、新市庁舎移転建設や現在の人吉医療センターなどの現地建替えなどの大きなプロジェクトについても、本市が目指す土地利用に則したものでございまして、一定の成果は出ているものと考えております。

しかしながら民間等の動向については、郊外部の立地などに対し有効な手段がなく、コンパクトな市街地を目指すという点での課題となっていることも事実でございます。

このコンパクトシティを取り巻く状況は全国的な課題となっておりまして、さらに人口減少が進む中で、持続可能なまちづくりを行うために平成26年の都市再生特別措置法の改正をもって、都市計画マスタープランのアクションプランとして立地適正化計画制度が新たに創設されました。本市においても全国を上回る高齢化に加え、令和2年7月豪雨災害からの復興が大きな課題であり、今後持続可能なまちづくりを行うために現在都市計画マスタープランの見直しとともにより具体的実施計画となる、この立地適正化計画の策定に向け専門部会や庁内策定部会で検討を進めているところでございます。

立地適正化計画の目指すところは、まさに居住機能や都市機能の誘導によってコンパクトシティを実現するところであります。立地適正化計画において居住を誘導する区域、病院、福祉施設、金融機関等の都市機能を誘導する区域を設定し、推進することでコンパクトかつ市民サービスの向上を図り、また利便性の高まった市街地と地域間を公共交通でつなぐことにより市全体が快適に暮らせることを目指し取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 9番、井上光浩議員。

○9番（井上光浩君） ただいま答弁をいただきました。本市においては青森市のほうに行政視察ということで、私もその当時経済建設委員会に所属をしておりましたので、実際行ってまいりました。青森駅の目の前に建設をされて高齢者の方をそこに誘導する。これは青森県の特徴がありまして豪雪地帯でありますので、豪雪に向けたコンパクトシティというのが私の記憶として残っております。

そこで、今回この広報ひとよしをいただきましたけれども、この中にもずっとコンパクトシティにつながる都市計画マスタープラン、そして立地適正化計画これが一番重要になってまいります。コンパクトシティ構想の。形成する場合ですね。これを今策定中ということで部長御答弁ありましたけれども、来年の3月にはこれを策定したいということで、施政方針

の中にも盛り込まれておりました。本市が抱える4つの課題ということで皆さんにも御自宅のほうに届いていると思いますが、人口減少、そして一人暮らし、高齢者世帯の増加、公共施設インフラの老朽化、公共交通サービスの利用者の減少ということで課題をあげられております。今回の同僚議員の一般質問、拝見をしておりました。これあたりが相当質疑の中にあつたように記憶をしております。

そこで、推進状況をお聞きいたしましたけれども、この20年後の本市の展望し策定に当たられるわけですが、今同僚議員から人吉の人口状態については触れられた点もありましたけれども、人吉市のまず今の状況に付け加えたいと思います。全国の高齢化率を超えるようなスピードで高齢化が進んでいるという答弁があつたと思いますが、そのくだりがありましたが、全国が2023年が29.1%です。本市がこれは今年11月30日現在でいただきました市のほうからいただいた情報ですが、37.91%です。これだけの高齢者率であるということが分かるわけですが、それではこのコンパクトシティを形成するために今申し上げました策定をされている点を、第6次総合計画、コンパクトシティ構想をどういうふうに盛り込んでいかれるのかお尋ねをしておきます。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えをします。

現在策定を進めております人吉市総合計画後期基本計画では、人口減少と少子高齢化の進行を最も配慮すべき社会潮流の一つとして位置付けているところでございます。人口減少や高齢化により税収が減少傾向となることに加え、社会保障関係経費の増加、老朽化が進む公共施設やインフラの整備改修など社会構造が大きく変化していくことが考えられ、従来の方法や水準で公共サービスを維持することが困難になると考えられます。

こうした考えのもと、第6次総合計画のまちづくりの理念である「みんなが幸せを感じるまち、ずっと住み続けたいまち。ひとよし」の実現には居住機能や都市機能の誘導によるコンパクトシティ形成に向けた取組を進める必要があると考え、総合計画の基本構想には現在の土地利用状況や地域の特性を考慮しながら、均衡ある持続的発展と一体性の確保に向けた土地利用構想を掲げております。

また基本計画の中に、立地適正化計画に基づく居住機能や都市機能の誘導、公共交通の再編、地域コミュニティの充実、公共下水道ストックマネジメント、公共施設保有量の見直し、市営住宅の集約などの施策の方向性を示し、コンパクトシティ形成に向けた取組を進めていくこととしております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 9番、井上光浩議員。

○9番（井上光浩君） コンパクトシティ形成に向けた取組は進められていくということでございますけれども、本市においてはスマートシティ構想の形成も取り組んでいかれるというふうな報道もされておりますし、私どもも説明を受けておりますが、似たような感じで受け

取られるかもしれませんが、スマートシティの場合はテクノロジーを駆使して生活の質を上げるものだと私は調べてまいりました。コンパクトシティについては、土地利用、土地空間を利用するという違いがあります。

そこで様々に復興事業を進めてまいりましたけれども、やはり本市のまちづくりの中で中心市街地を中心となって今やっておられますけれども、どうしても思い浮かぶのは令和2年7月水害で浸水地域だったということでもありますけれども、そこで様々に今新しい希望の光というふうに市民の方からもお聞きをしておりますけれども、中心市街地においてですね、浸水危険地域ではあるけれども複合施設建設の要望が強く叫ばれておりますし、私たちにも届いておりますけれども、これについてどのような進め方を進めていくのか、対応するのかをこの辺りで明確にお聞きをしておきたいと思っております。

お尋ねいたします。

○復興建設部長（若杉久生君） 皆様、こんにちは。それでは、御質問にお答えをいたします。

中心市街地の複合型施設建設につきましては、令和2年7月豪雨後に開催した地区別懇談会をはじめ令和3年10月には九日町、紺屋町再生会議いわゆる九紺会から市民が気軽に立ち寄れる温泉施設や図書館、避難所などの複合型の施設の御提案をいただいた経緯がございます。

そのような背景のもと、令和4年3月に策定しました人吉市復興まちづくり計画においては、まちなかのにぎわいづくりや交流の促進に向け交流文化まちなか居住拠点の形成をイメージとして掲げたところでございます。具体的には鶯温泉周辺の整備構想案として公園やオープンスペースの確保、東西方向の通り抜け空間、拠点施設の整備等が位置付けられ、加えて人吉市まちなかランドデザインでは、公園、図書館、文化センター、温泉センターなど人が集まれる場の形成に取り組むこととされているところです。

復興まちづくり計画策定後も中心市街地地区に複合施設を求める御要望も多く、令和4年4月に人吉商工会議所から多目的に利用できるまちなか交流施設や、令和4年11月には九日町・紺屋町再生会議とそれから人吉市の偉人に学ぶ会から観光案内所、地域情報センター、カフェレストランを併設した図書館機能を主とした複合施設の御要望もいただいております。このような様々な御意見、御要望を踏まえ本市としましては中心市街地の将来像に鶯温泉エリアを交流文化の場と位置付け、住民等で構成されます中心市街地復興まちづくり委員会において検討を進めているところです。

現在、市役所内部においても各部横断的なプロジェクトチームを立ち上げ、複合施設に付加する行政機能の現状、課題等の分析や事業規模、具体的な整備手法等について検討を進めております。

また今年度を実施しました鶯温泉周辺を対象とした土地利用に関する意向調査の結果において7割以上の地権者の方からは条件付きではございますが、事業に前向きな協力の御意向

が寄せられていることから来年度につきましては、まずは広場の整備に向けて建物等の調査を実施し用地の確保を進めてまいりたいと考えております。

並行して鶯温泉周辺でのイベントや社会実験等を実施し、その成果も参考としながら商業地としてふさわしい交流を促進する複合施設及びその周辺整備に係る機能やデザイン等について検討してまいりたいと存じます。

発災後3年が経過し、周辺では民間事業者の皆様の開発も進んできており、新しいカフェやレストランなどこれまで御要望いただいている施設の営業も始まっております。このような民間開発や今後取組を進める土地区画整理事業等の整備も含め特ににぎわいの主役となる事業者の方々や地域の方々にしっかり連携し、中心市街地エリア全体の魅力を高めていくことで市全体のにぎわい創出につながるよう市民の皆様と一緒に取組を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 9番、井上光浩議員。

○9番（井上光浩君） 私も様々にこの要望についてはお聞きをしておりますし、直接要望をお聞きしたこともございます。この広報誌をいただきまして、この立地適正化計画については説明会を令和6年1月30日と、令和6年2月2日に予定をされております。私はこれだけではなくて、その前にでも住民の方の声をお聞きになるべきだと思いましたが、地権者の方にはもう大体お話をされているような御答弁でありました。やはりこういったことが重ねていかないと、やはりある復興事業の中で同じ轍を踏むようなことが起きるのではないかと私は懸念を持っております。ですので、コンパクトシティ要旨を通告をいたしました。

こういった状況の中でコンパクトシティの構想の中で、一番重要なのは立地適正化計画と私は思っておりますし、皆さん方もそうだと思います。それに従ってだんだんこの人吉市のまちづくりが進んでいくものと私は思っておりますし、安全性も担保しなくてはいけない。しかしながらにぎわいも創出しなくてはいけない。というような状況になっています。これは令和2年7月の大水害でしたので、度々この一般質問の中でもこのことに触れられた同僚議員たくさんいらっしゃいますが、同じ思いだと思います。やはり安全性を担保した上でこういった取組をしていただきたいなと思っております。

次に通告をしておりましたこのコンパクトシティ構想の中に、小中学校の統合ですね、統合計画等も含むのかと通告をしております。一つ私も資料をいただきましたので、また御紹介をしておきたいと思っております。ほぼ市内の小中学校を卒業されておると思っておりますので、今の児童・生徒数に触れておきたいと思っております。ちょっとお時間いただきたいと思いますが、議長ようございますか。

東小学校が498名、皆さん方が卒業された頃を想像していただくといいと思っておりますが、これが18クラスですね。498名、全校生徒ですよ。人吉西小学校が246名、13クラス、東間小学

校が310名、17クラス、大畑小学校にいたっては60名、7クラスです。西瀬小学校が173名、9クラス、中原小学校が300名、17クラス、総計で1,527名、そして81クラスになっております。これにつきましては、分校、分室、特別支援学級を含めたクラス数ですので、少し誤差がございますけれども、こういうふうな状況になっています。

中学校の生徒さんを申し上げたいと思いますが、人吉第一中学校が404名、14クラス、人吉第二中学校さんが401名、16クラス、人吉第三中学校においては31名、4クラス、というふうに大体想像がつきます。皆さん方御自分の同級生の数を想像されますと、相当に児童・生徒数が減っているということがわかります。

そこで、本市においてこのコンパクトシティ構想の中に、小中学校の統廃合を盛り込む計画があるのか、お聞きをしたいと思います。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） それでは、お答えをいたします。

コンパクトシティを実現するための新たな制度でございます立地適正化計画においては、医療、福祉、商業施設等の都市機能を高める施設を誘導施設として定め、誘導と共に維持、存続を図ることになっております。

また一方で行政、介護福祉、子育て、商業、医療、金融、教育、文化はそれぞれの日常生活拠点に必要な機能であり、小中学校についてはこの生活サービスに関係する身近な都市機能として位置付けられております。市全体において学校施設を都市機能としてどのように取扱っていくのかという問題は、将来の町の在り方を見据えた公共施設の再配置等においても一つの課題であると考えておりますが、現時点での具体の検討には至っていないというところでございます。

さらに学校については、何よりも教育的見地や地域コミュニティとの結びつき、そして保護者をはじめ地元の皆様の思い、子供たちや学校施設の状況といったことが非常に重要であり、丁寧かつ慎重に議論がつくされるべきだと捉えておりますので、現在のような立地適正化計画の策定の段階で具体の位置付けを行うことは想定はしておりません。

今後計画の運用や検証の中で、市全体の政策や所管である教育委員会の方針、見解を求めながら全庁的な課題として取り組むべきものと認識をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 9番、井上光浩議員。

○9番（井上光浩君） 想定はされていないという答弁でありました。やはりコンパクトシティ進めていく中でメリット、デメリットございます。例えば居住誘導区域を定めたりする場合にやはり、住民の方にまちなかに住んでくださいよと行政側から強固にお願いするというのは難しい問題であります。これがデメリットです。

その代わりコンパクトシティが成功するならば、財源的に行政としては楽になってくるというふうに示されておりますし、学校につきまして触れましたのは、費用対効果だけではない

くて、学校の教育行政に対して、お金がかかるから縮小させようというような安易な考えではなくて、やはりPTAの関係、地域の住民の皆さん方、これもこういったコンパクトシティの話の中にもあげていただいて、よくよく考えていただきたい点だと思っております。私も廃校・休校を経験した人間でございますので、これは強くお願いをしておきたいと思えます。安易に進めていただきたくないということで、今回は復興建設部長のほうから答弁をいただきました。こういったことが教育長に質問をすることがないように願っている次第であります。

このコンパクトシティの中でよく出てきますコンパクト・プラス・ネットワークということでは言われますけれども、このコンパクトシティを推進するに当たり、やはり地域公共交通網、この形成計画が大事になってまいります。このことにつきましてもまた同僚議員からもありましたけれども、今回は私は、乗合タクシーについて、またかと思われるかもしれませんが、お聞きをしておきたいと思えます。

新聞報道等で見えておりました。これが本年8月19日土曜日、人吉新聞の1面でございますけど、新コミュニティ交通検討ということで載っておりました。8月からずっとこれを心にしまって、どういった取組をされていくのか楽しみでありましたけれども、その後には熊本日日新聞社のほうには、人吉市は28日矢岳、大野の両地区と市中心部を結ぶ予約型乗合タクシーの実証運行を来年2月から始めると発表したという記事を見て、これは今回は質問をさせていただこうと思ひ通告をしております。

それでは、今回初めて大野町内、矢岳地区に導入されます人吉市予約型乗合タクシーについて、その概要と今後の進め方、実証実験の進め方、どのように進めていかれるかお聞きをいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

矢岳町、大野町は令和2年7月豪雨災害に伴いますJR肥薩線の運休により交通空白地となっている地域です。発災後は、御本人が自家用車を運転するほか、御家族の方に頼まれるか、あるいは町内の方同士で乗り合うなどにより目的地まで移動されておりましたが、地域の高齢化や運転免許証の自主返納が進み、移動にお困りの方や不安を抱えている方が多い状況でございます。

本年3月策定の本市地域公共交通計画におきましても、これら地域の実情課題を整理し、交通空白地としてコミュニティ交通の導入を検討することを位置付けておりました。今回導入を予定しております予約型乗合タクシーの実証運行は、この計画に基づいて進めております施策事業でございますが、9月から各町内と懇談会等開催し、改めて地域の実情、ニーズ等を整理した上で運行内容等を定めたものでございます。

その運行内容でございますが、既存の路線と同様、予約による時間路線固定型で路線不定期運行となります。矢岳町の終点までの区間に停留所を32か所設けておりますが、路線の一

部区間は乗降フリー区間としており、運行日は月水金の週3日、矢岳町から人吉産交方面へ向かいます上りが5便、反対の矢岳方面への下りが4便、合計9便となります。利用料金はほかの路線と同様、距離に応じた設定となっておりまして、最大730円の利用料金となりますが、身体障害者手帳等所持者や小学生、65歳以上の運転免許返納者に対しましては、5割の割引制度もございます。

今回の導入に当たりまして、私もこの乗合タクシーがどのようなものか一度体験しておこうと思ひまして、自分で予約を行い、田野線ではございますけれども、旧田野小学校前まで実際に乗車をしたところでございます。簡単に予約ができてまして気軽に利用できましたので、ぜひ多くの方に御利用いただき、様々に御意見をいただきたいと思ひます。その御意見を踏まえましてさらなる検証を行い、再度庁内とも協議し来年10月からの本格運行につなげていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 9番、井上光浩議員。

○9番（井上光浩君） 部長におかれましては、私が前回質問をいたしました際に宿題を申し上げたのを完璧に実行していただきまして、ありがとうございます。実際乗っていただかないとわからないと思っておりましたので、実際乗っていただいているということをお聞きして安心をいたしました。

これにつきましてなぜ質問したかというのは、先ほど前段でコンパクトシティのところでお申し上げしましたが、これについての協議会の会長は迫田副市長でございますが、そこでコンパクトシティの構想の中で交通体系の重要性というのは松岡市長よくお分かりかと思ひます。先ほどコンパクトシティ構想について質問させていただきましたけど、松岡市長が考えるコンパクトシティ構想についての市長のお考えを、ここでお聞きをしておきたいと思ひます。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

人口減少がさらに進む中で、中心市街地の空洞化、市街地の拡大という問題に対し、全国的にも有効な手段がなくまた本市においては、豪雨災害からの復旧復興という命題も加わる中で、このコンパクトシティの実現に向けた新たな制度である、立地適正化計画を有効に活用したいと考えております。

例えば、民間の事業者さんが新たな事業を立ち上げられるとき、既存の規制等が障害になることも少なからずあるようございまして、立地適正化計画の制度によって取り組みやすい環境を整備するといったテクニカルな手法を用いることも想定をしております。

また居住誘導や都市機能誘導施策を通して、コンパクトシティを目指すという取組もここ数年で可能なものと長期にわたるもの、人で言うならば世代が交代するほどの時間が必要なものがあつて急激な変化を求めるといふよりは、ある程度の時間をかけながら持続可能なまち

づくりを進めていくものと理解をしております。

またコンパクトという言葉の響きから、例えば中心市街地だけが栄えて周辺地域は衰退していくというイメージを描きがちになりがちですが、構想のコンセプトといたしましては、中心市街地の都市機能、市民サービス機能を充実させ、公共交通などのネットワークで各拠点とつなぐことで市全体の暮らしの快適性や生活利便性が向上することを目指しております。そういう意味では市全域に及ぶ公共交通などのネットワークをいかにして構築していくかが重要なポイントであり、立地適正化計画制度における今後目指すべきまちづくりの方向性が、先ほど議員もおっしゃいましたようにコンパクトシティ・プラス・ネットワークと呼ばれているゆえんでもあります。

世界中の人から、日本中の人から、本市出身の人から、若い人や子供から選ばれる人吉でありたいとこれまでも申してきたところでございますが、本市が目指すべきまちづくりの姿はコンパクトシティという都市の形態もさることながら、都市の持続可能性と共に多くの人たちの思いや願いがかなえられる可能性に満ちた町であるべきだと考えております。町の再生という意味では、中心市街地には現在、可能性に満ちた空間が少なからずあり、若い世代を含めた様々なプレイヤーによる新たなまちづくりや企業等への挑戦にも期待をしております。

さらには古来より歴史ある町として、その奥行きや趣を大切にしながらお住まいの地域での豊かな暮らしを実現していくことも本市が目指すコンパクトシティの大きな目標にしたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 9番、井上光浩議員。

○9番（井上光浩君） 公共交通等のネットワークで拠点をつなぐということで、これが一つの起爆剤になっていただければなと思うところであります。

大野、矢岳地区につきましては、完全な今交通空白地帯でございました。ほかにもございますけれども、この人吉地域公共交通活性化協議会と地域公共交通会議これを統合されて来年4月には新しい組織で進めていかれるということも心強く思っております。その中で先ほど世界中という答弁をいただきました。世界の中でコンパクトシティの先進国と言いましたらドイツが上げられます。日本においては富山市もございますけれども、こういったことについて先進的に取り組んでいる国、そして都市ということで、やはりそういう中で大事なものは公共交通ではないかなと。どこでも一丁目一番地ということであがってまいります。

そこでこういった新規路線導入に関して実証実験ですけれども、これについて事業者様の協力体制は得られるのか。これがそれについては難しいよというような状況ではなかなか進まないと思います。事業者さんの協力体制はどうなっているんでしょうか。お尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

平成24年度に導入しました予約型乗合タクシーでございますが、現在市内5路線の運行を2事業者に担っていただいております。先ほど答弁いたしました地域の実情、背景から予約型乗合タクシーの導入を検討したところでございますが、昨今の全国的なタクシー運転手不足の問題等を考慮し、事業者の方に既導入路線における現状や課題、新規路線導入に関する御意見を伺ったのが本年6月のことでございました。

この際、下田代線の増便に関しましても御意見を伺ったところ、運転手不足等の課題はそれぞれ抱えておられるものの地域公共交通として、新規路線の導入や増便に協力するとの御意向を示しいただきました。

その後9月の地域懇談会での様々な御意見等を基に、運行概要を固め改めて11月に各事業者と詳細に事業の内容に関する確認を行うなどの協議を行い、今回の実証運行の導入に御理解をいただいたところでございます。

なお、これらを踏まえ11月にそれぞれの地域で事業の説明会を行ったところでございます。これまでもタクシー事業者様とは定期的な連絡会などを通じて意見交換をさせていただいており、今後も実証運行の検証などについて意見交換の場を持つなど引き続き協力体制を築いてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 9番、井上光浩議員。

○9番（井上光浩君） 事業者様とも協力体制を構築できるということで期待をするところがあります。下田代線におきましては、16時台の乗合タクシーの増便を運行を始めていただきまして、大変喜ばれております。はっきり申し上げて大変希望がかなったということで喜ばれております。また大野、矢岳地区につきましては、730円ですか、上限の画期的な金額で、先ほど市長も言われました中心市街地まで病院でも買い物でも行けると。以前だったら5,000円を超えていた。片道ですよ。片道超えていた。往復1万円ですよ。年金で生活をされている方に往復1万円の負担がかかっていたということで、これについても期待をするところがあります。730円という上限が住民の方には大変心に響いているようでございました。

それでは次にお聞きをしておきますけど、大野町や矢岳町へ行かれるときにどちらから行かれるか分かりませんが、今回はどちらのコースから実証実験を行っていかれるのか。少し興味があります。大畑麓町を通っていくのか、はたまた違うコースから行かれるのか。ここに集落が点在をしておりますので、大変難しい問題ではありますが、その辺の詳細をお聞きしておきたいと思っております。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

今回の運行ルートにつきましては、国道267号から大野町を經由し矢岳町を結ぶルートを設定いたしました。議員おっしゃるとおり大野町の東側の地域にもまとまった集落があるこ

とから、予約があった際には大野町の東側を周回するルートも設定しておりますので、実質的には大野町では二つのルートを設定しているところでございます。同様に矢岳町へ向かうルート上から矢岳牧場付近までは距離があることから、予約があった際には矢岳牧場付近までルートを伸ばす設定をしております。平成20年10月の制度導入以来、ダイヤ改正当日予約の開始など随時見直しを行ってきたところではございますが、これまで新規路線の導入はございませんでした。

実証運行を行うに当たりましては、地域の状況や地元の方からの御意見、御要望を踏まえまして柔軟にルート設定をしたところであり、多くの方に御利用いただける環境づくりに努めたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 9番、井上光浩議員。

○9番（井上光浩君） 国道267号のほうから行かれると。ちなみにこれ西間上町から藁野町、古仏頂町そして木地屋町、大塚町というあの国道のほうから上がっていかれるコースになりますね。間違いありませんね。

集落が点在をしておりますので、このコースの柔軟性というのは、大変住民の方も期待をされております。今後さらに利便性向上に向けて考えていかれると思いますが、今回の実証実験の運行で結果が出ますよね。利用実績のみで判断をされますと、やはり人口もそう多くない地域でありますので、いやもう乗合タクシーは導入しませんよというような状況が起きるのか。この利用者数のみで導入を決められるようなことはまさかないと思いますが、お尋ねをいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

今回の実証運行は、本格運行に向けた実証運行と位置付けておりますので、まずは広く周知し多くの皆様に御利用いただきたいと考えております。利用者数のみで導入の必要性を図るものではございませんので、実証期間中に利用者から直接御意見を伺うなど改めて各町内の方と懇談させていただきまして、どのような運行になればさらに利用しやすいのか、運行内容の見直しを含めた検討を行い、本格運行につなげてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 9番、井上光浩議員。

○9番（井上光浩君） 利用者数だけで運行をやらないというようなことはないという答弁でございました。大変安心をしたところでありますけれども、昨日の同僚議員の質問の中に、乗合タクシーの補助金1,700万円ほどかかっております。しかしながら、費用対効果と利用者実績だけで導入をためらいますと、完全に交通の便を持たない人たちについては不幸なことになります。そこで財源的には大丈夫なんでしょうか。補助金の増加を見込まれますけれども、この延伸によって、その辺りを財源についてのお尋ねをしておきます。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

本格運行となりました場合、運行経費の赤字部分に対しては、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助メニューの一つでございます地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の活用が可能となります。補助率は補助対象経費の2分の1、ただしこれは自治体ごとに設けられる補助上限額と比較して金額が低いほうということでございますが、この他にも熊本県生活交通維持活性化総合交付金もございますので、これらの制度を活用してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 9番、井上光浩議員。

○9番（井上光浩君） 地域内フィーダー、フィーダーというのは支線、枝という表現だそうですね。この資料の中にもございましたし、これも計画制度の中には盛り込んでいかなくちやいけない問題になってまいります。やはり財源というのは大事でありますので、私も決算委員会のほうに今回もいかせていただきましたので、大変厳しい財政状況であると思うところであります。

そこで、今回はこういうふうに延伸をしていただきました。そして、下田代線においては増便もしていただきました。そこで、今度はまたハード面になりますが、環境整備ですね、停留所等の整備、そして乗降区間の設定、そして利便性の向上、利便性というのは、コース、柔軟に乗り降りができる。こういったものも利便性の中に入っていると思いますが、交通空白地への対応ですね、ほかの。まだございますね。そちらのあたりの対応など、協議会への意見、今後の取組については議長のお許しをいただいて、迫田副市長に御答弁を願いたいと思います。協議会の会長でいらっしゃいますので、お尋ねをしておきます。

○副市長（迫田浩二君） 皆さん、こんにちは。御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃいましたとおり、停留所の環境整備や停留所間の距離の問題、そのほか利便性の向上に関しての御意見、御要望につきましては、利用者の方などからいただいているところでございます。

こういった御要望につきまして、予約型乗合タクシー、下田代線では1便増便することで利用環境の充実を図ったところでございますが、例えば新たに乗降フリー区間を設定するなどの利用者の負担軽減や環境の充実を図り、その他の路線も含めて利便性の向上に努めてまいりたいと存じます。大野地区、矢岳地区への予約型乗合タクシーの実証運行を行うこととなりますが、市内にはほかにも交通空白地と位置付けている地区もございますので、今後も地域住民、交通事業者、関係機関の皆様と交通空白地の解消に向けた協議を重ねてまいりたいと存じております。

地域公共交通が果たすべき役割として、高齢者等をはじめとする交通弱者など市民の日常生活を支える役割、地域全体での人の交流促進を図る役割、町の活性化などにぎわいを創出

し、市民全体の安全で快適な生活環境の構築を支える役割などがあるかと存じますが、この役割を果たすには、誰もがいつでも利用しやすい地域公共交通の環境の構築が重要であると認識をいたしております。あらゆる利用者のニーズに地域公共交通が応じる、これは極めて難しいことではございますが、今回実証運行を導入するように地域住民、交通事業者が協力し合い、既存の公共交通や新たな移動サービスを活用し、また再構築しながらより利便性が高く持続的な移動サービスの提供に向けた地域公共交通の交通を地域一丸となって目指してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 9番、井上光浩議員。

○9番（井上光浩君） ちょっと確認をさせていただきます。例えば新たに乗降フリー区間を設定するという答弁がございましたけど、これ今回の新しい矢岳町、大野町の延伸する分については導入の計画はございますか。

○復興政策部長（浦本雄介君） お答えいたします。

今回導入いたします矢岳線に関しまして、蓑野から最終の四ツ谷の区間は乗降フリー区間としていただいております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 9番、井上光浩議員。

○9番（井上光浩君） 大変喜ばれると思いますよ。乗降フリーをあの地区で、導入されるということは大変喜ばれると思います。るる質問を今年最後の一般質問の登壇としてさせていただきましても、来年こそ良い年になればと思うところでございますが、最後の登壇者でございますが、松岡市長には来年の抱負なり、施政方針の中で含まれていない部分もあると思いますので、最後に来年に向けての抱負などをお聞きしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

今年の1年の総括ということでもお話をさせていただきたいと思いますが、振り返りますと昨年までと同様、今年も豪雨災害からの復旧復興のため全力で駆け抜けてきた1年だったかというふうに思います。

この期間被災者の生活再建、事業者の生業再建、各種インフラの整備など復旧復興が進むにつれ新たな課題なども見えてまいりましたし、それにどう対応していくか、どうやって解決策を見だしていくか、常に頭と身体をフル回転し、国や県、関係機関そして市民の皆さまの御理解と御協力を得ながら一步一步着実に前へ進み続けてきたところでございます。

このような中、先の4月の選挙において、3期目の市政運営を担わせていただくこととなりましてからは、私自身さらに気を引き締めなおして、ギアを何段階も上げて早期の復旧復興と町の再生のために時間を惜しまず突き進んでまいりました。そうした中、2月には、被災した西瀬橋の新橋掛け替えが完了、3月には東西コミセンも復旧するなど日常の生活とい

ったものが徐々に戻ってきておりますし、先月末には相良町災害公営住宅が完成し、来月には被災者の入居が始まるなど被災者の住まいの再建も着実に進んできていると実感しているところではあります。

一方で、被害規模の大きさから、これまで豪雨災害からの復旧復興を優先せざるを得なかったことから、被害が少なかった地域への振興に遅れが出ていることもまた事実でございます。

復旧から復興、そして未来に向けたまちづくりへと本市の本格再生に向けたステージは大きく変化しつつあります。

今後は市全域のバランスを考慮しながら、今年度策定を予定しております第6次総合計画後期基本計画などに施策をしっかりと折り込み、着実な実行をもって市全体の均衡ある発展を目指してまいります。

発災以降、市民の皆様と共にまきつづけてきた復興の種は3年余りのときを経てしっかりと芽を出し、そして着実に実を結びつつあります。これからも復興のスピードをさらに加速化させるとともに、発災前よりもいいまちをつくるため市民の皆様と共にふるさと人吉のさらなる発展のため市の総力を持って歩んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 9番、井上光浩議員。

○9番（井上光浩君） 来年、まだ二十日ほどございますけれども、やはり今年よりも来年、コロナ禍の中での大災害でしたので、あれよりかあの時期よりか悪くなることはないと思います。被災を受けられた方々、亡くなられた方々、いらっしゃいますし、しかしながら、私たちのように被災をしなかった者たちもおります。全体の均等性ということで市長申されましてけれども、予算の中にもこれまでなかなか難しかった予算もつけていらっしゃるところが予算に表れております。

今後は、来年こそは、落ち着いた人吉市に少しでも戻れるようないい年になることを願いながら私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（宮原将志君） 以上で、一般質問は全て終了いたしました。

日程第18 議第110号及び日程第19 議第111号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第18、議第110号令和5年度人吉市一般会計補正予算（第8号）、日程第19、議第111号財産の取得についてを議題といたします。質疑を行います。

まず議第110号について、質疑はございませんか。

7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 議第110号、令和5年度人吉市一般会計補正予算について質疑をしま

す。

1点目としてこれは民生費関係として物価高騰対応、重点支援給付金事業として非課税世帯及び低所得者に対して1世帯7万円を支給されるものです。4,782世帯、人吉市の約3分の1の世帯になります。非課税世帯はともかくとして低所得者世帯の基準、年収と言いますか、そういうのはどういうふうに判断されるのか1点目。

また1世帯7万円の根拠について。2点目物価高騰対策とするなら現在全世界帯に配布されているクーポン券での配布はできなかつたのか。あるいは2分の1現金支給、残りをクーポン券にするなど対応はできなかつたのか。そうすることにより全てじゃありませんけど、貯蓄に回らず実質の物価高騰対応で買い物支援となり地域の活性化にもなると考えます。

3点目7万円がどのように活用されたのか、後日調査される考えはないのかお尋ねします。

○健康福祉部長（**淵上麻美君**） お答えをさせていただきます。

まず低所得者、非課税世帯の根拠でございますが、内閣府からの通知によりまして物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者という表現がございます。今回の重点支援地方交付金の基準が非課税世帯掛ける7万円ということで、国からの国庫補助の基準になっておりますことから、今回非課税世帯についてというかたちで非課税世帯に限定させていただくかたちで給付を考えているところです。

それから7万円の根拠でございますが、少し長くなりますが内閣府地方創生推進室からの通知の内容を御紹介をさせていただきます。

経済対策において物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者には迅速に支援を届ける。多くの地方公共団体において本年の夏以降、1世帯当たり3万円を目安に支援を開始してきた物価高対策のための重点支援地方交付金の低所得世帯支援枠を追加的に拡大し、今回1世帯当たり7万円を追加支給することで、住民税非課税世帯1世帯当たり合計10万円を目安に支援を行うというような内容が盛り込まれております。

このことから上限額7万円というような通知がきておりますので、上限であります7万円を支給額というかたちで考えているところでございます。

それから、地域活性化を図る観点でということで、クーポンの配布はできないかという御質問でございますが、先ほどから申しますように迅速に届けるというような内容通知がございますことから、早急な対応が必要となりますので、現金支給とすることで考えているところでございます。

また本日付けの熊本日新聞の記事の中に、給付が低所得世帯向けに7万円の現金を支給するという記事があがっております。自治体への通知はあっておりませんが、そういったものもございまして、今回2分の1とかのクーポンでもなく全額を現金でというふうを考えているところでございます。

それから実際給付をこれまでに何度か給付金を支給をさせていただいておりますが、これ

までに1度だけですがアンケート調査をさせていただきました。令和5年1月に給付金の御案内をするときに、それ以前に受け取られました給付金をどのような形でお使いになりましたかというようなアンケートの内容でございます。4,445件に発送させていただきました、回答率67.5%、数的に申しますと3,007件の方から御回答をいただきました。

回答の内容としましては、食料品等の購入が39%、電話、電力、ガス代などが36%、家電の購入が8%、被服の購入費6%、それから先ほどございました貯蓄も実際ございまして、貯蓄と回答いただいた方が4%ございました。こういう結果を以前の給付金については持ち合わせております。今回7万円の給付につきましても今後アンケート調査等につきまして検討をさせていただきたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 3万円のときには調査をしていただいている。国の政策でありますし、これまでも再三低所得者非課税世帯への対応として給付をされております。

今部長述べられたように低所得者対応として5万円じゃなかったですかね。今回新聞に載ったのは。私5万円と思ったんですけど。5万円を配布するというふうに私が間違っていたらすみませんが、載ってましたが。

○健康福祉部長（淵上麻美君） 今回の給付金につきましては、7万円というかたちでございます。議員がおっしゃいます5万円につきましては、決定項目ではございませんが、本日新聞のほうにも低所得世帯子供一人当たりにつきましては5万円というようなかたちで報道のほうには載せられていたと思います。

以上でございます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 申し訳ございません。私は5万円のほうで取り上げたものですから。今回国のほうが予備費から低所得者に対して5万円の支給ということが載っていました。物価高騰に苦慮されているのは、私は一部の世帯でなく全世帯だと思うんですね。そういったことを考えたときに、どこかで支給基準を引かなくてはならないんですけど、例えば人吉市の収入の平均は415万円なんです。人吉市の収入平均は。ところが415万円なんですけど、300万円未満が51.6%、7,119世帯あります。

こういったこと考えますと、低所得者というのはどこまでなのかですね。非常に難しいのかなと思ながらもやはり基準をどこかで線を引かないことは分かるんですけど、これにボーダーライン言っていないか分かりませんが、かかるかかからないか、この世帯ほど厳しい状況にあると思うんですね。このことを認識されていると思いますが、このことについてはどのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（宮原将志君） 大塚議員、申し訳ございません。質疑は2回までとなっておりますの

で、先ほど1回されたので。

○7番（大塚則男君） 確認やったけどな、わかりました。

あとは委員会のほうでお願いいたします。

○議長（宮原将志君） ほかに質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、議第110号についての質疑を終了いたします。

次に議第111号について質疑はございませんか。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） それでは、議第111号、財産の取得について質疑をします。

1点目、これは今回建設予定されている人吉市災害公営住宅東校区及び附帯工作物の取得に関する追加議案ですが、なぜですね、12月議会冒頭の議案として示されなかったのかお尋ねします。

2点目、取得予定価格が10億8,040万9,000円とされていますが、土地代を含めての合計額はいくらなのか。今回随意契約になっていますが、土地の購入相手はどこなのか。今回の契約の相手方が不動産業者になっています。ということは、不動産業者からは完成後の買い取りということになりますので、今後事業を進めるに当たって追加工事費はないものと考えていいのか。そうではなく、追加工事費は発生していくと受け止めるべきなのか。44世帯入居希望者に変更はないのか。以上、お尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） では、お答えをいたします。

まずなぜ12月議会の冒頭から提案できなかったのかというところでございますけれども、まず8月28日、これが第4回東校区地区の説明会がございました。その場において計画の見直し案をお示ししまして、その後丸昭建設連合体ですね、そちらのほうで設計変更にとりかかり、工事費の積み上げ作業を行ってきたということでございまして、その作業が完了後、最初の私たちへ金額を提示いただいたのが11月の中旬でございました。

その後、市による施設の買い取り価格の精査などを行ってございましたので、こういった価格協議に時間を要したということもございまして、12月の冒頭から提案ができなかったというところでございます。

また建築確認申請等の許可が11月30日に下りてまいりましたということもございまして、冒頭ではなく、12月5日の提出の追加議案とさせていただいたところでございます。

それから2点目が土地代も含めてかということですが、これは土地代は別でございまして、土地代につきましては、10月13日に議員各位には事務連絡として通知をさせていただいた、お知らせをさせていただいております。そのときの資料で申し上げますけれども、所有者につきましてはまず大工町側でございまして、大工町につきましては、株式会社B a c c a r a t（バカラ）から購入してございまして面積が1,326.02平方メートル、売買代金が4,375万8,660円、九日町が所有者が萩野公一様、面積が822.55平方メートル、売買代金が

2,714万4,150円でございます。

それから不動産業者との契約ということでございますけれども、これは相良町の災害公営住宅も同様でございます、建設会社から直接購入はできませんので、不動産会社を通して購入すると。不動産会社が契約の相手方としてなるということでございます。

それから追加工事と言いますか、金額の増減があるのかという意味合いかと思っておりますけれども、金額の増減につきましては、当然ながらこれも相良町の災害公営住宅でも同じでございますけれども、鋼材類、燃料油種の資材価格の急激な変動それから労務単価等の変動につきましては、今後の価格変動等の見通しが非常に難しいということがございます。

契約額の変更の有無については現時点では申し上げられないというところでございます。当然ながら相良町の災害公営住宅のことを考えますと増額ということも考えられるというところでございます。契約額に変更がある場合につきましては、契約額変更についての議案を提出していただいて、議会のほうで御審議をいただいた上で御議決をいただくこととなりますので、またその際には丁寧に御説明をさせていただきたいと考えております。

それから44世帯に変更はないのかということでございますが、現在のところキャンセル等も出てきたところがございますので、それについては変更はあっているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 今部長から説明いただきましたけど、この案件はこれまで建設反対とか監査請求、陳情提出、反対署名運動、行政におかれては4回の事業説明会などあってるわけなんです。また耳にしたところでは、明日はまた監査請求を出されるという情報を耳にしました。事業費も高くなる建設費については市民から様々な問題を指摘され、疑問視されて理解を得られたとは到底思えません。今回追加議案として議案質疑、委員会付託だけでなく各議員が一般質問できるような冒頭に議案として上げていくべきものだったと私は思います。できれば集中審議などですね、1回やるべきじゃなかったかと私は思います。そのことについてどうお考えかお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君） お答えをいたします。

12月議会の冒頭に議案提出をできなかったということにつきましては、先ほど申し上げた理由でできなかったんですけれども、議員の方々の一般質問でできなかったということがございましたら、これにつきましては、非常に申し訳なかったと思っております。集中審議につきましては、それにつきましては、議会のほうでどうお考えいただけるかということだと思いますので、それにつきまして私のほうから答弁することではないと考えております。

以上でございます。

○議長（宮原将志君） 7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 終わります。

○議長（宮原将志君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、議第111号についての質疑を終了いたします。

日程第20 委員会付託

○議長（宮原将志君） 次に、日程第20、委員会付託を行います。

お諮りいたします。議第87号、議第94号から議第99号まで、議第103号から議第111号まで及び陳第5号の17件を一括して各委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

○議会事務局長（栗原 亨君） それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております令和5年12月第6回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議第87号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度人吉市一般会計補正予算（第5号））につきましては、2ページの〔別記1〕に記載のとおり、議第94号令和5年度人吉市一般会計補正予算（第7号）につきましては、3ページの〔別記2〕に記載のとおり、議第110号令和5年度人吉市一般会計補正予算（第8号）につきましては、4ページの〔別記3〕に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。

また、陳情の件名等につきましては、5ページに記載のとおりでございます。

以上でございます。

各委員会付託事項表

議第 87号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度人吉市一般会計補正予算（第5号））	各委 [別記1]
議第 94号	令和5年度人吉市一般会計補正予算（第7号）	各委 [別記2]
議第 95号	令和5年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	厚生
議第 96号	令和5年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）	厚生
議第 97号	令和5年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）	厚生
議第 98号	令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	厚生
議第 99号	令和5年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第3号）	経建
議第103号	人吉市学校給食費に関する条例の制定について	総文
議第104号	人吉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第105号	人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第106号	人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第107号	人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第108号	公の施設の指定管理者の指定について	経建
議第109号	市道の認定について	経建
議第110号	令和5年度人吉市一般会計補正予算（第8号）	各委 [別記3]
議第111号	財産の取得について	経建
陳第 5号	村山公園内のテニスコートの壁打ち用施設の新設に関する陳情書	総文

[別記1]

議第87号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度人吉市一般会計 補正予算（第5号））	
○予算委員会	第1条 歳入予算の補正（全款）
○経済建設委員会	第1条 歳出予算の補正 7款 商工費

[別記2]

議第94号 令和5年度人吉市一般会計補正予算（第7号）	
○予算委員会	第1条 歳入予算の補正（全款） 第4条 地方債の補正
○総務文教委員会	第1条 歳出予算の補正 1款 議会費 2款 総務費（1項 総務管理費の一部、4項 選挙費及び5項 統計調査費） 9款 消防費（1項4目 水防費を除く） 10款 教育費 11款 災害復旧費（4項 文教施設災害復旧費） 14款 予備費 第3条 債務負担行為の補正（1款 議会費、2款 総務費（1項 総務管理費の一部）及び10款 教育費）
○厚生委員会	第1条 歳出予算の補正 2款 総務費（1項 総務管理費の一部、2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費） 3款 民生費 4款 衛生費 第3条 債務負担行為の補正（2款 総務費（1項 総務管理費の一部及び2項 徴税費）及び3款 民生費）
○経済建設委員会	第1条 歳出予算の補正 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費 9款 消防費（1項4目 水防費） 11款 災害復旧費（2項 農林水産施設災害復旧費及び3項 公共土木施設災害復旧費） 第2条 繰越明許費 第3条 債務負担行為の補正（6款 農林水産業費及び8款 土木費）

[別記3]

議第110号 令和5年度人吉市一般会計補正予算（第8号）	
○予算委員会	第1条 歳入予算の補正（全款）
○厚生委員会	第1条 歳出予算の補正 3款 民生費

[提出陳情件名]

○総務文教委員会

陳第5号 村山公園内のテニスコートの壁打ち用施設の新設に関する陳情書

[継続審査件名]

○経済建設委員会

陳第4号 九日町・大工町の災害公営住宅の建設に関する陳情書

○議長（宮原将志君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時42分 散会

令和5年12月第6回人吉市議会定例会会議録（第5号）

令和5年12月19日 火曜日

1. 議事日程第5号

令和5年12月19日 午前10時 開議

日程第1	議第 87号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度人吉市一般会計補正予算（第5号））	—— 各委
日程第2	議第103号	人吉市学校給食費に関する条例の制定について	—— 総文
日程第3	議第104号	人吉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	} 厚生
日程第4	議第105号	人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第5	議第106号	人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第6	議第107号	人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について	} 経建
日程第7	議第108号	公の施設の指定管理者の指定について	
日程第8	議第109号	市道の認定について	
日程第9	議第111号	財産の取得について	—— 各委
日程第10	議第 94号	令和5年度人吉市一般会計補正予算（第7号）	—— 各委
日程第11	議第110号	令和5年度人吉市一般会計補正予算（第8号）	—— 各委
日程第12	議第 95号	令和5年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	} 厚生
日程第13	議第 96号	令和5年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）	
日程第14	議第 97号	令和5年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）	
日程第15	議第 98号	令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	—— 経建
日程第16	議第 99号	令和5年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第3号）	—— 総文
日程第17	陳第 5号	村山公園内のテニスコートの壁打ち用施設の新設に関する陳情書	—— 総文
日程第18	復興・安全まちづくりに関する特別委員会委員長の報告		
日程第19	人吉球磨広域行政組合議会の報告		
日程第20	人吉下球磨消防組合議会の報告		

日程第21 議員派遣について

日程第22 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
- ・追加日程

人吉市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

3. 出席議員（15名）

1番	川上	紗智子	君
2番	松村	太	君
3番	徳川	禎郁	君
4番	池田	芳隆	君
5番	牛塚	孝浩	君
7番	大塚	則男	君
8番	平田	清吉	君
9番	井上	光浩	君
10番	豊永	貞夫	君
11番	西	信八郎	君
12番	村上	恵一	君
13番	本村	令斗	君
14番	田中	哲	君
15番	福屋	法晴	君
16番	宮原	将志	君

欠席議員（1名）

6番	宮崎	保	君
----	----	---	---

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡	隼人	君										
副市	長	迫田	浩二	君										
教	育	長	志波	典明	君									
総	務	部	長	永田	勝巳	君								
復	興	政	策	部	長	浦本	雄介	君						
復	興	政	策	部	政	策	統	括	監	井	福	浩	二	君

市民部長	松尾和弘君
健康福祉部長	渕上麻美君
経済部長	溝口尚也君
復興建設部長	瀬上雅暁君
復興建設部長 (復興担当)	若杉久生君
総務部次長	立場康宏君
総務課長	那須裕史君
秘書課長	上村英明君
水道局長	山本繁美君
教育部長	小澤洋之君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	栗原亨君
庶務係長	平山真理子君
議事係長	栗須順也君
書記	税所昭彦君

○議長（宮原将志君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

よって、これより会議を開きます。

なお、6番、宮崎保議員より欠席届が提出されております。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、議事日程に従い、各委員長の報告を求め、採決いたします。

日程第1 議第87号

○議長（宮原将志君） まず、日程第1、議第87号を議題とし、委員長及び副委員長の報告を求めます。

初めに、予算委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。井上光浩議員。

○9番（井上光浩君）（登壇） おはようございます。日程第1、議第87号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度人吉市一般会計補正予算（第5号））のうち、予算委員会に付託されました、第1条歳入予算の補正のうち歳入全款につきまして、審査の結果の主なものにつきまして御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額に1億4,117万3,000円を増額し、歳入予算の総額を226億420万2,000円とするものです。

主なものとして、16款県支出金1億2,117万3,000円を増額補正は、物価高騰対応生活支援交付金等が計上されております。

慎重審査の結果、全員異議なく専決のとおり承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） 次に、経済建設副委員長の報告を求めます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君）（登壇） 日程第1、議第87号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度人吉市一般会計補正予算（第5号））のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを御報告いたします。

7款、1項商工費、2目商工業振興費を1億4,117万3,000円増額し、補正後の額を5億6,263万8,000円とするものです。

内容は、地域振興券事業業務委託料で、物価高騰対応生活者支援交付金を活用し、本年10月から実施している地域振興券（ひとよし地域応援クーポン券）事業、1人当たり6,000

円に加え、新たに1人当たり4,000円分を追加交付するものです。

審査の過程において委員から、配布を2回に分けた理由は、年末までに全世帯に行き届くのかの質疑に対して、10月11日付で熊本県から今回の追加分のお知らせがあり、年度内に事業を終わらせる必要があるということ、また、市民の方へ何が一番いいかというところを考えたときに、今回の追加になっている。また、現在、追加分についても、12月25日を目途に配布を行うと、委託業者などと確認は取れていると答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長及び副委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議第87号について、委員長報告及び副委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第87号は、承認することに決しました。

日程第2 議第103号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第2、議第103号を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。松村太議員。

○2番（松村 太君）（登壇） 総務文教委員会に付託されました日程第2、議第103号人吉市学校給食費に関する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

人吉市学校給食費に関する条例の制定については、令和6年4月から給食費公会計化をスタートさせることに伴い、本市が実施します学校給食に係る給食費に関し必要な事項を定めるため、新たに制定するものです。

第3条と第4条は、これまで、人吉市学校給食センター運営委員会が運営主体となり、各学校で給食費の徴収、管理を行っていたものを、令和6年度からは、市長が保護者及び教職員等から学校給食費を徴収することになることから、給食費の額、徴収方法、納期限に関する規定となります。そのほか、減免、督促、債権放棄、新たに導入します給食費公会計化システムによる給食費管理の規定などです。

なお、給食費の額、徴収の方法及び納期限、減免に関する事項、債権放棄を行う場合の具体的な規定は、条例の施行規則（案）と滞納整理等事務処理要項（案）を策定し、その内容について、定例教育委員会において審議され、年度末までには新規制定される予定です。

審査の過程において委員から、公会計になることで期ごとの口座振替になるが、一括の納付はできないのかとの質疑に対し、一括納付は検討しているが、課題もあるので、初年度は期ごとの口座振替を行い、2年目以降検討していくとの答弁。

債権等の消滅時効は、民法では時効発生が5年であり、保険料等では2年であるが、どちらを適用するのかとの質疑に対し、給食費については令和2年4月に民法改正があっており、現在は5年時効である。改正前は2年時効であるとの答弁。

公会計になることで保護者や学校、教師にとって何がかわるのかとの質疑に対し、現在、給食費は児童・生徒や保護者が学校に持参しているので、口座振替になることで不便さが解消される。また、学校で給食費の徴収や滞納整理の事務を行っているが、全て市が担うことになるので、教職員の負担軽減に大きくつながるとの答弁。

給食費が未納の場合は、児童手当から差し引くのかとの質疑に対し、未納の場合は児童手当から差し引いてもよい規定になっているが、御本人からの承諾が必要であるとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議第103号について、総務文教委員長報告どおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第103号は、原案可決確定いたしました。

日程第3 議第104号から日程第5 議第106号

○議長（宮原将志君） 次に日程第3、議第104号から日程第5、議第106号までの3件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第3、議第104号から日程第5、議第106号の3件の審査の結果の主なものを御報告いたします。

まず、日程第3、議第104号人吉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、デジタル庁及び総務省において、スマートフォン用電子証明書に対応したコンビニエンスストアにおける印鑑証明書交付サービスが開始されることに伴い、条例の一部を改正するものです。

委員から、スマートフォン用の電子証明書搭載サービスとは、具体的にどのように使用するのか、どこのコンビニで利用できるのか、また、安全性についての対策はどの質疑に対して、現在対応しているのはアンドロイド機種で、マイナポータルアプリをダウンロードして利用できるサービスである。国からの通知では、来年の1月22日から、全国のローソンとファミリーマートで利用できるとのこと。ほかのコンビニ交付を行っている事業者については準備中との説明があり、安全対策については、国からの説明では、マイナンバーカードと同等にセキュリティの確保が行われており、紛失したとき、盗難に遭ったときには、マイナンバーカードと同様、国の設置するマイナンバー総合フリーダイヤルに電話をするという体制が取られている。スマートフォンの解約時の手続きについても注意喚起が行われており、現在、想定されるところについてはセキュリティ対策が取られているとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第4、議第105号人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、令和5年9月議会で、地方税法の改正に伴い一部改正された条例について、国から変更の通達があったことから、令和6年1月1日から施行する条例の一部を改正するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第5、議第106号人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議第104号から議第106号までの3件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第104号、議第105号、議第106号は、原案可決確定いたしました。

日程第6 議第107号から日程第9 議第111号

○議長（宮原将志君） 次に日程第6、議第107号から日程第9、議第111号までの4件を議題とし、経済建設副委員長の報告を求めます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第6、議第107号人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第9、議第111号財産の取得についての4件につきまして審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第6、議第107号人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、令和2年7月豪雨災害に係る応急仮設住宅の西間第一住宅ほか5住宅が、熊本県から人吉市へ無償譲渡されることに伴うものです。

審査の過程において委員から、戸数は現在の戸数のままなのか、また、原則そこに住んでいる方がそのまま居住されるのか、あるいは入替えというのが発生するのかなどの質疑に対して、譲渡を受けたのは154戸で、改修後は145戸を単独住宅として運用していく。現在住まれている方が、ここで再建をすれば継続して住んでいただくことができる。各仮設団地に住まれている方が相良町の災害公営住宅などに引っ越され、空き部屋となったところに入居していただくことになるとの答弁。

現在住まれている市営住宅から、今回の住宅が便利だからそちらに移りたいということでは可能なのかとの質疑に対して、仮設住宅から運営が変わり、通常の市営住宅となるため、市営住宅から市営住宅へ引っ越すということではできないとの答弁。また、相良町、九日町・大工町の災害公営住宅と今回の145戸に全てが入居可能となった場合、被災された方は全て入居できるのか、また、今後、空き部屋が出た場合、いつから一般の募集もされるのかの質疑に対し、相良町の災害公営住宅は、先日、内覧会を行ったが、その後、入居のキャンセルをされた方もいらっしゃるので、被災し、支援金関係も受けておらず、災害公営住宅を申し込まれていない方の調査を行う。一般の募集については、令和7年度から募集を行っていくとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第7、議第108号公の施設の指定管理者の指定についてでございますが、提案理由としましては、公の施設について、指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とすることに伴うもので、内容としましては、人吉市まち・ひと・しごと総合交流館の指定管理者に、一般社団法人ドットリバーを指定するものです。指定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間との説明がっております。

審査の過程において委員から、プロポーザル方式を取った理由はとの質疑に対し、観光振興の拠点及び企業創業支援などによる商工振興の拠点として、人吉球磨からの来訪者及び地域内の事業者が集い、交流できる場所を、引き続き利用者の利便性をより図るとともに、

より一層効果的・効率的な施設の管理運営を行うために、今回温泉が復活することを契機として、一括し指定管理者制度の導入を予定しているとの答弁。

さらに委員から、建物や温泉に修繕などの大規模な工事をする場合、市と指定管理者のどちらが負担することになるのかとの質疑に対して、募集要項の中で、20万円以下のものは指定管理者、それ以上のは市で対応すると定めているとの答弁がっております。また、委員からの、「評価の結果」という部分で点数があるが、どういったところを基準に点数評価をされたのかとの質疑に対し、評価項目1は、施設の性格、目的などの基本的な考え方について、評価項目2は、その団体の運営状態について、評価項目3は、事業計画について、評価項目4は、経済性について審査をしていると答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第8、議第109号市道の認定については、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

目的は、良好な街区の形成などのために実施される青井地区土地区画整理事業の実施に伴い、上青井下青井線ほか9路線を新規及び変更路線として市道認定するもので、市道の認定路線については、上青井下青井線、下青井宝来線、青井地内第14号線から青井地内第21号線の10路線です。

審査の過程において委員から、道路に隣接する地権者等からは全て了解をとっているのかとの質疑に対し、主に土地区画整理事業で事業認可を受けた施行区域内の路線であり、事業認可の手続きの際に申立ては出てきていないと答弁がっております。

なお、本件については、現地視察を行っております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第9、議第111号財産の取得についてでございますが、予定価格2,000万円以上の財産を取得するときは、人吉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とするものです。

審査の過程において委員から、2階を吹き抜けにしてあるが、工事費の違いはどの質疑に対し、1部屋分を抜くことで構造計算をやり直しており、設計についても800万円ほど増額となる。増額としては1億3,943万4,000円が増額となっているとの答弁がっております。

委員から、この東校区の災害公営住宅については、人吉市の条例に違反していると思うということと、近隣の住民の方が反対されていること、それから、多くの市民の方が非常に疑問を持たれているということから、この議案に反対する。また、行政の方も努力していただいているが、市民の理解が本当に得られたのかと考えると、賛成できないという立場であるとの意見がありました。

挙手による採決の結果、可否同数でありましたので、委員会条例第15条の規定により、委員長採決により否決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） 採決は、分割して行います。

まず、議第107号から議第109号までの3件について、ただいまの副委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議第107号から議第109号までの3件について、経済建設副委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第107号、議第108号、議第109号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第111号について、副委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

ここで、議第111号については討論の要求がっておりますので、これより討論を行います。

まず、13番、本村令斗議員の発言を許可いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。本村令斗議員。

○13番（本村令斗君）（登壇） 議第111号財産の取得について、反対の立場から討論を行います。

私は、災害公営住宅の建設そのものについては進めるべきだと思います。しかし、今回議案として提案された大工町と九日町の災害公営住宅の建設については、以下の3つの理由から反対するものです。

1つ目の理由は、周辺の住民から反対の声が出ているからです。自治体が公共施設を建設する場合には、とりわけ周辺の住民の理解は欠かせないと思います。ところが、住民説明会において、周辺の住民の方々から、「上から見下ろされるようになり落ち着いて生活ができない」、「商業地としての景観が壊され、買い物客や観光客が減ってしまう」、「住宅の前の道路はただでさえ狭いのに、住宅建設によって交通量が増えると事故が心配」など、幾つもの不安の思いとともに反対の声が出されています。このように不安の声が出ているのに、それに寄り添わないのは本当に冷たい市政運営だと思います。

2つ目の理由は、多くの人吉市民がこの計画に疑問を持っているからです。住民説明会や日頃の会話の中で、あえて水害の可能性が高い土地を新たに購入して造るのはおかしい、情報公開条例を使って資料を要求したが、多くの部分が黒塗りにされていたし、出してもらえない資料もある。なぜ、その土地に造るのかその理由が分からない、まるでブラックボッ

クスだというような声が聞かれます。災害公営住宅建設反対の会が集めた署名は2,840筆に達し、九日町・大工町の災害公営住宅の建設計画の白紙撤回を求める市民の会が行った住民監査請求には、723名の方々が名を連ねています。多くの市民が、この建設計画に納得していないことは明らかです。主権者であり、納税者である市民が納得していない中で、建設を強行するのは本当に傲慢な市政運営だと思います。

3つ目の理由は、人吉市営住宅等の整備基準を定める条例に違反すると思うからです。公営住宅法とその整備基準に従って人吉市が制定したこの条例の第7条では、災害の発生の恐れが多い土地はできるだけ避けなければならないようになっています。ところが、今回提案されている建物が建つ土地は、令和2年7月豪雨で1.5メートル浸水しており、最大浸水深L2においては5.17メートル浸水するとなっています。これに対して市当局は、条例の第8条で出水の恐れがある土地であるときは、安全上、必要な措置が講じられていなければならないとなっている。ピロティ等の浸水対策を講じていて、条例違反とは考えていないなどと説明していますが、私はこの第8条は、第7条に適合する土地がない場合に用いることができる条文だと思います。この災害公営住宅建設に応募したほかの2者については、浸水が想定されない安全な地域を敷地として提案していることが分かりました。第7条に適合する土地があるということです。第7条に適合しない土地に建設するこの計画は、条例違反だと思います。自分たちが制定した条例なのに、それを守ろうとしないのは本当に横暴な市政運営だと思います。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

○議長（宮原将志君） 次に、7番、大塚則男議員の発言を許可いたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君）（登壇） 議第111号財産の取得について、反対の立場から討論を行います。

この議案は、人吉市買取型災害公営住宅（東校区地区）の案件です。私は、保守系無所属として、どの政党に属しているのではなく一人の議員として、これまで建設予定該当地区の皆様から御相談を受けて、疑問点、課題などについて様々に意見交換を行い、6月議会、そして9月議会において、地域の皆様、そして市民の皆様が疑問視されている点などについて一般質問を行ってまいりました。市民の皆様からは、九日町・大工町の災害公営住宅の建設に関しての陳情書、そして2,840名からなる建設反対の署名の提出もあっています。行政は重く受け止めているとしながらも、この建設反対署名簿に対してどのように対応されたのか、見えてない状況にあります。

これまで行政は、4回の住民説明会を実施されましたが、その説明会において様々な指摘、意見がありました。今回、情報開示請求を拝見しましたが、人吉市からの鑑定依頼書は

令和4年11月25日であり、提出期限は令和5年1月27日となっています。鑑定書が納品されたのが令和5年1月20日です。令和4年10月審査、そして12月13日、三者とも失格になりましたが、この時点では土地の鑑定評価はない中での審査が進められたこととなります。土地鑑定評価については、令和5年1月20日では鑑定評価が届いていたにもかかわらず、住民説明会の中で示していただくよう要望がありましたが、結果的には示されることはありませんでした。今回、市民の方の情報開示請求によって不動産鑑定評価書が公開されましたが、金額が示されたのは、平米単価、九日町3万2,900円、大工町3万3,000円の2か所であり、その他の候補地については示してありません。鑑定依頼書を見ますと、価格の妥当性が要求されているようですが、それぞれの候補地をどのように比較されたのか、何のための土地鑑定依頼だったのか、私は疑問を感じます。

ただ、中心市街地に災害公営住宅建設については、九日町・紺屋町再生会議において、大きな箱物ではなく低層のメゾット方式、いわゆる小さな家が提案されていましたが、建設予定地、そして災害公営住宅の5階建てについては変更することなく、土地の取得をして、本日の財産取得の採決に至っています。

現在の状況から考えますと、行政は明確な説明責任を果たしたとされるのでしょうか。被災された皆様が浸水被害も、水の恐怖感もなく安心して住める、安心して眠れる候補地もあった中において、なぜ浸水地域、そして45戸2棟建てにし、商業地域でもあり、道路も狭い状況の中、該当地域皆様の意見、現地確認もされていない選定委員による選考結果には納得できません。現在でも、建設予定地、浸水想定区域建設、建設期間中の問題点などに対して疑問の声が多く聞こえてきます。この財産取得の議案は、12月議会において、当初の議案ではなく追加議案として示されました。私は質疑を行い、追加議案になった理由を伺い、説明をお聞きしましたが、やはり、この議案は大変重要であり、12月当初に出していただく案件であったと考えます。結果として、一般質問もできず、質疑と委員会審査となり、経済建設委員会では賛成少数で否決となり、本日、議場採決となりました。報道によりますと、12月8日に、723名からなる請求人として住民監査請求も出され、12月13日に受理されています。来年2月6日までの60日以内に審査・監査結果が出されます。市民皆様から疑問の声が多数ある中、住民監査請求が出されたばかりのこの時期に採決することには疑問を感じます。

また、これまで、土地選定、建設、完成まで、市民の皆様が理解し、納得いただける手順を踏んできているのか、明確な説明責任が果たされているのか、私は非常に疑問であり、これらを含め、この議案については反対いたします。

○議長（宮原将志君） 以上で、討論を終了いたします。

それでは採決いたします。採決は起立採決といたします。

議第111号についての副委員長報告は、否決であります。よって、原案そのものについて採決いたします。

お諮りします。議第111号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（宮原将志君） 起立多数。

よって、議第111号は、原案可決確定いたしました。

日程第10 議第94号

○議長（宮原将志君） 次に日程第10、議第94号を議題とし、各委員長及び副委員長の報告を求めます。

初めに、予算委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。井上光浩議員。

○9番（井上光浩君）（登壇） 日程第10、議第94号令和5年度人吉市一般会計補正予算（第7号）のうち、予算委員会に付託されました、第1条歳入予算の補正のうち歳入全款及び第4条地方債の補正につきまして、審査の主なものを御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額に19億7,622万2,000円を増額し、歳入予算の総額を246億2,415万8,000円とするものです。

主なものとして、1款市税1億3,448万9,000円、15款国庫支出金2億4,273万6,000円、22款市債11億9,330万円が計上されております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。松村太議員。

○2番（松村 太君）（登壇） 日程第10、議第94号令和5年度人吉市一般会計補正予算（第7号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算の補正、債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

総務部、復興政策部関係については、債務負担行為補正のうち、人吉鉄道ミュージアム管理委託料については、令和6年4月から人吉鉄道ミュージアム全体を管理する指定管理業務の導入に向け、6月議会において債務負担行為を認めていたところですが、その後、公募への応募がなかったことから、来年度からの指定管理導入を一旦見合わせ、これまでどおり市直営による管理業務として委託することとし、次年度に向け本年度中に契約の必要があるため、債務負担行為を設定するものです。併せて、人吉鉄道ミュージアム指定管理料については、応募者がなかったことから廃止するものです。

審査の過程において委員から、今回、指定管理者を公募する時期が遅かったと思う。令和7年度に公募するとした場合は早くする必要があると思うが、令和6年度に見極める時期

はどう考えているかとの質疑に対し、現時点で、どのタイミングまでとは申し上げられないが、早急に公募の期限を切るようなことはしないようスケジュールを考えると答弁。また、管理委託料は令和6年度までであるが、誰が管理するかとの質疑に対し、令和6年度は、直営方式で運営管理の委託を行う。事業者は、一般競争入札を予定しているとの答弁がっております。

歳出予算の主なものにつきましては、人件費に係る補正のほか、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の増額補正は、予約型乗合タクシーに関する事業費で、下田代線の1便追加や大野・矢岳線の実証運行に係る路線追加に伴い、利用ガイドを改定し町内へ配布等を行うものや、大野・矢岳線の路線追加に伴う20か所分の乗降場標識作製委託料と、運行補助金の増でございます。

また、20節貸付金は、くま川鉄道株式会社において実施している災害復旧事業について、国からの補助金が工事等の完了後の支払いになるため、事業費の支払いに対する資金調達が必要となる。そのため、本市が構成市町村を代表し、熊本縣市町村振興資金の復旧資金を借り入れ、くま川鉄道に貸付けを行うものです。5目会計管理費の増額補正は、公金収納データシステム改修費用負担金で、学校給食費の公会計化に伴い、指定金融機関における納付書読取り機能の追加のためのシステム改修に伴う負担金です。7目企画費の増額補正の主なものは、公有財産購入費で、大柿地区移転団地造成に係る市道への取付け道路に関し、安全面や利便性の高い用地の確保が可能となったことに伴う用地購入費の増です。9目情報管理費の増額補正は、備品購入費で、情報系端末のリプレースに伴うパソコンソフトのライセンス購入費の増などです。

9款、1項消防費の増額補正は、3目消防施設費の工事請負費で、民地に設置していた防火水槽の撤去工事費です。5目災害対策費の増額補正は、現在使用中の防災移動無線機の故障、老朽に伴い、消防団用に新たな無線機器を整備するものなどです。

審査の過程において委員から、2款総務費の公有財産購入費、用地購入での大柿地区の移転先宅地の区画数が増えるが、埋まらないときは、大柿地区以外の方も購入や申込みができるのかとの質疑に対し、大柿地区の方を優先し、埋まらない場合は、将来的に、大柿地区に限らず移転対象の方を広げていく検討を行うとの答弁がっております。

なお、移転団地造成地については現地視察しております。

9款消防費の防火水槽撤去工事は、民地とのことだが、市内の民地で防火水槽は何か所あるのかとの質疑に対し、総数で269基の設置があり、そのうち民地に設置されているのが229基ある。残りの40基は、市営団地や国の敷地等にあるとの答弁がっております。

続いて、教育部関連では、債務負担行為補正の追加は、令和6年4月1日に契約期間の開始または使用開始する必要があり、契約に係る事務を令和6年3月中に実施できるようにするため債務負担行為を設定するもので、学校給食配送等委託料、小学校・中学校複合機り

ース料、カルチャーパレス舞台業務等委託料などです。

審査の過程において委員から、複合機リース料は何台分かとの質疑に対し、人吉東小学校と中原小学校、第一中学校と第二中学校で、合計10台との答弁がっております。

歳出予算の主なものは、10款教育費、1項教育総務費、備品購入費で、各学校の環境整備用備品として、充電式及び背負い式刈払い機のほか、自走式草刈り機、消毒用動噴、ヘッジトリマーなどの購入費用などです。2項小学校費の補正は、主に樹木伐採等委託料で、東間小学校駐車場のイチョウの木や、西瀬小学校のアカシアなどの伐採及び剪定を委託するものや、市内各小学校の老朽化した鉄棒や滑り台、複合遊具などを撤去する費用などです。3項中学校費の主なものは、教育振興費で、中体連出場派遣費及び文化関係出場費等補助金の不足分を補正するものなどです。4項社会教育費は、主に2目公民館費で、西瀬コミセンの光回線開通に係る経費、東間コミセンの和室の畳の更新に伴う処分費用、大畑コミセンへのプレハブ倉庫移設費用、市内コミセン駐車場の白線劣化に伴う区画線整備としての白線敷設工事、東間コミセン和室の畳を新調する費用などです。5項保健体育費、体育施設費は、川上球場サブグラウンド改修業務委託料で、仮設住宅の撤去及び、整地後のサブグラウンドにおける芝張り業務等を委託するものです。6項学校給食センター費の主なものは、燃料費、電気料、上下水道料、修繕料の不足が見込まれるため増額するものです。

11款災害復旧費、4項文教施設災害復旧費の主なものは、西瀬コミセンの令和6年4月からの供用開始予定に合わせ、施設運用に必要な消耗品や備品を購入するもの。また、隣接する民有地との境界を明らかにするため、用地測量を行う委託料などです。

審査の過程において委員から、川上球場サブグラウンドの利用目的は何かとの質疑に対し、主に試合前の選手のウォーミングアップとして、キャッチボールやトスバッティングをするためとの答弁がっております。

なお、東間小学校遊具撤去、イチョウ伐採、人吉城跡復旧工事は、現地視察を行っております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君）（登壇） 日程第10、議第94号令和5年度人吉市一般会計補正予算（第7号）のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算の補正及び債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを御報告いたします。

まず、債務負担行為補正の主なものは、市民部関係は、広報ひとよしの配布などの行政事務を町内会長に委託する広報配布等行政事務委託料の追加で、年度当初から事務に当たる必要があり、町内会長89人と契約を取り交わすために相当の日数を要することから、債務負

担行為を設定するものです。

次に、健康福祉部関係の児童福祉等相談業務パソコンリース料の追加は、令和6年4月から健康福祉部内に新たにこども家庭センターを組織するに当たり、必要となるパソコンのリース料について、本年度中に契約の必要があることから債務負担行為を設定するものです。

歳出予算の補正の市民部関係の主なものは、令和6年度から始まる森林環境税に係るシステム改修委託料、マイナンバーカードのローマ字表記等、及び戸籍事務へのマイナンバー制度導入に係るシステム改修委託料、一般廃棄物処理事業地方交付税導入に係る人吉球磨広域行政組合（葬祭費及び清掃費）負担金の増などです。

委員から、2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費、12節委託料の森林環境税に係るシステム改修委託料は、一般財源であるが、国の制度変更に伴うものであるのになぜかとの質疑に対して、税の賦課徴収については、市の事務であるため一般財源で対応することになると理解している。市の事務に関しては、基本的には地方交付税に算入されるのではと考えているとの答弁がっております。

健康福祉部関係の主なものは、障害福祉サービスにおける就労継続支援、共同生活援助（グループホーム）の利用等の増加に伴う増額の補正、介護老人保健施設（リバーサイド御薬園）の新型コロナウイルス感染症対策として個室等のゾーニングや家族面会室の整備に対する補助金の増額補正、ひまわり保育園の新築移転に伴う就学前教育・保育施設整備交付金事業補助金の増額補正や、子宮頸がんワクチン及びインフルエンザワクチン接種等の増に伴う増額補正です。

なお、ひまわり保育園については現地視察を行っております。

委員から、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、18節就学前教育・保育施設整備交付金事業補助金は、ひまわり保育園の老朽化による移転新築に支出されるが、市内のほかの施設において、同様に老朽化等で新築等の予定はあるのかとの質疑があり、数園から相談があっているが、現時点では正式にそのような申入れはあっていないとの答弁がっております。

3款民生費、3項生活保護費、2目扶助費、19節扶助費が増額されているが、生活保護世帯の現在の状況、及び今後の見通しはどうなっているか。また、生活保護世帯が車に乗っている等の話を聞くが、どのように調査を行っているのかとの質疑に対し、生活保護世帯の状況は、被災後に、災害義援金や生活再建支援金の受給により生活保護廃止となっていた世帯が、預貯金等の減少により生活保護受給を再開され、保護世帯数は増加している状況にある。今後も、物価高騰により増加傾向が続くと予想している。また、被保護者は、原則として車の保有は認められないが、就労や障害等の理由で公共交通機関が利用できない場合には認められる。市民から情報提供があれば、自動車の利用について、認定確認や現地調査を行っているとの答弁がっております。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、19節扶助費の、不妊治療費助成金は年齢や回数に制限があるのかとの質疑に対し、特定不妊治療について、初めて治療開始される方の年齢で助成の回数が決まる。40歳未満の方は、1回の妊娠に対し通算6回まで、40歳から43歳未満の方は、1回の妊娠に対し通算3回までとなっているとの答弁がされています。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） 次に、経済建設副委員長の報告を求めます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君）（登壇） 日程第10、議第94号令和5年度人吉市一般会計補正予算（第7号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正、繰越明許費及び債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

第2表繰越明許費は、8款土木費、2項道路橋梁費、道路新設改良事業、大畑清水第1号線から、11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、現年発生補助林業施設災害復旧事業、吸川線までの9件については、関係機関などとの協議、調整に不測の日数を要することから、年度内完了が困難なため、事業費の全額を繰り越すものです。

第3表債務負担行為の補正につきましては、農地地図情報システムリース料から公園維持管理委託料までの3件について、いずれも令和6年度以降のリース及び借上契約に伴い、年度内に準備行為などを行う必要があることから、債務負担行為の設定を行うものです。

次に、歳出予算の主なものにつきましては、6款農林水産業費を2,327万5,000円増額し、補正後の額を4億4,324万6,000円とするものです。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、14節工事請負費の増額補正は、田野活性化センタートイレ改修工事費で、今回、地元からの要望もあり、男女トイレの洋式化、及びトイレ内の段差解消、手すりの設置を行うものです。

審査の過程において委員から、使用は24時間できるのか、車いすでの利用はできるのかとの質疑に対して、市の自主避難所となっており、そういった場合は24時間使用することもできる。車いすのままトイレに入ることにはできないが、段差を解消して、なるべく使いやすきようなところで改修を考えていると答弁がっております。

5目農地費、12節委託料の増額補正は、市内一円の農道や農業用施設について維持管理を行う業務委託に伴う蟹作地区水路蓋設置業務、及び大畑地区水路土砂撤去業務、県営土地改良事業に係る土壌調査試掘業務委託に伴う農地試掘業務委託料です。

なお、蟹作地区水路蓋設置業務については現地視察を行っております。

委員からの、農地試掘業務委託料は何のために行うのかの質疑に対して、田代地区で2

か所、下原田地区で4か所、大畑麓地区で2か所、北人吉地区で11か所の合計19か所を予定している。土壌調査の目的として、暗渠排水の必要性の有無の検討、組織計画の検討を行うために土壌調査を行う。約1メートル四方を掘り込んで、地層がどういったものがあるのか、水がどこまで上がってくるのか、土壌サンプルを採取して適しているかどうかの検査になるとの答弁がっております。

次に、7款商工費を1,214万3,000円増額し、補正後の額を12億7,565万2,000円とするものです。7款、1項商工費、2目商工業振興費、12節委託料の増額補正のうち、看板撤去委託料の増額は、11月で営業を終了しましたモゾカタウン看板の撤去を行うものです。

審査の過程において委員から、モゾカタウンの跡には何を検討されているのかとの質疑に対して、復興建設部と協議しており、原形復旧するというのは決まっているが、駐車場としてどういうふうにご利用するかについては検討中であると答弁がっております。

4目石野公園運営費、10節需用費の消耗品費の増額補正は、防災用消耗品の購入で、九州地域づくり協会からの防災拠点となる道の駅支援寄附金を活用し、ハンディメガホンや蛍光ベストなどを購入・備蓄するものです。17節備品購入費の増額補正は、石野公園物産館の冷蔵庫及び消耗品費と同様、九州地域づくり協会からの防災拠点となる道の駅支援寄附金を活用し、ポータブル発電機、バルーン投光器などを購入・備蓄するものです。

次に、8款土木費を2億3,055万円増額し、補正後の額を53億3,577万4,000円とするものです。8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費、12節委託料の増額補正は、単独事業で実施します大畑清水第1号線の測量設計委託料及び用地測量委託料の増、都市防災総合推進事業で実施します薩摩瀬湯の本線の避難路用地測量委託料、避難路建物調査委託料です。5目橋梁新設改良費、12節委託料の増額補正は、都市防災総合推進事業で実施します避難路整備に伴う瓦屋4号橋及び下矢黒橋の橋梁設計委託料です。

審査の過程において委員から、瓦屋4号橋、下矢黒橋の場所はどこになるのかの質疑に対して、瓦屋4号橋については、瓦屋町のセブンイレブン横から西小学校に上っていく御溝川に架かる橋になる。下矢黒橋は、国道219号の点滅信号から黒坂方面へ行って手前の橋になると答弁がっております。14節工事請負費の減額補正は、大塚桑木津留線の石積補修工事を予定していたが、災害査定を受け、災害復旧事業として実施することになったため、工事請負費を減額し、11款災害復旧費に、用地測量業務委託料などとして補正予算を組み替えて対応することに伴うものです。3項住宅費、2目住宅建設費、12節委託料の増額補正は、西瀬団地給水設備改修工事設計委託料です。14節工事請負費の増額補正は、木造仮設利活用住宅整備事業で実施します、あやめ広場仮設団地及び西間第一仮設団地の外壁改修、建具改修、スロープ設置等の改修工事です。

11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、1目農地災害復旧費、14節工事請負費の増額補正は、過年災農地等災害復旧工事で、七地地区において補助対象外となり復旧を行

えなかった施設などを、今回、単独事業として施工するものです。

審査の過程において委員から、七地地区の工事内容についての質疑に対して、畦の復旧、水路の漏水の修繕など補助の対象とならないものを、今回一括して復旧するものと答弁がっております。

3目林業施設災害復旧費、14節工事請負費の増額補正は、現年災林業施設等災害復旧工事で、令和5年7月豪雨により被災した大畑麓町小川内の林道吸川線の災害復旧工事を行うものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの各委員長報告及び副委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議第94号について、各委員長報告及び副委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第94号は、原案可決確定いたしました。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時06分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第11 議第110号

○議長（宮原将志君） 次に日程第11、議第110号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

初めに、予算委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。井上光浩議員。

○9番（井上光浩君）（登壇） 日程第11、議第110号令和5年度人吉市一般会計補正予算（第8号）のうち、予算委員会に付託されました、第1条歳入予算の補正のうち歳入全款につきまして、審査の主なものを御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額に3億4,243万4,000円を増額し、歳入予算の総額を249億6,659万2,000円とするものです。

内容といたしましては、物価高騰対応重点支援給付金等に対する15款国庫支出金3億

4,243万4,000円が計上されております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

○議長（宮原将志君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）
3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君）（登壇） 日程第11、議第110号令和5年度人吉市一般会計補正予算（第8号）のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算の補正について、審査の結果の主なものを御報告いたします。

まず、歳出予算の補正は、低所得世帯に対する1世帯当たり7万円の物価高騰対応重点支援給付金です。給付金支給業務に係る会計年度任用職員の報酬等や、職員の時間外等勤務手当、事務用消耗品や通知用封筒印刷代、及び給付金振込手数料、住民情報システム改修委託料等の増額です。

委員から、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、1節報酬の、会計年度任用職員5名分となっているが、既存職員か新規雇用かとの質疑に、新規雇用するとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議第110号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第110号は、原案可決確定いたしました。

日程第12 議第95号から日程第15 議第98号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第12、議第95号から日程第15、議第98号までの4件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第12、議第95号から、日程第15、議第98号までの4件につきまして、審査の結果の主なものを御報告いたします。

まず、日程第12、議第95号令和5年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,811万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ41億9,398万4,000円とするものです。

歳入は、4款国庫支出金を3万1,000円減額し、補正後の額を14万4,000円とするもので、その内訳は、1項国庫補助金、1目出産育児一時金臨時補助金の交付決定に伴う減額です。

7款繰入金は2,814万7,000円増額し、補正後の額は3億6,643万円です。その内訳は、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、職員給与費等繰入金や財政安定化支援事業繰入金の増額です。

債務負担行為ですが、診療報酬明細書等点検業務委託料は、毎月初めに、医療機関から提出された診療報酬明細書の点検等を行うもので、4月1日から点検等業務が発生するため、年度内に契約する必要があるため、期間を令和5年度から令和6年度とし、限度額を306万3,000円と設定するものです。

歳出の主なものは、1款総務費、2項徴税費、1目賦課徴収費に、国民健康保険税賦課方式変更に伴うシステム改修の委託料の追加、8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金に、令和3年度特別調整交付金（新型コロナウイルス感染症保険税減免対応分）の国に対する返納金と、令和4年度国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金の精算に伴う県への返納金の追加です。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第13、議第96号令和5年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ557万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億3,441万8,000円とするものです。

歳出は、介護保険制度改正に係るシステム改修委託料の増や、地域支援事業費の人員費の補正に伴うものです。

債務負担行為の地域包括支援センター業務委託料は、期間は令和5年度から令和6年度までの2年間、限度額は5,428万2,000円です。地域包括支援センター業務の委託契約期間が今年度末で終了するため、本年度中に4月1日からの委託先を決定し、契約する必要があるため、債務負担行為を設定するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第14、議第97号令和5年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）は、第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものです。

雑収益1,800万円の増額は、蓬莱配水池電気計装設備の落雷被害に伴う日本水道協会機械設備損害の保険金等の増額です。

第4条、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を13万6,000円増額し、8,417万6,000円に改めるものです。

次に支出ですが、1款、1項、1目、20節動力費120万円の補正は、令和4年度後半において雨量が少なかったことから、井ノ口水源系のポンプを使用する回数が増えたことで、今後不足が見込まれるために増額をするものです。2目配水及び給水費、15節委託料550万円

の補正は、水道施設等の維持管理業務を人吉市管工事協同組合に委託している業務の中で漏水事故対応において、修繕単価が高くなる道路内での漏水が数多く発生したことにより既決予算に不足が生じるため、これまでの実績をもとに必要とする額を算定し、増額するものです。漏水事故増加の原因として、水道管の老朽化に加え、昨年度と同様、災害復旧工事等に伴い大型トラックなどの関係車両が頻繁に道路を往来し、道路地下に埋設している水道管に影響したものと推測しているとの説明があつています。

資本的収入及び支出の支出、一般改良工事1,800万円の増額補正は、令和5年9月9日に発生した落雷により、蓬莱配水池の電気計装設備が焼損するなどの被害を受け、応急復旧により配水については大きな問題はないが、計装設備が被害を受け、正確な流量などが計測できない状態となっていることから、正常な稼働のため、設備の取替による復旧に伴うものです。

委員から、落雷による蓬莱配水池の電気計装設備の復旧工事に関し、落雷対策はどうなっているのか、避雷針は設置しないのかとの質疑に、配電盤の中に避雷装置が設置されているが、今回はそれで防げなかった。配水池は地下に埋設されているため、避雷針の効果については検討してみたいとの答弁。また、漏水の多発に伴う修繕費用の増額については、ダンプの往来が増加したことが原因だと推測されているが、対策を取っているのかとの質疑に、給水管は、これまでポリエチレン管の2層管を使用していたが、今年度から3層管に変更しているとの答弁があつております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第15、議第98号令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、人件費に伴うもの及び、紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業の一環である紺屋町地区污水管渠布設替等実施設計業務委託の補正、並びに青井被災市街地復興土地区画整理事業に関する予算の組み替えです。

第2条資本的収入及び支出は、当初予算第4条に定めた資本的収入及び支出を補正するもので、資本的収入を950万円増額し、合計を7億6,636万円とするものです。

支出は、資本的支出を976万6,000円増額し、合計を12億1,558万1,000円としています。

第3条企業債の変更は、予算第6条に定めました企業債のうち、公共下水道企業債の限度額を3億4,260万円から3億4,710万円に増額するものです。

第4条議会の議決を経なければ流用することができない経費は、予算第9条に定めた経費のうち、職員給与費を5,407万5,000円から5,384万1,000円に改めるものです。

第5条予算第11条に定めた繰越利益剰余金のうち4,179万2,000円を、繰越利益剰余金のうち4,160万4,000円に改め、同額を不足する額の補填として処分するものです。

下水道事業費用、1項企業債、1目建設改良等企業債を450万円増額し、合計を3億4,710万円としています。3項補助金、1目国庫補助金を500万円増額し、合計を4億1,280

万5,000円とするものです。これらは、紺屋町地区污水管渠布設替等実施設計業務委託に伴うものです。

また、工事請負費と負担金につきましては、青井被災市街地復興土地区画整理事業において、工事については県が実施することになったことから、予算の組み替えを行うものです。紺屋町地区污水管渠布設替等実施設計業務委託については、紺屋町地区は、紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業として復興建設部市街地復興課が取りかかっており、今回の予算は、土地区画整理事業に伴う污水管渠の布設替えや新設・撤去等に関する測量及び実施設計です。事業費1,000万円のうち補助金が500万円で、紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業区域の中の污水管渠に関する測量及び実施設計です。

なお、工事につきましては、土地区画整理事業の進捗に歩調を合わせたところで実施していく必要があるので、市街地復興課と連携を取っていきたいとの説明がありました。

委員から、工事はどのように進められるのかとの質疑に対し、紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業区域内であるため、区画整理事業の進捗に合わせて、令和5年度から令和8年度に順次行う予定としているとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第95号から議第98号までの4件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第95号、議第96号、議第97号、議第98号は、原案可決確定いたしました。

日程第16 議第99号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第16、議第99号を議題とし、経済建設副委員長の報告を求めます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第16、議第99号令和5年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

歳入の補正はございません。

歳出の補正ですが、1款、1項工業用地造成事業費、1目人吉中核工業用地造成事業費

を1億4,071万6,000円増額し、補正後の額を1億4,094万6,000円とするものです。22節償還金、利子及び割引料1億4,071万6,000円の増額は、ハラール対応拠点環境整備事業のため、地域再生戦略交付金の交付を受けて中核工業用地造成工事を行ったものだが、当初の目的であったハラール市場に特化したセントラルキッチンの形成は行わないこととなったため、予備費から同額を組み替え、同交付金を返還するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの副委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第99号について、経済建設副委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第99号は、原案可決確定いたしました。

日程第17 陳第5号

○議長（宮原将志君） 次に日程第17、陳第5号を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。松村太議員。

○2番（松村 太君）（登壇） 総務文教委員会に付託されました日程第17、陳第5号村山公園内のテニスコートの壁打ち用施設の新設に関する陳情書につきまして、審査の結果を報告いたします。

この陳情は、令和5年11月9日に、人吉市テニス協会長、前村勝成氏、ほか1名から提出されたものです。

陳情の内容としましては、令和5年3月に、村山公園内のテニスコートの壁打ち用施設が耐震基準を満たしていないとの理由で改修されました。村山公園内のテニスコートの壁打ち用施設は、織月杯、市長杯などのテニス大会の際の選手の調整用として、また、日頃の練習用としてなくてはならない施設であり、新設を求めるものです。

審査の過程において委員から、人吉市テニス協会に在籍している方は何名いるのか、また、陳情書同様に考えている方はどのくらいおられるのかとの質疑に対し、人吉市テニス協会会員数が48名、人吉ソフトテニス協会会員数が124名、人吉球磨ソフトテニス協会会員数が511名である。聞いている話の中ではあるが、壁打ち用施設を日頃から利用されていたのは、ごく

少数のようである。多くの方は隣のテニスコートを利用され、一般的には練習パートナーと一緒に来られると思う。練習に来て、よく一人でも楽しまれていたのは2名程度と聞いているとの答弁。ブロック塀の耐震基準である2.2メートルよりも低い位置で改修してあるが、なぜ2.2メートル位置で切らなかったのかとの質疑に対し、2.2メートルを下回れば安全ということではないし、後ろの控え壁の状況も基準を満たしていなかったので、都市計画課と協議し、専門家の意見を踏まえ、安全を優先する今の形となったとの答弁。土のテニスコート2面を人工芝に整備してほしい要望があるとのことだが、整備費用は幾らほどになるのかとの質疑に対し、現在の6面のコートを整備した際の総事業費が約1億円だった。2面の整備費用が、単純に割った額を掛けてできるかということ、事情が違うかと思う。テニスコートの整備費用には助成金があると思うとの答弁がっております。

委員から、テニスコートの整備を要望される声が多いということで、そちらを優先すべきと思う。仮に壁打ち用の施設が必要となった場合には、テニスだけではなくサッカーや野球など幅広いスポーツに対応できるようにしたほうがいいと思う。

田野町のテニスコートがなくなり、村山公園のテニスコート利用希望者が増え、利用が取り合いになっている状況を聞き、優先順位でいけばテニスコートを整備することが必要だと思う。

未整備の2面のテニスコートを先に整備すればテニスに参加できる方が増えることになるので、まずはテニスコートの整備に力を注いでいただきたい。

優先すべきは土のコートの改修だと思う。壁打ち用施設を利用するのは、1名しか同時には利用できない。改修費用もかなりかかるということなので、この陳情書に関しては不採択だと思うと意見が出されました。

挙手による採決の結果、賛成者はなく不採択とすることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は起立採決といたします。

陳第5号についての委員長報告は不採択であります。よって、陳情そのものについて採決いたします。

お諮りします。陳第5号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立なし]

○議長（宮原将志君） 起立なし。

よって、陳第5号は、不採択とすることに決しました。

日程第18 復興・安全まちづくりに関する特別委員会委員長の報告

○議長（宮原将志君） 次に、日程第18、復興・安全まちづくりに関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君）（登壇） 日程第18、復興・安全まちづくりに関する特別委員会委員長報告をいたします。

第4回復興・安全まちづくりに関する特別委員会は、令和5年11月28日火曜日に開催をし、審議事項1では、相良町災害公営住宅に移動し、現地視察を実施しました。団地全体の配置や集会所、住居者数に応じた各部屋の内覧を行い、執行部より説明を受けております。

委員から、駐車場のアスファルトは吸水性があるものなのか、また、来客用の駐車場の数は何台分かとの質疑に対し、執行部から、アスファルトの吸水性はない。また、来客駐車場は、障害者用の3台分を含め7台分を確保していると答弁。そのほか、子供用遊具の設置は考えているのかとの質疑に対し、遊具の設置については考えていないと答弁がっております。

現地視察の後、審議事項2では、人吉市復興計画及び人吉市復興まちづくり計画に基づく取組状況について、復興支援課より変更点及び追記箇所についての報告があり、審議事項3、人吉市復興まちづくり計画の進捗について、青井地区、中心市街地地区については、市街地復興課より、まず、青井地区の土地区画整理事業区域12街区のうち、7街区で仮換地が予定されており、95%の権利者が同意しているとの説明を受けております。さらに、紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業については、山田川広域河川改修事業の詳細設計完了や泉田川付け替え、換地設計、資金計画の変更に伴う事業計画の変更手続き、今後の事業スケジュール案などの事業計画変更案について説明を受けました。

また、鶯温泉周辺の整備方針案や球磨川水系山田川河川整備についても説明がっております。

審査の過程において委員から、山田川左岸の道路拡張は、なぜ6.5メートルから6メートルになったのか、また、なぜ6メートルなのか。計画では、西側から東側に向かって低くなるが、ひな壇みたいになるのかとの質疑に対して、執行部からは、道幅の0.5メートルはガードレールの分として設計されていた部分で、そこが道路区域から河川区域に変更となったためであり、道幅の変更はない。道路幅を6メートルとする理由は、避難路を兼ねた4メートル堤防道路を有効活用し、2メートル加えて市道として認定することで、地権者の減歩の緩和に寄与する。さらに、商業地として建物の建築容積率の上限がアップできる。また、西から東へ向かって低くなる事業区域については、宅地ごとの高低差が大きくなる場合は、必要に応じて擁壁などの設置を検討している。区画道路などを整備して、宅地の地盤はそれよりも高くなると答弁がっております。さらに、委員からは、右岸の吉野旅館側の道幅は現

在のままなのか、新温泉についてはどうなっているのかとの質疑に対し、執行部からは、対岸である右岸側は、現在の4メートルのままである。新温泉については、最適な工法など文化庁とも協議を進めながら、市の文化課と連携し協議を進めているとの答弁がっております。

審議事項4、避難路整備の進捗については、道路河川課より、整備対象箇所は22か所で、26の路線がある。5つの評価項目から優先度ごとに、3期計画として、1期計画に7路線、2期計画に8路線、3期計画に7路線を位置づけした。路線ごとの地元説明会を実施しており、令和6年3月には設計が完了するので、実施計画を公表させていただきたいと説明を受けました。

審査の過程において委員から、優先度が3期計画の避難路整備道路でも、割れや傾きがあり危険な道路は早めにはできないか、その辺りをどう考えているのかとの質疑に対し、執行部からは、来年3月までに見直しをかけ、優先順位を上げていきたいと答弁がっております。

以上、復興・安全まちづくりに関する特別委員会委員長の報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、復興・安全まちづくりに関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第19 人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（宮原将志君） 次に、日程第19、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君）（登壇） 日程第19、人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

令和5年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会1日目が、令和5年11月24日金曜日午前10時から開催されました。

日程第1、会議録署名議員の指名では、12番、杉野久志議員（水上村）、13番、杉野貴文議員（水上村）が指名されました。

日程第2、会期の決定では、皆越てる子（あさぎり町）議会運営委員会委員長報告の後、会期は11月24日に開会し、12月22日を閉会とする29日間とし、11月25日から12月21日までを休会とすることに決定しました。

日程第3、行政報告では、令和5年第3回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。

日程第4、認定第1号令和4年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、これは継続案件であります。この案件については、8月25日に開かれた第3回人吉球

磨広域行政組合議会定例会において令和4年度決算特別委員会が設置され、同委員会に付託されており、田山淳士（五木村）同委員会委員長から認定とする報告があり、質疑、採決を行い、原案のとおり認定されました。

日程第5、議案第11号人吉球磨広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第6、議案第12号令和5年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第2号）、日程第7、議案第13号令和5年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額の補正（第1号）、この3件では一括して理事会代表理事の提案理由の説明を受け、日程第5、議案第11号及び日程第6、議案第12号については、執行部の補足説明を受けた後、質疑、採決を行い、原案のとおり可決されました。

閉会日となる12月22日の議事日程については、最初に一般質問を行い、次に議案第13号について執行部の補足説明の後、質疑、採決を行い、最後に委員会の閉会中の継続調査を諮り閉会することとし、定例会1日目を散会しました。

以上、令和5年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会1日目の報告を終わります。

日程第20 人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（宮原将志君） 次に、日程第20、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。松村太議員。

○2番（松村 太君）（登壇） 日程第20、人吉下球磨消防組合議会の報告を行います。

令和5年11月22日午後2時より、第4回人吉下球磨消防組合議会定例会が人吉下球磨消防組合消防本部会議場にて開催されました。

日程第1、会期の決定では、令和5年11月22日の1日間とし、日程第2、会議録署名議員の指名では、5番、東純一議員（球磨村選出）と4番、川邊正美議員（五木村選出）の2名が指名されました。

日程第3、議案第1号令和4年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出決算の認定については、会計管理者より決算内容と成果について説明があり、続いて、監査委員より監査結果と意見書の説明があり、全員異議なく、これを認定いたしました。

日程第4、議案第2号人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告に伴う一般職の国家公務員に準じた改正を行うものです。

日程第5、議案第3号人吉下球磨消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令、及び国が示す火災予防条例（例）の一部が改正されたことから、人吉下球磨消防組合火災予防条例の一部を改正するものです。

議案第2号、議案第3号、いずれも原案どおり全会一致で可決いたしました。

日程第6、議案第4号令和5年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第3号）については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ112万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,215万8,000円とするものです。原案どおり全会一致で可決いたしました。

日程第7、消防庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告では、令和5年8月21日に第11回、令和5年9月27日に第12回が開催されたことについて報告がありました。

第11回では、消防本部・中央消防署庁舎移転地についてのこれまでの事業経過の説明があり、人吉市鬼木町の梢山工業団地にある市有地を建設予定地にすることや、今後のスケジュールの報告がありました。

また、消防本部・中央消防署庁舎整備基本計画暫定版の説明があつております。

第12回では、前回説明があつた消防本部・中央消防署庁舎整備基本計画暫定版からの変更点の説明があり、確定版とすることです承されました。

また、消防本部・中央消防署庁舎移転地が決定し、事業を進めていくに当たり、梢山工業団地内の各企業に説明したことや、今後、移転地近隣町内である鬼木町と願成寺町内会、人吉市町内会長会へ説明会を計画することの報告がありました。

以上、報告を終わります。

日程第21 議員派遣について

○議長（宮原将志君） 次に、日程第21、議員派遣についてを議題といたします。

本件につきましては、議員を派遣する際には会議規則第123条の規定により議会の議決を要するものであります。

お諮りします。ただいまお手元に配付してありますように牛塚孝浩議員を派遣することに、また、川上紗智子議員ほか14名を派遣することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

日程第22 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（宮原将志君） 次に、日程第22、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員長及び議会運営委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申出があつております。各委員長の申出に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。各委員長の申出のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、申出のとおり決定いたします。

閉会中の継続審査・調査の申出があった事件

(令和5年12月第6回人吉市議会定例会)

○予算委員会

事件の番号	件 名	理 由
	一般会計予算の歳入に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件 名	理 由
	公共交通のあり方に関する事	実情を調査する必要があるため
	中学校部活動の地域移行に関する事	実情を調査する必要があるため
	市政の企画に関する事	実情を調査する必要があるため
	行財政に関する事	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関する事	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関する事	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	災害復興に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件 名	理 由
	空き家対策に関する事	実情を調査する必要があるため
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関する事	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関する事	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関する事	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関する事	実情を調査する必要があるため

	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため
--	----------------	----------------

○経済建設委員会

事件の番号	件名	理由
陳第4号	九日町・大工町の災害公営住宅の建設に関する陳情書	慎重審査を必要とするため
	インフラ整備（道路等）の維持に関すること	実情を調査する必要があるため
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関すること	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件名	理由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

日程の追加について

○議長（宮原将志君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

人吉市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 人吉市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（宮原将志君） それでは、人吉市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦とし、指名の方法は議長において指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦とし、議長より指名いたします。

選挙管理委員会委員に、井上亮二さん、宮本昭博さん、武井京子さん、蔵座貴子さん。補充員に、1番、東一幸さん、2番、笹本澄子さん、3番、大瀬彦一さん、4番、元田國博さんを指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました方々を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました委員4名、補充員4名の方々が、選挙管理委員会委員及び補充員に当選されました。

○議長（宮原将志君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年12月第6回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午後0時05分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 宮原将志

人吉市議会議員 大塚則男

人吉市議会議員 平田清吉